

深浦町地域防災計画

—— 資 料 編 ——

(令和7年3月作成)

深浦町防災会議

条 例 等

目 次

深浦町附属機関に関する条例-----	1
深浦町防災会議運営要綱-----	4
深浦町防災会議委員名簿-----	5
深浦町災害対策本部条例-----	6
深浦町災害対策本部に関する規則-----	7
深浦町職員の非常災害防護措置規定-----	16
深浦町防災行政情報伝達システム管理運営規則-----	18
深浦町防災行政情報伝達システム管理運営要綱-----	24
深浦町火入れに関する条例-----	31

深浦町附属機関に関する条例

平成17年3月31日

条例第12号

改正

平成18年	6月	8日	条例第55号
平成18年	12月	13日	条例第66号
平成21年	3月	16日	条例第1号
平成26年	12月	9日	条例第19号
平成27年	3月	13日	条例第1号
平成27年	3月	13日	条例第15号
平成27年	12月	8日	条例第31号
平成30年	3月	30日	条例第18号
平成31年	3月	8日	条例第1号
令和元年	6月	13日	条例第22号
令和6年	3月	15日	条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、条例で設置される附属機関のうち、その組織等について条例で定めるところとされている町長の附属機関の組織、会議の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例で設置する附属機関の組織等)

第2条 町に別表第1に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

(法令で設置された附属機関の組織等)

第3条 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織、運営等について条例で定めるところとされているものの名称、担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表第2の当該各欄に掲げるとおりとする。

(会長及び副会長)

第4条 会長及び副会長は、別表第1及び別表第2の会長及び副会長の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が2人置かれる附属機関においては、副会長の行う前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長が定めるところによる。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長を置かない附属機関において当該附属機関の会長に事故があるとき、若しくは欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(委員の任命等)

第5条 法令に別に定めのあるものを除くほか、委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成欄に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

2 委員に、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 附属機関の会議は、必要に応じ町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 法令に別に定めのあるもの並びに深浦町防災会議（以下「防災会議」という。）を除くほか、会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議（防災会議を除く。）の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会等）

第7条 法令に別に定めのあるものを除くほか、町長は、必要があるときは、附属機関に部会、専門委員、参与、幹事等を置くことができる。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附則（平成18年6月8日条例第55号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成18年12月13日条例第66号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成21年3月16日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成26年12月9日条例第19号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

1 この条例の施行の際現に深浦町附属機関に関する条例の規定による深浦町総合計画審議会の委員である者は、第9条の規定による深浦町総合計画審議会の委員に委嘱されたものとみなし、その委員の任期は、第10条第2項の規定にかかわらず、平成28年10月14日までとする。

附則（平成27年3月13日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成27年3月13日条例第15号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成27年12月8日条例第31号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成30年3月30日条例第18号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附則（平成31年3月8日条例第1号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和元年6月13日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（令和5年3月10日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（令和6年3月15日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

（別表第1 省略）

別表第2（第3条、第4条、第5条関係）抜粋

名称	担当する事務	組織	委員の構成	定数	任期	会長等の選任方法	庶務担当課
深浦町防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定により次に掲げる事務をつかさどる。 1 深浦町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 2 深浦町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。 3 水防法（昭和24年法律第193号）第25条の水防計画を調査審議すること。 4 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務	災害対策基本法の規定による。	1 指定地方行政機関の職員のうち町長が任命する者 2 青森県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 3 青森県警察の警察官のうち町長が任命する者 4 町長がその部内の職員のうちから指名する者 5 教育長 6 鯉ヶ沢地区消防事務組合消防長及び消防団長 7 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者	28人以内	2年	会長は町長をもって充てる。	総務課

法令で設置する附属機関の組織等

深浦町防災会議運営要綱

平成17年3月31日

訓令第19号

(趣旨)

第1条 深浦町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営については、深浦町附属機関に関する条例（平成17年深浦町条例第12号）に定めるところによるほか、この訓令によるものとする。

(会議の招集)

第2条 防災会議は、会長が必要と認めるとき、又は委員2人以上の要求があったとき、会長がこれを招集する。

(会議)

第3条 防災会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

(議決)

第4条 防災会議は、出席委員全員の意見一致をもって議事を決するものとする。

(会議録)

第5条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める参考事項

(専決処分)

第6条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができるものとする。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
 - (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
 - (3) 関係機関の長に対し資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- 2 防災会議を招集する暇のないとき、その他やむを得ない理由により防災会議を招集できないときは、会長は、専決することができるものとする。
- 3 会長は、前2項により専決した事項については、次回の防災会議においてこれを報告し、承認を求めるものとする。

(事務局)

第7条 防災会議の事務を処理するため、事務局を総務課に置く。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

附則

この訓令は、平成17年3月31日から施行する。

深浦町防災会議委員名簿

種 別	職 名
会 長	深 浦 町 長
1号委員	津 軽 森 林 管 理 署 長
	青 森 地 方 気 象 台 防 災 管 理 官
2号委員	青 森 県 西 北 農 林 水 産 事 務 所 長
	青 森 県 西 北 県 土 整 備 事 務 所 長
3号委員	鯡 ヶ 沢 警 察 署 長
4号委員	深 浦 町 副 町 長
	深 浦 町 総 務 課 長
5号委員	深 浦 町 教 育 長
6号委員	鯡 ヶ 沢 地 区 消 防 事 務 組 合 消 防 長
	深 浦 町 消 防 団 長
7号委員	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株) 五 所 川 原 駅 長
	N T T 東 日 本 (株) 青 森 支 店 青 森 災 害 対 策 室 長
	東 北 電 力 ネ ッ ト ワ ー ク (株) 五 所 川 原 電 力 セ ン タ ー 長
	日 本 赤 十 字 社 青 森 県 支 部 評 議 員

深浦町災害対策本部条例

平成17年3月31日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき深浦町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

深浦町災害対策本部に関する規則

平成17年3月31日

規則第23号

改正

平成19年	3月19日	規則第11号
平成20年	6月2日	規則第10号
平成21年	10月26日	規則第19号
平成24年	3月13日	規則第5号
平成27年	3月23日	規則第9号
平成31年	3月18日	規則第9号
令和4年	3月24日	規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、深浦町災害対策本部条例（平成17年深浦町条例第20号）第4条の規定に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び設置場所等)

第2条 本部の名称及び場所は、その都度町長が定める。

(副本部長及び本部員等)

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長をもって充てる。

2 本部に本部付を置き、教育長をもって充てる。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 深浦町行政組織に関する規則（平成17年深浦町規則第2号。以下「行政組織に関する規則」という。）第14条第1項に規定する課長及び第25条第1項に規定する会計管理者並びに第44条別表第2に掲げる支所長及び深浦診療所事務長

(2) 議会事務局の長

(3) 農業委員会事務局の長

(4) 教育委員会事務局の課長

(本部会議)

第4条 本部に災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）、副本部長、本部付及び本部員をもって構成する本部会議を置く。

2 本部会議は、災害予防及び災害応急対策に関する実施計画並びに総合調整を要する事項を審議する。

3 本部会議は、副本部長が主宰する。ただし、副本部長が主宰できないときは、副本部長がこれを代理する。

(部及び部長等)

第5条 本部に次の表の左欄に掲げる部を置き、当該部の部長は、当該右欄に掲げる職にある本部員をもって充てる。

部名	職名
総務部	総務課長
財政部	財政課長
総合戦略部	総合戦略課長
税務会計部	税務会計課長
町民部	町民課長
福祉部	福祉課長
健康推進部	健康推進課長
農林水産部	農林水産課長

観光部	観光課長
建設水道部	建設水道課長

(部次長等)

第6条 部に次長を置き、当該部の次長は、行政組織に関する規則に規定する各課長及び出先機関の長の次の職にある者をもって充てる。

(部の事務分掌)

第7条 前条に規定する部の事務分掌は、次の表のとおりとする。

部	事務分掌
総務部	(1) 災害に関する情報の収集及び整理に関すること。 (2) 関係機関との連絡に関すること。 (3) 課設置条例第2条に規定する総務課の事務分掌のうち防災に関連する事項に関すること。 (4) 他の部に属さない事項に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、本部の庶務に関すること。
財政部	課設置条例第2条に規定する財政課の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。
総合戦略部	課設置条例第2条に規定する総合戦略課の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。
税務会計部	課設置条例第2条に規定する税務会計課の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。
町民部	課設置条例第2条に規定する町民課の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。
福祉部	課設置条例第2条に規定する福祉課の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。
健康推進部	課設置条例第2条に規定する健康推進課の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。
農林水産部	課設置条例第2条に規定する農林水産課の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。
観光部	課設置条例第2条に規定する観光課の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。
建設水道部	課設置条例第2条に規定する建設水道課及び深浦町水道事業の設置等に関する条例(平成24年深浦町条例第15号)第3条第2項に規定する建設水道課の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。

(班)

第8条 前条に規定する部に班を置くことができる。

(班の名称、班長等)

第9条 班の名称は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、班に班長を置き、班長は、当該右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

部	班	係長等
総務部	総務・秘書班	総務課長補佐(行政係)
	動員班	行政係長
	受援班	行政係
	情報収集分析班	危機管理専門員

	対策調整班	総務課長補佐（消防防災係） 消防防災係長
	地域班	岩崎・大戸瀬支所長補佐
財政部	財政班	財政係長
	公有財産管理班	公有財産管理係長
	情報システム班	情報システム係長
総合戦略部	広報・公聴班	企画調整係長 地域政策係長
	物資拠点班	地域政策係長
税務会計部	税務班	税務係長
	収納班	収納係長
	固定資産班	固定資産係長
	出納班	出納係長
町民部	町民生活班	町民生活係長
	総合窓口班	総合窓口係長
福祉部	福祉班	福祉ふれあい係長 子育て支援係長
		避難所班
	健康推進部	健康増進班
包括支援班		包括支援係長
農林水産部	農業政策・農業振興班	農業政策係長 農業振興係長
		林業振興班
	水産班	水産振興係長
観光部	商工班	商工振興係長
	観光班	観光振興係長
建設水道部	管理班	管理係長
	建設班	建設係長
	土地改良班	土地改良係長
	漁港整備班	漁港整備係長
	給水班	水道係長
	復旧班	下水道係長

2 班は、それぞれ前項の右欄に掲げる職にある者の置かれた課に所属する職員をもって編成する。

3 班長は、分担事務を処理するため必要な係を設け、当該係の分担事務並びに係長及び係員を定めておかなければならない。

（班の分担事務）

第10条 前条に規定する班の分担事務は、おおむね別表第1のとおりとする。

（議会部、医務部及び教育部）

第11条 本部に議会部、医務部及び教育部を置く。

議会部

(1) 議会部の部長は、議会事務局長をもって充てる。

- (2) 議会部は、議会事務局の災害に関連する事項の分掌事務を処理するものとする。
- (3) 議会部は、議会事務局に所属する職員をもって充てる。
- (4) 議会部の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

医務部

- (1) 医務部の部長は、深浦診療所事務長をもって充てる。
- (2) 医務部は、医務部の災害に関する事項の文書事務を処理するものとする。
- (3) 医務部は、深浦診療所及び関診療所に属する職員をもって充てる。
- (4) 医務部の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

教育部

- (1) 教育部の部長は、教育課長をもって充てる。
- (2) 教育部は、教育委員会の災害に関連する事項の分掌事務を処理するものとする。
- (3) 教育部は、教育委員会に所属する職員をもって充てる。
- (4) 教育部の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

(農業委員会事務局の職員)

第12条 農業委員会事務局の職員は、第7条に規定する農林部に編成されるものとする。
(その他)

第13条 この規則に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附則(平成19年3月19日規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成20年6月2日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成21年10月26日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則(平成24年3月13日規則第5号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附則(平成27年3月23日規則第9号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成31年3月18日規則第9号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則(令和4年3月24日規則第46号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

部	班	分担事務
総務部	総務・秘書班	(1) 災害関係の陳情に関する事 (2) 報道機関に関する事 (3) 各部（各班）の総合調整に関する事 (4) 議会との連絡に関する事 (5) 本部長及び副本部長の秘書に関する事 (6) 視察受け入れ対応に関する事 (7) 他部に属さない事項
	動員班	(1) 職員の非常招集（動員）及び非常配置に関する事
	受援班	(1) 町内諸団体（自主防災組織・婦人会・町内会等）の協力要請に関する事 (2) 知事への応援要請及び連絡調整に関する事 (3) 応援受け入れの統括に関する事
	情報班	(1) 気象状況等の総括に関する事 (2) 被害状況の把握及び報告に関する事 (3) 災害情報の総括に関する事
	対策調整班	(1) 防災会議に関する事 (2) 災害対策本部の運営及び統括に関する事 (3) 避難勧告等に関する事 (4) 避難所の開設・閉鎖の決定に関する事 (5) 知事への自衛隊派遣要請に関する事 (6) 知事への防災ヘリコプターの要請に関する事 (7) 防災関係機関との連絡調整に関する事 (8) 電力・ガス・通信等インフラの応急回復に関する事 (9) 防災行政無線の管理及びその他の災害通信に関する事 (10) 消防活動に関する事 (11) 危険・警戒区域設定の決定に関する事 (12) 前各号に掲げるもののほか、防災に関する事
地域班	(1) 地域の災害情報の収集・連絡に関する事 (2) 管内関係団体との連絡に関する事	
財政部	財政班	(1) 災害応急対策関係予算に関する事 (2) 災害応急対策資金に関する事 (3) 応急公用負担に関する事 (4) 災害対策用品・物資・機材の調達に関する事 (5) 燃料の確保に関する事 (6) 前各号に掲げるもののほか、財政措置全般に

		関すること。
	公有財産管理班	(1) 庁舎、町有施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (2) 町有物件の災害共済手続に関すること。 (3) 輸送力の確保及び配分に関すること。 (4) 公用自動車の管理運営に関すること。 (5) 災害支援物資等の輸送に関すること。 (6) 他班の実施事項の応援に関すること。 (7) 町有財産の被害調査に関すること。 (8) 他班の応援に関すること。
	情報システム班	(1) 災害時の情報システムの維持運営に関すること。
総合戦略部	広報・広聴班	(1) 災害対策の取材（写真を含む。）に関すること。 (2) 災害広報に関すること。 (3) 広聴活動に関すること。 (4) 路線バス運行の確保・広報に関すること。
	物資拠点班	(1) 災害物資拠点への支援物資の保管、払い出し等の管理に関すること。 (2) 物資拠点運営に係る受援に関すること。
税務会計部	税務班	(1) 税務課分掌事務に係る情報収集及び被害調査に関すること。 (2) 税務相談に関すること。 (3) 労務供給対策に関すること。
	収納班	(1) 税の減免に関すること。 (2) 他班の実施事項の応援に関すること。
	固定資産班	(1) 被害世帯の固定資産の被害調査に関すること。
	出納班	(1) 支援金・義援金の受領及び保管に関すること。 (2) 災害関係経費の経理に関すること。
町民部	町民生活班	(1) 被災住民の相談に関すること。 (2) 死体の処理及び埋火葬に関すること。 (3) 防疫対策に関すること。 (4) 災害廃棄物の処理・清掃及びし尿処理対策に関すること。 (5) ペット対策に関すること。
	総合窓口班	(1) 被害届の受付、り災証明の発行などの災害に係る証明事務の実施に関すること。 (2) 窓口業務に係る受援に関すること。 (3) 被災者台帳に関すること。
福祉部	福祉班	(1) 災害救助法関係の総括に関すること。 (2) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金貸付けに関すること。 (3) 災害救助物資等の給貸与に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> (4) ボランティア活動との調整に関すること。 (5) 災害時要支援者の安全確保に関すること。 (6) 福祉避難所に関すること。
	避難所班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難所の運営に関すること。 (2) 炊き出しの実施及び提供に関すること。 (3) 避難所運営に係る受援に関すること。
健康推進部	健康増進班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難所・被災者の衛生に関すること。 (2) 被災者及び職員のメンタルケアに関すること。 (3) 現地救護所開設の応援に関すること。 (4) 現地救護所のトリアージ、患者搬送の応援に関すること。 (5) 保険衛生に係る、受援に関すること。 (6) 入浴対策に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、保健衛生全般に関すること。
	包括支援班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災者の住まいに関する相談に関すること。 (2) 仮設住宅の入居に必要な調査に関すること。 (3) 災害公営住宅並びに既設の公営住宅への入居に関すること。
農林水産部	農業政策・農業振興班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農林課分掌事務に係る情報収集及び被害調査に関すること。 (2) 農作物の緊急措置に関すること。 (3) 災害用食料（主食・生鮮食品）の確保に関すること。 (4) 農林水産業応急対策金融措置に関すること。 (5) 被害対策に要する物資及び資材等の把握調達に関すること。 (6) 農業用施設（建設部に係るものを除く。）の応急対策及び災害復旧に関すること。 (7) 家畜防疫対策及び飼料需給に関すること。 (8) へい獣処理に関すること。 (9) 前各号に掲げるもののほか、農林業全般に関すること。 (10) 農林水産事業に係る受援に関すること。
	林業振興班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅の応急資材に関すること。 (2) 林産物の応急対策及び供給対策に関すること。 (3) 他班の実施事項の応援に関すること。
	水産班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水産食品の確保に関すること。 (2) 流出油等に関すること。 (3) 海上災害応急対策に関すること。 (4) その他水産全般に関すること。
観光部	商工班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 危険物保安に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> (2) 商工業者金融対策に関すること。 (3) 応急食料及び加工食品（副食、調味料等）の調達に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、商工全般に関すること。
	観光班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 観光施設の被害調査並びに安全対策に関すること。 (2) 旅行者の災害応急対策に関すること。 (3) 他班の実施事項の応援に関すること。
建設水道部	管理班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建設課分掌事務に係る情報収集及び被害調査の総括に関すること。 (2) 施設関係の陳情計画に関すること。 (3) 建設技術者及び従事者の確保に関すること。 (4) 建築物の応急危険度判定に関すること。 (5) 建築物の住家被害認定調査に関すること。 (6) 土木、建築、障害物除去等に係る受援に関すること。 (7) 危険・警戒区域の設定の関係機関との調整に関すること。 (8) 建設課業務に係る受援に関すること
	建設班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること。 (2) 通行不能箇所等の表示及び整理に関すること。 (3) 輸送道路等、交通確保及び障害物の除去に関すること。 (4) 公共土木施設の応急対策及び災害復旧に関すること。 (5) その他公共施設全般に関すること。 (6) 住宅建築の指導に関すること。 (7) 土木、建築の応急対策及び災害復旧に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、土木建築全般に関すること。
	土地改良班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農業用施設（建設部に係るもの。）の応急対策及び災害復旧に関すること。
	漁港整備班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 漁港施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
	財産整備班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町有財産の被害調査に関すること。 (2) 他班の応援に関すること。
	給水班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 飲料水の確保及び給水に関すること。 (2) 断水時の広報に関すること。 (3) 水道施設及び飲料施設の衛生保持に関すること。 (4) 給水車両の借り上げ及び配車に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> (5) 給水に関する他市町村等への応援要請に関すること。 (6) 上下水道技術者及び従事者の受援に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、給水及び水道施設全般に関すること。
	復旧班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 上下水道施設の被害調査に関すること。 (2) 上下水道施設の応急対策及び災害復旧に関すること。 (3) 前各号に掲げるもののほか、下水道及び排水施設全般に関すること。

別表第2（第11条関係）

部	班	分担事務
議会部	議会班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町議会議員の被災地視察に関すること。 (2) 町議会議員の連絡に関すること。 (3) 前各号に掲げるもののほか、議会班の実施事項に関すること。
医務部	医療・救護班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療及び助産に関すること。 (2) 患者のトリアージ及び搬送医療機関との連絡調整に関すること。 (3) 現地救護所の開設に関すること。 (4) 医療薬剤及び資機材の確保に関すること。 (5) 収容患者の避難誘導に関すること。 (6) 医療に係る受援に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、医療全般の災害応急対策に関すること。
教育部	学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会所管事務に係る情報収集及び被害調査に関すること。 (2) 町立学校の保全及び復旧措置に関すること。 (3) 応急教育に関すること。 (4) 被災児童及び生徒の避難及び救護に関すること。 (5) 町立学校の保健衛生に関すること。 (6) 生徒の動員要請に関すること。 (7) 学用品及び教科書の調達配分に関すること。 (8) 応急給食（炊出し）に関すること。 (9) 前各号に掲げるもののほか、学校教育全般の応急対策に関すること。
	社会教育班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会教育施設の保全及び復旧措置に関すること。 (2) 文化財の保全及び復旧対策に関すること。 (3) 社会教育団体の応急要請に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、社会教育全般の応急対策に関すること。

深浦町職員の非常災害防護措置規定

平成17年3月31日

訓令第26号

(非常災害時の防護)

第1条 庁舎及びその付近に火災その他非常災害が発生したときは、この訓令の定めるところにより、職印、庁印、重要文書その他の庁具を防護する。

(非常災害時にとる行動)

第2条 勤務時間外又は休日に庁舎及び付近に火災その他非常災害が発生したときは、職員は速やかに登庁し、上司の指揮を受けなければならない。

2 課長及び出先機関の長(以下「課長等」という。)は、所属職員を指揮して前条に規定する防護に当たらなければならない。ただし、課長等が不在のときは、火気責任者がこれに代わる。

(火気責任者)

第3条 平素各室の火気取締り及び非常災害防護の任に当たるため各室に火気責任者を置く。

2 前項より選任された火気責任者の氏名は、常に掲示して置くものとする。

(非常災害の急報)

第4条 庁舎又は付近に非常災害の発生を発見した職員は、臨機の処置を講ずるとともに町長、副町長、課長等に急報し、その指揮を求めなければならない。

2 火災の場合は、前項の処置に先立ち消防機関に急報しなければならない。

(指揮本部の設置)

第5条 非常災害に際し必要があるときは、適当な場所に指揮本部を置く。

2 指揮本部には、標礼又は提燈を掲げてその位置を標示する。

(文書及び庁具の搬出等)

第6条 火災その他非常災害が庁舎に発生し、又は庁舎が危険にひんしたときは、課長等及び火気責任者は、職員を指揮して次の順序により文書及び庁具をあらかじめ指定されている場所に搬出し、監視人を定め監守させなければならない。ただし、緊急を要する場合においては、所属課係の如何を問わず、上級職員の指揮により処理し、搬出場所の変更についても臨機の処置をとらなければならない。

(1) 職印、庁印及び搬出を必要とする貴重品

(2) 「非常持出」の表示あるが文書及び庁具

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める文書、簿冊及び図書

(4) 諸機械器具及びその他の庁具

(「非常持出」の表示)

第7条 重要な文書及び庁具には、「非常持出」の表示を掲げて非常災害に際し、直ちに搬出し得るよう整理して置かななければならない。

(金銭及び貴重品の監守)

第8条 金銭及び貴重品を管理する課長等は、非常災害発生の場合において、速やかにこれを金庫その他適当な容具に収納の上、監視人を定めて監守しなければならない。

(計画書の提出)

第9条 課長等は、非常災害の際における所属職員間の連絡並びに重要文書及び庁具の搬出、監守等についてあらかじめ計画書を総務課長に提出しなければならない。

(その他の非常災害の措置)

第10条 職員は、庁舎及びその付近以外に非常災害が発生し、又は非常災害の発生を知ったときは、第4条の例により措置しなければならない。

附則

この訓令は、平成17年3月31日から施行する。

附則（平成19年3月19日訓令第4号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

深浦町防災行政情報伝達システム管理運用規則

令和3年3月25日

訓令第13号

深浦町防災行政用無線局管理運用規則（平成17年3月31日規則第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、深浦町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する深浦町防災行政情報伝達システム（以下「システム」という。）の管理運用について、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）及び関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) システム @ i n f o C a n a l 及び地域振興波を利用し、屋外拡声子局及び戸別受信機等を用い、町民へ防災行政情報を伝達するための手段の総称をいう。
- (2) @ i n f o C a n a l NTTアドバンステクノロジー㈱が提供する、IP通信網を利用した情報配信サービスをいう。
- (3) 地域振興波無線装置 IP通信網が整備されていない地区を補助するための60MHzを利用した通信に用いる無線装置をいう。
- (4) 屋外拡声子局 受信した情報を拡声放送するために屋外に設置されたスピーカをいう。
- (5) 戸別受信機 受信した情報を放送するため屋内に設置する受信設備をいう。@ i n f o C a n a l系と地域振興波系の2種類を持つ。
- (6) タブレット型受信装置 受信した情報を、聴覚に障害がある者に情報を知らせるために文字によって表示する受信設備をいう。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め、前項3号にのみ適用する。

- (1) 無線局 法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 無線系 前号の無線局及びその附帯施設を含めた通信システムをいう。
- (3) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

（設置）

第3条 町は、別表第1のとおり屋外拡声子局及び地域振興波用無線局を設置する。

（システムの回線構成）

第4条 システムの回線構成は、別表第2のとおりとする。

（システムの総括管理者）

第5条 システムに総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、深浦町長とする。
- 3 総括管理者は、システムの管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

（管理責任者）

第6条 システムに次に掲げる管理責任者を置く。

- 2 システムの管理責任者は、総務課長の職にある者とする。
- 3 管理責任者は、総括管理者の命を受け、前項に規定する無線系の管理及び運用の業務を行うとともに通信取扱責任者を指揮監督する。

（通信取扱責任者）

第7条 システムに通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、総務課長補佐の職にある者とする。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受けシステムを管理し、運用し、無線局に係る事務を所掌する。

(無線従事者の配置及び育成)

第8条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。(最低2名)

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいたシステムの運用を行う。

2 通信取扱者は、システムの運用に携わる一般職員とする。ただし、消防関係の部署については、町長は別に定める。

(備付書類等の管理)

第10条 通信取扱責任者は、電波法等法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 通信取扱責任者は、無線従事者選解任届(様式第1号を準用)を整理保管しておくものとする。

(システムの運用)

第11条 システムの運用方法については、別に定める。

(設備の保守点検)

第12条 システムの正常な機能維持を確保するため、配信端末より屋外拡声子局との通信記録を確認し、正常に動作していることを確認する。

区分	保守点検事項	点検責任者
(1) 日常点検	配信端末を用いて屋外拡声子局の状態を確認する点検。	通信取扱責任者
(2) 精密点検	年1回あらかじめ定められた項目について行う点検	管理責任者
(3) 随時点検	機器の機能に異常がある場合その他必要と認める場合の点検	

2 第1項の保守点検を終了したときは、その状況を機器点検整備簿に記載しなければならない。

3 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第13条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上

(2) 定期通信訓練 毎年四半期ごと

2 訓練は、通信統制訓練及び住民への警報通報等の訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第14条 総括管理者は、毎年1回以上、通信取扱者に対して電波法及び関係法令並びに運用に関する規程及び無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(その他)

第15条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

屋外拡声子局及び地域振興波用無線局

区分	No.	名称	よみ	設置場所	系統
屋外拡声子局	1	桜沢	さくらざわ	大字柳田字桜田 85-2	@infoCanal
屋外拡声子局	2	江沢	えざわ	大字柳田字宮崎 158-2	@infoCanal
屋外拡声子局	3	柳田	やなぎた	大字柳田字築棒沢 142-3	@infoCanal
屋外拡声子局	4	大童子	おおどうじ	大字岩坂字長谷野 116-1	@infoCanal
屋外拡声子局	5	岩坂	いわさか	大字岩坂字長谷野沢 16	@infoCanal
屋外拡声子局	6	石動	いするぎ	大字岩坂字湯野	@infoCanal
屋外拡声子局	7	関	せき	大字関字栃沢 13-2	@infoCanal
屋外拡声子局	8	北金ヶ沢3区	きたかねがさわさんく	大字関字栃沢 78-2	@infoCanal
屋外拡声子局	9	北金ヶ沢2区	きたかねがさわにく	大字北金ヶ沢字塩見形 196	@infoCanal
屋外拡声子局	10	北金ヶ沢1区	きたかねがさわいっく	大字北金ヶ沢字榊原 132-98	@infoCanal
屋外拡声子局	11	千畳敷	せんじょうじき	大字北金ヶ沢字榊原 129-10	@infoCanal
屋外拡声子局	12	田野沢	たのさわ	大字田野沢字汐干浜 60	@infoCanal
屋外拡声子局	13	大戸瀬	おおどせ	大字田野沢字成瀬 217-32	@infoCanal
屋外拡声子局	14	下晴山	しもはれやま	大字風合瀬字大磯 188-1	@infoCanal
屋外拡声子局	15	上晴山	かみはれやま	大字風合瀬字大磯 111	@infoCanal
屋外拡声子局	16	下砂子川	しもすなこがわ	大字風合瀬字下砂子川 89	@infoCanal
屋外拡声子局	17	上砂子川	かみすなこがわ	大字風合瀬字上砂子川 122-5	@infoCanal
屋外拡声子局	18	風合瀬海岸	かそせかいがん	大字風合瀬字上砂子川 13-340	@infoCanal
屋外拡声子局	19	鳥居崎	とりいざき	大字風合瀬字中砂子川 192-4	@infoCanal
屋外拡声子局	20	風合瀬	かそせ	大字風合瀬字上砂子川 13-120	@infoCanal

区分	No.	名称	よみ	設置場所	系統
屋外拡声子局	21	麩木 1	とどろきいち	大字麩木亀ヶ崎地内 165-4	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	22	麩木 2	とどろきに	大字追良瀬字塩見山平 210-97	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	23	塩見崎	しおみざき	大字追良瀬字塩見山平 211-74	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	24	松原	まつばら	大字追良瀬字初瀬山草分 62	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	25	相野山	あいのやま	大字追良瀬字相野山 101	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	26	高田	たかだ	大字広戸山崎高田 2-2	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	27	広戸	ひろと	大字広戸字家野上 101-121	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	28	行合崎	ゆきあいざき	大字広戸字家野上 95-70	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	29	家野上	いえのうえ	大字広戸字家野上 95-201	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	30	東野	あずまの	大字広戸字家野上 176-3	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	31	吾妻橋	あづまばし	大字深浦字苗代沢 29-1	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	32	大岩	おおいわ	大字深浦字苗代沢 82-1	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	33	深浦中学校	ふかうらちゅうがっこう	大字深浦字蘆野 60	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	34	大館	おおだて	深浦字大館地内	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	35	御仮屋	おかりや	大字深浦岡町地内 210-2	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	36	五区	ごく	大字深浦苗代沢 85-3	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	37	浜町埋立地	はままちうめたてち	大字深浦字浜町 354	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	38	中沢	なかざわ	大字深浦字中沢 14-1	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	39	川原町	かわらまち	大字深浦字元深浦 1-2	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	40	崎の町	さきのまち	大字深浦字岡崎 380	@ i n f o C a n a l

区分	No.	名称	よみ	設置場所	系統
屋外拡声子局	41	岡崎	おかざき	大字深浦字岡崎 338-106	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	42	岡崎キャンプ場	おかざききやんぷじょう	大字深浦字岡崎 335-1	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	43	八森山	はちもりやま	大字深浦字岡崎 338-209	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	44	入前崎	にゅうまえざき	大字深浦字岡崎大間 97-25	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	45	大間	おおま	大字横磯字下岡崎 92-14	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	46	横磯	よこいそ	大字横磯字中岡崎 3-18	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	47	小福浦	こふくうら	大字横磯字上岡崎 24-6	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	48	月屋	つきや	大字月屋字黄金崎 36-1	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	49	舳作	へなし	大字舳作字清滝 17-2	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	50	沢辺	さわべ	沢辺字山科 246-2	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	51	吉花	よしはな	大字沢辺字吉花 34-1	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	52	玉坂	たまさか	大字岩崎字浜野	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	53	寺ノ沢	てらのさわ	大字岩崎字丸山 46-1	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	54	岩崎中	いわさきなか	大字岩崎字丸山 181-1	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	55	岩崎支所	いわさきししょ	大字岩崎字松原 51-7	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	56	久田	ひさだ	大字久田字桐ノ沢 111	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	57	正道尻	しょうどうじり	大字正道尻字小磯 110-23	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	58	森山	もりやま	大字森山字松浦 68-1	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	59	森山海岸	もりやまかいがん	大字松神字下浜松 32	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	60	十二湖入口	じゅうにこいりぐち	大字松神中浜松 3-7	@ i n f o C a n a l

区分	No.	名称	よみ	設置場所	系統
屋外拡声子局	61	八景ノ池	はっけいのいけ	国有林（大字松神 松神山）	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	62	王池	おういけ	国有林（大字松神 松神山）	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	63	リフレッシュ村	りふれっしゅむら	国有林（大字松神 松神山）	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	64	キョロロ	きよろろ	国有林（大字松神 松神山）	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	65	松神	まつかみ	大字松神字中浜松 73-1	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	66	松神駅前	まつかみえきまえ	大字松神字上浜松 37-1	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	67	黒崎 1	くろさき 1	大字黒崎字小浜 120-1	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	68	黒崎 2	くろさき 2	大字黒崎字小浜 184-1	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	69	大間越	おおまごし	大字大間越字宮崎浜 11-18	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	70	釜屋沢	かまやざわ	大字大間越字釜谷沢 15-8	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	71	上小屋野	かみこやの	大字大間越上小屋野 70-1	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	72	ロマンの里	ろまんのさと	大字大間越字笥 6	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	73	木蓮寺	もくれんじ	大字大間越字笥 48-2	@ i n f o C a n a l
屋外拡声子局	74	板貝	いたがい	大字大間越字笥 66-4	@ i n f o C a n a l
無線局	75	長慶平	ちょうけいだいら	大字長慶平西芦菴 20-1	地域振興波

深浦町防災行政情報伝達システム管理運用要綱

令和3年3月25日

訓令第4号

深浦町防災行政用無線局管理運用要綱（平成17年3月31日訓令第16号）の全部を改正する。）

（趣旨）

第1条 この訓令は、深浦町防災行政情報伝達システム管理運用規則（令和3年深浦町規則第13号。以下「規則」という。）第11条及び第15条の規定に基づき、防災行政情報伝達システムの管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 放送 屋外拡声子局及び戸別受信機から文言を放送することをいう。
- (2) 配信 スマートフォン用アプリケーション@infoCanal（以下「アプリ」という。）へ文言を配信することをいう。
- (3) 配信装置 権限を与えられたパソコンやスマートフォン等の機器のことをいう。
- (4) 自局放送 屋外拡声子局及び地域振興波無線局に付属する放送装置を直接操作することにより行う放送をいう。

（秘密の保持）

第3条 防災行政情報伝達システム（以下「システム」という。）に従事する者は、その職務上知り得た事項を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（放送及び通信の制限）

第4条 管理責任者は、災害の発生その他特別の理由があるときは、放送及び配信、通信を制限することができる。

（勤務時間外の措置）

第5条 管理責任者は、勤務時間外における深浦町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務の円滑な運用を図るため、常にシステムを操作する要員を確保し、研修を行い、その他必要な措置を講じなければならない。

（放送及び配信の種類）

第6条 放送及び配信の種類は、行政に関する放送、地域住民の福祉に関する放送及び緊急放送とする。

（放送及び配信の範囲）

第7条 前条に規定する放送は、当該放送の内容により次のいずれかの方法により行う。

- (1) 緊急（非常）一斉放送
- (2) 一般一斉放送
- (3) 地域別放送
- (4) 自局（ローカル）放送

2 前条に規定する配信は、当該放送の内容により次のいずれかの方法により行う。

- (1) 全域配信
- (2) 地域別配信
- (3) 端末種別配信
- (4) 個別配信

（放送及び配信事項）

第8条 放送及び配信事項は、次に掲げるものとする

- (1) 深浦町地域防災計画に基づく災害対策に関すること。

- (2) 人命その他特に緊急で重要な事項に関すること。
- (3) 農林漁業に関する情報連絡に関すること。
- (4) 行政の普及及び周知連絡に関すること。
- (5) 国、公共団体及び公共的機関からの周知連絡に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域住民の福祉に関すること。

(放送及び配信時間)

第9条 放送及び配信時間は、次のとおりとする。

- (1) 行政事務に関する放送及び配信は、必要に応じ随時行うものとする。
- (2) 緊急放送及び配信は、災害その他緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測されるときは、その都度放送及び配信をする。

2 放送及び配信は、緊急時を除き必要最小限に行うよう努めなければならない。

(放送及び配信の申込み)

第10条 放送及び配信をするときの手続は、次に定めるところによる。

- (1) 各課長等は所掌事務で、放送及び配信によって住民に周知する必要があるときは、防災行政情報伝達システム放送・配信依頼書（様式第1号）（以下「依頼書」という。）を放送及び配信希望日の3日前までに、管理責任者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (2) 前号に掲げるもののほか、システムにより広報を希望するときは、依頼書を放送及び配信希望日の4日前までに管理責任者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 管理責任者は、前項の依頼を受けたときは、その内容について第7条、第8条、第9条、第10条に規定する放送及び配信内容を審査し、可否を決定しなければならない。この場合、放送及び配信しないことに決定したときは、その旨を申込者に通知するものとする。

(自局放送)

第11条 自局放送は、緊急通報及び一般通報のほか、伝達しようとする情報が次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができるものとし、管理責任者が総括する。

- (1) 自主防災組織等による防災訓練を実施するために必要な情報
- (2) 地域振興会又は自治会若しくは町内会（以下「自治会等」という。）が行う当該地域全体に関わる行事及び啓発広報に関する情報

(自局放送の申込み)

第12条 自局放送を行おうとする者は、防災行政情報伝達システム自局放送使用申込書（様式第2号）を放送希望日の5日前（閉庁日を除く。）までに管理責任者に提出しなければならない。

2 管理責任者は、前項の規定による申込みがあったときは、通報内容を確認の上、使用の可否を決定し、その旨を当該申込み者に通知するものとする。

3 管理責任者は、前項の規定により使用を許可する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(受信機等の貸与)

第14条 戸別受信機は、次により貸与する。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第1項に規定する世帯の世帯主に貸与するものとする。
- (2) 貸与は、1世帯1台とする。

- (3) 貸与は、無償とする。
- (4) 貸与期間は、戸別受信機を必要としなくなるまでとする。

(貸与の申請)

第15条 戸別受信機の貸与を受けようとする者は、戸別受信機貸与申請書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(戸別受信機の受領)

第16条 町は戸別受信機の貸与を受けた者（以下「借受人」という。）に戸別受信機借用書（様式第4号）を交付し、借受人はこれを保管しなければならない。

(受信機の管理)

第17条 借受人は、当該戸別受信機を適正に維持管理するものとし、当該戸別受信機を他へ譲渡し、または転貸し、もしくは担保に供してはならない。

- 2 借受人は、当該戸別受信機を損傷し、又は亡失したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、町長が損害を弁償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。
- 3 使用者は、常に機器の取扱いに注意し、点検を行い、機器の保守管理に努めるものとし、点検項目は、次のとおりとする。
 - (1) 電源ランプが点灯するか。
 - (2) 音量ボリュームが調整されているか。
 - (3) 電源コードが接続されているか。
 - (4) 乾電池がきちんと挿入されているか。
 - (5) 通信時に雑音が多くないか。
 - (6) 定時放送が問題なく聞こえているか。

(費用負担)

第18条 戸別受信機の維持管理に要する費用は、借受人の負担とする。ただし、正常な使用状態において故障したときは、町が負担する。

- 2 最初の設置にかかる費用は、町が負担する。
- 3 借受人が戸別受信機を移設する場合の費用は、借受人の負担とする。

(受信機の返還)

第19条 借受人が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、戸別受信機を返還しなければならない。

- (1) 第13条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 戸別受信機を必要としなくなったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に返還の必要があると認めたとき。
- 2 借受人は、世帯主や住所に変更がある場合、若しくは戸別受信機を返還する場合は、戸別受信機借用書に付随する、戸別受信機（変更・返却）届（様式第4号）を提出するものとする。

(その他)

第20条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

様式第2号（第12条関係）

様式第3号（第15条関係）

様式第4号（第16条、第19条関係）

防災行政情報伝達システム放送・配信依頼書

起案日					
主管課長	課長補佐	係長	課	員	所属
					職名
					氏名

依頼日 (予定)			依頼者	所属			
				氏名			
放送周期	放送期間	～			放送時刻		
	周期						
	曜日	<input type="checkbox"/> 日	<input type="checkbox"/> 月	<input type="checkbox"/> 火	<input type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> 木	<input type="checkbox"/> 金
放送範囲							
放送内容	件名						
こちらは防災ふかうら広報です。							
これで防災ふかうら広報を終わります。							
読み仮名確認							
アプリ配信		配信日時			配信範囲		
配信内容	件名						
こちらは防災深浦広報です。							
これで防災ふかうら広報を終わります。							

放送・配信担当課使用欄

起案日	年 月 日				
主管課長	課長補佐	係長	課	員	所属
					総務課
					職名
					氏名
				入力日	年 月 日

防災行政情報伝達システム自局放送使用申込書

依頼日							
所属			依頼者				
放送周期	放送期間	～			放送時刻		
	周期	<input type="checkbox"/> 1 回のみ	<input type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> 毎週	<input type="checkbox"/> 毎月		
	曜日	<input type="checkbox"/> 日	<input type="checkbox"/> 月	<input type="checkbox"/> 火	<input type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> 木	<input type="checkbox"/> 金
放送範囲							
放送内容	件名						

放送・配信担当課使用欄

起案日	年 月 日					
主管課長	課長補佐	係長	課	員	所属	総務課
					職名	
					氏名	

戸別受信機貸与申請書

年 月 日

深 浦 町 長 様

深浦町防災行政情報伝達システム戸別受信機の貸与について、下記のとおり申請します。
 なお、設置に際しては、規則及び下記事項に留意します。

ふりがな		
氏名 (世帯主・代表者)		
設置場所の種別		<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体 (団体名:)
住所 (設置場所)		
連絡先		
代理人の場合	ふりがな	
	代理人氏名	
	代理人住所	
	代理人連絡先	
遵守事項		1 機器の使用について十分注意し、常に正常な状態に保つよう管理し、転出等により貸与品を使用しなくなったときは、速やかに総務課へ返納します。 2 本物品を他へ譲渡し、または転貸し、もしくは担保に供することは行いません。 3 本物品を故意または過失により、損傷または紛失させた場合は、その実費を弁償します。(本体定価 75,000 円) 4 設置後における管理費(電気代及び電池代)は自己負担します。

総務課記入欄

管理名称		型 式		管理番号	
------	--	-----	--	------	--

戸別受信機借用書

1. 借 用 者					
2. 品 名					
3. 管理名称		4. 型式		5. 管理番号	
6. 注 意 事 項		① 機器の使用について十分注意し、常に正常な状態に保つよう管理し、転出等により貸与品を使用しなくなったときは、速やかに総務課へ返納して下さい。 ② 本物品を他へ譲渡し、または転貸し、もしくは担保に供することを禁じます。 ③ 本物品を故意または過失により、損傷または紛失させた場合は、その実費を弁償して頂きます。(本体定価 75,000 円) ④ 設置後における管理費(電気代及び電池代)は自己負担します。 ⑤ 不明な点がありましたら総務課までご連絡下さい。			

貸与者 深浦町長

※世帯主や住所に変更があった場合や返却の際は下記を記入し本書を提出してください。

戸別受信機（変更・返却）届

下記について変更となったため申請します。

変 更 理 由	<input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 転居(世帯分離によるもの) <input type="checkbox"/> その他：	
申 請 年 月 日	年 月 日	
ふ り が な		
氏 名 (世帯主・代表者)		
住 所 (設置場所)		
連 絡 先		

上記物品について不要となったため返却します。

返 却 理 由	<input type="checkbox"/> 屋外子局からの放送が聞こえるため <input type="checkbox"/> 利用者死亡のため <input type="checkbox"/> その他：	
返 却 年 月 日	年 月 日	
氏 名		

提 出 先	深浦町役場 総務課 消防防災係 TEL : 0173-74-2111 FAX:0173-74-4415 e-mail : fukabo@town.fukaura.lg.jp
-------	---

深浦町火入れに関する条例

平成17年3月31日

条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、深浦町の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の許可の手續その他必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入れ予定期間」という。）の開始する日の10日前までに、様式第1号による火入許可申請書2通に、次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
- (2) 火入地が申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
- (3) 申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第3条 町長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第4条 町長は、火入れの許可をするときは、森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した様式第2号による火入許可証（以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。

2 町長は、火入れを不許可するときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第5条 町長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第21条の規定に基づき火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき7日以内とする。

(許可の対象面積)

第7条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、2ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を1ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、町長は、これを超えて許可することができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を町長に通知しなければならない。

(火入許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに町長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅7メートル以上（火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については10メートル以上）の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を設置しなければならない。

(1) 1ヘクタールまでは15人以上

(2) 1ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積1ヘクタールにつき5人を前号の人数に加えて得た人数以上

2 火入者は、鋸、鉋、鎌、鍬、スコップ、火たたき、ヌレムシロ、バケツ、噴霧器、水のう付手動ポンプ、チェーンソー、ブッシュクリーナー等の消火に必要な器具を火入従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、町長及び消防長に連絡することのできる体制を確保しておかななければならない。

(消防長への通知等)

第16条 町長は、火入れの許可を行った場合には、消防長にその旨通知するものとする。

2 町長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。

3 町長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせるができる。

4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

火入許可申請書

		年 月 日
深浦町長 様		申請者 住所 氏名 印
次のように火入れを行いたいので許可されたく深浦町火入れに関する条例第2条の規定により申請します。		
火入地	所在地	
	所有者(管理者)	
	地種区分	保安林()、普通林、原野、その他()
	所有区分	国有地()、公有地()、私有地()
	面積	総面積 ヘクタール
火入れ期間	年 月 日～ 年 月 日(日間)	
火入れ目的	1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良	
火入れ方法		
防火体制	火入従事者	男 人、女 人、計 人
	防火帯	延長 メートル、幅員 メートル
	器具	
火入責任者		
備考	(添付書類 通)	

- (注) 1 保安林の()の中には保安林種を記入
 2 その他の()には土地現況を記入、
 3 所有区分の()には、所有形態の細分(部分林、地区有林、社寺有林等)を記入

火入許可証

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>許可番号 第 号 申請人 様</p> <p style="text-align: right;">深浦町長 印</p> <p>月 日に申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。</p>	
火入場所	
面 積	総面積 ヘクタール
目 的	
期 間	年 月 日～ 年 月 日(日間)
火入責任者	
指示事項	
備 考	

資 料

目 次

災害救助法の適用基準-----	1
災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）-----	3
災害写真の作成要領-----	4
深浦町除雪事業計画要綱-----	8
過去における地震・津波災害-----	14
消防施設等の整備状況-----	21
消防ポンプ自動車等整備計画-----	22
消防水利整備計画-----	23
消防無線設備-----	24
各水防倉庫の資機材の備蓄状況-----	25
水防資機材の整備計画-----	25
海上災害対策施設・設備等の整備状況-----	25
海上災害対策施設・設備等の整備計画-----	26
救助施設・設備の整備状況-----	26
救助施設・設備の整備計画-----	27
広域防災拠点等の整備状況-----	28
地域防災拠点等の整備状況-----	28
その他施設・設備等の整備状況-----	28
その他施設・設備等の整備計画-----	29
防災資機材の整備状況-----	29
山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区)-----	30
山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区)-----	31
山地災害危険地区(地すべり危険地区)-----	34
海岸侵食危険地-----	35
雪崩危険箇所-----	35
砂防指定地-----	36
地すべり防止区域-----	40
急傾斜地崩壊危険区域指定区域-----	40
雪崩危険箇所-----	42
町が管理する普通河川-----	46
海岸（海岸保全区域）-----	47
農業用ため池-----	48
道路注意箇所-----	51
深浦町自主防災組織一覧表-----	62

指定避難緊急場所・指定避難所一覧表-----	63
福祉避難所一覧表-----	68
避難場所・避難路等位置図-----	69
深浦町の文化財-----	81
土砂災害警戒区域等一覧-----	84
要配慮者利用施設一覧-----	90
炊き出しの実施場所-----	91
炊き出しの協力団体-----	92
副食、調味料等の調達先及び調達可能数量等一覧表 （弁当、パン、うどん麺類等製造所等）-----	92
副食、調味料等の調達先及び調達可能数量等一覧表 （インスタント食品調達先）-----	93
副食、調味料等の調達先及び調達可能数量等一覧表 （調達、救援食料の集積場所）-----	93
深浦町指定給水工事事業者一覧-----	94
建築資材の調達先一覧表-----	94
深浦町墓地一覧-----	95
障害物の除去に要する資機材等の現有状況一覧表-----	96
生活必需品の調達先等一覧表-----	97
救護班の数及び団分担区域一覧表-----	98
医療薬剤等の調達先一覧表-----	98
医療機関及び助産所一覧表-----	98
町所有車両一覧表-----	99
船舶所有状況一覧表-----	103
日赤奉仕団、その他 NPO・ボランティア等の各種団体一覧表-----	103
労務者の宿泊施設予定場所一覧表-----	103
防疫用薬剤の調達先一覧表-----	104
町及び業者所有の収集運搬資機材一覧表-----	104
各学校の代替予定施設一覧表-----	104
文房具及び通学用品の調達先一覧表-----	104
教育施設の現況-----	105
災害応援協定等の締結状況-----	106
深浦町避難指示等の判断基準・伝達マニュアル-----	110
深浦町避難所運営マニュアル-----	111

災害救助法の適用基準

1 適用基準の内容

災害救助法による救助は、市町村単位にその適用地域を指定して実施することとし、同一の原因による市町村の被害が次の各号の一に該当する場合に行うものとする。

- (1) 市町村区域内の滅失した住家の世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達した場合

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯数
	5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上	15,000 "	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

(令別表第1)

- (2) 市町村の区域内の住家の滅失した世帯が(1)の基準に達しないが、青森県の区域内の滅失世帯数が1,500世帯以上に達し、市町村の区域内の滅失世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達した場合

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯数
	5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上	15,000 "	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

(令別表第3)

- (3) 滅失世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、青森県の区域内の滅失世帯数が7,000世帯以上に達し、市町村の区域内においてその市町村の救護活動に任せられない程度の多数の世帯の住家が滅失した場合
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、その市町村の救護活動に任せられない程度の住家が滅失した場合

2 被害程度の認定基準

種 類	統 一 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるものとする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1カ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1カ月未満で治癒できる見込みの者とする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかは問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には当該部分は住家とする。
住 家 全 壊 (全 焼) (全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである場合は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の構成割合が20%以上50%未満のものとする。
床 上 浸 水	浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの。
床 下 浸 水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの。
一 部 破 損	住み家の損壊程度が半壊に達しない程度のもの。

3 滅失世帯算定基準

滅失世帯算定基準

区 分	算定基準
全壊・全焼・流失世帯	1世帯
半壊・半焼	1/2世帯
床上浸水・土砂堆積	1/3世帯

4 急迫事態における救助の実態

町長は、災害の事態が急迫して知事の指揮を待ついとまがないと認めた時は、災害救助法第4条に規定する救助の実施に着手することができる。（災害救助法施行規則第1条の2）

災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）

（県健康福祉部健康福祉政策課）

（昭和 53 年 8 月 17 日改正）

1 目的

災害救助法の適用に至らない災害が県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

2 適用基準

(1) この要綱による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ）により、被災世帯が次の世帯数に達したときに行うものとする。

ただし、住宅の半壊、半焼した場合の世帯は、2分の1世帯、床上浸水した場合の世帯は3分の1世帯として被災世帯とみなす。

人	口	被災世帯数
2万人未満		20世帯以上
2万人以上	5万人未満	30世帯以上
5万人以上	10万人未満	40世帯以上
10万人以上		50世帯以上

(2) (1)の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは要保護世帯であって、特にその応急の援護が必要と認められる場合

3 援護の基準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与することとし、援護の基準は、災害救助法施行細則（昭和30年4月19日、青森県規則第40号）第2条第1項に定める別表第一の三の3の基準とする。

4 援護物資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

附則

この要綱は、昭和53年8月17日から適用する。

（参考）

災害対策救助法施行細則第2条第1項に定める別表第一の三の3の基準は、災害救助法適用時の被服、寝具等の給与基準である。

災害写真の作成要領

第1 目的

災害の実態を迅速的確に把握するとともに、応急対策、復旧対策等について、政府当局或いは関係諸機関にその実情を報告し、かつ、助成を要請する場合に、最も効果あらしめるために写真を整備することを目的とする。

第2 速報に要する写真収集の方法

- 1 市町村は、災害発生の都度速やかに（可能な限り 24 時間以内）次の方法により提出すること。
 - (1) 災害の場合は、画像データ、印画等を出先機関に提出すること。
 - (2) 県本部の設置が予想されるような緊急かつ重大なる災害等の場合は画像データ、印画等を直接県関係部課に持参すること。
- 2 県出先機関においても、1 に準じて災害状況の説明に十分適した写真を撮影し、あわせてこの種の写真収集に努め市町村より提出された写真とともに速やかに所属主管課に提出すること。
- 3 災害関係各課が現地調査に出動する場合必要に応じて写真撮影者を同道し、災害地の撮影と写真収集に努めること。なお、関係する災害の写真のみに拘泥することなく可能な限り全般的な災害写真の撮影に留意すること。例えば災害地に先着した者は土木施設の被害等のみでなく付近農作物等の被害状況を撮影しておく等のこと。
- 4 1～3 までの写真は、情報収集要領により、速やかに広報広聴班に提出すること。
- 5 1～4 までは、掲示写真及び応急対策に必要な速報を主としたものであるが、復旧計画に要する写真については、次に掲げる第3 の復旧計画に要する写真撮影の方法及び細目要領により措置するものとする。

第3 復旧計画に要する写真撮影の方法

災害関係課においては、速報に要する写真のほか、復旧計画に要する写真を次の種類に分類し、撮影のうえ必要数を関係課において調整すること。

- 1 災害地の全容写真 2、3 点程度
地域内の被災様態が一見して説明できるような災害最高時のもの。
- 2 災害部分写真 4、5 点程度
前記の災害全容を部分的に撮影し、災害程度が歴然としているもの。
- 3 災害箇所と無災害箇所との比較対象写真
災害発生前と災害発生後と被害程度が一見してわかるように撮影したもの。
- 4 その他参考となる写真数点
当該災害程度を説明するに必要な災害付近の状況写真
- 5 写真撮影にあたっては敏速に行動し時期を失しないように留意すること。
以上を要するに一見して相手側を首肯せしめ得るような真実にして迫力性に富む写真の撮影を工夫することであり、例えば風水害等自然災害等の場合は、気象通報等に注意し災害発生前災害最高時及び終息時等比較対象できるものであれば、最も効果的である。
- 6 土木災害、農業災害、火災等の撮影にあたって特に留意すべき細目については次の細目要領のとおりである。

第4 印画には撮影の日時、場所、被害物、施設名等の概要説明を付すること。

第5 撮影当時の被災状況を明らかにするため撮影箇所の概況及び今後の災害進展の見通し等、可能な限り参考事項の説明書を添付すること。

第6 写真の引伸ばし等

- 1 第2によって撮影収集したものは、広報班において、見本写真の引伸ばし、整理を行う。
- 2 速報ならびに復旧計画等に要する写真作成は、必要に応じて、関係各課が行う。
- 3 この写真作成にあたって、広報班は、管財班を通して関係業者を指定し、見本写真を貸与するなど速やかな処理体制を措置するものとする。

細目要領

第1 土木災害

- 1 被害前の写真を整理するため機会ある毎に、管内土木施設の現況の撮影及び保存に努めること。
- 2 河川災害については、被災箇所撮影のほか被害時の最高水位が判別できるよう量水標を撮影すること。量水標のない河川構造物を基準として最高水位を撮影すること。
- 3 海岸災害については、被災箇所撮影のほか最高波高が判別できるよう防波堤を基準として撮影すること。
- 4 道路並びに家屋の冠水については、冠水高を示して撮影すること。
- 5 被害最高時の河川水位、海岸波高の撮影に失敗したときは、その痕跡を撮影すること。
- 6 被害時に応急対策工事を施工する場合には、この工事進捗状況を綿密に撮影すること。

第2 農林災害

1 農作物（水稻、畑作、果樹等）被害

(1) 風雪

ア 強風の状況

電柱又はポール等の対象物と農作物が風を受けている状況を比較した場面、或いは吹き流等を農作の傍に立て風が如何に強いかを明らかにした場合を撮影すること。

イ 農作物の倒伏の状況

(ア) 水稻にあつては、水田の畦も画面に入れる等水田であることを明らかにし、他の牧草、雑草地と見違えられないような方法手段を講じて撮影すること。

(イ) 畑作物にあつては、できるだけ大写しにし、作物名が判断できるように撮影すること。

(ウ) 果樹にあつては、倒伏の状況が一見して判断できるようにするため、根元の露出部を強調するとともに倒伏樹全体の大きさを表現するように工夫撮影すること。

ウ 農作物枝、葉の折損状況

(ア) 水稻にあつては

a 水田の畦を画面に入れる等水田であることの表現に工夫をこらし、被害の全容を撮影すること。

- b 折損の甚しいものと無被害のものとの比較撮影すること。
 - (イ) 畑作にあつては
 - a 作物名が判断できるような被害の全容を撮影すること。
 - b 被害の甚しいものを大写しで撮影すること。
 - (ウ) 果樹にあつては
 - a 折損部分を大写しで近接撮影すること。
 - b 折損枝の全容を撮影すること。
 - c 折損の多い果樹園の全容を撮影すること。
 - エ 被害農作物の状況
 - (ア) 畑作物（例えばかんらん、とまと、茄子等）にあつては
 - a 被害量を明確にした集積場面を大写しで撮影すること（この場合被害物を手に持って損傷の程度を説明している人物を入れてもよい。）
 - b 被害物を数個ならべてその損傷の甚しさを説明したものを撮影すること。
 - (イ) 果樹にあつては
 - a 被害落果量を明確にして集積場面を撮影すること。
 - b 被害果樹を数個ならべてその損傷の状況を写真で説明できるように撮影すること。
 - c 樹上における果樹の損傷状況を大写しで撮影すること。
 - オ その他
 - (ア) その他被害の様相を明確に判断できるように写真表現に留意し、適切と思われる場面の写真を工夫し数多く撮影すること。
 - (イ) 写真説明は市町村名、大字名、作物品種名、被害団地の面積、被害の態様等簡明に記入すること。
- (2) 水害
- ア 河川等の増水の状況
 - 概ね風害時の倒伏状況撮影に準ずる。
 - イ 農作物倒伏の状況
 - 概ね風害時の倒伏状況撮影に準ずる。
 - ウ 土砂の堆積流失の状況
 - エ 冠水の状況
 - (ア) 水稻畑作物にあつては冠水時の全容を撮影すること（ただし、退水後の状況も撮影する必要の生じることもある。）
 - (イ) 果樹にあつては
 - a 冠水時の全容を撮影すること（他に退水後の状況も撮影する必要の生じることもある。）
 - b 冠水後の果実の状況を大写しで撮影すること。
 - オ その他
 - 風害時のその他の項に準ずること。
- (3) 雹害
- ア 降雹の状況
 - 降雹の大きさと降雹量を説明するため、物差、鉛筆等を対象物として雹の傍において大写しで撮影すること。
 - イ 枝等の折損状況
 - 概ね風害時の枝葉折損状況に準ずること。
 - ウ 被害農作物の状況
 - 概ね風害時の被害農作物の状況に準ずること。

エ その他

概ね風害時のその他の項に準ずること。

(7) 芽稚葉幼果その他の損傷状況をできるだけ大写しで撮影し、農作物の判断ができるように工夫すること。

(4) その他の被害

1～3までは代表的な災害の例を述べたものであるが、他に波浪害、高潮害、病虫害、果実冷害、雪害、融雪害等数多くの災害の種類があるが、すべて前記の例を応用して適切な撮影を行うよう留意すること。

2 林業被害

(1) 林産物にあつては、写真による被害の表現が非常に困難なものが多いが、できるだけ写真表現に努力すること。

(2) 森林種苗にあつては、1 農作物（水稲、畑作、果樹等）被害に準じて撮影すること。

(3) 林地林業用施設等にあつては、(1)の撮影に準ずること。

(4) その他

概ね農作物（水稲、畑作、果樹園）被害に準ずること。

3 畜産被害

(1) 家畜の死亡、廃用、疾病、傷害等の状況を撮影し、簡単な説明を加えること。

(2) その他

概ね1 農作物（水稲、畑作、果樹等）被害に準ずること。

4 共同利用施設、非共同利用施設

施設の被害については、被害の態様によって撮影の方法もそれぞれ異なると思うが、できるだけ被災前の現況写真と、被災後の写真とが比較できるように努力すること。

このほか、施設の内部被害がある場合は、これについても詳細に撮影するよう留意すること。

第3 火災

1 被災前の現況写真を整備するために市町村にあつては特に人家、その他官公営病院、公共施設等の緻密している現況を撮影完備しておくこと。

2 火災の場合は、その最高時の写真も勿論であるが、寧ろ焼跡のものに重点を置くことが肝要である。

3 その他災害救助法を発動した場合は、次の状況写真が必要であること。

(1) 収容施設の全容及び内部の状況

(2) 炊き出しその他による食品配給及び飲料水の供給の状況

(3) 被服寝具、その他生活必需品及び学用品の供給の状況

(4) 医療及び助産の状況

(5) 被災者の救出状況

(6) 埋葬状況

深浦町除雪事業計画要綱

1 除雪計画の策定

積雪寒冷地では冬期間、降雪等により道路交通が阻害され、地域の産業活動や生活が停滞的になる。これを打開するには、できるだけ多くの路線を、できるだけ高い規格で除雪し、経済的に冬期道路交通を確保することが望ましい。

このためには、社会の動向や地域の特殊性を十分考慮して除雪計画をたてる必要がある。

すなわち、路線の重要性、幅員、線形、沿道の条件、代替路線の有無、障害発生箇所等の道路条件、その地区の長期予報、過去の降雪量、積雪深、気温等の気象条件等を勘案して除雪目標を定め、除雪作業工区、除雪工法を決定する。

2 除雪実施期間

12月1日～3月31日

なお、上記実施期間以外でも降雪状況により除雪車を出動できる体制を整えるものとする。

3 出動基準

降雪状況、気象通報等により、雪が降り続くことが予想される場合は、積雪がおおむね10cmに達したら、除雪車は出動しなければならない。

また、路線によって10cm以下であっても地吹雪等により交通に支障を及ぼすと判断される場合は、その都度出動するものとする。

4 除雪作業目標

除雪路線は、自動車の通行を可能ならしめる機械力を主体とした除雪を行うが、当該路線の自動車の日交通量その他交通確保の必要性に応じて除雪目標基準を示せば次のとおりとする。

除 雪 目 標
2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。
異常降雪時においては、降雪後約5日以内に2車線確保を図る。
2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。
異常降雪時には、約10日以内に2車線または1車線の確保を図る。
1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては、一時交通不能になってもやむを得ない。

なお、上記除雪目標で除雪の状況及び機械の配置状況並びに場所により、2車線であっても必要に応じて待避所を設けるものである。

5 冬期道路情報要領

情報は早く、正確に、明瞭にすること。

(1) 実施期間

12月1日～3月31日

(2) 情報の収集

ア 道路パトロール

主管課は可能な限り道路パトロールを実施し、特に路面、法面の状況（路面凍結、橋面凍結、圧雪の状況、雪庇等の有無）を把握し、常に異常の有無を把握しておく必要がある。

イ 地区行政連絡員からの情報

冬期間における道路状況は、その都度気象条件によって急激な変化をするので、道路パトロールと並行して、地区行政連絡員からの情報を得る。

ウ 各管内の冬期雪量測委託者からの情報

毎日の雪量観測報告を受ける際に観測委託者から交通情報も収集することが肝要である。

エ その他

その他警察及び一般通行人よりの情報は的確に判断し速やかに道路パトロールし状況の把握や適切な対策を講じなければならない。

6 除雪作業

(1) 新雪除雪

積雪が通行車両によって圧雪や、乱されないうちに取り除く作業を言う。一般にこのような状態は新雪の場合に多く、雪の密度も普通の $0.1\text{g}/\text{cm}^3$ 以下であり、大きくとも $0.2\text{g}/\text{cm}^3$ をこえることはなく、軽く柔らかいので、機動性に優れたプラウによる早期の除雪を行う。

(2) 路面整正

車両の快適な走行を図るため、圧重層をなくし、路面の雪を平坦にし、路側に排除する作業をいう。路面上の雪は、言質の変化や車両の荷重によって、凹凸の多い不陸、穴、わだちなどを生じ、通常の走行ができなくなり、さらには交通の安全がおびやかされることがあるので、これらを排除するための作業である。

(3) 拡幅除雪

幅員の確保並びに次の除雪に備えて路側などの雪堤を低くし、雪を路外に排除する作業をいう。プラウやブレードによる新雪除雪、路面整正を続けると、路側に寄せられた雪は次第に増えて有効な遠路幅員が狭められる。

このような幅員の減少や吹き溜まりによる堆雪の増加を放置して置くと、交通の支障となるばかりでなく、次の除雪作業が困難となるので、これらを排除するために行う作業である。

(4) 運搬排雪

路上又は路側の雪をほかに運搬除去する作業をいう。住宅地、狭い道路、交差点、橋梁、トンネル出入口などで、路上又は路側の堆雪が交通障害となり、道路幅員の確保が困難となる箇所の雪をほかに運搬排除するための作業である。

(5) 凍結防止剤散布

塩化カルシウム、塩化ナトリウム、塩化マグネシウム、尿素、砂などを機械又は人力で路上に散布する作業をいう。この作業は、凍結点の低い薬剤効果や砂のすべり止め効果を利用して、路面水分の凍結防止、圧雪の軟化、機械除雪の際の圧雪層と路面上との剥離促進、融雪水の促進を目的としたもので、適応箇所として、局部的に常時凍結のおそれのある箇所、道路線形条件によるスリップのおそれのある箇所、交差点、トンネル出入口などに機械除雪と併用して行われる工法である。

7 豪雪災害時における道路交通確保計画

豪雪時における道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施し得るよう緊急確保路線について、除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を強化して実施する。

8 豪雪基準

豪雪体制に移行する基準は、町が指定する観測地点における積雪深の平均値が 100 センチメートル相当に達し、更に降雪が予想され生活住民に支障が生ずるおそれがある場合とする。

9 観測地点の指定

観測地点として指定する場所は、次のとおりである。

- (1) 深浦町大字岩坂
- (2) 深浦町大字関
- (3) 深浦町大字風合瀬
- (4) 深浦町大字長慶平
- (5) 深浦町大字深浦
- (6) 深浦町大字追良瀬
- (7) 深浦町大字岩崎
- (8) 深浦町大字大間越
- (9) その他町長が特に必要であると認めた地点

10 安全管理

除雪作業は、冬期の特殊な状況のもとに行われるので作業状態は極めて悪く、しかも交通解放中の道路において行われるということで、自ら安全に作業するということは勿論騒音、振動等の生活妨害や公衆の生命、身体、財産への危害及び迷惑を及ぼさないよう注意することが大切である。

特に住宅密集地においては、公衆と接する度も高いので、災害防止のために計画時から終始、安全対策に心がけなければならない。

(1) 安全作業のための道路管理

除雪作業は、敏速、高効率かつ安全を第一としなければならない。したがって、除雪体制に入る前に、関係機関との協議並びに協力要請を行い、また沿道住民や道路利用者などに対してPRに努めることが大切である。

(2) 除雪作業に対する民間人の協力依頼について

ア 路上駐車しないで下さい。除雪作業は、交通の少ない夜間及び早朝作業が主となり、降雪、地吹雪中の作業のため視界も悪く非常に危険です。また、駐車されている部分が除雪できなくなり、これが交通障害の基になっている場合が一番多い。

イ 除雪車が作業中の場合 30m 以内に近寄らないで下さい。除雪車は重機械であり死角が多いです。また、雪の中に入っている碎石、木材、ガラス等が飛散する場合がありますから絶対に 30m 以内に近寄らないで下さい。

ウ 除雪作業は「右側走行除雪」も行います。風向、道路条件、雪堤条件等で右側を走行しながら除雪を行う場合もありますから、徐行して下さい。

エ 除雪作業による物件破損、民間人の負傷等が発生したら遠やかに、建設水道課、支所又は地区行政連絡員に連絡をお願いします。

オ 路上で自動車の事故で運行できなくなったら目印に、赤旗を立てて下さい。乗り捨てられると地吹雪、降雪等で雪の中に自動車が埋まり、除雪車が発見できず、衝突する危険があります。(目印はできるだけ高く立てて下さい。)

カ 道路に雪を捨てないで下さい。道路除雪は全部機械力で行いますので、工法上路側に雪が溜まります。この雪は一定量になれば運搬排雪しますから、通路等に入った雪は路側に積んで置いて下さい。

キ 屋根雪の「雪おろし」は町内会等で一齐に実施できるようにし、その日程は町の運搬排雪計画に一致するよう事前に協議して下さい。

ク 道路を広く使いましょう。私有物件(木材、鋼材)が路上にはみ出して置かれていますと除雪車が衝突又は巻込みのため重大な事故発生の原因になります。

ケ 路上でのスケート、スキーはやめて下さい。

コ 路上で「かまくら」遊びをさせないで下さい。

(3) 安全作業上の注意

作業を安全に行うためには、スノーポール、標識の整備、機械の正しい取扱い運転、道路管理など事前に検討し実施すべきであるが、その具体的な注意として次のようなものがある。

ア 住宅地の除雪

- (ア) 作業速度。作業速度をおとし、あまり雪を飛ばさないよう、常に除雪された雪の行方を見きわめながら安全に作業する。
- (イ) 舗装路面の作業。突起のある、履帯を装備する機械は、履帯により舗装路面を損傷するので、路上積雪が少ない場合には使用を避けることが望ましい。
- (ウ) 路面上の障害物、マンホール、消火栓、安全地帯、道路鋸などは、除雪車の作業に危険であるから事前に調査し、構造物標識を立て事故や破損から守る。
- (エ) ロータリー除雪車の投雪により、人家、通行人、電線、電話線、樹木等を損傷することがあるので、運搬排雪、投雪の積込み以外にはできるだけ使用を避けるほうがよい。また、固結した雪や氷、あるいは異物が雪に混入していると機械を損傷したり異物が飛んで他に危害を与えることがあるので注意する。

イ 住宅地以外の除雪

平地部、山地部いずれも1回の風雪、地吹雪で道路を見失うことがしばしばありスノーポール、標識、ナトリウム灯などが唯一の頼りとなる。雪庇、吹き溜まりの出現により、地形や状況に対して不審を感じながら、必ず一旦停車し、納得のゆくまで調べて確話し、路肩の転落事故に十分気をつける。普通、雪庇、吹き溜まりが生じる箇所はほぼ決まっているので、その道路に慣れた運転手を使うほうがよいが、反面慣れのため勘に頼ることのないように平素から安全意識を徹底させておくことが必要である。また、山地部道路においては、頭上からの雪の崩落にも十分気をつける必要がある。危険な雪庇はあらかじめ落としておくようにし、雪崩については、毎年、発生場所が一定なので、降雪前に予防措置が必要であるが、危険な場合は作業の中止あるいは人工的に雪崩を発生させるなどの配慮が必要である。

ウ 橋梁・踏切での作業

- (ア) 橋梁降雪前に、ジョイント部（伸縮継手）をよく点検し、作業中ひっかけて事故を起こしたり、破損することのないようにする。老朽橋梁や木橋は、特にその許容荷重が除雪車の通過に耐えられるかを検討しておく必要がある。
- (イ) 踏切り。踏切りは必ず一旦停車し、安全を確かめて誘導員の誘導により慎重に通過し、特に除雪区域に踏切りがある場合は、必ず除雪車は発煙筒をもって万一に備えるよう心がける。
なお、踏切り前後 15m は、プラウ又はブレードによる除雪作業は行わない方がよく、面倒でも人力で排雪し、事故の防止を図るのがよい。突起のある履帯をもつブルドーザなどが踏切りを通過するときは、必ず最寄りの駅に連絡し、鉄道職員立ち会いのうえで踏板を渡らなければならない。

エ 誘導者による作業

住宅地の運搬排雪、切土部、盛土部などの危険の多い道路、踏切、橋梁などの作業には必ず誘導者をつけるようにする。また、作業内容と作業方法をよく検討して、お互いに十分理解してから作業にかかるようにする。誘導はそれ自身非常に危険な仕事であるから、十分その能力のある者を選ばなければならない。運転員は、誘導者の合図のみで運転すべきであり、特に危険な場合を除き、誘導者以外の者がむやみに合図しないよう徹底しておかなければならない。

オ 作業の標示

運搬排雪、氷盤の除去作業では、作業区間の前後にセフティコーン、バリケード及び工事標識による作業中の標示、また除雪機械については黄色回転灯の点滅で作業中の標示を完全に行うことが必要である。

カ 夜間作業

夜間作業の場合は特に運転に注意し、常に担当区間の地理、沿道状況を熟知しておかなければならない。物件の遠近や土地の高低に関して錯覚を起こしやすいので安全には十分注意して照明の程度に応じた速度で運転しなければならない。

キ 便乗

動いている機械に飛び乗り、飛び降りさせたりしてはならないことは勿論のこと、一般歩行者の除雪車への便乗は、安全管理の面から厳に謹むべきである。

ク 服装

服装は活動的で、十分防風防寒の役目を果たすものがよい。防寒衣の色はできれば黄色あるいはオレンジ色のものが判別しやすく、事故防止に役立つ。気温が低いため、一般に厚着しがであるが、作業の種類により防寒衣の下に着るものを調節し、汗をかかないようにする。除雪作業は足場も悪く、厚着をしているため敏しょうに体を動かさないから、特に動いている機械の付近の作業や機械の点検、調整には、巻き込まれたり、足を滑らせたりしないよう十分注意する必要がある。したがって、作業靴はスリップ防止に役立つ形状のものとし、作業手袋は作業に適した防寒に支障のないものを選び、必要に応じ防雪眼鏡を使用する。

ケ 安全知識の徹底

除雪作業における行動は、常に安全第一の周到な注意を払われるよう、平素作業員に安全知識を周知徹底させると同時に、常に注意を喚起させることが、事故を未然に防止する第一条件である。

コ 事故発生原因の究明

事故はいかなる小さなものでも原因を究明し、直ちに必要な措置をとり、同じような事故を二度と繰り返さないようにしなければならない。除雪作業において過去に発生した事故の原因を調べて、発生条件の多いものから上げると次のようになる。

- (ア) 除雪作業の経験不足によるもの
- (イ) 不注意によるもの
- (ウ) 疲労によるもの
- (エ) 監督員の指示に従わなかったもの
- (オ) 雪崩、落石などによるもの
- (カ) 機械の整備上の欠陥によるもの
- (キ) 機械の構造、部品の欠陥によるもの
- (ク) 他人のいたずらによるもの
- (ケ) 積荷の不適切によるもの
- (コ) 通行車両との事故によるもの

・以上を要約すると次の項となる

- ① 作業員の安全作業に対する知識の不備及び心身が正常でなかった
- ② 機械の作業前後の点検、整備の不唯及び機械の選択の誤り
- ③ 作業環境の不備
- ④ 不可抗力

したがって、作業員は常に健康に注意して、いつも明るい気持ちで仕事に打ち込めるように心がけ、服装は作業に適したものを着用させ、道路交通法等の遵守は勿論のこと、道路交通の状況に応じた安全運転、安全作業を行わせるよう徹底させる。さらに工法を把握し、作業に対する具体的な指示、指導を徹底し、確信をもって行動できるようにする。

すなわち、機械の構造、性能をよく理解し、正しく整備された機械を正しく扱うべきであり、熟練と安全に対する認識が必要である。

不可抗力といっているものでも、例え雪崩、落石による事故にしても、作業環境の不備とい

えないこともない。これらについて、除雪作業に携わるすべての人々が十分に注意すれば事故の大半は防止できるものである。

過去における地震・津波災害

過去、青森県に被害を及ぼした主な地震と津波は次のとおりである。

(青森地方气象台・県総務部防災消防課)

番号	年月日 (旧暦年)	震央・主災地	被害概要
1	869年 7月 13日 (貞観 11年 5月 26日)	陸奥 ($M=8.3 \pm \frac{1}{4}$)	大津波あり、城、人家など破壊甚大、圧死多数、溺死 1,000 余。
2	1611年 12月 2日 (慶長 16年 10月 28日)	三陸・蝦夷 ($M \approx 8.1$)	大津波あり、伊達領で溺死 1,783 南部、津軽で人馬溺死 3,000 余。
3	1667年 8月 22日 (寛文 7年 7月 3日)	八戸 ($M=6.0 \sim 6.4$)	八戸地方強震、建物被害多し。
4	1674年 4月 15日 (延宝 2年 3月 10日)	八戸 ($M \approx 6.0$)	
5	1675年 4月 4日 (延宝 3年 3月 10日)	八戸	
6	1677年 4月 13日 (延宝 5年 3月 12日)	陸中 ($M=7\frac{1}{4} \sim 7\frac{1}{2}$)	三陸沿岸で津波のため家屋が流失した。八戸や田名部浦でも小被害があった。
7	1694年 6月 19日 (九祿 7年 5月 27日)	能代 ($M=7.0$)	地割れ、砂吹上げ、岩木山噴火 (秋田領能代大地震、被害大)
8	1704年 5月 27日 (宝永元年 4月 24日)	羽後・津軽 ($M=7.0 \pm \frac{1}{4}$)	家屋倒壊 485、焼失 759、能代～岩崎間死者 58、海岸浅くなり鯨ヶ沢で船痛損。
9	1718年 2月 26日 (享保 3年 1月 27日)	陸奥八戸 ($M \approx 6.2$)	八戸地方強震、被害少なからず。
10	1732年 12月 21日 (享保 17年 11月 5日)	津軽	津軽地方強震、城所々破損。
11	1739年 8月 16日 (元文 4年 7月 12日)	陸奥・南部	陸奥南部地方大地震、八戸家屋被害多し、青森でも蔵潰れる。
12	1741年 8月 28日 (寛保元年 7月 18日)	渡島・後志西岸 ($M=6.9(?)$)	津軽西浜通り人家田畑流失多数、死者 140、渡島大島噴火津波、松前で死者 14,670
13	1743年 8月 7日 (寛保 2年 6月 18日)	八戸	八戸で被害あり。
14	1755年 3月 29日 (宝暦 5年 2月 17日)	陸奥八戸	八戸地方強震、殿申請建物破損多し。
15	1763年 1月 29日 (宝暦 12年 12月 16日)	陸奥八戸 ($M=7.4$)	津波あり、人家土蔵橋梁破壊多数、諸川漲溢して田畑多数埋没、船流失 20、堤防破壊
16	1763年 3月 11日 (宝暦 13年 1月 27日)	陸奥八戸 ($M \approx 7\frac{1}{4}$)	余震やまず本日再び大強震、建物倒壊、全壊に倍し、惨状目に余る。
17	1763年 3月 15日 (宝暦 13年 2月 1日)	陸奥八戸 ($M \approx 7.0$)	八戸地方再三強震、湊村に津波、人馬流失多数、4月まで余震絶えず。
18	1766年 3月 8日 (明和 3年 1月 28日)	津軽 ($M=7\frac{1}{4} \pm \frac{1}{4}$)	弘前領内で潰家 6,940、焼失 252、圧死 1,027、焼死 308、地鳴顕著。
19	1768年 9月 8日 (明和 5年 7月 28日)	陸奥八戸	八戸強震、家屋、塀など被害少なからず。
20	1769年 7月 12日 (明和 6年 6月 9日)	陸奥八戸 ($M \approx 6.0\frac{1}{2} (?)$)	殿中、諸士家被害少なからず、大橋落下。

番号	年月日 (旧暦年)	震央・主災地	被害概要
21	1782年 9月 21日 (天明 2年 8月 15日)	八戸	八戸地方強震、被害少なからず、津軽も地震強し。
22	1793年 2月 8日 (寛政 4年 12月 28日)	西津軽 (M=6.9~7.1)	潰家 164、半壊 261、死者 12 小津波あり、鱒ヶ沢・木造・金木被害大。
23	1821年 9月 12日 (文致 4年 8月 16日)	津軽青森	青森では方々で小店の屋根が落ち、子供 1人死亡。
24	1848年 1月 13日 (弘化 4年 12月 8日)	津軽黒石 (M=6.0±0.2)	猿賀～黒石通り格別強く潰家あり。
25	1856年 8月 23日 (安政 3年 7月 23日)	日高・胆振 ・津軽・南部 (M≒7.5)	希有の強震、家中町村被害まい挙にいとまなし、湊村津波、浸水家屋多し。
26	1858年 7月 8日 (安政 5年 5月 28日)	八戸 (M=7.0~7.5)	三戸で土蔵、橋等に大きな損害があった。
27	1858年 9月 29日 (安政 5年 8月 23日)	青森 (M≒6.0)	青森で米蔵一棟潰れる。
28	1896年 6月 15日 (明治 29年) 発震時分 19時 32分	三陸沖 (M=8 $\frac{1}{4}$)	死者 27, 122、傷者 5, 451、家屋流失 8, 526、全壊 776、青森県 死者 345、傷者 211、八戸湾潮位 3 m、余震多し。
29	1901年 8月 9日 (明治 34年)	青森県東方沖 (M=7.2)	八戸～青森大地震、三戸郡被害大、全壊 8、半壊 615、死者 18、小津波あり。
30	1902年 1月 30日 (明治 35年)	青森県東部 (M=7.0)	三戸郡豊崎村最も強し家屋破損 330、七戸村で倒壊 2。
31	1927年 8月 6日 (昭和 2年)	宮城県沖 (M=6.7)	震度Ⅳ青森
32	1928年 5月 27日 (昭和 3年)	岩手県沖 (M=7.0)	震度Ⅳ青森 (被害多し)
33	1931年 3月 9日 (昭和 6年) 発震時分 12時 48分	青森県東方沖 (M=7.2)	震度Ⅳ青森、八戸地方被害戸数 480、酒造店など被害大。
34	1933年 3月 3日 (昭和 8年) 発震時分 2時 30分	三陸はるか沖 ・三陸海岸 (M=8.1)	大津波、青森震度Ⅳ、死者 1, 483、不明 1, 516、傷者 659、家屋流失 4, 917、船流失 1, 597、青森県死者 20、行方不明 10、負傷者 70、家屋流失 151、船流失 320、家屋倒壊 320、破壊 312
35	1943年 6月 13日 (昭和 18年)	十勝沖 (M=7.1)	震度Ⅳ青森、八戸、Ⅰ深浦 八戸で小津波あり (被害なし)。
36	1943年 6月 15日 (昭和 18年)	青森県東方沖 (M=6.6)	震度Ⅳ青森、Ⅲ八戸、Ⅰ深浦 (6月13日の地震の余震)
37	1945年 2月 10日 (昭和 20年)	青森県東方沖 ・県東部 (M=7.1)	震度Ⅴ八戸、Ⅳ青森、Ⅲ深浦、八戸地方壁脱落、ガラス窓破損、家屋倒壊 2、死者 2 など。
38	1950年 2月 28日 (昭和 25年)	宗谷海峡 (M=7.5)	深発地震、震度Ⅳ青森、田名部、Ⅲ八戸、Ⅰ深浦

番号	年月日 (旧暦年)	震央・主災地	被害概要
39	1951年10月18日 (昭和26年)	青森県東方沖 ・県北東部 (M=6.6)	震度Ⅳ八戸、青森、田名部、Ⅱ深浦 八戸市内停電、壁亀裂、煙突破損など。
40	1952年3月4日 (昭和27年) 発震時分10時22分	釧路沖 (M=8.2)	震度Ⅳ青森、田名部、Ⅲ八戸、Ⅱ深浦、北海道南 東部で大被害、死傷者320、家屋10,266、青森県 被害は軽微、八戸湾310cmの津波あり。
41	1952年11月5日 (昭和27年)	カムチャッカ 半島付近 (M=8.2)	震度Ⅰ八戸、北海道、三陸沿岸に津波、八戸湾潮 位160cm、青森県被害軽微。
42	1958年11月7日 (昭和33年)	択捉島付近 (M=8.1)	震度Ⅳ青森、八戸、田名部、Ⅲ深浦、太平洋岸に 津波、三陸沿岸の一部で軽微な被害八戸湾では 42cm。
43	1960年3月21日 (昭和35年)	三陸はるか沖 (M=7.2)	震度Ⅳ青森、八戸、田名部、津波あり、八戸湾潮 位1(最大全振)81cm、三陸沿岸で軽微な震害あ り。
44	1960年4月15日 (昭和35年)	青森県東方沖 (M=6.1)	震度Ⅳ青森、Ⅲ八戸、田名部、深浦、(被害なし)
45	1960年5月24日 (昭和35年) 八戸津波 24日3時15分	南米西部 チリ地震津波 と命名 (M=8.5)	太平洋沿岸大津波、全国で死傷者1,011、家屋被 害46,214、その他被害甚大、青森県死者行方不 明者3、家屋流失全壊24、半壊91、船流失19、 破損445、被害総額27億余円、津波最大振巾八 戸318cm、青森159cm。
46	1964年5月7日 (昭和39年)	秋田県沖 (M=6.9)	震度Ⅳ深浦、Ⅲ青森、田名部、Ⅱ八戸 西海岸方面軽微な被害あり。
47	1968年5月16日 (昭和43年) 発震時分9時48分	三陸沖・ 青森県東部 (M=7.9)1968年 十勝沖地震 と命名	震度Ⅴ八戸、田名部、青森、Ⅳ弘前、Ⅲ深浦、津 波最大全振巾八戸159cm、死者46、行方不明2、 負傷者671、建物全壊458、半壊1,745、全半焼 16、船流失24、田畑埋没325haなど470億円の 大被害。
48	1968年5月16日 (昭和43年)	青森県東方沖 (M=7.5)	1968年十勝沖地震余震(19時39分)、震度Ⅳ 青森、八戸、田名部、Ⅲ深浦
49	1968年6月12日 (昭和43年)	岩手県沖 (M=7.2)	1968年十勝沖地震余震(22時41分)、震度Ⅳ 青森、八戸、むつⅠ深浦
50	1969年8月12日 (昭和44年)	北海道東方沖 (M=7.8)	震度Ⅲ青森、八戸、田名部、小津波
51	1973年6月17日 (昭和48年)	根室半島南東沖 (M=7.4)	震度Ⅳ青森、むつ、Ⅲ八戸、小津波 (被害なし)
52	1978年5月16日 (昭和53年)	青森県東方沖、 県東部 (M=5.8)	16h35m 震度Ⅳむつ、Ⅲ青森、八戸、深浦 17h23m 震度Ⅳ青森、むつ、Ⅲ八戸、深浦 上北、下北地方で小被害。津波なし。

番号	年月日 (旧暦年)	震央・主災地	被害概要
53	1983年 5月 26日 (昭和 58年) 発震時分 11時 59分	秋田県沖 (M=7.7) 日本海中部地震 と命名	震度Ⅴ深浦・むつ、震度Ⅳ好森・八戸大津波が西 海岸一帯に來襲死者 17 名、負傷者 25 名、全壊 447 棟、半壊 865 棟、一部破損 3,018 棟、床上浸 水 62 棟、床下浸水 152 棟、被害総額 518 億 14,956 千円
54	1983年 6月 21日 (昭和 58年)	青森県西方沖 (M=7.1)	1983年 (昭和 58年) 日本海中部地震の余震 (15 時 25分)、震度Ⅳ青森・深浦、震度Ⅲ八戸・む つ津波の波高深浦 29cm
55	1984年 9月 19日 (昭和 59年)	房総半島南東沖 (M=6.6)	震度Ⅰ青森津波の波高八戸 12cm
56	1985年 3月 4日 (昭和 60年)	南米西部 (M=7.8)	津波の波高八戸 27cm
57	1985年 3月 29日 (昭和 60年)	秋田県北部 (M=6.4)	震度Ⅳ八戸、震度Ⅲ青森、震度Ⅱ深浦・むつ 農林被害 9 億 95,000 千円
58	1985年 4月 29日 (昭和 60年)	青森県東方沖 (M=5.9)	震度Ⅳむつ、震度Ⅲ青森・八戸、震度Ⅱ深浦 農林被害 3 億 27,000 千円
59	1985年 12月 2日 (昭和 60年)	青森県西方沖 (M=5.7)	震度Ⅳ深浦、震度Ⅲ青森・八戸、震度Ⅱむつ 農林被害 1 億 90,000 千円
60	1986年 5月 8日 (昭和 61年)	アリューシャン 列島 (M=7.6)	津波の波高八戸 19cm
61	1987年 1月 9日 (昭和 62年)	岩手県北部 (M=6.6)	震度Ⅳ八戸、震度Ⅲ青森・むつ、震度Ⅱ深浦 農林被害 9 億 95,000 千円
62	1987年 1月 14日 (昭和 62年)	十勝支庁 (M=6.6)	震度Ⅳ八戸、震度Ⅲ青森、震度Ⅰ深浦
63	1989年 11月 2日 (平成元年)	岩手県沖 (M=7.1)	震度Ⅳ青森、八戸、震度Ⅰ深浦
64	1992年 7月 12日 (平成 4年)	青森県東方沖 (M=6.3)	震度Ⅳ八戸、むつ、震度Ⅲ青森、震度Ⅱ深浦 農林被害 2 億 57,964 千円
65	1993年 1月 15日 (平成 5年) 発震時分 20時 06分	釧路沖 (M=7.5) 釧路沖地震 と命名	震度Ⅴ八戸、震度Ⅳ青森、むつ、震度Ⅲ深浦 負傷者 1 名、被害総額 11 億 85,027 千円
66	1993年 7月 12日 (平成 5年)	北海道南西沖 (M=7.8) 海道南西沖地震 と命名	震度Ⅴ深浦、震度Ⅳ青森、むつ、震度Ⅲ八戸、 津波の最大高さ 25cm 死者 1 名、被害総額 7 億 24,540 千円
67	1993年 8月 8日 (平成 5年)	グアム島付近 (M=8.0)	津波の最大の高さ八戸 8cm

番号	年月日 (旧暦年)	震央・主災地	被害概要
68	1993年12月4日 (平成5年)	苫小牧沖 (M=5.4)	震度Ⅳむつ、震度Ⅲ青森・八戸
69	1994年4月8日 (平成6年)	三陸沖 (M=6.5)	震度Ⅱ青森・むつ、震度Ⅰ八戸 津波の最大の高さ八戸5cm
70	1994年10月4日 (平成6年) 発震時分22時22分	北海道東方沖 (M=8.2) 北海道東方坤地 震と命名	震度Ⅳ青森・八戸・むつ・市浦 震度Ⅲ深浦 津波の最大の高さ72cm 負傷者1名、被害総額1億92,375千円
71	1994年12月28日 (平成6年) 発震時分21時19分	三陸沖 (M=7.6)	震度Ⅵ八戸、震度Ⅴ青森・むつ 震度Ⅳ市浦・天間林・大畑、震度Ⅲ深浦 津波の最大の高さ44cm 死者3名、負傷者688名、全壊55棟、半壊346棟、一部破損7,020棟 被害総額693億50,546千円
72	1995年1月7日 (平成7年) 発震時分07時37分	三陸はるか沖地 震と命名	震度Ⅴ八戸、震度Ⅳ青森・むつ・市浦 震度Ⅳ深浦 負傷者95名、全壊17棟、半壊81棟、一部破損1,989棟 被害総額61億44,572千円
73	1995年7月30日 (平成7年)	南米西部 (M=7.3)	津波の最大の高さ26cm
74	1995年12月4日 (平成7年)	千島列島 (M=7.3)	震度Ⅱむつ、震度Ⅰ青森・八戸 津波の最大の高さ13cm
75	1996年2月17日 (平成8年)	インドネシア付近 (M=8.1)	津波の最大の高さ19cm
76	2002年10月14日 (平成14年)	青森県東方沖 (M=6.1)	震度5弱 野辺地町 八戸市、十和田市で軽傷者2名
77	2003年5月26日 (平成15年)	宮城県沖 (M=7.1)	震度5強、階上町
78	2003年9月26日 (平成15年)	釧路沖 (M=8.0)	津波の最大の高さ八戸97cm
79	2003年9月26日 (平成15年)	十勝沖 (M=8.0)	震度5弱、野辺地町、むつ市、東通村 人的被害：重傷者1名
80	2005年8月16日 (平成17年)	宮城県沖 (M=7.2)	津波の最大の高さ八戸12cm
81	2006年5月4日 (平成18年)	トンガ諸島 (M=7.8)	津波の最大の高さ八戸12cm
82	2006年11月15日 (平成18年)	千島列島東方 (M=7.9)	津波の最大の高さ八戸53cm

番号	年月日 (旧暦年)	震央・主災地	被害概要
83	2007年1月13日 (平成19年)	千島列島東方 (M=8.2)	津波の最大の高さ八戸17cm
84	2007年8月17日 (平成19年)	ペルー沿岸 (M=7.9)	津波の最大の高さ八戸15cm
85	2008年7月19日 (平成20年)	福島県沖 (M=6.9)	津波の最大の高さ八戸7cm
86	2008年7月24日 (平成20年)	岩手県沿岸北部 (M=6.8)	震度6弱 八戸市、五戸町、階上町 人的被害：重軽傷者94名、住家被害：全壊1棟、 一部破損163棟
87	2008年9月11日 (平成20年)	十勝沖 (M=7.1)	津波の最大の高さ八戸7cm
88	2011年3月11日 (平成23年)	東北地方太平洋 沖 (M=9) 東日本大震災 と命名	津波の高さ 八戸推定最大6.2m、震度5強 青森県の被害：死者3名、不明者1名、負傷者 95名、住家被害全壊308棟、半壊701棟
89	2011年4月7日 (平成23年)	宮城県沖 (M=7.2)	震度5強 八戸市南郷、震度5弱 五戸町、南 部町、階上町、おいらせ町 負傷者 15名
90	2012年3月14日 (平成24年)	三陸沖 (M=6.9)	津波の高さ 八戸港21cm むつ小川原港8cm むつ市関根浜10cm
91	2012年5月24日 (平成24年)	青森県東方沖 (M=6.1)	震度5強 東北町上北南 震度5弱 野辺地町 田狭沢、野辺地町野辺地、東通村小田野沢、 人的被害なし
92	2013年2月6日 (平成25年)	サンタクルーズ 諸島 (M=7.9) 地震発生2月6 日	津波の高さ むつ小川原港10cm 八戸港10cm むつ市関根浜9cm
93	2014年4月3日 (平成26年)	チリ北部沿岸 (M=8.1) 地震発生4月2 日	津波の高さ むつ小川原港18cm むつ市関根浜 12cm 八戸港14cm
94	2014年6月24日 (平成26年)	アリューシャン 列島 (M=7.9) 地震発生6月24 日	津波の高さ 八戸港10cm
95	2014年7月5日 (平成26年)	岩手県沖 (M=5.9)	震度4 八戸市南郷、五戸町古館、南部町平、階 上町道仏、おいらせ町中下田 負傷者 1名

番号	年月日 (旧暦年)	震央・主災地	被害概要
96	2015年2月17日 (平成27年)	三陸沖 (M=6.9)	津波の高さ むつ小川原港 10cm むつ市関根浜 8cm 八戸港 8cm
97	2015年9月18日 (平成27年)	チリ中部沿岸 (M=8.3) 地震発生9月17日	津波の高さ 八戸港 27cm むつ小川原港 25cm むつ市関根浜 20cm 青森 5cm
98	2016年11月22日 (平成28年)	福島県沖 (M=7.4)	津波の高さ むつ小川原港 22cm むつ市関根浜 18cm 八戸港 20cm
99	2019年1月26日 (平成31年(令和元年))	岩手県沖 (M=5.6)	震度4 八戸市南郷、東北町上北南、南部町苫米地、階上町道仏 負傷者 1名
100	2020年21月21日 (令和2年)	青森県東方沖 (M=6.5)	震度4 八戸市湊町、八戸市内丸、八戸市南郷、十和田市西十二番町、三沢市桜町、野辺地町田狭沢、野辺地町野辺地、七戸町七戸、七戸町森ノ上、六戸町犬落瀬、東北町上北南、三戸町在府小路町、五戸町古館、五戸町倉石中市、南部町苫米地、階上町道仏、おいらせ町中下田、おいらせ町上明堂 負傷者 1名
101	2021年3月5日 (令和3年)	ケルマデック諸島 南緯 29° 43.4' 西経 176° 16.7' (M=8.1)	津波の高さ 下北 7cm
102	2021年10月6日 (令和3年)	岩手県沖 (M=5.9)	震度5強 階上町道仏 震度5弱 八戸市内丸、八戸市南郷、南部町苫米地 負傷者 2名
103	2022年1月15日 (令和4年)	トンガ諸島付近	津波の高さ 竜飛 14 cm むつ市関根浜 40 cm むつ小川原港 42cm 八戸港 54cm 青森 12 cm 【備考】フンガ・トンガ・フンガ・ハアパイ火山の噴火に伴う潮位変化
104	2022年3月16日 (令和4年)	福島県沖 (M=7.4)	津波の高さ (港) 八戸港 10cm (暫定値)
105	2023年11月20日 (令和5年)	青森県東方沖 (M=5.9)	震度4 八戸市湊町、八戸市内丸、野辺地町田狭沢、七戸町森ノ上、東北町上北南、南部町苫米地 負傷者 2名
106	2024年1月1日 (令和6年)	石川県能登地方 (M=7.6)	津波の高さ 深浦 36cm 竜飛 9cm 青森 10cm (暫定値)

参考資料 1923年7月31日までの地震は、「新編 日本被害地震総覧(増補改訂版)」および理科年表を、1923年8月1日以降の地震は、気象庁震源カタログを参照した。

[消防施設等の整備状況]

令和7年2月現在

区分	消防吏員(団員)	消 防 ポ ン プ							計	消 防 艇	消 火 栓	防 火 水 槽	耐 震 性 貯 水 槽	そ の 他 (自 然 水 利 含 む)	計
		消 自 防 動 車	水 ポ ン 槽 付 自 動 車	小 型 動 力 ポ ン プ	は ポ シ ン 付 自 動 防 車	屈 折 ポ ン プ 付 自 動 消 車	化 学 消 防 動 車	自 動 消 車							
深 浦 消 防 署	29	1	1	1				3		193	66	25	10	294	
岩 崎 分 署	19		1	1				2		53	84			137	
消 防 分 団 名	本 部	36		3				3							
	第 1 分 団	16	1					1		21	4	3	1	26	
	第 2 分 団	9		1				1		14	5			19	
	第 3 分 団	17		1				1		21	7			28	
	第 4 分 団	19		1				1		13	5		1	19	
	第 5 分 団	12		1				1		15	2			17	
	第 6 分 団	10		1				1		10	5			15	
	第 7 分 団	12		1				1		12	3		2	17	
	第 8 分 団	11		1				1		9	5			14	
	第 9 分 団	19		1				1		17	7			24	
	第 10 分 団	17		1				1		19	3		2	24	
	第 11 分 団	15	1					1		9	3			12	
	第 12 分 団	12		1				1		9	4		1	14	
	第 13 分 団	14		1				1		4	5		1	10	
	第 15 分 団	12		1				1		8	3			11	
	第 16 分 団	12		1				1		12	4		2	18	
	第 17 分 団	15		1				1		8	5			13	
	第 18 分 団	14		1				1		8	11			19	
	第 20 分 団	16	1					1		9	24			33	
	第 21 分 団	10		1				1		6	17			23	
	第 22 分 団	7		1				1		4	8			12	
	第 23 分 団	12		1				1		5	10			15	
	計	365	4	2	23				24		479	290	25	20	383

[消防ポンプ自動車等整備計画]

令和7年3月現在

区分	地域名	人口	全体計画 (7年度～11年度)	7年度	8年度
			小型ポンプ 力	小型ポンプ 力	小型ポンプ 力
深浦消防署	全町				
岩崎分署	大間越～舩作				
消 防 分 団 名	本部	全町			
	第1分団	深浦	1	1	
	第2分団	深浦			
	第3分団	広戸・東野			
	第4分団	追良瀬			
	第5分団	横磯			
	第6分団	舩作			
	第7分団	深浦			
	第8分団	麩木			
	第9分団	風合瀬			
	第10分団	田野沢			
	第11分団	北金ヶ沢全域			
	第12分団	関			
	第13分団	岩坂			
	第15分団	晴山			
	第16分団	柳田			
	第17分団	北金ヶ沢全域			
	第18分団	沢辺			
	第20分団	岩崎中～岩崎上			
	第21分団	正久～森山			
	第22分団	松神			
	第23分団	黒崎			
	計			1	1

〔消防水利整備計画〕

令和7年3月現在

区 分		現有数	年次計画					
			全体計画	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
消火栓	公設	233	10	2	2	2	2	2
防火水槽	40m ³ 未満	11						
	40～100m ³ 未満	140						
	100m ³ 以上							
その他の水利		12	12					
計		403	396					

〔消防無線設備〕

所	局種別	呼出名称	設(営)置場所	M L の配属	その他
深浦消防署	F B	あじしょういわさか	大字岩坂字長谷野 20-1		デジタル無線
		あじしょうおとせ	大字北金ヶ沢字榊原 172-5		〃
		あじしょうふかうらしよ	深浦消防署内		〃
	M L	ふかうらたんく 1	〃	タンク車	〃
		ふかうらぼんぷ 1	〃	ポンプ車	〃
		ふかうらきゅうきゅう 1	〃	救急車	〃
		ふかうらきゅうきゅう 2	〃	〃	〃
		ふかうらきゅうきゅう 3	〃	〃	〃
		ふかうらしき 1	〃	指揮車	〃
		ふかうらいどう 30	〃	深浦消防署内	〃
		ふかうらけいたい 1	〃	〃	〃
		ふかうらけいたい 30	〃	〃	〃
		ふかうらけいたい 31	〃	〃	〃
		ふかうらけいたい 32	〃	〃	〃
		ふかうらけいたい 33	〃	〃	〃
		ふかうらけいたい 34	〃	〃	〃
		ふかうらけいたい 35	〃	〃	〃
		ふかうらけいたい 36	〃	〃	〃
		ふかうらけいたい 37	〃	〃	アナログ無線
		ふかうらかはん 30	〃	〃	〃
ふかしょうけいたい 30	〃	〃	〃		
ふかしょうけいたい 31	〃	〃	〃		
ふかしょうけいたい 32	〃	〃	〃		
岩崎分署	F B	あじしょうもりやま	大字森山字山森平 26-3		デジタル無線
	M L	いわさきタンク 1	岩崎分署内	タンク車	〃
		いわさきしき 1	〃	指揮車	〃
		いわさききゅうきゅう 1	〃	救急車	〃
		いわさきしき 2	〃	警備車	〃
		いわさきいどう 50	〃	岩崎分署内	〃
		いわさきけいたい 50	〃	〃	〃
		いわさきけいたい 51	〃	〃	〃
		いわさきけいたい 52	〃	〃	〃
		いわさきけいたい 53	〃	〃	〃
		いわさきけいたい 54	〃	〃	〃
		いわさきけいたい 55	〃	〃	〃
		いわさきかはん 50	〃	〃	アナログ無線
		いわしょうけいたい 50	〃	〃	〃
		いわしょうけいたい 51	〃	〃	〃
いわしょうけいたい 52	〃	〃	〃		

基地局……F B 陸上移動局……M L

〔各水防倉庫の資機材の備蓄状況〕

令和7年2月現在

倉庫名	倉庫所在地	規模	備蓄主要資機材数						管理者	備考
			空俵	木材	杉丸太	スコップ	土のう	ビニールシート		
本庁舎（防 災倉庫）	深浦町大字深浦 字苗代沢 84-2	162 m ²				10	1,200	5	総務課長	
北金ヶ沢総 合防災セン ター	深浦町大字関字 栃沢 260-1	9 m ²				8	100		支所長	
岩崎支所	深浦町大字岩崎 字松原 51-7						800	5	支所長	
大戸瀬支所	深浦町大字関字 栃沢 99-1					4	800	5	支所長	

〔水防資機材の整備計画〕

令和7年2月現在

資機材名	数量	資機材名	数量
スコップ	50 丁	丸太 (3.5m)	20 本
掛矢	10 丁	丸太 (2.5m)	30 本
たこ鎚	5 丁	丸太 (2.0m)	50 本
掛鋏	5 丁	ビニール袋	2,500 枚
ペンチ	20 丁	麻袋	2,500 枚
おの	5 丁	むしろ	50 枚
鋸	10 丁	ビニールシート	5 枚
鎌	20 丁	縄	20 丸
照明具	10 基	鉄線	20kg

〔海上災害対策施設・設備等の整備状況〕

ア 流出油防除資機材

令和7年2月現在

区分	油処理剤 (ℓ)	油吸着剤 (kg)	油吸着マット (枚)	オイルフェンス	備考
深浦消防署	52	101	128		
岩崎分署	14	45	295		
町		240	700	300	防災倉

イ 海上火災等対策用船舶

区分	消防艇 (隻)	救難艇 (隻)	油回収船 (隻)	オイルフェンス 展開船 (隻)	その他の船舶 (隻)	合計 (隻)
0	0	0	0	0	0	0

[海上災害対策施設・設備等の整備計画]

令和7年2月現在

区分	油処理剤 (ℓ)	油吸着剤 (kg)	油吸着マット (枚)	オイルフェンス (m)	備考
深浦消防署	36	60	200		
岩崎分署	14	45	295		
町	100	240	500	300	

[救助施設・設備等の整備状況]

令和7年2月現在

区分	一般救助器具				重量物排除用器具				切断用器具				破壊用器具			測定用器										
	かぎ付はしこ	三連はしこ	金属製折りたたみはしこ	空気式救助マット	救命索発射銃	救命用縛帯	平担架	油圧ジャッキ	油圧スプレッター	可搬ウインチ	マット型空気ジャッキ	空気式大型油圧スプレッター	油圧切断機	エンジンカッター	ガス溶断機	チェーンソー	鉄線カッター	空気銃	空気式大型油圧切断機	万能斧	ハンマー	削岩機	ハンマドリル	可燃性ガス測定器	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器
深浦消防署		2			1	1		1		2	1		2		2	4			6	2			2	2	2	3
岩崎分署		2					1	1		1		1		1					1	2			2	2	2	3
本庁舎 (防災倉庫)							1								1	1				1						
北金ヶ沢総合防災センター							2								1	1										
岩崎支所																										

区分	呼吸保護用器具				隊員保護用器具						水難救護用器具						山岳救助用器具		その他の救助用器具								
	空気呼吸器	酸素呼吸器	簡易呼吸器	送排風機	耐電手袋	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	防毒衣	耐熱服	放射線防護服	潜水器具	救命衣	水中投光器	救命浮輪	浮標	救命ボート	船外機	水中スクーター	登山器具	バスケット型担架	投光器	携帯拡声器	携帯無線機	応急処置用セット	緩降機	ロープ登降機
深浦消防署	9				5		4	2				10	9		3	2			2		2	2	7	9			2
岩崎分署	7				5							9	9		3	1					2	4	3	6			2
本庁舎 (防災倉庫)													46	2								2	2	2	1		
北金ヶ沢総合防災センター													10									2					
岩崎支所																											

[救助施設・設備等の整備計画]

令和7年2月現在

区分	一般救助器具						重量物排除用器具						切断用器具				破壊用器具				測定用器具					
	かぎ付はしご	三連はしご	金属製折りたたみはしご	空気式救助マット	救命索発射銃	救命用縛帯	平担架	油圧ジャッキ	油圧スプレッター	可搬ウインチ	マット型空気ジャッキ	空気式大型油圧スプレッター	油圧切断機	エンジンカッター	ガス溶断機	チェーンソー	鉄線カッター	空気銃	空気式大型油圧切断機	万能斧	ハンマー	削岩機	ハンマドリル	可燃性ガス測定器	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器
深浦消防署	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	2	1	2	1	1	1	5	3		1	1	1	1	
岩崎分署	1	1	1	1	1	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
本庁舎 (防災倉庫)															2					2						
北金ヶ沢総合防災センター																										
岩崎支所															1											

区分	呼吸保護用具				隊員保護用器具						水難救護用器具						山岳救助用具		その他の救助用器具								
	空気呼吸器	酸素呼吸器	簡易呼吸器	送排風機	耐電手袋	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	防毒衣	耐熱服	放射線防護服	潜水器具	救命衣	水中投光器	救命浮輪	浮標	救命ボート	船外機	水中スクーター	登山器具	バスケット型担架	投光器	携帯拡声器	携帯無線機	応急処置用セット	緩降機	ロープ登降機
深浦消防署	10	1	1	1	1	1	1	1	1	2		5	5		3	1	1	1	3	5	1	4	2	6	3		1
岩崎分署	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1		2	5		2	1	1	1	2	2	1	2	1	3	1		1
本庁舎 (防災倉庫)												70		10								2	2	6	5		
北金ヶ沢総合防災センター																											
岩崎支所																											

[広域防災拠点等の整備状況]

令和7年2月現在

施設等名	所在地	連絡先	宿営可能 人員（最大）	物資等 収容	利用可能な 設備の状況	備考
アオーネ 白神十二湖	松神下浜松地内	0173-77- 3311	屋内 100 名 野外 170 名	あり	電源、水道、トイ レ、入浴、調理	大型ヘリ ポート可
八森山町民 の森公園	岡崎 338 地内	0173-74- 2111	野外 200 名		電源、水道、トイ レ	旧国道 1 0 1 ラー メン駐車 場可
町民体育館	広戸家野上 95-201	0173-74- 2111	屋内 466 名	あり	電源、水道、トイ レ	行合崎駐 車場及び 木造高校 深浦校舎 可
武道館	広戸家野上 95-201	0173-74- 2111	屋内 212 名		電源、水道、トイ レ	
自然休養村 グラウンド	広戸家野上 95-201	0173-74- 2111	野外 200 名		電源、水道、トイ レ	
北金ヶ沢総 合防災セン ター	関字栃沢 260-1 地 内	0173-76- 2311	屋内 243 名	あり	電源、水道、トイ レ、入浴、調理	大戸瀬中 学校可

[地域防災拠点等の整備状況]

令和7年2月現在

施設等名	所在地	連絡先	宿営可能 人員	物資等収容 スペース	利用可能な 設備の状況	備考
北金ヶ沢 総合防災 センター	関字栃沢 260-1 地 内	0173-74-2111	243 名	備蓄倉庫	電源、水道、トイ レ、調理	集会所 2 室
町民体育館・ 武道館	広戸家野上 95-201	0173-74-2111	678 名	あり	電源、水道、トイ レ、調理	物流拠点 を兼ねる

[その他施設・設備等の整備状況]

令和7年2月現在

区分	トラック	ダンプトラック	ブルドーザー	トラクター ショベル	パワーショベル	ショベルローダー	ホイールローダー	ログローダー	モーターグレーダ	クレーン車	ローラー	スクレーパー	ホイールタイプトラック	浮グレーン	トレーラー	リフト車	作業車	パネル橋	締固機械
町	5 台	台	台	4 台	台	7 台	2 台	台	1 台	台	台	台	台	台	台	1 台	5 台	台	台

[その他施設・設備等の整備計画]

令和7年3月現在

区	分	ト ラ ック	ダ ンプ トラ ック	ブ ルド ーザ	ト ラ ク ター シ ョ ベル	パ ワ ー シ ョ ベル	シ ョ ベル ロー ダー	ホ イ ル ロー ダー	ロ グ ロー ダー	モ ー ター グ レ ー ダ	ク レ ー ン 車	ロ ー ラ	ス ク レ ー バ	ホ イ ル タ イ プ トラ ク タ	浮 グ レ ー ン	ト レ ー ラ	リ フ ト 車	作 業 車	パ ネ ル 橋	締 固 機 械
町		9 台	2 台	2 台	1 台	6 台	3 台	1 台	1 台	1 台	1 台	1 台	1 台	1 台	1 台	2 台	2 台	1 台	1 台	1 台

[防災資機材の整備状況]

令和7年3月現在

資機材名	単 位	数 量		
		本庁舎 (防災倉庫)	北金ヶ沢総合防災センター	整備計画
		整備状況		
スコップ	丁	5	9	50
掛矢	丁	5	2	10
掛鋏	丁	1		5
ツルハシ	丁	2	1	20
おの	丁			5
鋸	丁	0	1	10
鎌	丁	7	0	20
片手ハンマー	丁	0	0	20
ペンチ	丁	3	0	20
たこ鎚	丁			5
照明具	基	2	2	10
丸太	本			100
ビニール袋または麻袋	袋	760		5,000
縄・ロープ	丸	3	3	20
鉄線	巻	1 (72m)	1 (72m)	20
小車 (または運搬用具)	台			10
むしろまたはビニールシート	枚	9		55
発電機	台	2	2	5
ろ水器	台			
炊飯器	台		2	2
給水タンク	台	2	8	2
その他				

[山地災害危険地区]

(7) 山腹崩壊危険地区

a 国有林

(東北森林管理局)

令和7年2月現在

番号	位置				直接保全対象施設		
	郡	市町村	大字	字(班林)	人家戸数	公共施設	道路
56	西津軽郡	深浦町	岩坂	大童子山(2021)	15		県道
57	〃	〃	追良瀬	西追良瀬山(3035)			町道
58	〃	〃	〃	北追良瀬山(3036)	3		林道
59	〃	〃	〃	東追良瀬山(3046)			県道
60	〃	〃	長慶平	深浦山(3054)	8		町道
61	〃	〃	岩崎	西岩崎山(3077)			県道
62	〃	〃	〃	西岩崎山(3077)			県道
63	〃	〃	松神	松神山(3082)	2		県道
64	〃	〃	〃	松神山(3082)	2	公衆トイレ	県道
65	〃	〃	〃	松神山(3083)			県道

b 民有林

(県農林水産部林政課)

令和7年2月現在

危険地区番号		位置			公共施設等		
		市町村	大字	字	人家	公共施設	道路
323	S0003	深浦町	北金ヶ沢	塩見形	45	2	県道
323	S0004	〃	〃	関	10	1	国道
323	S0005	〃	岩坂	長谷野沢	12	1	県道
323	S0006	〃	〃	石動	5		県道
323	S0008	〃	北金ヶ沢	塩見形	20		国道
323	S0009	〃	岩坂	横塚	14		県道
323	S0010	〃	〃	〃	5		県道
323	S0012	〃	〃	上小屋野	17		国道
323	S0013	〃	黒崎	大浜	1		国道
323	S0015	〃	松神	上浜松	5	1	国道
323	S0016	〃	〃	中浜松	67	1	国道
323	S0017	〃	森山	松浦	32		国道
323	S0018	〃	正道尻	大野平	1		国道
323	S0019	〃	大間越	山科	1		町道
323	S0020	〃	松神	上浜松	27		国道
323	S0021	〃	黒崎	船嵐	43		国道
323	S0022	〃	正道尻	大野平	1		農道
323	S0023	〃	久田	桐の沢	10		農道
323	S0024	〃	松神	下浜松	9		農道
323	S0025	〃	大間越	笥	3		国道

(イ) 崩壊土砂流出危険地区

a 国有林

(東北森林管理局)

令和7年2月現在

番号	位置				直接保全対象施設		
	郡	市町村	大字	字(班林)	人家戸数	公共施設	道路
99	西津軽郡	深浦町	北金ヶ沢	小童子山(2002)	70	鉄道	国道
100	〃	〃	関	〃(2003・2004)	70	鉄道	国道
101	〃	〃	〃	〃(2005～2009)	70	鉄道	国道
102	〃	〃	岩坂	大童子山(2012)			併林
103	〃	〃	〃	〃(2013)			併林
104	〃	〃	柳田	築棒沢山(2019・2020)	70		県道
105	〃	〃	岩坂	大童子山(2021・2022)			併林
106	〃	〃	〃	〃(2023)			併林
107	〃	〃	柳田	築棒沢山(2026)	60	鉄道	国道
108	〃	〃	〃	〃(2028)	12	鉄道	国道
109	〃	〃	風合瀬	砂子川(3004～3007)	10		町道
110	〃	〃	〃	砂子川(3010・3011)	30		県道
111	〃	〃	追良瀬	北追良瀬(3033)	26	学校	町道
112	〃	〃	長慶平	深浦山(3054)	3		町道
113	〃	〃	松神	松神山(3081)		鉄道	国道
114	〃	〃	〃	〃(3082～3084)	3	鉄道	国道
115	〃	〃	〃	〃(3085～3087)		鉄道	国道
116	〃	〃	黒崎	黒崎山(3088・3089)	2	鉄道	国道
117	〃	〃	〃	〃(3090)	15	鉄道	国道
118	〃	〃	〃	大間越山(3091・3092)		鉄道	国道
119	〃	〃	大間越	〃(3096～3098)	55	鉄道	国道
120	〃	〃	〃	〃(3102)		鉄道	国道
121	〃	〃	〃	〃(〃)		鉄道	国道
122	〃	〃	〃	〃(〃)		鉄道	国道
123	〃	〃	〃	〃(〃)		鉄道	国道
124	〃	〃	〃	入良川山(3103～3106)	2	鉄道	国道
125	〃	〃	〃	〃(3107)	6	鉄道	国道
126	〃	〃	〃	〃(〃)	6	鉄道	国道
127	〃	〃	〃	〃(〃)		鉄道	国道
128	〃	〃	〃	〃(〃)		鉄道	国道
129	〃	〃	〃	〃(〃)	3	鉄道	国道
130	〃	〃	〃	〃(〃)			国道

b 民有林

(県農林水産部林政課)
令和7年2月現在

危険地区番号		位置			公共施設等		
		市 町 村	大字	字	人家	公共施設	道路
3 2 3	H0001	深 浦 町	舩 作	鍋 石	1		国道
3 2 3	H0002	〃	舩 作	鍋 石	29		国道
3 2 3	H0003	〃	舩 作	鍋 石	30		国道
3 2 3	H0004	〃	舩 作	鍋 石	128	1	国道
3 2 3	H0005	〃	舩 作	鍋 石	1		国道
3 2 3	H0006	〃	舩 作	鍋 石	1		国道
3 2 3	H0007	〃	横 磯	上 岡 崎	23		国道
3 2 3	H0008	〃	横 磯	葉 野 木 平	1		国道
3 2 3	H0009	〃	横 磯	葉 野 木 平	4		国道
3 2 3	H0010	〃	横 磯	葉 野 木 平	35		国道
3 2 3	H0011	〃	横 磯	葉 野 木 平	12		国道
3 2 3	H0012	〃	横 磯	葉 野 木 平	25	1	国道
3 2 3	H0013	〃	深 浦	元 深 浦	1		県道
3 2 3	H0014	〃	深 浦	元 深 浦	1		県道
3 2 3	H0015	〃	深 浦	元 深 浦	1		県道
3 2 3	H0016	〃	深 浦	中 沢	34		県道
3 2 3	H0017	〃	深 浦	浜 町	46		国道
3 2 3	H0018	〃	深 浦	岡 町	8		国道
3 2 3	H0019	〃	深 浦	苗 代 沢	29		国道
3 2 3	H0020	〃	深 浦	吾 妻 沢	2		町道
3 2 3	H0021	〃	広 戸	家 野 上	2		国道
3 2 3	H0022	〃	広 戸	母 沢 家 岸	1		国道
3 2 3	H0023	〃	広 戸	高 田 中 野	1		町道
3 2 3	H0025	〃	追 良 瀬	相 野 山	8		国道
3 2 3	H0026	〃	追 良 瀬	相 野 山	15		
3 2 3	H0027	〃	追 良 瀬	相 野 山	1		
3 2 3	H0028	〃	追 良 瀬	相 野 山	1		
3 2 3	H0029	〃	追 良 瀬	塩 見 山 平	1		町道
3 2 3	H0030	〃	麩 木	扇 田	1		国道
3 2 3	H0031	〃	風 合 瀬	中 砂 子 川	1		国道
3 2 3	H0033	〃	田 野 沢	成 瀬	2		国道
3 2 3	H0035	〃	北 金 ヶ 沢	榊 原	1		国道
3 2 3	H0036	〃	北 金 ヶ 沢	榊 原	1		国道
3 2 3	H0037	〃	北 金 ヶ 沢	榊 原	7		国道
3 2 3	H0038	〃	北 金 ヶ 沢	塩 見 形	5		国道
3 2 3	H0039	〃	北 金 ヶ 沢	塩 見 形	1		国道
3 2 3	H0040	〃	関	枳 沢	1		国道
3 2 3	H0041	〃	岩 坂	長 谷 野 沢	4		県道
3 2 3	H0042	〃	岩 坂	長 谷 野 沢	1		県道
3 2 3	H0043	〃	岩 坂	長 谷 野 沢	20		県道
3 2 3	H0044	〃	岩 坂	長 谷 野 沢	51		県道

危険地区番号		位 置			公共施設等		
		市 町 村	大字	字	人家	公共施設	道路
3 2 3	H0045	〃	岩 坂	長谷野沢	13	1	県道
3 2 3	H0046	〃	岩 坂	長 谷 野	10		県道
3 2 3	H0047	〃	岩 坂	横 塚	1		県道
3 2 3	H0048	〃	岩 坂	横 塚	1		県道
3 2 3	H0050	〃	柳田	桜田	1		国道
3 2 3	H0051	〃	柳田	桜田	1		国道
3 2 3	H0052	〃	長慶平	大林寺	1		町道
3 2 3	H0053	〃	麩木	鶴緑	1		町道
3 2 3	H0054	〃	関	豊田	2		国道
3 2 3	H0055	〃	岩坂	長谷野沢	7		県道
3 2 3	H0057	〃	大間越	筧	1		国道
3 2 3	H0058	〃	大間越	筧	3		国道
3 2 3	H0059	〃	大間越	白神浜	1		国道
3 2 3	H0060	〃	大間越	白神浜	18		国道
3 2 3	H0061	〃	黒崎	大浜	6		国道
3 2 3	H0062	〃	黒崎	大浜	18		国道
3 2 3	H0063	〃	黒崎	大浜	17		国道
3 2 3	H0064	〃	黒崎	宮崎	154	1	国道
3 2 3	H0065	〃	黒崎	宮崎	121		国道
3 2 3	H0066	〃	黒崎	宮崎	70		国道
3 2 3	H0067	〃	黒崎	船嵐	2		国道
3 2 3	H0068	〃	黒崎	樋の平	20		国道
3 2 3	H0069	〃	松神	上浜松	2	1	国道
3 2 3	H0070	〃	松神	上浜松	25	1	国道
3 2 3	H0071	〃	松神	上浜松	39		国道
3 2 3	H0072	〃	松神	中浜松	27		国道
3 2 3	H0073	〃	森山	松浦	64		国道
3 2 3	H0074	〃	森山	松浦	1		国道
3 2 3	H0075	〃	正道尻	大野平	1		農道
3 2 3	H0076	〃	岩崎	房崎	1		国道
3 2 3	H0077	〃	沢辺	山科	24		国道
3 2 3	H0078	〃	沢辺	山科	92		国道
計	73箇所						

(ウ) 地すべり危険地区

a 地すべり危険箇所

(東北森林管理局)

令和7年2月現在

番号	位置				地区名	直接保全対象施設			
	郡 (市)	町 (村)	大字	字 (林班)		人家 戸数	公共施設		道路
							種類	数量	
1	西津軽	深浦	岩坂	大童子山 (2011.2012)	寺の沢	13	—	—	県道
2	〃	〃	麴木	麴木山 (3024.3026)	母沢	1	鉄道	100m	国道

b 地すべり危険地区

(県農林水産部林政課)

令和7年2月現在

危険地区番号	位置			地区名	直接保全対象			備考
	市町村	大字	字		人家 戸数	公共施設		
						種類	数量	
323-G0001	深浦町	長慶平	芦菴	芦菴	42	学校 県道	1 6,400m	指定地
323-G0002	〃	追良瀬	相野山	大山	—	県道	1,000m	
323-G0003	〃	長慶平	津軽平	津軽平	6	県道	520m	
323-G0004	〃	上長慶平	大林寺	大林寺	5	県道	1,100m	指定地
323-G0005	〃	岩崎	岩崎山	岩崎山	1	県道	3,700m	

c 地すべり防止危険区域指定箇所

(県農林水産部林政課、農村整備課)

令和7年2月現在

地すべり 地域名	位置	面積 (ha)	土地 (ha)			家屋 (戸)		公共施設			指定年月日
			田畑	山林	その他	住宅	その他	道路	橋梁	その他	
大林寺	西津軽郡深浦 町大字長慶平 字大林寺	77.31	1.76	70.25	5.30	5		町道 1,100m			S63.6.22 告示 852 号
芦菴	西津軽郡深浦 町大字長慶平 字芦菴	66.04	2.06	41.35	22.63	11	1	町道 1,800m		公民館 1 学校 1	H11.7.21 告示 2671 号

[海岸侵食危険地]

(県農林水産部林政課)

令和7年2月現在

地区名	市町村名	海岸延長	防災林延長	侵食海岸延長
日本海岸	深浦町	73.3Km	5.5Km	5.5Km

[雪崩危険箇所]

a 森林管理局

(東北森林管理局)

番号	場 所
12	西津軽郡深浦町大字深浦字深浦山 3059

b 青森県

(県農林水産部林政課)

令和7年2月現在

危険地区番号		位 置			公共施設等		
		市町村	大字	字	人家	公共施設	道路
323	な 0001	深 浦 町	岩 坂	石 動	10		県道
323	な 0002	〃	北金ヶ沢	塩見形	40		県道
323	な 0003	〃	黒 崎	柳 原	11		国道

〔砂防指定地〕

(県土整備部河川砂防課)

砂防法(明治30年法律第29号)による。

告示年月日	告示番号	級	水系名	幹川名	溪流名	位置		面積			概況						
						大字	字	延長(m)	幅(m)	面積(Ha)	河川敷(ha)	山林		道路等		その他	
												国有林(ha)	公民有林(ha)	種別	面積(ha)	国有地(ha)	公民有地(ha)
S19.12.20	604	2	笹内川	笹内川	笹内川	岩崎	岩崎	4,850.0	300.0	56.0000	7.5000	26.200	3.600		3.800	1.300	13.600
S24.9.13	764	他	その他	黒崎川	黒崎川	岩崎	黒崎	730.0	95.0	2.5200	0.7900		0.300		0.100		1.330
S25.10.7	1095	他	その他	黒崎川	黒崎川	黒崎	黒崎崎山	1,400.0	5.0	0.7000	0.7000						
S25.10.7	1095	他	その他	黒崎川	黒崎川	黒崎	黒崎崎山	1,400.0	100.0	14.0000	0.9000	13.100					
S26.11.13	963	2	笹内川	笹内川	笹内川	岩崎	岩崎山	30.0	10.0	0.0300	0.0300						
S26.11.13	963	2	笹内川	笹内川	笹内川	岩崎	岩崎山	2,950.0	200.0	59.0000	12.6000	31.300			2.800	12.300	
S27.9.11	1206	2	笹内川	笹内川	二瀬の沢	岩崎	岩崎山	2,100.0	30.0	6.3000	6.3000						
S27.9.11	1206	2	笹内川	笹内川	二瀬の沢	岩崎	岩崎山	2,100.0	100.0	21.0000	6.8000	14.200					
S28.11.10	1410	2	追良瀬川	追良瀬川	追良瀬川	松原	追良瀬山	11,700.0	40.0	46.8000	46.8000						
S28.11.10	1410	2	追良瀬川	追良瀬川	追良瀬川	松原	追良瀬山	11,700.0	100.0	117.0000	47.4000	52.400			4.900	12.300	
S31.4.16	722	2	笹内川	笹内川	新谷沢	岩崎	東岩崎山	830.0	30.0	2.4900	1.2500	1.230			0.010		
S31.9.29	1534	2	追良瀬川	追良瀬川	オサナメ沢	追良瀬	北追良瀬山	630.0	50.0	3.1500	0.9500	2.090			0.010	0.100	
S32.11.13	1411	2	大童子川	大童子川	大童子川	石道	大童子山	400.0	25.0	1.0000	0.5100	0.480			0.010		
S32.11.13	1411	2	笹内川	笹内川	笹内川	岩崎	大童子山	900.0	37.0	3.3300	1.5300	1.800					
S34.3.30	602	2	追良瀬川	追良瀬川	湯の沢	追良瀬	西追良瀬山	790.0	30.0	2.3700	0.8700	1.500					
S34.10.6	1947	2	大童子川	大童子川	大童子川	大童子	大童子山	410.0	30.0	1.2300	0.8200	0.410					
S36.3.7	318	2	大童子川	大童子川	大童子川	大童子	大童子山	400.0	30.0	1.2000	0.8000	0.400					
S36.3.31	913	他	その他	黒崎川	黒崎川	黒崎	岩崎山	1,400.0	80.0	13.3000		13.300					
S37.12.1	2959	2	津梅川	津梅川	津梅川	大間越		400.0	60.0	2.4000	0.8000	1.560	0.400				

告示年月日	告示番号	級	水系名	幹川名	溪流名	位置		面積			概況						
						大字	字	延長 (m)	幅(m)	面積(Ha)	河川敷 (ha)	山林		道路等		その他	
												国有林 (ha)	公民有林 (ha)	種別	面積 (ha)	国有地 (ha)	公民 有地 (ha)
S38.10.14	2612	2	津梅川	津梅川	津梅川	岩崎	大間越山			6.0000	1.3500	4.650					
S41.6.10	1854	2	吾妻川	吾妻川	東股沢	長慶平	西追良瀬山	5,350.0	120.0	32.1000	16.0500	15.250			0.800		
S42.3.31	1159	2	津梅川	津梅川	津梅川	大間越	大間越山、下小屋野	2,600.0	100.0	26.0000	3.9000	18.845	2.475		0.780		
S42.3.31	1154	2	追良瀬川	追良瀬川	オサナメ沢	追良瀬	北追良瀬山	4,150.0	150.0	31.7500	5.7000	24.510			1.140		0.400
S43.12.3	3485	2	磯崎川	磯崎川	六角沢	深浦	寅平	1,300.0	120.0	5.2000	0.9100	1.920	1.870		0.200		0.300
S45.3.5	242	2	津梅川	津梅川	津梅川	大間越	大間越山	700.0	60.0	4.2000	0.6000	2.100	1.200		0.300		
S45.3.6	242	2	追良瀬川	追良瀬川	追良瀬川	松原	西追良瀬山	3,000.0	100.0	30.0000	3.0000	25.500			1.500		
S47.8.4	1653	2	濁川	濁川	小沢	松神	松神山国有林	200.0	20.0	0.4000		0.400					
S47.8.4	1653	他	その他	小浜館沢	小浜館沢	風合瀬	砂子川国有林	400.0	60.0	204.0000		2.200	0.200				
S47.8.4	1653	2	濁川	濁川	濁川	松神	下浜松、中浜松、松神山国有林	1,940.0	80.0	7.4600	4.1800	1.800	0.660		0.800		0.020
S48.2.1	221	2	大童子川	大童子川	大童子川、大森沢	石道	大童子山国有林	1,160.0	140.0	8.1200		8.120					
S48.2.1	221	2	吾妻川	吾妻川	南股沢	長慶平	西追良瀬山国有林	1,000.0	80.0	8.0000		8.000					
S48.2.1	221	他	その他	風呂の沢	風呂の沢	岩崎	丸山、玉坂	800.0	60.0	4.8000			4.800				
S48.9.1	1830	2	笹内川	笹内川	笹内川	岩崎	西追良瀬山国有林、東岩崎山国有林	200.0	60.0	1.2000	0.4000	0.800					
S49.1.18	49	2	笹内川	笹内川	新谷沢	岩崎	東岩崎山国有林	840.0	90.0	4.4000		4.400					
S51.2.9	111	他	その他	玉坂川	玉坂川	岩崎	浜野、中津、玉坂	300.0		1.4400	0.0100		1.430				
S51.2.9	111	他	その他	深沢	深沢	北金ヶ沢	塩見形	270.0		0.8700	0.0900		0.780				
S51.2.9	111	2	笹内川	笹内川	新谷沢	岩崎	東岩崎山国有林	200.0		0.6000		0.600					
S52.1.24	55	他	その他	母沢	母沢	麩木	麩木山国有林	420.0		2.2600	0.4000	1.860					
S52.1.24	55	2	追良瀬川	追良瀬川	追良瀬川	追良瀬	西追良瀬川	568.0		1.0500		1.050					
S52.12.3	1566	他	その他	広戸川	広戸川	広戸	広戸山国有林	367.0		2.2500	0.1900	0.820	1.240				

告示年月日	告示番号	級	水系名	幹川名	溪流名	位置		面積			概況						
						大字	字	延長 (m)	幅(m)	面積(Ha)	河川敷 (ha)	山林		道路等		その他	
												国有林 (ha)	公民有林 (ha)	種別	面積 (ha)	国有 地 (ha)	公民有 地 (ha)
S54. 1. 30	101	他	その他	中沢川	中沢川	深浦	中沢国有林、深浦山	480.0		2.4700	0.3840	0.825	1.261				
S54. 1. 30	101	他	その他	釜屋沢川	釜屋沢川	大間沢	釜屋沢	480.0		1.7030	0.2960		1.407				
S55. 4. 23	911	2	大童子川	大童子川	寺の沢川	岩坂	湯野、大童子山国有林	180.0		0.6840	0.1230	0.190	0.371				
S56. 4. 22	928	他	その他	黒崎川	黒崎川	岩崎	笹の上、門の沢	135.0		0.2590	0.0000		0.206				0.053
S57. 8. 4	1460	2	追良瀬川	追良瀬川	濁川沢	追良瀬	西追良瀬山国有林	285.0		1.2600	0.0000	1.260					
S57. 8. 4	1460	他	その他	清滝沢	清滝沢	田野沢	砂子川	55.0		2.1760	0.2800		1.896				
S60. 11. 27	1653	他	その他	白神川	白神川	黒崎大間越	黒崎川、大間越山国有林	553.0		3.3400	0.3700	2.090	0.880				
S61. 9. 29	1577	2	松神川	松神川	松神川	松神	浜松	583.0		1.8800	0.3400	0.310	1.190		0.040		
S62. 10. 15	1764	他	その他	田野沢川	田野沢川	田野沢	小田沢、上野、清滝	881.0		2.7000	0.3400		2.350				0.010
S63. 7. 21	1602	他	その他	北大間沢	北大間沢	横磯	下岡崎	390.0		1.8300	0.1500		1.680				
S63. 7. 21	1602	他	その他	中沢川	双肩川	深浦	中沢、大館	275.0		0.8500	0.0000		0.850				
S63. 12. 15	2397	2	津梅川	津梅川	津梅川	大間越	上小屋野	426.0		2.7600	0.7400		1.140		0.060		0.170
H1. 10. 6	1691	他	その他	築棒沢	築棒沢	柳田	築棒沢、宮崎	1,370.0		7.9300	1.0100		6.9000		0.0200		
H1. 12. 21	2126	2	泥川	泥川	泥川	岩崎	西岩崎山国有林	460.0		1.5600		1.560					
H3. 1. 11	42	2	追良瀬川	追良瀬川	塩見崎沢	追良瀬	塩見山平、塩見崎	174.7		0.7400			0.3100		0.0300		0.4000
H3. 1. 11	42	2	大童子川	大童子川	大童子川	岩坂	大童子山国有林	52.0		0.0900		0.090					
H4. 3. 13	626	他	その他	平沢川	平沢川	松神	松神山国有林	1,085.0		5.3200		5.320					
H4. 12. 3	1880	他	その他	小福浦川	小福浦川	横磯	上岡崎	375.0		1.6700	0.1400		1.4800		0.0100	0.010	0.0300
H6. 2. 14	269	他	その他	大船川	大船川	風合瀬	砂子川国有林、大磯	490.0		1.8800	0.0600	1.420	0.0100				0.0390
H7. 2. 13	216	他	その他	上岡崎川	上岡崎川	月屋、横磯	裸森、上岡崎	215.0		0.9300	0.0800		0.8400		0.0100		
H8. 2. 5	156	他	その他	広戸川	広戸川	広戸	山崎母沢、広戸山国有林	488.0		1.7800	0.0400	1.570	0.1500		0.0200		

告示年月日	告示番号	級	水系名	幹川名	溪流名	位置		面積			概況						
						大字	字	延長 (m)	幅(m)	面積(Ha)	河川敷 (ha)	山林		道路等		その他	
												国有林 (ha)	公民有林 (ha)	種別	面積 (ha)	国有地 (ha)	公民有 地 (ha)
H8. 2. 5	156	他	その他	釜屋沢川	釜屋沢川	大間越	釜屋沢、宮崎平、大間越山国有林	404. 0		2. 0800	0. 0900	1. 360	0. 6000		0. 0200		0. 0100
H8. 2. 5	156	他	その他	平沢川	平沢川	松神	松神山国有林	50. 0		0. 1400		0. 140					
H12. 5. 10	1272	他	その他	第二榑原沢	第二榑原沢	北金ヶ沢	榑原、榑原上野	175. 0		0. 8500	0. 0300			道路敷	0. 0500		0. 7700
H12. 11. 28	2225	他	その他	宿合沢	宿合沢	北金ヶ沢	榑原上野	211. 0		1. 7600	0. 1400		1. 1500				0. 4700
H16. 3. 17	276	他	その他	北追立沢	北追立沢	北金ヶ沢	塩見形、小童子山、塩見形上野	310. 0		1. 1822	0. 0816		1. 0539			0. 0467	
H16. 3. 17	276	他	その他	宿合沢	宿合沢	北金ヶ沢	榑原上野、小童子山国有林	154. 0		0. 4118	0. 0064	0. 319	0. 0180				0. 0683
H16. 3. 17	276	他	その他	中沢川	中沢川	深浦	中沢、深浦山国有林、寅平	309. 0		1. 5731		0. 451					1. 1220
H16. 3. 17	276	他	その他	脇ノ沢	脇ノ沢	岩崎	西岩崎山国有林	428. 6		1. 3937	0. 0096	1. 356	0. 0230				0. 0051
H17. 3. 22	318	2	笹内川	笹内川	笹内川	岩崎	東岩崎山国有林	370. 0		2. 3885		2. 389					
H18. 7. 26	877	他	その他	平沢川	下浜松沢	松神	松神山国有林、松神山	146. 0		0. 4863		0. 448	0. 0387				
H19. 2. 6	103	他	その他	広戸川	広戸川	広戸	山崎母沢	145. 0		0. 2054	0. 1136		0. 0918				
H19. 5. 18	629	他	その他	南大間沢	南大間沢	横磯	下岡崎	149. 0		0. 4558	0. 0388		0. 4170				
H20. 1. 24	61	他	その他	吉花沢	吉花沢	沢辺、岩崎	吉花、浜野	386. 0		2. 4027	0. 0348		1. 3738		0. 0616		0. 9325
H20. 3. 28	359	他	その他	玉坂川	玉坂川	岩崎	浜野、中津	170. 0		0. 8479	0. 0976		0. 7244		0. 0163		0. 0096
H21. 4. 13	434	他	その他	吉花沢	吉花沢	沢辺	吉花	340. 0		1. 3636	0. 0640		1. 0364		0. 0067		0. 2565
H22. 3. 5	148	2	笹内川	笹内川	笹内川	岩崎	東岩崎山国有林	220. 0		0. 8843		0. 884					
H24. 5. 23	622	他	その他	玉坂川	玉坂川	岩崎	仲津、玉坂	193. 7		0. 4567	0. 0621		0. 3712		0. 0228		0. 0006
H24. 5. 23	622	他	その他	郷沢川	郷沢川	柳田	江沢、宮崎	1, 627. 9		8. 6377	1. 3139		5. 4394		0. 1321		1. 7523
H24. 5. 23	622	2	大童子川	大童子川	大童子川	岩坂	大童子山国有林	242. 5		0. 4852		0. 485					
H28. 2. 18	405	2	追良瀬川	追良瀬川	大山下沢	追良瀬	発瀬山草分、北追良瀬国有林	153. 9		0. 4701		0. 264	0. 1660		0. 0080		0. 0330
R2. 3. 11	267	他	その他	トモエ沢	トモエ沢	北金ヶ沢	塩見形、塩見形上野	49. 7		0. 2763			0. 2763				
R4. 4. 18	486	他	その他	トモエ沢	トモエ沢	北金ヶ沢	塩見形上野	58. 3		0. 2866			0. 2866				

〔地すべり防止区域〕

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による指定箇所

（県土整備部河川砂防課）

令和6年12月現在

地すべり 地域名	位置	面積 (ha)	土地			家屋		公共施設			指定年月日
			田畑	山林	その他	住宅	その他	道路	橋梁	その他	
岩崎	深浦町岩崎 字松原	37.1	8.96	17.29	10.85	戸 13		町道 550m			平成14.6.21 告示509号
笹内川	深浦町岩崎東 岩崎山	7.85		7.80	0.05			県道 126m	2橋 29m		令和4.7.28 告示770号
	計	2区域									

〔急傾斜地崩壊危険区域指定区域〕

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による指定区域

（県土整備部河川砂防課）

令和7年2月現在

番号	告示年月日	告示 番号	急傾斜地崩 壊 危険区域名	所在地				面積 (ha)	人家 戸数	公共的 建物	摘要
				郡・市	町・村	大字	字				
1	S46.04.10	299	浜町1号	西津軽郡	深浦町	深浦	浜町,寅平	1.483	44	1	S62.9.5 第559号改正
2	S46.04.10	299	浜町2号	西津軽郡	深浦町	深浦	浜町,大館	2.568	39	1	S62.9.5 第559号改正
3	S47.02.22	146	岡崎1号	西津軽郡	深浦町	深浦	岡崎	2.840	41	1	
4	S47.02.22	146	岡崎2号	西津軽郡	深浦町	深浦	岡崎	1.397	49		
5	H29.1.13	20	岡崎2号	西津軽郡	深浦町	深浦	岡崎	1.115	1	3	
6	S48.03.31	218	脇ノ沢	西津軽郡	深浦町	岩崎	脇ノ沢	5.312	55		
7	S48.03.31	218	松原	西津軽郡	深浦町	岩崎	松原	2.055	55		
8	S48.03.31	218	宮崎浜	西津軽郡	深浦町	大間越	宮崎浜	5.510	66		
9	S48.03.31	218	葦野	西津軽郡	深浦町	深浦	葦野	0.963	27		
10	S51.03.18	184	浜野	西津軽郡	深浦町	岩崎	浜野	1.221	21		
11	S51.03.18	184	沢辺	西津軽郡	深浦町	沢辺	沢辺	10.378	33		
12	S51.03.18	184	元城	西津軽郡	深浦町	深浦	元城	1.398	24		
13	S51.03.18	184	中沢	西津軽郡	深浦町	深浦	中沢	1.610	27		
14	S56.03.17	231	中沢	西津軽郡	深浦町	深浦	中沢,大館	0.830	7		
15	S51.03.18	184	万年坂	西津軽郡	深浦町	深浦	浜町	1.024	12		
16	H25.12.09	851	万年坂	西津軽郡	深浦町	深浦	浜町,岡崎	0.1781	9		
17	S51.03.18	184	苗代沢	西津軽郡	深浦町	深浦	苗代沢	0.570	25		
18	S51.03.18	184	千年坂	西津軽郡	深浦町	深浦	苗代沢	0.383	5		

番号	告示年月日	告示 番号	急傾斜地崩 壊 危険区域名	所在地				面積 (h a)	人家 戸数	公共的 建物	摘 要
				郡・市	町・村	大 字	字				
19	S51.03.18	184	田野沢1号	西津軽郡	深浦町	深浦	汐干浜	0.921	10		
20	S51.03.18	184	田野沢2号	西津軽郡	深浦町	深浦	汐干浜	0.870	11		
21	S52.03.26	209	榊原	西津軽郡	深浦町	北金ヶ沢	榊原	1.918	26		
22	S52.03.26	209	玉坂	西津軽郡	深浦町	岩崎	玉坂	1.492	20		
23	S54.01.23	40	中浜松	西津軽郡	深浦町	松神	中浜松	3.885	23		
24	S55.03.29	301	広戸	西津軽郡	深浦町	広戸	母沢家岸, 家野上	0.486	6		
25	S55.03.29	301	田野沢3号	西津軽郡	深浦町	北金ヶ沢 田野沢	榊原 小田沢	1.273	17		
26	S55.03.29	301	大童子	西津軽郡	深浦町	岩坂	長谷野	2.338	23		
27	H03.03.11	149	大童子	西津軽郡	深浦町	岩坂、関	小島崎, 長谷野	1.924	7		
28	S56.03.17	231	川原町	西津軽郡	深浦町	深浦	浜町	0.260	9		
29	S56.03.17	231	岬の町	西津軽郡	深浦町	深浦	元深浦, 浜町	1.210	26		
30	S56.03.17	231	相野山	西津軽郡	深浦町	追良瀬	相野山, 相野山大 平	3.520	25		
31	S56.03.17	231	岩坂	西津軽郡	深浦町	岩坂	長谷野沢	1.350	6		
32	S56.03.17	231	新坂	西津軽郡	深浦町	深浦	岡町, 猿神鼻岩下	1.050	10		
33	H21.9.14	608	新坂	西津軽郡	深浦町	深浦	苗代沢, 岡町, 浜 町, 猿神鼻岩下	0.0399	2	1	
34	S56.03.17	231	塩見崎	西津軽郡	深浦町	追良瀬	塩見崎, 塩見山平	1.600	16		
35	S56.03.17	231	玉坂2号	西津軽郡	深浦町	岩崎	玉坂	0.597	2		
36	H26.3.19	207	玉坂2号	西津軽郡	深浦町	岩崎	玉坂	0.458	6		
37	S56.03.17	231	下浜松	西津軽郡	深浦町	松神	下浜松	0.380	5		
38	S59.12.27	977	下小屋野	西津軽郡	深浦町	大間越	釜屋沢, 下小屋野	0.599	14		
39	S59.12.27	977	吉花	西津軽郡	深浦町	沢辺	吉花	0.266	9		
40	S59.12.27	977	榊原2号	西津軽郡	深浦町	北金ヶ沢	榊原	0.320	6		
41	S59.12.27	977	風合瀬	西津軽郡	深浦町	風合瀬	上砂子川	0.787	6	1	
42	H15.12.22	810	風合瀬	西津軽郡	深浦町	風合瀬	上砂子川	0.353	1		追加
43	S61.01.23	43	松浦	西津軽郡	深浦町	森山	松浦	2.411	18		
44	S63.03.26	188	田野沢4号	西津軽郡	深浦町	田野沢	成瀬, 清滝	1.433	9	1	
45	H01.03.18	177	塩見形	西津軽郡	深浦町	北金ヶ沢	塩見形	0.891	12		
46	H01.03.18	177	塩見崎2号	西津軽郡	深浦町	追良瀬	塩見崎, 塩見山平	0.202	7		
47	H01.03.18	177	麩木	西津軽郡	深浦町	麩木	亀ヶ崎, 津山	0.674	6		
48	H06.03.25	150	田野沢5号	西津軽郡	深浦町	田野沢	清滝	0.446	6		
49	H07.03.10	156	上小屋野	西津軽郡	深浦町	大間越	上小屋野	1.871	10		
50	H13.03.16	176	中沢2号	西津軽郡	深浦町	深浦	中沢, 浜町, 寅平	1.470	13	1	
51	H20.12.17	801	田野沢6号	西津軽郡	深浦町	田野沢	小田沢, 清滝	0.278	5		
	深浦町 計	44	区域					76.307	879	64	

〔雪崩危険箇所〕

(ランク I) 保全人家5戸以上

(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む)

(県土整備部河川砂防課)

令和7年2月現在

箇所番号	箇所名	所在地 (西津軽郡深浦町)	所在地			人家戸数	公共的建物		公共施設
			延長 (m)	傾斜度	高さ (m)		災害時要援護者 関連施設	左記以外の 公共的施設	
		大字							
856	江沢1号	柳田字江沢・宮崎	360	34	33	19		消防屯所 公民館	鉄道 国道 町道
857	大童子	関字小島崎	330	35	32	22			町道
858	石動	岩坂字湯野	200	28	64	10			県道
859	栃沢	関字栃沢・北金ヶ沢字塩見形	295	37	20	12		その他2	鉄道 国道 町道
860	塩見形	北金ヶ沢字塩見形	840	33	55	124	保育園	公民館	鉄道 国道
861	風合瀬1号	風合瀬字中砂子川	190	45	22	5			国道
862	榊原1号	北金ヶ沢字榊原	250	52	45	24			鉄道 国道 町道
863	榊原2号	北金ヶ沢字榊原	470	35	45	38			鉄道 国道 町道
864	千畳敷	北金ヶ沢字榊原	320	57	23	1		宿泊施設3 駅	鉄道 国道
865	田野沢1号	田野沢字小田沢	555	46	24	37		宿泊施設	鉄道 国道 町道 河川 橋梁3
866	田野沢2号	田野沢字成瀬	970	50	22	57		郵便局等4	鉄道 国道
867	塩見崎2号	追良瀬字塩見崎	200	32	46	6		郵便局等2	県道
868	塩見崎1号	追良瀬字塩見崎	300	41	16	15			国道 町道
869	相野山	追良瀬字相野山	480	35	60	46			国道 町道
871	大山1号	追良瀬字初瀬山草分	255	31	180	18		公民館	
872	上長慶平	上長慶平字芦菴	40	21	20	0			
873	苗代沢2号	深浦字苗代沢	200	48	24	9		浄水場	町道 河川
874	苗代沢1号	深浦字苗代沢	950	55	20	84		役場、宿泊施設、その他	鉄道 国道 町道 ダム1
875	中沢1号	深浦字中沢	950	40	63	128		公民館 宿泊施設 2 その他	
876	浜町	深浦字浜町・寅平	150	49	27	15		郵便局等 宿泊施設 2	
877	元城	深浦字元城	280	42	45	45			
878	岬の町	深浦字元深浦	470	33	45	60			
879	岡崎1号	深浦字岡崎	420	39	20	48		公民館 その他	
880	浜野1号	岩崎字浜野	350	33	22	15			
881	玉坂	岩崎字玉坂	430	35	35	21		その他	高速道路 国道 町道 橋梁1

箇所 番号	箇所名	所在地 (西津軽郡深浦町)	所在地			人 家 戸 数	公共的建物		公共施設
			延長 (m)	傾 斜 度	高 さ (m)		災害時要援護者 関連施設	左記以外の 公共的施設	
		大字							
882	脇ノ沢	岩崎字脇ノ沢	850	45	38	52			高速道路 国道 町道
883	沢辺	沢辺字沢辺	850	38	20	30		その他	町道 橋梁 1
884	吉花	沢辺字吉花	70	40	10	17		その他	町道
885	松原1号	岩崎字松原	300	38	48	19			町道 私道
887	島田	久田字桐ノ沢	130	31	45	12	保育園		町道
888	松浦	森山字松浦	350	40	58	19		公民館 宿泊施設	町道
889	森山1号	松神字下浜松	50	33	35	1		宿泊施設	町道
890	下浜松1号	松神字下浜松	240	45	50	2		宿泊施設 3 駅	国道 県道 町道
891	下浜松 2号	松神字下浜松	130	46	40	9			国道 町道
892	十二湖 1号	松神山国有林	70	43	20	1		宿泊施設	県道 町道
893	十二湖 2号	松神山国有林	100	31	50	0		その他	町道
894	中浜松1号	松神字中浜松	470	33	50	17			国道 町道
895	上浜松	松神字上浜松	170	42	45	10			国道 町道 私道
896	小峰 1号	松神字中浜松	100	45	50	0		発電所	私道
897	小峰 2号	松神山国有林	220	39	65	0		発電所	私道
898	小峰 3号	松神山国有林	170	45	100	0		発電所	私道
899	小浜1号	黒崎字小浜	300	42	50	8			国道 町道
900	黒崎	黒崎字小浜	350	37	47	23		郵便局等	鉄道 国道 町道
901	大浜1号	黒崎字日野	90	45	50	8			国道 町道
903	宮崎浜1号	大間越字宮崎浜	800	36	41	28			国道
904	下小屋野	大間越字下小屋野	300	35	27	14			鉄道 町道 橋梁 1
905	上小屋野1号	大間越字下小屋野	60	52	65	9			鉄道 町道
906	上小屋野2号	大間越字下小屋野	320	40	128	9			町道
907	木蓮寺1号	大間越字寛	650	22	65	12			鉄道 国道 町道
1138	築棒沢	柳田字築棒沢	150	25	40	14	認定こども園	公民館	鉄道 県道
1139	岩坂1号	岩坂字長谷野沢	110	32	39	5			県道
1140	田野沢 3号	田野沢字清滝	110	40	20	5			町道 河川
1141	貝良木	風合瀬字下砂子川	195	49	16	6			鉄道 国道 橋梁 1
1142	中砂子川1号	風合瀬字中砂子川	200	28	14	7			鉄道 国道
1143	風合瀬 2号	風合瀬字中砂子川	32	52	12	0		宿泊施設 その他	国道
1144	扇田	扇木字扇田	110	33	32	2			鉄道 国道
1145	追良瀬	追良瀬	70	55	80	0		その他	県道
1146	広戸 2号	広戸字高田中野	130	47	15	0		駅	
1147	広戸 1号	広戸字母沢家岸	170	45	26	11			町道 橋梁 1
1148	家野上	広戸字家野上	48	34	17	0		公民館	

箇所番号	箇所名	所在地 (西津軽郡深浦町)	所在地			人家戸数	公共的建物		公共施設
			延長 (m)	傾斜 度	高さ (m)		災害時要援護者 関連施設	左記以外の 公共的施設	
		大字 小字							
1149	吾妻沢1号	深浦字吾妻沢	40	33	32	0		公民館	
1150	岡町	深浦字岡町	350	50	36	23		公民館 その他	
1151	尾上山	深浦字岡町	300	40	15	6		公民館	
1152	中沢2号	深浦字中沢	44	40	26	40	青い鳥保育園	公民館	
1153	中沢3号	深浦字中沢	140	34	44	0		その他2	
1154	元深浦1号	深浦字元深浦	84	39	36	3		公民館	
1155	岡崎2号	深浦字岡崎	300	45	20	3		宿泊施設	
1156	岡崎3号	深浦字岡崎	130	27	40	0		宿泊施設 その他	
1157	小福浦1号	横磯字上岡崎	110	36	10	7			
1158	鱸作	鱸作字清滝	20	55	30	0		その他	
1159	松原2号	岩崎字松原	350	40	18	11		学校	町道 河川
1160	森山2号	松神字下浜松	100	50	23	0		その他	町道
1161	森山3号	松神字下浜松	80	33	29	1		宿泊施設	町道
1162	十二湖3号	松神山国有林	80	42	35	1		宿泊施設	国道 町道
1163	中浜松2号	松神字中浜松	180	37	50	1		公民館	町道 私道
	深浦町 計	7 5箇所							

(ランク II) 保全人家1戸以上4戸以下

(県土整備部河川砂防課)

令和7年2月現在

箇所番号	箇所名	所在地 (西津軽郡深浦町)	所在地			人家戸数	公共的建物		公共施設
			延長 (m)	傾斜 度	高さ (m)		災害時要援護者 関連施設	左記以外の 公共的施設	
		大字 小字							
466	桜田	柳田字桜田	95	35	35	3			
467	江沢2号	柳田字江沢	90	35	31	1			
468	長谷野	岩坂字長谷野	140	35	25	3			
469	岩坂2号	岩坂字横塚	150	35	14	4			
470	谷田	岩坂字谷田	28	22	72	1			
471	湯野	岩坂字湯野	96	34	20	1			
472	榊原3号	北金ヶ沢字榊原	28	35	38	1			
473	大磯	風合瀬字大磯	44	30	18	1			
474	中砂子川2号	風合瀬字中砂子川	24	43	10	1			
475	風合瀬3号	風合瀬字上砂子川	60	50	20	1			
476	風合瀬4号	風合瀬字上砂子川	110	37	20	3			

箇所 番号	箇所名	所在地 (西津軽郡深浦町)	所在地			人家 戸数	公共的建物		公共施設
			延長 (m)	傾 斜 度	高 さ (m)		災害時要援護者 関連施設	左記以外の 公共的施設	
		大字							
477	風合瀬5号	風合瀬字砂子川	92	35	13	2			
478	三浦1号	麴木字三浦	44	37	40	1			
479	三浦2号	麴木字三浦	28	32	31	1			
480	津山	麴木字津山	72	35	13	2			
481	亀ヶ崎	麴木字亀ヶ崎	40	40	16	1			
482	塩見山平	追良瀬字塩見山平	68	34	15	2			
483	広戸3号	広戸字母沢家岸	120	47	15	1			
484	山崎高田	広戸字山崎高田	40	26	10	2			
485	大山2号	追良瀬字初瀬山上川 原	32	39	68	1			
486	吾妻沢2号	深浦字吾妻沢	64	50	13	12			
487	吾妻沢3号	深浦字吾妻沢	72	40	11	3			
488	大林寺1号	上長慶平字大林寺	40	34	14	1			
489	大林寺2号	上長慶平字大林寺	72	34	14	1			
490	元深浦2号	深浦字元深浦	20	38	25	3			
491	岡崎4号	深浦字岡崎	64	38	12	3			
492	岡崎5号	深浦字岡崎	48	27	18	1			
493	下岡崎1号	横磯字下岡崎	92	36	17	3			
494	下岡崎2号	横磯字下岡崎	84	26	15	2			
495	小福浦2号	月屋字下黄金崎	44	45	12	1			
496	下黄金崎	月屋字下黄金崎	84	25	10	2			
497	浜野2号	岩崎字貝釜	50	35	18	1			町道
498	松原3号	岩崎字泥ノ沢	60	38	23	1			町道
499	森山4号	松神字下浜松	50	31	15	1			
500	小浜2号	黒崎字小浜	40	40	25	1			
501	大浜2号	黒崎字日野	60	43	29	1			国道
502	宮崎浜2号	大間越字宮崎浜	80	29	40	2			国道
503	宮崎浜3号	大間越字宮崎浜	60	47	20	1			国道
504	笥1号	大間越字笥	60	37	85	1			国道
505	笥2号	大間越字笥	50	42	45	1			私道
506	笥3号	大間越字笥	50	26	24	1			鉄道 国道
507	笥4号	大間越字笥	50	42	58	1			鉄道 国道
508	笥5号	大間越字笥	50	31	55	1			鉄道 国道
509	木蓮寺2号	大間越字笥	400	37	255	3			国道 町道
	深浦町 計	4 4箇所							

(ランク II) なし

[町が管理する普通河川]

ア 普通河川（二級河川水系）

水系名	河川名	延長 (Km)	水系名	河川名	延長 (Km)
大童子川	築棒沢川	0.8	追良瀬川	オサナメ川	0.3
大童子川	太田川	0.5	追良瀬川	古川	1.5
大童子川	太田沢川	0.8	追良瀬川	地蔵川	1.5
大童子川	サビタコ川	0.3	吾妻川	東股沢川	8.0
大童子川	石動川	0.4	吾妻川	板前川	0.4
大童子川	キラ沢川	0.5	磯崎川	六角沢川	0.8
大童子川	藤内川	1.2	磯崎川	杉山沢川	0.6
追良瀬川	小沢川	0.6			

イ 普通河川

水系名	河川名	延長 (Km)	水系名	河川名	延長 (Km)
桜沢川	桜沢川	2.1	母沢川	扇田川	1.2
桜沢川	堤川	0.2	母沢川	沢内川	0.1
桜田川	桜田川	0.6	苗代沢川	苗代沢川	0.9
郷沢川	郷沢川	1.5	根株川	根株川	1.3
竹野沢川	竹野沢川	0.4	小広戸川	小広戸川	1.2
濁川	濁川	0.5	小広戸川	一戸川	1.1
栃沢川	栃沢川	0.5	小広戸川	平戸川	0.3
深沢川	深沢川	0.5	小広戸川	古沢川	0.5
糸ヶ滝川	糸ヶ滝川	0.3	広戸川	広戸川	2.8
石子巻川	石子巻川	0.3	広戸川	高田川	0.7
榊原川	榊原川	0.2	広戸川	冷水沢川	0.3
追立沢川	追立沢川	0.2	児玉川	児玉川	0.3
前坂川	前坂川	0.2	蘆野川	蘆野川	0.7
小田沢川	小田沢川	0.3	中沢川	中沢川	1.5
清滝川	清滝川	1.5	中沢川	双肩川	0.4
清滝川	金山沢川	0.2	弁天川	弁天川	0.2
大磯川	大磯川	0.2	下大間川	下大間川	0.3
母沢川	母沢川	2.5	大間川	大間川	0.3
小船川	小船川	0.5	丹沢川	丹沢川	0.4
大船川	大船川	1.5	横磯川	横磯川	0.3
貝良木川	貝良木川	1.2	中野沢川	中野沢川	0.2
小浜館川	小浜館川	2.5	古敷川	古敷川	0.3
中砂子川	中砂子川	2.2	小福浦川	小福浦川	0.3
手岬川	手岬川	1.2	上岡崎川	上岡崎川	0.3
上砂子川	上砂子川	0.2	黄金崎川	黄金崎川	1.3
黒崎川	黒崎川	1.7	黄金崎川	堰根川	0.5

水系名	河川名	延長 (Km)	水系名	河川名	延長 (Km)
大吹沢川	大吹沢川	0.4	鍋石川	鍋石川	0.9
沢辺川	沢辺川	3.5	早稲田川	早稲田川	1.0
風呂ノ沢	風呂ノ沢川	2.7	脇ノ沢川	脇ノ沢川	4.8
玉坂川	玉坂川	2.4	根滝川	根滝川	3.0
大峯川	大峯川	5.0	合葉川	合葉川	2.5
白神川	白神川	5.0	黒崎川	黒崎川	3.4
平沢川	平沢川	2.8	入良川	入良川	8.0
釜屋沢川	釜屋沢川	3.7	門ノ沢川	門ノ沢川	1.5

〔海岸（海岸保全区域）〕

（県農林水産部農村整備課、漁港漁場整備課、県土整備部河川砂防課、港湾空港課）

令和7年2月現在

海岸線 (津軽)	市町村名 (深浦町)	計	海岸線延長		87,413m		
					指定済延長		48,451m
					海岸保全施設のある区域の延長		34,839m
		国土交通省所管	水管理 ・国土保全局	海岸線延長		41,101m	
				指定済延長		13,415m	
				海岸保全施設のある区域の延長		9,407m	
			港湾局	海岸線延長		7,677m	
				指定済延長		5,083m	
				海岸保全施設のある区域の延長		3,701m	
		農林水産省所管	農村振興局	海岸線延長		16,224m	
				指定済延長		16,224m	
				海岸保全施設のある区域の延長		14,577m	
			水産庁	海岸線延長		22,280m	
海岸保全区域延長				14,731m			
海岸保全施設の有効延長				5,641m			

〔農業用ため池〕

令和7年2月現在

番 号	ため池名称	所在地	堤 高 m	堤頂高 m	総貯水量 m ³	灌漑面積 ha
1	大戸瀬	大字田野沢	6.0	20.0	1,200	2.0
2	麩木2号溜池	大字麩木	3.0	150.0	18,000	7.0
3	麩木4号溜池	大字麩木	5.0	300.0	42,000	23.0
4	麩木5号溜池	大字麩木	2.7	40.0	1,200	1.0
5	麩木7号溜池	大字追良瀬	4.0	180.0	36,000	1.0
6	麩木8号溜池	大字追良瀬	1.5	55.0	1,200	1.0
7	麩木10号溜池	大字追良瀬	2.0	70.0	4,440	1.0
8	麩木11号溜池	大字追良瀬	4.8	40.0	14,400	6.0
9	上晴山溜池	大字風合瀬	3.0	64.0	1,200	1.0
10	広戸2号溜池	大字広戸	2.0	47.0	1,560	1.0
11	広戸3号溜池	大字広戸	3.0	25.0	1,560	1.0
12	広戸4号溜池	大字広戸	3.0	35.0	1,200	0.5
13	岡町1号	大字深浦	4.0	80.0	1,800	2.0
14	大館1号	大字深浦	2.5	43.0	6,000	1.0
15	白土山1号	大字深浦	3.0	38.0	1,200	1.0
16	横磯2号	大字横磯	10.0	97.5	24,000	12.0
17	津軽平1号	大字長慶平	3.0	120.0	1,200	1.0
18	麩木1号溜池	大字麩木	2.0	55.0	2,760	4.0
19	宮津2号溜池	大字風合瀬	2.5	60.0	2,160	1.0
20	宮津3号溜池	大字風合瀬	3.0	32.0	720	1.0
21	宮津4号溜池	大字風合瀬	2.0	67.0	1,200	2.0
22	宮津5号溜池	大字風合瀬	1.8	104.0	1,560	3.0
23	宮津6号溜池	大字風合瀬	2.5	90.0	2,250	2.0
24	宮津7号溜池	大字風合瀬	3.5	60.0	2,160	3.0
25	宮津9号溜池	大字風合瀬	3.0	100.0	2,160	3.0
26	横磯3号溜池	大字横磯	5.0	25.0	1,560	0.0
27	横磯5号溜池	大字横磯	3.0	40.0	1,200	1.0
28	小福浦1号	大字横磯	2.0	40.0	1,200	0.0
29	月屋2号	大字月屋	3.0	60.0	1,200	0.0
30	月屋1号	大字月屋	3.5	60.0	1,800	2.0
31	風合瀬	大字風合瀬	14.0	63.0	100,800	55.0
32	麩木12号	大字麩木	10.0	150.0	115,200	25.0
33	田野沢2号	大字田野沢	4.0	35.0	1,200	1.0
34	麩木9号溜池	大字追良瀬	2.5	99.0	960	1.0
35	広戸1号溜池	大字広戸	1.5	36.0	960	0.0

番 号	ため池名称	所在地	堤 高 m	堤頂高 m	総貯水量 m ³	灌溉面積 ha
36	舩作 2 号	大字舩作	2.8	31.0	1,080	0.3
37	田野沢 3 号	大字田野沢	2.5	52.0	1,080	1.0
38	舩作 1 号	大字舩作	4.0	97.0	960	2.0
39	成瀬溜池	大字成瀬	6.1	140.0	36,000	15.0
40	第 5 田野沢	大字田野沢	10.0	52.0	4,140	5.0
41	八森山 1 号	大字深浦	4.0	31.0	4,800	1.0
42	小福浦 2 号	大字横磯	8.0	39.6	1,440	0.3
43	長慶平 1 号	大字上長慶平	3.0	20.0	1,200	0.2
44	横磯 6 号	大字横磯	6.1	76.0	2,520	3.0
45	舩作 3 号	大字舩作	3.7	44.0	3,000	3.8
46	長慶平 5 号	国有林内	2.5	30.0	1,200	0.0
47	麩木 3 号溜池	大字麩木	2.0	80.0	13,400	7.0
48	宮津 1 号溜池	大字風合瀬	1.5	60.0	2,772	2.8
49	晴山溜池	大字晴山	1.5	85.0	3,060	2.0
50	第 2 成瀬溜池	大字北金ヶ沢	2.0	27.0	129	1.0
51	成瀬 4 号溜池	大字北金ヶ沢	2.4	22.0	760	1.2
52	成瀬 5 号溜池	大字北金ヶ沢	3.5	19.0	2,006	0.8
53	麩木 6 号溜池	大字麩木	1.5	30.0	0	0.0
54	中晴山溜池	大字風合瀬	3.0	51.0	1,584	1.3
55	田野沢溜池	大字田野沢	3.0	38.0	3,146	0.0
56	榊原沼	大字北金ヶ沢	0.0	0.0	0	0.0
57	田野沢 4 号溜池	大字田野沢	3.0	31.0	669	0.0
58	喜一溜池	大字田野沢	2.0	65.0	2,673	0.0
59	東野 2 号溜池	大字広戸	3.0	41.0	2,376	0.0
60	東野 3 号溜池	大字広戸	3.0	46.0	5,782	1.0
61	岡町 4 号溜池	大字深浦	3.0	33.0	416	0.0
62	岡町 3 号溜池	大字深浦	1.5	50.0	300	0.0
63	大館 2 号溜池	大字深浦	2.0	21.0	151	0.1
64	横磯 1 号溜池	大字横磯	6.8	26.0	702	0.2
65	横磯 4 号溜池	大字横磯	2.0	35.0	2,646	0.0
66	椿山 1 号	大字舩作	0.0	0.0	0	0.0
67	椿山 2 号	大字舩作	0.0	0.0	0	0.0
68	大林寺 1 号	大字上長慶平	2.0	40.0	384	0.1
69	大林寺 2 号	大字上長慶平	2.0	17.0	275	0.0
70	長慶平 2 号溜池	大字長慶平	3.0	60.0	842	0.4
71	大沼	大字岩坂	3.0	28.0	6,300	0.0
72	津軽平 2 号溜池	大字長慶平	1.8	25.0	0	0.0
73	津軽平 3 号溜池	大字長慶平	0.0	0.0	0	0.0

番号	ため池名称	所在地	堤高 m	堤頂高 m	総貯水量 m ³	灌溉面積 ha
74	津軽平4号溜池	大字長慶平	2.0	18.0	108	0.2
75	長慶平6号溜池	大字長慶平	0.0	0.0	0	0.0
76	長慶平3号溜池	大字長慶平	3.0	18.0	183	0.0
77	長慶平4号溜池	大字上長慶平	1.5	19.0	684	0.0
78	長慶平11号溜池	国有林内	0.0	0.0	0	0.0
79	松原1号溜池	国有林内	0.0	0.0	0	0.0
80	松原2号溜池	国有林内	0.0	0.0	0	0.0
81	松原3号溜池	国有林内	0.0	0.0	0	0.0
82	中山溜池	大字岩崎	2.2	56.0	14,400	0.0
83	中山溜池	大字岩崎	5.0	80.0	20,400	1.0
84	中ノ堤溜池	大字沢辺	4.5	68.0	30,000	39.0
85	大野平溜池	大字正道尻	7.0	57.0	9,600	0.0
86	切明沼	大字沢辺	10.0	164.0	336,000	46.0
87	新土手溜池	大字沢辺	5.0	46.0	7,200	4.0
88	坂坂溜池	大字沢辺	7.5	69.0	43,200	46.0
89	宮西溜池	大字岩崎	2.0	27.0	2,400	0.0
90	泥ノ沢溜池	大字岩崎	1.5	20.0	8,400	0.0
91	仁瀬池	大字岩崎	0.0	0.0	14,400	0.0
92	八景ノ池	大字松神	2.5	5.0	87,600	12.0
93	二ッ目池	大字松神	0.0	0.0	27,600	0.0
94	王池(西)	大字松神	4.0	12.0	111,600	12.0
95	王池(東)	大字松神	0.0	0.0	568,800	0.0
96	越口ノ池	大字松神	0.0	0.0	667,200	0.0
97	中ノ池	大字松神	0.0	0.0	112,800	0.0
98	落口ノ池	大字松神	0.0	0.0	333,600	0.0
99	鶏頭場ノ池	大字松神	6.0	20.0	543,600	1.5
100	日暮ノ池	大字松神	0.0	0.0	105,600	0.0
101	長池	大字松神	0.0	0.0	31,200	0.0
102	糸畑ノ池	大字松神	0.0	0.0	306,000	0.0
103	金山ノ池	大字松神	0.0	0.0	309,600	0.0
104	面子坂池	大字松神	0.0	0.0	284,400	0.0
105	濁池	大字松神	0.0	0.0	69,600	0.0
106	大池	大字松神	8.0	34.0	1,198,900	5.0
107	中山溜池	大字岩崎	1.0	38.0	6,840	0.0
108	佛壺ノ池	大字松神	0.0	0.0	840	0.0

[道路注意箇所]

ア 一般国道（県管理区間）

（県土整備部道路課）

令和7年2月現在

施設番号	点検対象項目	路線名	距離標 (自)	距離標 (至)	上下線 の別	延長 (m)	所在地	事前通行規制 区間指定	迂回路	今年度点検 結果（1： 要対策、 2：カルテ 監視）
7101A005	落石・崩壊	国道101号	50.37	50.47	下	98	青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形	無	有	1
7101A006	落石・崩壊	国道101号	50.74	51.81	下	338	青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形他	無	有	1
7101A009	落石・崩壊	国道101号	51.62	51.941	下	314	青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榊原	無	有	1
7101A011	落石・崩壊	国道101号	52.05	52.75	下	19	青森県西津軽郡深浦村大字北金ヶ沢字榊原	無	有	1
7101A012	落石・崩壊	国道101号	54.26	54.441	下	177	青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榊原	無	無	1
7101A018	落石・崩壊	国道101号	56.98	57.23	下	39	青森県西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜	無	無	1
7101A019	落石・崩壊	国道101号	57.14	57.285	下	143	青森県西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜	無	無	1
7101A020	落石・崩壊	国道101号	57.33	57.61	下	277	青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字汐干浜	無	無	2
7101A021	落石・崩壊	国道101号	57.85	57.896	下	37	青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字汐干浜	無	無	2
7101A025	落石・崩壊	国道101号	59.75	59.836	下	80	青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川	無	無	2
7101A028	落石・崩壊	国道101号	61.75	61.843	下	89	青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川	無	無	2
7101A031	落石・崩壊	国道101号	64.07	64.319	下	245	青森県西津軽郡深浦町大字轟木字扇田	無	無	1
7101A032	落石・崩壊	国道101号	64.42	64.914	下	492	青森県西津軽郡深浦町大字轟木字扇田	無	無	2
7101A038	落石・崩壊	国道101号	67.95	68.78	下	128	青森県西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見崎	無	無	1
7101A039	落石・崩壊	国道101号	68.71	69.99	下	385	青森県西津軽郡深浦町大字追良瀬字相野山	無	無	2
7101A040	落石・崩壊	国道101号	69.31	69.45	下	139	青森県西津軽郡深浦町大字追良瀬字相野山	有（特殊）	無	2
7101A044	落石・崩壊	国道101号	69.72	69.944	下	221	青森県西津軽郡深浦町大字追良瀬字相野山	有（特殊）	無	1
7101A045	落石・崩壊	国道101号	69.99	70.189	下	198	青森県西津軽郡深浦町大字広戸字小広戸	有（特殊）	無	2
7101A046	落石・崩壊	国道101号	70.24	70.45	下	206	青森県西津軽郡深浦町大字広戸字小広戸	有（特殊）	無	2
7101A047	落石・崩壊	国道101号	70.56	70.768	下	199	青森県西津軽郡深浦町大字広戸字高田中野	有（特殊）	無	1
7101A048	落石・崩壊	国道101号	70.76	70.856	下	88	青森県西津軽郡深浦町大字広戸字高田中野	有（特殊）	無	2
7101A049	落石・崩壊	国道101号	70.85	70.962	下	106	青森県西津軽郡深浦町大字広戸字高田中野	有（特殊）	無	2
7101A052	落石・崩壊	国道101号	73.5	73.63	下	124	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字葦野	無	無	2
7101A054	落石・崩壊	国道101号	78.24	78.278	下	38	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎大間	無	無	1
7101A055	落石・崩壊	国道101号	80.08	80.192	下	111	青森県西津軽郡深浦町大字横磯字下岡崎	無	無	1
7101A057	落石・崩壊	国道101号	93.11	93.133	下	21	青森県西津軽郡深浦町大字森山字松浦	無	有	2
7101A059	落石・崩壊	国道101号	97.52	97.906	下	386	青森県西津軽郡深浦町大字黒崎字柳原	無	有	1
7101A060	落石・崩壊	国道101号	99.75	99.8	下	50	青森県西津軽郡深浦町大字大間越字宮崎浜	無	無	1
7101A061	落石・崩壊	国道101号	101.51	101.628	下	115	青森県西津軽郡深浦町大字大間越字下小屋野	無	有	1
7101A062	落石・崩壊	国道101号	101.52	101.647	上	127	青森県西津軽郡深浦町大字大間越字下小屋野	無	有	2
7101A063	落石・崩壊	国道101号	102.55	102.585	下	28	青森県西津軽郡深浦町大字大間越字上小屋野	有（通行）	有	1
7101A064	落石・崩壊	国道101号	103.78	103.854	下	65	青森県西津軽郡深浦町大字大間越字寛	有（通行）	無	1
7101A066	落石・崩壊	国道101号	104.16	104.261	下	98	青森県西津軽郡深浦町大字大間越字寛	有（通行）	無	2

施設番号	点検対象項目	路線名	距離標 (自)	距離標 (至)	上下線 の別	延長 (m)	所在地	事前通行規制 区間指定	迂回路	今年度点検 結果(1: 要対策、 2:カルテ 監視)
7101A067	落石・崩壊	国道101号	106.1	106.177	下	76	青森県西津軽郡深浦町大字大間越字笥	有(通行)	無	1
7101A069	落石・崩壊	国道101号	106.57	106.598	上	22	青森県西津軽郡深浦町大字大間越字笥	有(通行)	無	1
7101A070	落石・崩壊	国道101号	106.97	107.78	下	101	青森県西津軽郡深浦町大字大間越字笥	有(通行)	無	1
7101A071	落石・崩壊	国道101号	107.07	107.205	下	127	青森県西津軽郡深浦町大字大間越字笥	有(通行)	無	2
7101A072	落石・崩壊	国道101号	107.29	107.331	下	34	青森県西津軽郡深浦町大字大間越字笥	有(通行)	無	1
7101A073	落石・崩壊	国道101号	107.46	107.587	下	125	青森県西津軽郡深浦町大字大間越字笥	有(通行)	無	1
7101A500	落石・崩壊	国道101号	107.86	108.097	下	230	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字葦野	有(通行)	無	1
7101A501	落石・崩壊	国道101号	60.52	60.59	下	67	青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川	無	無	1
7101A502	落石・崩壊	国道101号	107.59	107.68	下	90	青森県西津軽郡深浦町大字大間越字笥	有(通行)	無	1
7101A503	落石・崩壊	国道101号	50.3	50.4	上	100	青森県西津軽郡深浦町北金ヶ沢字塩見形	無	有	1
7101A504	落石・崩壊	国道101号	92.744	92.759	下	30	青森県西津軽郡深浦町森山字松浦	無	有	1
7101B002	岩盤崩壊	国道101号	99.75	99.8	下	50	青森県西津軽郡深浦町大字大間越字宮崎浜	無	無	1
7101B500	岩盤崩壊	国道101号	54.54	54.64	上	100	青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榑原	無	無	1
7101C001	地すべり	国道101号	99.77	99.85	上	80	青森県西津軽郡深浦町大字黒崎小浜	無	無	1
7101F004	盛土	国道101号	49.96	50.297	上	333	青森県西津軽郡深浦町大字関字栃沢他	無	無	1
7101F005	盛土	国道101号	50.42	50.591	上	167	青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形	無	無	1
7101F010	盛土	国道101号	51.59	51.629	上	38	青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榑原	無	無	2
7101F014	盛土	国道101号	80.26	80.347	上	81	青森県西津軽郡深浦町大字横磯字下岡崎	無	無	2
7101F024	盛土	国道101号	97.911	97.973	上	62	青森県西津軽郡深浦町大字黒崎小浜	無	無	1
7101G004	擁壁	国道101号	48.65	48.72	下	69	青森県西津軽郡深浦町大字関字豊田	無	無	2
7101G007	擁壁	国道101号	49.74	79.857	下	117	青森県西津軽郡深浦町大字関字栃沢	無	無	2
7101G011	擁壁	国道101号	51.59	51.629	上	38	青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榑原	無	無	2
7101G012	擁壁	国道101号	52.16	52.182	下	20	青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榑原	無	無	2
7101G013	擁壁	国道101号	52.15	52.192	上	36	青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榑原	無	無	2
7101G014	擁壁	国道101号	52.24	52.286	上	45	青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榑原	無	無	2
7101G015	擁壁	国道101号	53.39	53.48	上	82	青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榑原	無	無	2
7101G017	擁壁	国道101号	61.38	61.438	上	50	青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川	無	無	2
7101G018	擁壁	国道101号	63.08	63.177	下	91	青森県西津軽郡深浦町大字轟木字三浦	無	無	2
7101G026	擁壁	国道101号	101.51	101.628	下	115	青森県西津軽郡深浦町大字大間越字下小屋野	無	無	1
7101G027	擁壁	国道101号	101.52	101.647	上	127	青森県西津軽郡深浦町大字大間越字下小屋野	無	無	2
7101G028	擁壁	国道101号	101.75	101.809	下	50	青森県西津軽郡深浦町大字大間越字下小屋野	無	無	2
7101G101	擁壁	国道101号	73.26	73.26	下	48	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻沢	無	無	1
7101G102	擁壁	国道101号	73.32	73.32	下	13	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢	無	無	1
7101G301	擁壁	国道101号	59.94	60.052	上	111	青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川	無	無	2

イ 主要地方道岩崎西目屋弘前線

(県土整備部道路課)

令和7年2月現在

施設番号	点検対象項目	路線名	距離標 (自)	距離標 (至)	上下線 の別	延長 (m)	所在地	事前通行規制 区間指定	迂回路	今年度点検 結果(1: 要対策、 2:カルテ 監視)
7028A002	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	0.16	0.245	下	77	青森県西津軽郡深浦町大字岩崎字平館	有 (特殊)	無	1
7028A003	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	0.24	0.639	下	394	青森県西津軽郡深浦町大字岩崎字平館	有 (特殊)	無	1
7028A005	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	2.29	2.358	下	64	青森県西津軽郡深浦町大字岩崎字寺沢	有 (特殊)	無	1
7028A006	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	3.48	3.651	下	162	青森県西津軽郡深浦町大字岩崎字寺沢	有 (特殊)	無	1
7028A007	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	4.39	4.451	下	58	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 70 林班	有 (特殊)	無	1
7028A008	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	5.47	5.505	下	31	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 75 林班	有 (特殊)	無	1
7028A011	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	6.01	6.182	下	166	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 76 林班	有 (特殊)	無	2
7028A012	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	6.25	6.37	下	112	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 76 林班	有 (特殊)	無	2
7028A014	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	6.42	6.484	下	62	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	2
7028A015	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	6.48	6.651	下	167	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028A016	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	6.65	6.728	下	77	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028A017	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	6.72	6.791	下	63	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028A018	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	6.89	6.968	下	69	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028A019	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	6.96	7.127	下	159	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028A020	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	7.12	7.158	下	31	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	2
7028A021	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	7.15	7.308	下	150	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028A022	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	7.3	7.544	下	236	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028A024	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	7.71	7.77	下	56	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	2
7028A025	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	7.88	7.964	上	84	青森県西津軽郡深浦町東岩崎山国有林 78 林班	有 (特殊)	無	1
7028A027	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	8.09	8.122	上	28	青森県西津軽郡深浦町東岩崎山国有林 78 林班	有 (特殊)	無	1
7028A028	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	8.15	8.219	上	66	青森県西津軽郡深浦町東岩崎山国有林 78 林班	有 (特殊)	無	1
7028A029	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	8.25	8.351	上	92	青森県西津軽郡深浦町東岩崎山国有林 78 林班	有 (特殊)	無	1
7028A030	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	8.41	8.424	下	11	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028A031	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	8.43	8.591	下	157	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028A032	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	8.59	8.812	下	221	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028A033	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	8.81	8.875	下	63	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028A035	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	8.98	9.118	下	134	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028A036	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	9.11	9.2	下	82	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028A038	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	9.25	9.33	下	75	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	2
7028A039	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	9.33	9.409	下	79	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028A040	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	9.4	9.458	下	49	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028A043	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	9.59	9.632	下	39	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028A044	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	9.63	9.683	下	51	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028A046	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	9.81	9.896	下	80	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028A047	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	9.89	9.995	下	99	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1

施設番号	点検対象項目	路線名	距離標 (自)	距離標 (至)	上下線 の別	延長 (m)	所在地	事前通行規制 区間指定	迂回路	今年度点検 結果(1: 要対策、 2:カルテ 監視)
7028A048	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	9.99	10.22	下	221	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	2
7028A049	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	10.22	10.276	下	56	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028A050	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	10.27	10.455	下	179	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028A051	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	10.58	10.655	下	68	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028A052	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	10.65	10.723	下	68	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	2
7028A053	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	10.73	10.878	下	147	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028A056	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	11.51	11.624	下	106	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028A057	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	11.98	12.24	上	37	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028A059	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	12.3	12.362	上	62	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028A061	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	12.5	12.654	下	151	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028A062	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	12.65	12.731	下	77	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028A063	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	12.84	12.915	上	75	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028A065	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	13.01	13.034	下	20	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028A066	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	13.11	13.218	下	108	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028A067	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	13.14	13.24	上	98	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028A068	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	13.51	13.56	下	49	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	2
7028A069	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	13.82	13.875	下	51	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028A070	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	13.86	13.929	上	63	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028A071	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	13.97	14.12	上	37	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028A072	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	14.17	14.336	上	166	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028A074	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	14.3	14.54	下	240	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028A075	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	14.53	14.829	下	290	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028A076	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	14.82	14.9	下	71	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028A077	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	14.98	15.58	下	95	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028A078	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	15.13	15.24	下	102	青森県西津軽郡深浦町東岩崎山国有林 109 林班	有 (特殊)	無	1
7028A079	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	15.26	15.327	下	60	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 109 林班	有 (特殊)	無	1
7028A080	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	15.4	15.427	上	27	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 109 林班	有 (特殊)	無	1
7028A081	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	15.54	15.7	上	160	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 109 林班	有 (特殊)	無	1
7028A082	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	15.76	15.798	上	38	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028A083	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	15.84	15.96	下	120	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028A084	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	16.13	16.3	上	165	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 109 林班	有 (特殊)	無	2
7028A085	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	16.74	16.91	下	170	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	2
7028A086	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	16.96	16.98	上	20	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 109 林班	有 (特殊)	無	1
7028A087	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	17.04	17.12	上	75	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 109 林班	有 (特殊)	無	2
7028A088	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	17.88	17.903	上	21	青森県西津軽郡深浦町南追良瀬山国有林 119 林班	有 (特殊)	無	2
7028A089	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	18.19	18.229	下	39	青森県西津軽郡深浦町南追良瀬山国有林 119 林班	有 (特殊)	無	2

施設番号	点検対象項目	路線名	距離標 (自)	距離標 (至)	上下線 の別	延長 (m)	所在地	事前通行規制 区間指定	迂回路	今年度点検 結果(1: 要対策、 2:カルテ 監視)
7028A090	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	18.6	18.737	上	137	青森県西津軽郡深浦町南迫良瀬山国有林 119 林班	有 (特殊)	無	1
7028A091	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	18.87	18.935	上	58	青森県西津軽郡深浦町南迫良瀬山国有林 119 林班	有 (特殊)	無	1
7028A092	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	19.37	19.449	上	78	青森県西津軽郡深浦町南迫良瀬山国有林 119 林班	有 (特殊)	無	1
7028A093	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	20.24	20.418	下	178	青森県西津軽郡深浦町南迫良瀬山国有林 119 林班	有 (特殊)	無	1
7028A094	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	20.43	20.659	下	229	青森県西津軽郡深浦町南迫良瀬山国有林 119 林班	有 (特殊)	無	1
7028A096	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	20.72	20.802	下	80	青森県西津軽郡深浦町南迫良瀬山国有林 119 林班	有 (特殊)	無	1
7028A097	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	20.8	20.87	下	68	青森県西津軽郡深浦町南迫良瀬山国有林 119 林班	有 (特殊)	無	1
7028A098	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	20.88	21.12	下	128	青森県西津軽郡深浦町南迫良瀬山国有林 119 林班	有 (特殊)	無	2
7028A099	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	21.34	21.38	上	37	青森県西津軽郡深浦町南迫良瀬山国有林 119 林班	有 (特殊)	無	2
7028A100	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	21.55	21.607	下	49	青森県西津軽郡深浦町南迫良瀬山国有林 119 林班	有 (特殊)	無	1
7028A101	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	22.46	22.525	上	58	青森県西津軽郡深浦町南迫良瀬山国有林 119 林班	有 (特殊)	無	1
7028A102	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	22.55	22.685	下	130	青森県西津軽郡深浦町南迫良瀬山国有林 119 林班	有 (特殊)	無	1
7028A103	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	22.68	22.704	下	19	青森県西津軽郡深浦町南迫良瀬山国有林 119 林班	有 (特殊)	無	1
7028A104	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	22.83	22.88	下	41	青森県西津軽郡深浦町南迫良瀬山国有林 119 林班	有 (特殊)	無	2
7028A105	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	23.25	23.592	上	342	青森県西津軽郡深浦町東迫良瀬山国有林 46 林班	有 (特殊)	無	1
7028A106	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	23.76	23.867	上	99	青森県西津軽郡深浦町東迫良瀬山国有林 46 林班	有 (特殊)	無	1
7028A107	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	23.96	24.28	上	68	青森県西津軽郡深浦町東迫良瀬山国有林 46 林班	有 (特殊)	無	1
7028A108	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	24.11	24.16	下	45	青森県西津軽郡深浦町東迫良瀬山国有林 46 林班	有 (特殊)	無	1
7028A109	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	24.37	24.534	下	157	青森県西津軽郡深浦町東迫良瀬山国有林 46 林班	有 (特殊)	無	1
7028A110	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	24.66	24.815	下	155	青森県西津軽郡深浦町東迫良瀬山国有林 46 林班	有 (特殊)	無	1
7028A111	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	24.81	24.96	下	145	青森県西津軽郡深浦町東迫良瀬山国有林 46 林班	有 (特殊)	無	1
7028A112	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	24.96	25.65	下	95	青森県西津軽郡深浦町東迫良瀬山国有林 46 林班	有 (特殊)	無	1
7028A113	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	25.07	25.228	下	152	青森県西津軽郡深浦町東迫良瀬山国有林 46 林班	有 (特殊)	無	1
7028A114	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	25.22	25.328	下	100	青森県西津軽郡深浦町東迫良瀬山国有林 46 林班	有 (特殊)	無	1
7028A116	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	25.65	25.676	下	19	青森県西津軽郡深浦町東迫良瀬山国有林 46 林班	有 (特殊)	無	1
7028A118	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	25.71	25.782	下	67	青森県西津軽郡深浦町東迫良瀬山国有林 46 林班	有 (特殊)	無	1
7028A121	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	26.06	26.206	下	146	青森県西津軽郡深浦町東迫良瀬山国有林 46 林班	有 (特殊)	無	1
7028A122	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	26.2	26.262	下	56	青森県西津軽郡深浦町東迫良瀬山国有林 46 林班	有 (特殊)	無	1
7028A123	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	26.27	26.349	下	73	青森県西津軽郡深浦町東迫良瀬山国有林 46 林班	有 (特殊)	無	2
7028A125	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	27.68	27.882	下	200	青森県西津軽郡深浦町東迫良瀬山国有林 46 林班	有 (特殊)	無	1
7028A126	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	27.88	27.914	下	25	青森県西津軽郡深浦町東迫良瀬山国有林 46 林班	有 (特殊)	無	1
7028A127	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	27.98	28.133	下	151	青森県西津軽郡深浦町東迫良瀬山国有林 46 林班	有 (特殊)	無	1
7028A128	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	28.14	28.192	下	46	青森県西津軽郡深浦町東迫良瀬山国有林 46 林班	有 (特殊)	無	1
7028A129	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	28.36	28.571	下	207	青森県西津軽郡深浦町南迫良瀬山国有林 114 林班	有 (特殊)	無	1
7028A131	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	28.66	28.827	下	158	青森県西津軽郡深浦町南迫良瀬山国有林 114 林班	有 (特殊)	無	1
7028A132	落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	28.83	29.5	下	217	青森県西津軽郡深浦町南迫良瀬山国有林 114 林班	有 (特殊)	無	1

施設番号	点検対象項目	路線名	距離標 (自)	距離標 (至)	上下線 の別	延長 (m)	所在地	事前通行規制 区間指定	迂回路	今年度点検 結果(1: 要対策、 2:カルテ 監視)
7028A504	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	19.942	19.992	下	50	青森県西津軽郡深浦町南迫良瀬山国有林 119 林班	有 (特殊)	無	1
7028A505	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	51.83	53.87	下	204	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 78 林班	有 (特殊)	無	2
7028A506	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	16.565	167.2	下	155	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028A507	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	29.124	29.222	下	98	青森県西津軽郡深浦町南迫良瀬山国有林 114 林班	有 (特殊)	無	2
7028A508	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	12.374	12.41	下	36	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028A509	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	22.839	22.88	下	41	青森県西津軽郡深浦町南迫良瀬山国有林 119 林班	有 (特殊)	無	2
7028A510	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	1.1	1.14	下	40	青森県西津軽郡深浦町岩崎字泥ノ沢	無	無	1
7028A511	落石・崩壊	岩崎西日屋弘前線	11.928	11.988	上	60	青森県西津軽郡深浦町松神	有 (特殊)	無	1
7028B001	岩盤崩壊	岩崎西日屋弘前線	6.65	6.728	下	77	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 78 林班	有 (特殊)	無	1
7028B002	岩盤崩壊	岩崎西日屋弘前線	6.89	6.968	下	69	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	2
7028B009	岩盤崩壊	岩崎西日屋弘前線	14.61	14.653	下	37	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028B010	岩盤崩壊	岩崎西日屋弘前線	14.74	14.829	下	81	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028B011	岩盤崩壊	岩崎西日屋弘前線	25.07	25.228	下	152	青森県西津軽郡深浦町東迫良瀬山国有林 46 林班	有 (特殊)	無	1
7028E001	土石流	岩崎西日屋弘前線	6	6.015	下	6	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 75 林班	有 (特殊)	無	1
7028E002	土石流	岩崎西日屋弘前線	6.89	6.899	下	2	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 75 林班	有 (特殊)	無	1
7028E003	土石流	岩崎西日屋弘前線	6.99	6.996	下	2	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028E004	土石流	岩崎西日屋弘前線	7.54	7.546	下	2	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028E005	土石流	岩崎西日屋弘前線	8.12	8.153	上	31	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028E006	土石流	岩崎西日屋弘前線	8.42	8.434	下	10	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028E007	土石流	岩崎西日屋弘前線	8.71	8.714	下	2	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028E008	土石流	岩崎西日屋弘前線	8.78	8.783	下	1	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028E009	土石流	岩崎西日屋弘前線	9.2	9.212	下	12	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028E010	土石流	岩崎西日屋弘前線	9.68	9.688	下	5	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028E011	土石流	岩崎西日屋弘前線	9.99	9.999	下	4	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028E012	土石流	岩崎西日屋弘前線	10.5	10.52	下	17	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028E013	土石流	岩崎西日屋弘前線	10.72	10.731	下	8	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028E014	土石流	岩崎西日屋弘前線	15.06	15.065	下	5	青森県西津軽郡深浦町東岩崎山国有林 79 林班	有 (特殊)	無	1
7028E015	土石流	岩崎西日屋弘前線	26.62	26.63	下	3	青森県西津軽郡深浦町東迫良瀬山国有林 46 林林	有 (特殊)	無	2
7028E016	土石流	岩崎西日屋弘前線	26.64	26.642	下	2	青森県西津軽郡深浦町東迫良瀬山国有林 46 林半	有 (特殊)	無	2
7028E028	土石流	岩崎西日屋弘前線	9.5	9.513	下	4	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028E109	土石流	岩崎西日屋弘前線	9.47	9.473	下	2	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1
7028E110	土石流	岩崎西日屋弘前線	11.022	11.038	下	16	青森県西津軽郡深浦町松神	有 (特殊)	無	2
7028E111	土石流	岩崎西日屋弘前線	11.105	11.115	下	10	青森県西津軽郡深浦町松神	有 (特殊)	無	1
7028F301	盛土	岩崎西日屋弘前線	0.24	0.26	上	15	青森県西津軽郡深浦町大字西岩崎字平館	有 (特殊)	無	2
7028F304	盛土	岩崎西日屋弘前線	15.67	15.68	他	10	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 109 林班	有 (特殊)	無	2
7028F305	盛土	岩崎西日屋弘前線	20.54	20.55	上	10	青森県西津軽郡深浦町南迫良瀬山国有林 119 林班	有 (特殊)	無	1

施設番号	点検対象項目	路線名	距離標 (自)	距離標 (至)	上下線 の別	延長 (m)	所在地	事前通行規制 区間指定	迂回路	今年度点検 結果 (1: 要対策、 2:カルテ 監視)
7028F306	盛土	岩崎西目屋弘前線	28.73	28.745	上	10	青森県西津軽郡深浦町南迫良瀬山国有林 114 林班	有 (特殊)	無	2
7028F312	盛土	岩崎西目屋弘前線	4.695	4.83	下	135	青森県西津軽郡深浦町正道尻	無	無	1
7028F313	盛土	岩崎西目屋弘前線	9.165	9.185	上	20	青森県西津軽郡深浦町松神	有 (特殊)	無	1
7028F314	盛土	岩崎西目屋弘前線	12.256	12.276	下	20	青森県西津軽郡深浦町松神	有 (特殊)	無	1
7028G001	擁壁	岩崎西目屋弘前線	0.14	0.245	上	96	青森県西津軽郡深浦町大字西岩崎字平箔	有 (特殊)	無	2
7028G003	擁壁	岩崎西目屋弘前線	5.07	5.114	上	38	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 75 林班	有 (特殊)	無	2
7028G007	擁壁	岩崎西目屋弘前線	7.59	7.613	上	19	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	2
7028G022	擁壁	岩崎西目屋弘前線	9.48	9.511	上	28	青森県西津軽郡深浦町西岩崎山国有林 77 林班	有 (特殊)	無	1

ウ 一般県道

(県土整備部道路課)

令和7年2月現在

施設番号	点検対象項目	路線名	距離標 (自)	距離標 (至)	上下 線の 別	延長 (m)	所在地	事前通行規制 区間指定	迂回 路	今年度点検 結果 (1: 要対策、 2: カルテ 監視)
7191A001	落石・崩壊	種里町柳田線	15.07	15.141	上	70	青森県西津軽郡深浦町大字岩坂字小童子山	有 (通行)	無	2
7191A002	落石・崩壊	種里町柳田線	15.45	15.524	下	66	青森県西津軽郡深浦町大字岩坂字谷田	有 (通行)	無	2
7191A003	落石・崩壊	種里町柳田線	18.24	18.314	上	71	青森県西津軽郡深浦町大字岩坂字小島崎	有 (通行)	無	1
7191A004	落石・崩壊	種里町柳田線	18	18.065	上	60	青森県西津軽郡深浦町大字岩坂字小島坂	有 (通行)	無	2
7191E001	土石流	種里町柳田線	18.52	18.525	上	2	青森県西津軽郡深浦町大字岩坂字小島崎	有 (通行)	無	1
7191G001	擁壁	種里町柳田線	15.07	15.141	上	70	青森県西津軽郡深浦町大字岩坂字小童子山	有 (通行)	無	2
7191G003	擁壁	種里町柳田線	15.45	15.527	上	70	青森県西津軽郡深浦町大字岩坂字谷田	有 (通行)	無	2
7191G500	擁壁	種里町柳田線	17.68	17.88	下	200	青森県西津軽郡深浦町大字岩坂字谷田	有 (通行)	無	1
7191I001	地吹雪	種里町柳田線	18.98	19.639	上	652	青森県西津軽郡深浦町大字岩坂字小島崎	有 (通行)	無	1
7192A001	落石・崩壊	岩崎深浦線	0.35	0.405	上	51	青森県西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂	有 (通行)	無	1
7192A002	落石・崩壊	岩崎深浦線	0.4	0.516	上	111	青森県西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂	有 (通行)	無	1
7192A004	落石・崩壊	岩崎深浦線	0.55	0.682	上	124	青森県西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂	有 (通行)	無	2
7192A005	落石・崩壊	岩崎深浦線	0.69	0.733	上	37	青森県西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂	有 (通行)	無	1
7192A006	落石・崩壊	岩崎深浦線	0.73	0.93	上	197	青森県西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂	有 (通行)	無	1
7192A007	落石・崩壊	岩崎深浦線	1.04	1.98	上	57	青森県西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂	有 (通行)	無	1
7192A008	落石・崩壊	岩崎深浦線	2.38	2.4	上	20	青森県西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂	有 (通行)	無	1
7192A009	落石・崩壊	岩崎深浦線	3.5	3.526	上	26	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	1
7192A010	落石・崩壊	岩崎深浦線	3.59	3.605	上	9	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	1
7192A011	落石・崩壊	岩崎深浦線	3.78	3.879	上	94	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	1
7192A013	落石・崩壊	岩崎深浦線	4.41	4.429	上	16	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	1
7192A014	落石・崩壊	岩崎深浦線	4.51	4.55	上	40	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	1
7192A015	落石・崩壊	岩崎深浦線	4.76	4.8	上	31	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	1
7192A016	落石・崩壊	岩崎深浦線	4.81	4.995	上	179	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	1
7192A017	落石・崩壊	岩崎深浦線	5.03	5.514	上	116	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	1
7192A018	落石・崩壊	岩崎深浦線	5.17	5.213	上	35	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	1
7192A019	落石・崩壊	岩崎深浦線	5.3	5.395	上	94	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	1
7192A020	落石・崩壊	岩崎深浦線	5.46	5.562	上	101	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	1
7192A021	落石・崩壊	岩崎深浦線	5.56	5.591	上	23	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	1
7192A022	落石・崩壊	岩崎深浦線	5.76	5.883	上	123	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	1
7192A023	落石・崩壊	岩崎深浦線	5.93	5.968	上	36	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	2
7192A024	落石・崩壊	岩崎深浦線	6.45	6.492	上	38	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	1
7192A501	落石・崩壊	岩崎深浦線	4.517	4.557	上	40	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	2
7192A502	落石・崩壊	岩崎深浦線	4.895	4.908	上	13.00000000000008	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	2
7192A503	落石・崩壊	岩崎深浦線	4.962	4.973	上	11.00000000000001	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	2

施設番号	点検対象項目	路線名	距離標 (自)	距離標 (至)	上下 線の 別	延長 (m)	所在地	事前通行規制 区間指定	迂回 路	今年度点検 結果 (1: 要対策、 2: カルテ 監視)
7192A504	落石・崩壊	岩崎深浦線	5.155	5.177	下	21.99999999999994	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	2
7192A505	落石・崩壊	岩崎深浦線	5.407	5.42	上	12.99999999999999	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	2
7192A506	落石・崩壊	岩崎深浦線	6.756	6.77	上	22.99999999999997	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	2
7192A507	落石・崩壊	岩崎深浦線	6.69	6.713	上	13.99999999999993	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	2
7192D001	雪崩	岩崎深浦線	3.78	3.879	下	94	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	2
7192D002	雪崩	岩崎深浦線	4.94	4.995	下	55	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	2
7192F006	盛土	岩崎深浦線	6.37	6.382	下	4	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	2
7192F302	盛土	岩崎深浦線	4.58	4.61	下	30	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	1
7192G003	擁壁	岩崎深浦線	3.58	3.607	下	25	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	2
7192G004	擁壁	岩崎深浦線	3.73	3.76	下	21	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	2
7192G005	擁壁	岩崎深浦線	3.92	3.955	下	30	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	2
7192G006	擁壁	岩崎深浦線	4.09	4.123	下	32	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	2
7192G010	擁壁	岩崎深浦線	5.26	5.331	下	64	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	2
7192G012	擁壁	岩崎深浦線	6.02	6.036	下	8	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	1
7192G013	擁壁	岩崎深浦線	6.54	6.555	下	10	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	1
7192G014	擁壁	岩崎深浦線	3.94	3.975	上	30	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦	有 (通行)	無	2
7280A005	落石・崩壊	十二湖公園線	1.22	1.322	下	102	青森県西津軽郡深浦町松神山国有林 82 林班	有 (通行)	無	1
7280A008	落石・崩壊	十二湖公園線	1.99	2.12	下	13	青森県西津軽郡深浦町松神山国有林 83 林班	有 (通行)	無	1
7280A009	落石・崩壊	十二湖公園線	2.16	2.19	下	24	青森県西津軽郡深浦町松神山国有林 83 林班	有 (通行)	無	1
7280A010	落石・崩壊	十二湖公園線	2.39	2.41	下	17	青森県西津軽郡深浦町松神山国有林 83 林班	有 (通行)	無	2
7280A012	落石・崩壊	十二湖公園線	2.83	2.909	下	79	青森県西津軽郡深浦町松神山国有林 83 林班	有 (通行)	無	1
7280A013	落石・崩壊	十二湖公園線	2.9	2.993	下	84	青森県西津軽郡深浦町松神山国有林 83 林班	有 (通行)	無	1
7280A014	落石・崩壊	十二湖公園線	3.02	3.98	下	77	青森県西津軽郡深浦町松神山国有林 83 林班	有 (通行)	無	1
7280A015	落石・崩壊	十二湖公園線	3.09	3.174	下	76	青森県西津軽郡深浦町松神山国有林 83 林班	有 (通行)	無	1
7280A016	落石・崩壊	十二湖公園線	3.17	3.241	下	67	青森県西津軽郡深浦町松神山国有林 83 林班	有 (通行)	無	1
7280A017	落石・崩壊	十二湖公園線	3.24	3.269	下	28	青森県西津軽郡深浦町松神山国有林 83 林班	有 (通行)	無	2
7280A018	落石・崩壊	十二湖公園線	3.36	3.486	下	121	青森県西津軽郡深浦町松神山国有林 83 林班	有 (通行)	無	2
7280A019	落石・崩壊	十二湖公園線	3.48	3.588	下	102	青森県西津軽郡深浦町松神山国有林 83 林班	有 (通行)	無	1
7280A020	落石・崩壊	十二湖公園線	3.58	3.72	下	132	青森県西津軽郡深浦町松神山国有林 83 林班	有 (通行)	無	1
7280B001	岩盤崩壊	十二湖公園線	3.48	3.588	下	102	青森県西津軽郡深浦町松神山国有林 83 林班	有 (通行)	無	1
7280E001	土石流	十二湖公園線	1.84	1.846	下	1	青森県西津軽郡深浦町松神山国有林 82 林班	有 (通行)	無	1
7280E002	土石流	十二湖公園線	1.86	1.94	下	78	青森県西津軽郡深浦町松神山国有林 82 林班	有 (通行)	無	2
7280F001	盛土	十二湖公園線	2.99	3.037	上	46	青森県西津軽郡深浦町松神山国有林 83 林班	有 (通行)	無	1
7280G005	擁壁	十二湖公園線	2.4	2.415	上	11	青森県西津軽郡深浦町松神山国有林 83 林班	有 (通行)	無	1

エ 町道

点検対象項目	路線名	事前通行規制区間	距離標起点		距離標終点		延長(m)	区字丁目番地等	安定度評価
			(km)	(m)	(km)	(m)			
落石・崩壊	長慶平1号線	なし	2	50	2.1	25	75	大字深浦字国有林50ろ	要対策
落石・崩壊	長慶平1号線	なし	2.2	87	2.3	12	25	大字深浦字国有林50ろ	要対策
落石・崩壊	長慶平1号線	なし	2.3	20	2.5	40	220	大字長慶平字国有林51ろ	要対策
落石・崩壊	長慶平1号線	なし	2.8	75	2.9	75	100	大字長慶平字国有林51ろ	防災カルテにより監視強化
落石・崩壊	長慶平1号線	なし	5.1	0	5.1	60	60	大字長慶平字大林寺	防災カルテにより監視強化
落石・崩壊	松原1号線	なし	0.5	16	1	66	550	大字追良瀬字塩見山平	要対策
落石・崩壊	松原1号線	なし	2.1	50	2.2	70	120	大字追良瀬字広野	要対策
落石・崩壊	松原1号線	なし	5.1	50	5.2	80	130	大字追良瀬字初瀬山山陰	防災カルテにより監視強化
落石・崩壊	深浦2号線	なし	0.6	95	0.8	45	150	大字深浦字元深浦	要対策
落石・崩壊	田野沢1号線	なし	0	60	0.1	20	60	大字田野沢字成瀬	防災カルテにより監視強化
落石・崩壊	深浦19号線	なし	0	45	0.1	95	150	大字深浦字元城	要対策
落石・崩壊	深浦58号線	なし	0	30	0	80	50	大字深浦字岡崎	要対策
落石・崩壊	舳作5号線	なし	0.9	50	1	70	120	大字舳作字清滝	防災カルテにより監視強化
落石・崩壊	横磯5号線	なし	0.1	10	0.2	30	120	大字横磯字上岡崎	防災カルテにより監視強化
落石・崩壊	田野沢8号線	なし	0	85	0.1	85	100	大字田野沢字小田沢	要対策
落石・崩壊	追良瀬15号線	なし	0	0	0	0	50	大字追良瀬字塩見山平	要対策
落石・崩壊	麩木13号線	なし	1	0	1.1	20	120	大字麩木字津山	防災カルテにより監視強化
落石・崩壊	麩木13号線	なし	1.2	0	1.2	60	60	大字麩木字津山	防災カルテにより監視強化
落石・崩壊	麩木13号線	なし	1.6	50	1.7	70	120	大字麩木字津山	要対策
落石・崩壊	麩木13号線	なし	1.7	80	1.8	40	60	大字麩木字津山	要対策
落石・崩壊	麩木13号線	なし	1.9	50	2	0	50	大字麩木字津山	防災カルテにより監視強化
落石・崩壊	麩木13号線	なし	2.1	30	2.1	90	60	大字麩木字津山	要対策
落石・崩壊	麩木13号線	なし	2.2	40	2.3	0	60	大字麩木字津山	要対策
落石・崩壊	沢辺臨港線	なし	0.3	70	0.4	18	48	大字沢辺字沢辺	要対策
落石・崩壊	山下線	なし	0.1	40	0.1	80	40	大字岩崎字松原	防災カルテにより監視強化
落石・崩壊	十二湖・青池・日暮線	なし	0.3	6	0.4	3	97	大字松神字松神山	防災カルテにより監視強化
落石・崩壊	十二湖・青池・日暮線	なし	0.8	11	1	48	237	大字松神字松神山	防災カルテにより監視強化

点検対象 項目	路線名	事前 通行 規制 区間	距離標起点		距離標終点		延 長 (m)	区字丁目番地等	安定度評価
			(km)	(m)	(km)	(m)			
落石・崩壊	十二湖・青 池・日暮線	なし	1.1	50	1.2	52	102	大字松神字松神山	要対策
落石・崩壊	沢辺線	なし	0.2	50	0.3	12	62	大字沢辺字吉花	防災カルテに より監視強化
落石・崩壊	仁瀬線	なし	0.1	41	0.2	29	88	大字岩崎字仁瀬	要対策
落石・崩壊	仁瀬線	なし	0.4	40	0.4	87	47	大字岩崎字仁瀬	防災カルテに より監視強化
落石・崩壊	仁瀬線	なし	0.6	60	0.8	0	140	大字岩崎字仁瀬	要対策
落石・崩壊	森山線	なし	0.6	93	0.7	2	24	大字森山字松浦	要対策
落石・崩壊	森山線	なし	0.7	52	0.7	86	40	大字松神字下浜松	要対策
落石・崩壊	森山線	なし	0.7	85	0.9	31	146	大字松神字下浜松	要対策
落石・崩壊	森山線	なし	0.9	60	1	0	40	大字松神字下浜松	要対策
落石・崩壊	脇/沢線	なし	0.4	80	0.6	0	120	大字岩崎字松原	防災カルテに より監視強化
落石・崩壊	板貝線	なし	0	60	0.2	1	141	大字大間越字笥	防災カルテに より監視強化
落石・崩壊	大間越線	なし	0.1	7	0.1	70	63	大字大間越字下小屋野	要対策
落石・崩壊	大間越線	なし	0.7	40	0.8	54	114	大字大間越字笥	要対策
落石・崩壊	大間越線	なし	0.8	54	1	18	164	大字大間越字笥	防災カルテに より監視強化
落石・崩壊	大間越線	なし	1	18	1.2	84	266	大字大間越字笥	防災カルテに より監視強化
落石・崩壊	大間越線	なし	1.3	6	1.3	80	74	大字大間越字笥	防災カルテに より監視強化
落石・崩壊	下浜松平線	なし	0	0	0	17	20	大字松神字下浜松	要対策
落石・崩壊	第二下浜松平 線	なし	0	52	0.1	66	114	大字松神字下浜松	要対策

[深浦町自主防災組織一覧表]

(令和6年4月現在)

組織名	構成員数(人)	備考
船作	9	
横磯	9	
岡町	14	
5区	11	
6区	18	
7区	11	
崎の町	22	
川原町	16	
12区	29	
長慶平	6	
東野	9	
広戸	11	
追良瀬	16	
松原	8	
麩木	22	
風合瀬	29	
晴山	12	
田野沢	21	
北金ヶ沢	31	
関	17	
柳田	21	
岩坂	16	
沢辺	9	
岩崎下	12	
岩崎中	9	
岩崎上	11	
正久	12	
森山	7	
松神	20	
黒崎	11	
大間越	6	
小計	455	

[指定緊急避難場所・指定避難所一覧表]

番号	上段 指定緊急避難場所 下段 指定避難所	所在地	電話番号	地区	地区人口	収容 可能 員	管理者	面積(m ²) ・施設の構造	施設の有無		災害別の利用		
									給水	炊飯	洪水・浸水	土砂災害	地震・津波
1	舩作福祉センター駐車場	舩作字上清滝 7		舩 作	197	181	行政連絡員	600.0	有	有	○	×	○
	舩作福祉センター		75-2034			90		木造平屋建 298.0					
2	ラーメン 101 駐車場	舩作字裸森 14-6		舩 作	197	484	深浦町長	1,600.0			○	○	○
3	横磯集落センター広場	横磯字下岡崎 85-1		横 磯	252	606	行政連絡員	2,000.0	有	有	○	×	×
	横磯集落センター		74-2037			85		木造平屋建 281.6					
4	旧横磯集会所(深山神社)	横磯字下岡崎 82 番		横 磯	252	200	行政連絡員				○	○	○
5	深浦町生きがいプラザ「春光館」	深浦字浜町 346-6	74-2180	崎の町	245	90	行政連絡員	木造平屋建 297.0			○	×	×
6	岡崎駐車場	深浦字岡崎 338-5		崎の町	245	1515	深浦町長	5,000.0			○	○	○
7	八森山町民の森公園	深浦字岡崎 338 地内		崎の町	245	4545	深浦町長	15,000.0	有		○	○	○
8	岡崎区域防災公園(夕陽ヶ丘公園)	深浦字岡崎 37 外		崎の町	245	1560	深浦町長	5,151.3	有		○	○	○
9	深浦町福祉センター「元城館」駐車場	深浦字元深浦 165-1		川原町・七区	135・116	109	行政連絡員	360.0	有	有	○	×	○
	深浦町福祉センター「元城館」		74-4622			90		木造平屋建 299.0					
10	深浦小学校グラウンド	深浦字寅平 62-6		五・六・七区	90・243・116	875	小学校長	2890.0	有		○	○	○
	深浦小学校体育館		74-2751			403		1332.0	有				
11	深浦公民館駐車場	深浦字中沢 14-1		六区	243	320	深浦町長	1,057.0	有		○	×	○
	深浦公民館		74-2031			297		982.0	有				
12	深浦町介護予防世代間交流施設さくら館	深浦字中沢 2-5	74-3020	六区	248	120	深浦町長	木造 2 階建 396.0	有	有	○	×	×
13	浜町駐車場広場	深浦字浜町 352 地内		五・六・七区	90・243・116	878	深浦町長	2,900.0			○	○	×
14	深浦町福祉センター「猿神鼻」駐車場	深浦字苗代沢 85-3		五区	90	184	行政連絡員	608.0	有	有	○	×	×
	深浦町福祉センター「猿神鼻」		74-9028			82		木造平屋建 272.0					

番号	上段 指定緊急避難場所 下段 指定避難所	所在地	電話番号	地区	地区人口	収容 可能 員	管理者	面積 (㎡) ・施設の構造	施設の有無		災害別の利用		
									給水	炊飯	洪水・浸水	土砂災害	地震・津波
15	岡町福祉センター「御仮屋館」駐車場	深浦字岡町 172-1	74-3776	三・四区	409・108	106	行政連絡員	351.0	有	有	○	○	○
	岡町福祉センター「御仮屋館」					木造平屋建 269.0							
16	深浦中学校グラウンド	深浦字蘆野 60	74-2054	三・四・十二区	409・108・ 233	6616	中学校長	21,835.0	有	有	○	○	○
	深浦中学校体育館					S造 1,232.0							
17	岡町防災広場	深浦字岡町地内		三・四・十二区	409・108・233	191	深浦町長	633.0			○	×	○
18	深浦町ふれあいプラザ「恵比須」前駐車場	深浦字苗代沢 77-28	74-3778	十二区	233	181	行政連絡員	600.0	有	有	○	○	×
	深浦町ふれあいプラザ「恵比須」					木造平屋建 297.0							
19	深浦駅前広場	深浦字苗代沢 41-51		十二区	233	180	深浦町長	594.0			○	○	×
20	長慶平福祉センター駐車場	長慶平字西芦菴 20-1	74-2244	長慶平	41	606	行政連絡員	2,000.0	有	有	○	○	○
	長慶平福祉センター					木造平屋建 261.67							
21	東野福祉センター駐車場	広戸字家野上 176	74-2494	東野	105	75	行政連絡員	250.0	有	有	○	○	○
	東野福祉センター					木造平屋建 234.0							
22	町民体育館・武道館駐車場	広戸字家野上 95-201	74-9815	広戸	366	1,060	深浦町長	3,500.0	有		○	○	○
	町民体育館					RC造 1,540.0							
	武道館					S造平屋建 702.0							
23	自然休養村運動広場	広戸字家野上 95-201		東野・広戸	105・366	2490	深浦町長		有		○	○	○
24	広戸福祉センター駐車場	広戸字家野上 101-121	74-2015	広戸	366	181	行政連絡員	600.0	有	有	○	○	○
	広戸福祉センター					木造平屋建 316.6							

番号	上段 指定緊急避難場所 下段 指定避難所	所在地	電話番号	地区	地区人口	収容可能員	管理者	面積(m ²) ・施設の構造	施設の有無		災害別の利用		
									給水	炊飯	洪水・浸水	土砂災害	地震・津波
25	行合崎駐車場	広戸字家野上 125-5		広戸	366	454	深浦町長		有		○	○	○
26	追良瀬福祉センター駐車場	追良瀬字相野山 48-1	74-3765	相野山・塩見崎	119・254	321	行政連絡員	1,060.0	有	有	×	○	○
	104					木造平屋建 344.5							
27	追良瀬河川公園	追良瀬字塩見山平 248-23 地先		塩見崎・麩木	254・419	2484	深浦町長	8,200.0			×	○	○
28	旧明道小学校グラウンド	追良瀬字塩見山平 85- 2		塩見崎・麩木	254・419	2430	深浦町長	2,430.0			○	○	○
29	松原集落センター駐車場	追良瀬字初瀬山草分 62	無	松原	51	30	行政連絡員	100.0	有	有	○	×	○
	57					木造平屋建 190.5							
30	松原地区いこいの広場	追良瀬字北追良瀬山 1-9		松原	51	303	深浦町長	1,000.0			○	×	○
31	麩木多目的集落センター駐車場	麩木字亀ヶ崎 164-2	74-3764	麩木	419	378	行政連絡員	1,250.0	有	有	○	○	○
	89					木造平屋建 295.7							
32	風合瀬農業環境改善センター駐車場	風合瀬字上砂子川 21- 1	76-2979	風合瀬	496	212	行政連絡員	700.0	有	有	○	×	○
	111					木造平屋建 366.8							
33	旧風合瀬小学校グラウンド	風合瀬字上砂子川 159-26		風合瀬	496	2319	深浦町長	7,653.0			○	○	○
34	晴山福祉センター駐車場	風合瀬字大磯 188-1	76-3380	晴山	150	212	行政連絡員	700.0	有	有	○	○	○
	89					木造平屋建 269.5							
35	田野沢福祉センター駐車場	田野沢字清滝 44	76-2974	田野沢	319	75	行政連絡員	250.0	有	有	○	×	×
	89					木造平屋建 295.1							
36	田野沢漁港施設用地(野積場)	田野沢字汐干浜 75		田野沢	319	1589	深浦町長	5,246.0			○	○	×
37	旧大戸瀬小学校跡地	田野沢字成瀬 217-1		田野沢	319	500	深浦町長	1,650.0			○	○	○

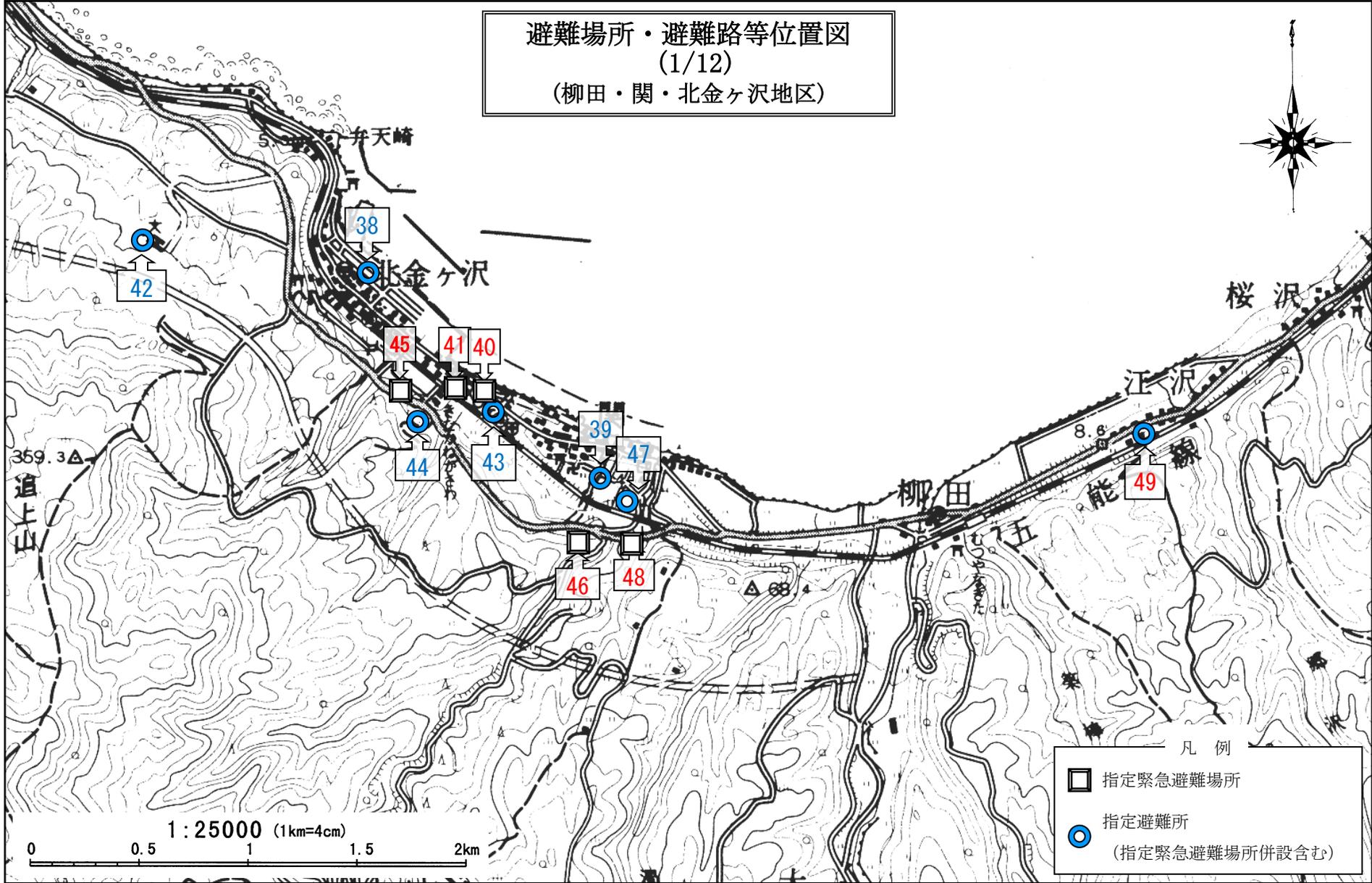
番号	冗談 指定緊急避難場所 下段 指定避難所	所在地	電話番号	地 区	地区人口	収容 可能 員	管理者	面積(㎡) ・施設の構 造	施設の有無		災害別の利用		
									給水	炊飯	洪水・浸水	土砂災害	地震・津波
38	農村環境改善センター駐車場	北金ヶ沢字塩見形 406-1	76-3479	北金ヶ沢	968	1153	行政連絡員	3,807.0	有	有	○	○	×
	農村環境改善センター					S造平屋建 997.9							
39	大戸瀬支所駐車場	関字栢沢 78-2	76-2311	北金ヶ沢・関	968・335	389	深浦町長	1284.0	有	有	○	○	×
	大戸瀬支所					木造平屋建 100.0							
40	旧大戸瀬支所前駐車場	関字栢沢 99-1		北金ヶ沢・関	968・335	335	深浦町長	1106.0			○	○	×
41	北金ヶ沢駅前駐車場	関字栢沢 89-5		北金ヶ沢・関	968・335	393	深浦町長	1,300.0			○	○	×
42	大戸瀬中学校グラウンド	北金ヶ沢字榊原上野 208-23	76-2014	北金ヶ沢	968	2575	中学校長	8,500.0	有		○	×	○
	大戸瀬中学校体育館					1,090.0		有					
43	修道小学校グラウンド	関字栢沢 85-1	76-2016	北金ヶ沢・関	968・335	1090	小学校長	3,600.0	有		○	○	×
	修道小学校体育館					R C造 972.0		有	有				
44	北金ヶ沢総合防災センター駐車場	関字栢沢 260-1	76-3439	北金ヶ沢・関	968・335	1060	深浦町長	3,500.0	有		○	○	○
	北金ヶ沢総合防災センター					800.0		有	有				
45	北金ヶ沢地区防災広場	北金ヶ沢字塩見形 356		北金ヶ沢・関	968・335	996	深浦町長	3290.0			○	○	○
46	国道101号いこいの駐車帯(関地区)	関字栢沢 47-1		関	335	360	深浦町長	1190.0			○	○	○
47	関福祉センター駐車場	関字栢沢 34	76-3188	関	335	151	行政連絡員	500.0	有	有	○	○	×
	関福祉センター					木造平屋建 322.4							
48	第一北金ヶ沢浄水場駐車場	関字子童子 1-189		関	335	100	深浦町長	330.0			○	○	○
49	柳田農業環境改善センター駐車場	柳田字宮崎 158-2	76-2986	柳田	276	181	行政連絡員	600.0	有	有	○	×	○
	柳田農業環境改善センター					木造平屋建 295.5							
50	岩坂福祉センター駐車場	岩坂字長谷野 20-2	76-2412	岩坂	210	181	行政連絡員	600.0	有	有	○	×	○
	岩坂福祉センター					木造平屋建 438.9							
51	沢辺地区コミュニティセンター駐車場	沢辺字吉花 133	77-2983	沢辺	293	232	行政連絡員	1,118.0	有	有	○	○	○
	沢辺地区コミュニティセンター					木造平屋建 253.39							

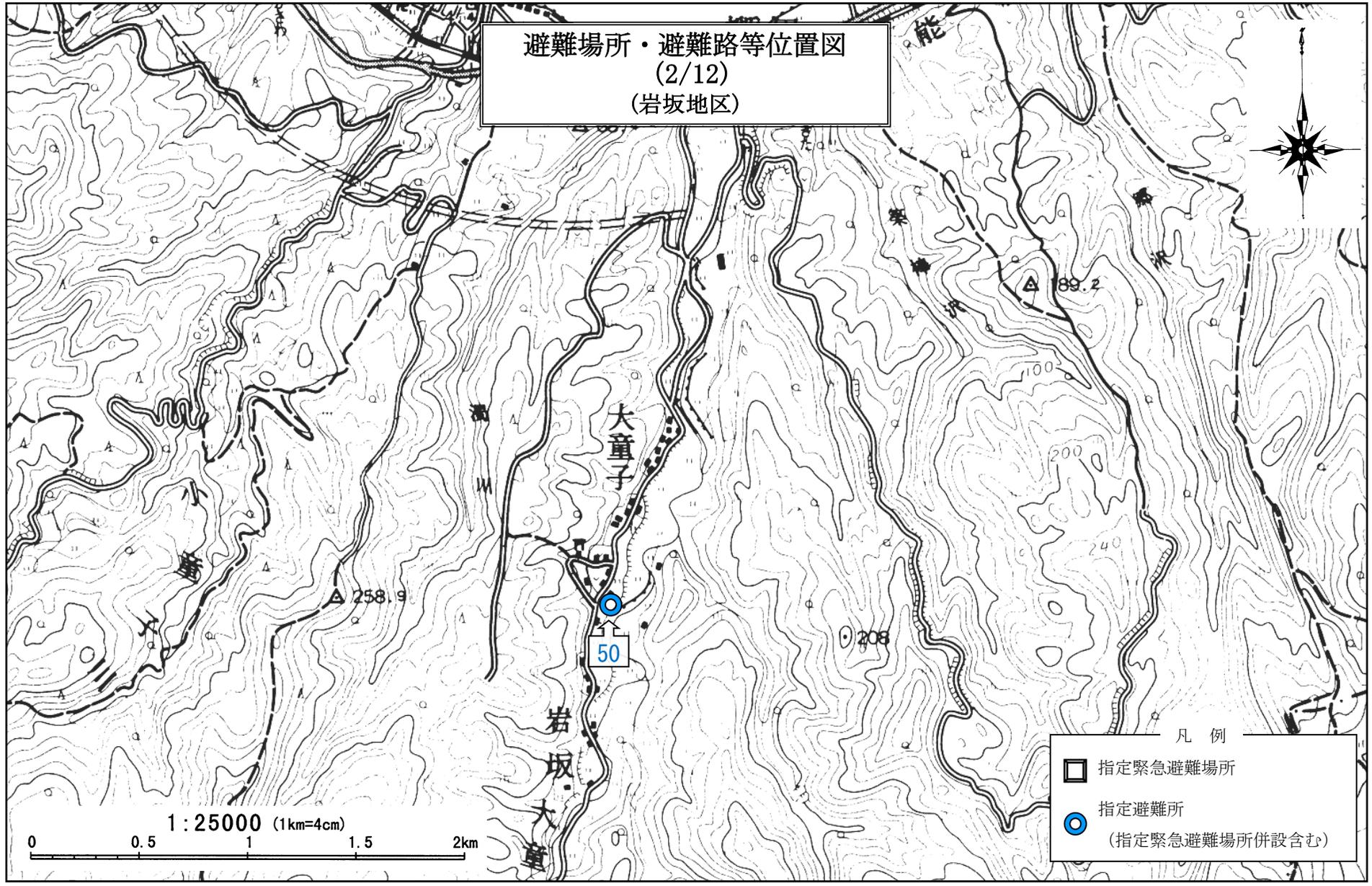
番号	上段 指定緊急避難場所 下段 指定避難所	所在地	電話番号	地区	地区人口	収容可能員	管理者	面積(㎡) ・施設の構造	施設の有無		災害別の利用		
									給水	炊飯	洪水・浸水	土砂災害	地震・津波
52	漁業振興センター駐車場	岩崎字玉坂 370-2	77-2983	岩崎下	171	97	行政連絡員	323.0			○	○	×
	沢辺地区コミュニティセンター					76		木造平屋建 253.39	有	有			
53	旧岩崎郵便局前付近(県道岩崎深浦線)	岩崎字玉坂 69-1		岩崎下	171	100	深浦町長	330.0			×	×	○
54	旧岩崎小学校グラウンド	岩崎字松原 113		岩崎中	169	776		2,563.0			○	×	○
55	高齢者センター駐車場	岩崎字松原 104-1	77-3068	岩崎中	169	145	行政連絡員	480.0			○	○	×
	高齢者センター					65		木造平屋建 215.30	有	有			
56	岩崎上地区コミュニティセンター駐車場	岩崎字松原 57	77-2231	岩崎上	335	69	行政連絡員	230.0			○	×	○
	岩崎上地区コミュニティセンター					62		木造平屋建 205.33	有	有			
57	旧岩崎中学校グラウンド	正道尻字小磯 13-2	77-2118	正久・森山	321・90	8837	深浦町長	29,163.0			○	○	○
	旧岩崎中学校体育館					330		S造 1,090.0	有				
58	いわさき小学校グラウンド	正道尻字小磯 13-2	77-2277	正久・森山	321・90	4979	深浦町長	16,430.0			○	○	○
	いわさき小学校体育館					200		S造 660.0	有	有			
59	正久地区多目的センター駐車場	正道尻字小磯 109-5	77-2981	正久	321	191	行政連絡員	632.0			○	○	○
	正久地区多目的センター					59		木造平屋建 195.43	有	有			
60	きらら保育園グラウンド	正道尻字小磯 110-23	77-2824	正久	321	945	深浦町長	3,120.0			○	○	○
61	森山集会所	森山字松浦 68-1	77-2984	森山	90	36	行政連絡員	木造平屋建 118.0	有	有	○	×	○
62	松神地区コミュニティセンター駐車場	松神字中浜松 92-2	78-2427	松神	100	312	行政連絡員	1,030.0			○	×	×
	松神地区コミュニティセンター					75		木造平屋建 249.0	有	有			

番号	上段 指定緊急避難場所 下段 指定避難所	所在地	電話番号	地区	地区人口	収容 可能 員	管理者	面積(m ²) ・施設の構 造	施設の有無		災害別の利用		
									給水	炊飯	洪水・浸水	土砂災害	地震・津波
63	旧松神生活改善センター跡地	松神字上浜松 17		松神	100		深浦町長	660.0			○	×	○
64	やまびこハウス駐車場	黒崎字小浜 234-1	78-2521	黒崎	186	105	行政連絡員	347.0	有	有	○	○	×
	やまびこハウス					63		木造平屋建 208.0					
65	旧岩崎南小学校グラウンド	黒崎字小浜 158-4		黒崎	186	1,856	深浦町長	6,125.0			○	○	×
66	農道日野線白神岳登山道口	黒崎字日野 118-2		黒崎	186	150.0		495.0			×	×	○
67	大間越地区コミュニティセンター駐車場	大間越字上小屋野 70	78-2428	大間越	217	788	行政連絡員	2,603.0	有	有	○	○	○
	大間越地区コミュニティセンター					84		木造平屋建 279.89					

〔福祉避難所一覧表〕

番号	福祉避難所	所在地	電話番号	受け入れ対象者	想定 可能 人員	管理者	面積(m ²) ・施設の構 造	施設の有無		災害別の利用		
								給水	炊飯	洪水・浸水	土砂災害	地震・津波
1	特別養護老人ホーム 社会福祉法人 西寿会	轟木字津山 118-44	74-4381	町が必要と判断した避難行動 要支援者等	10	理事長	—	有	有	○	○	○
2	特別養護老人ホーム 社会福祉法人 はくしん会	岩崎字松原 57-2	77-2088	町が必要と判断した避難行動 要支援者等	10	理事長	—	有	有	○	○	○
3	特別養護老人ホーム 社会福祉法人 治省会	深浦字吾妻沢 146-65	84-1630	町が必要と判断した避難行動 要支援者等	10	理事長	—	有	有	○	×	○

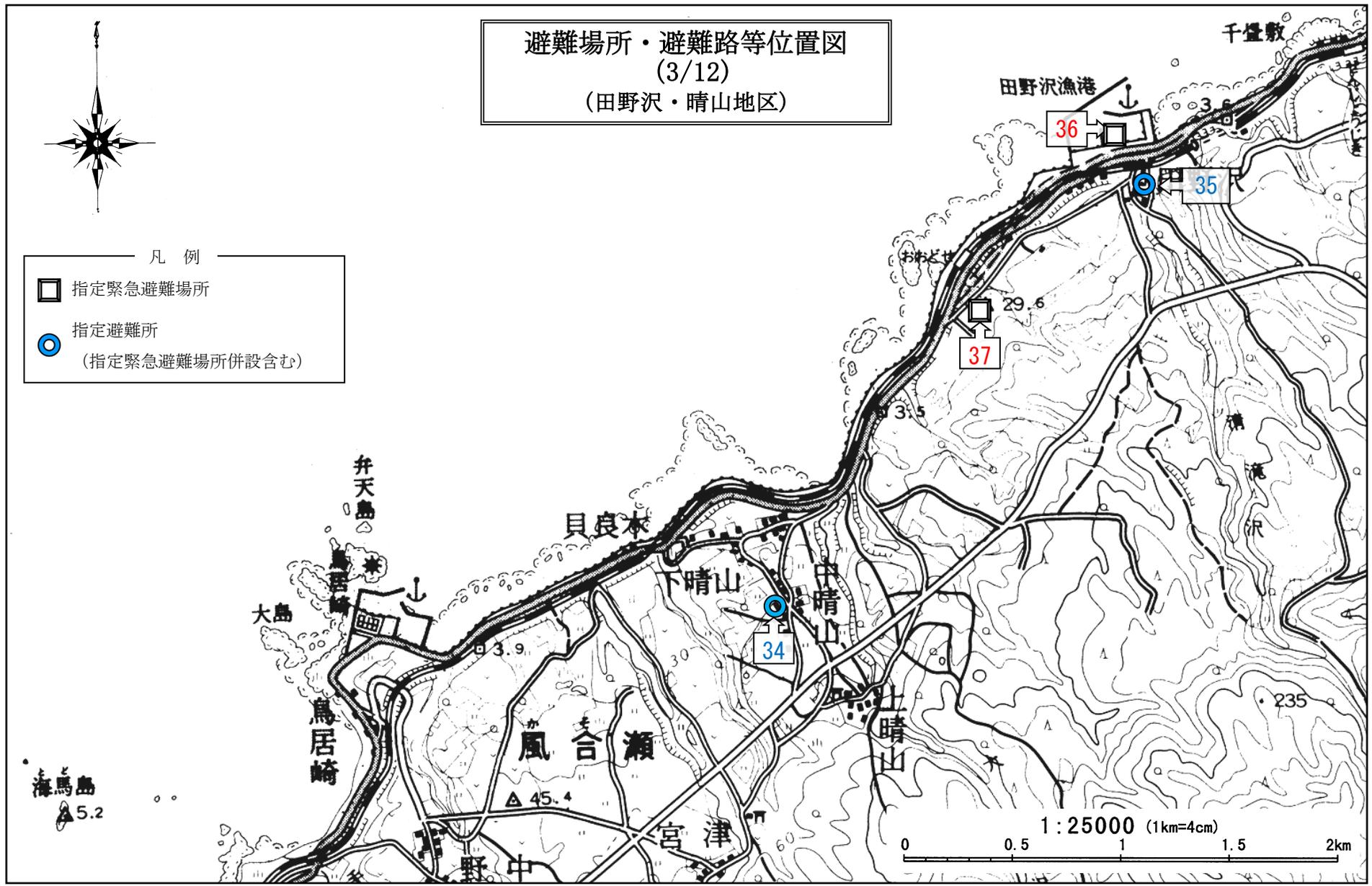


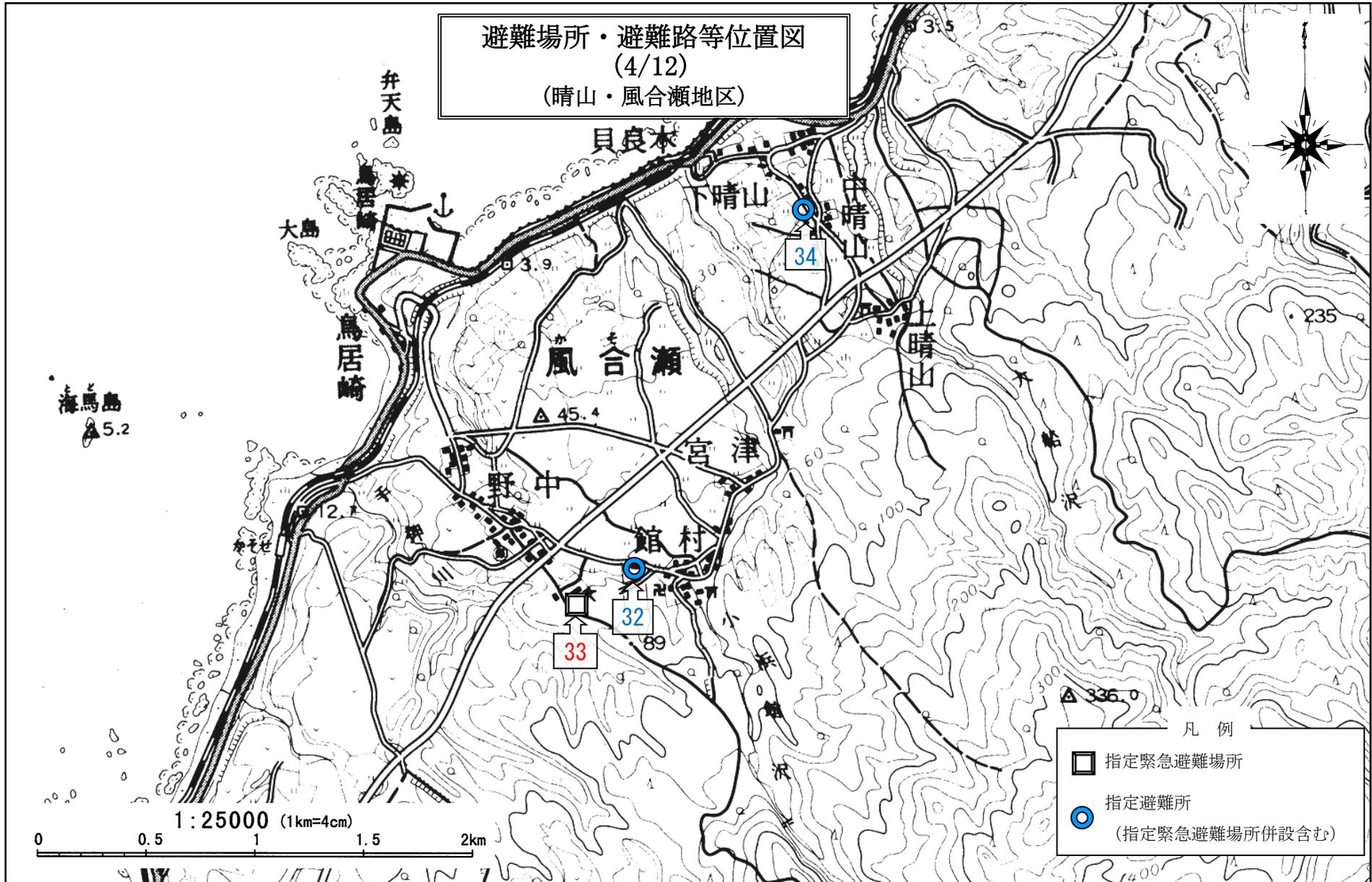


避難場所・避難路等位置図
(2/12)
(岩坂地区)

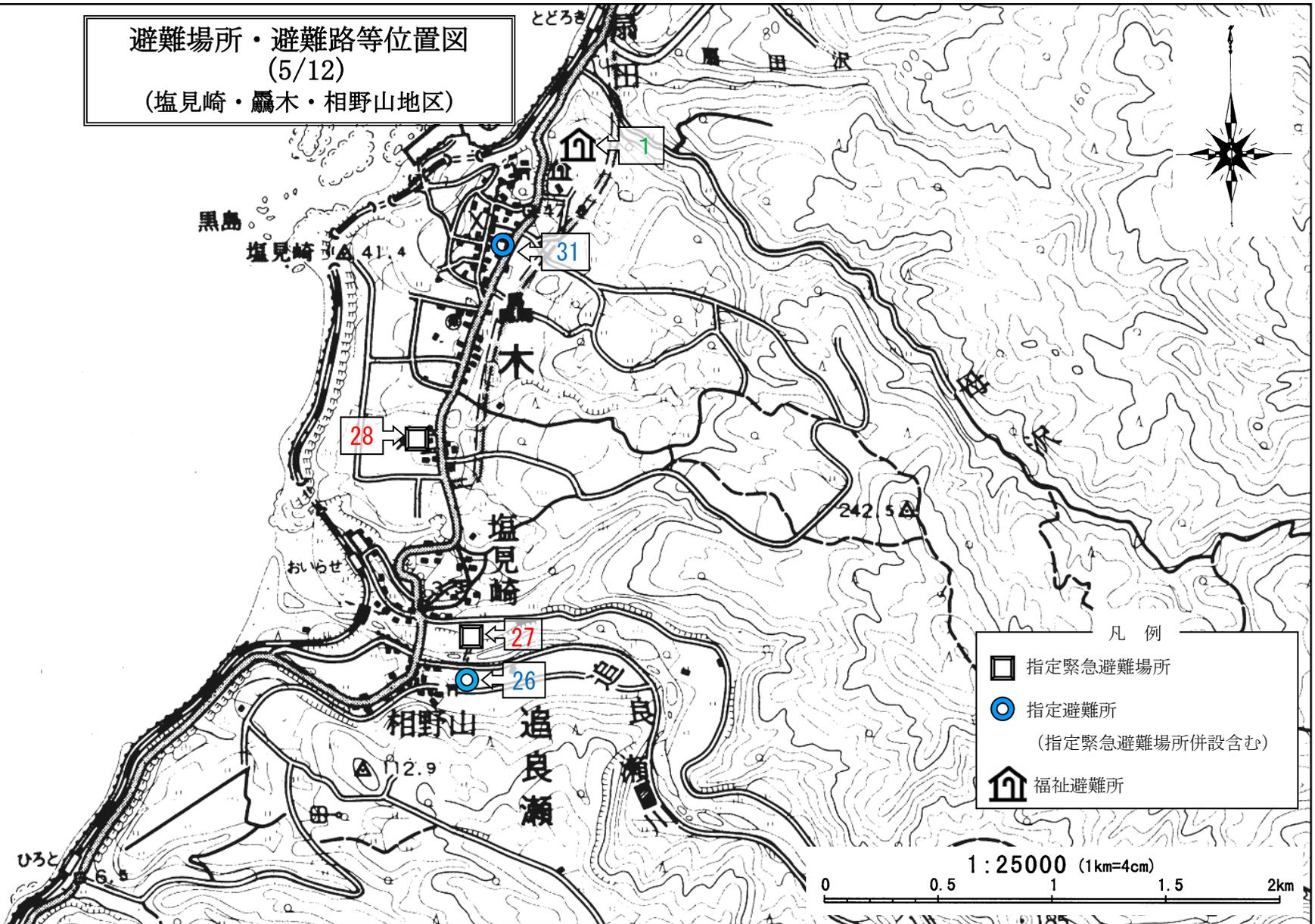
- 凡例
- 指定緊急避難場所
 - 指定避難所
(指定緊急避難場所併設含む)

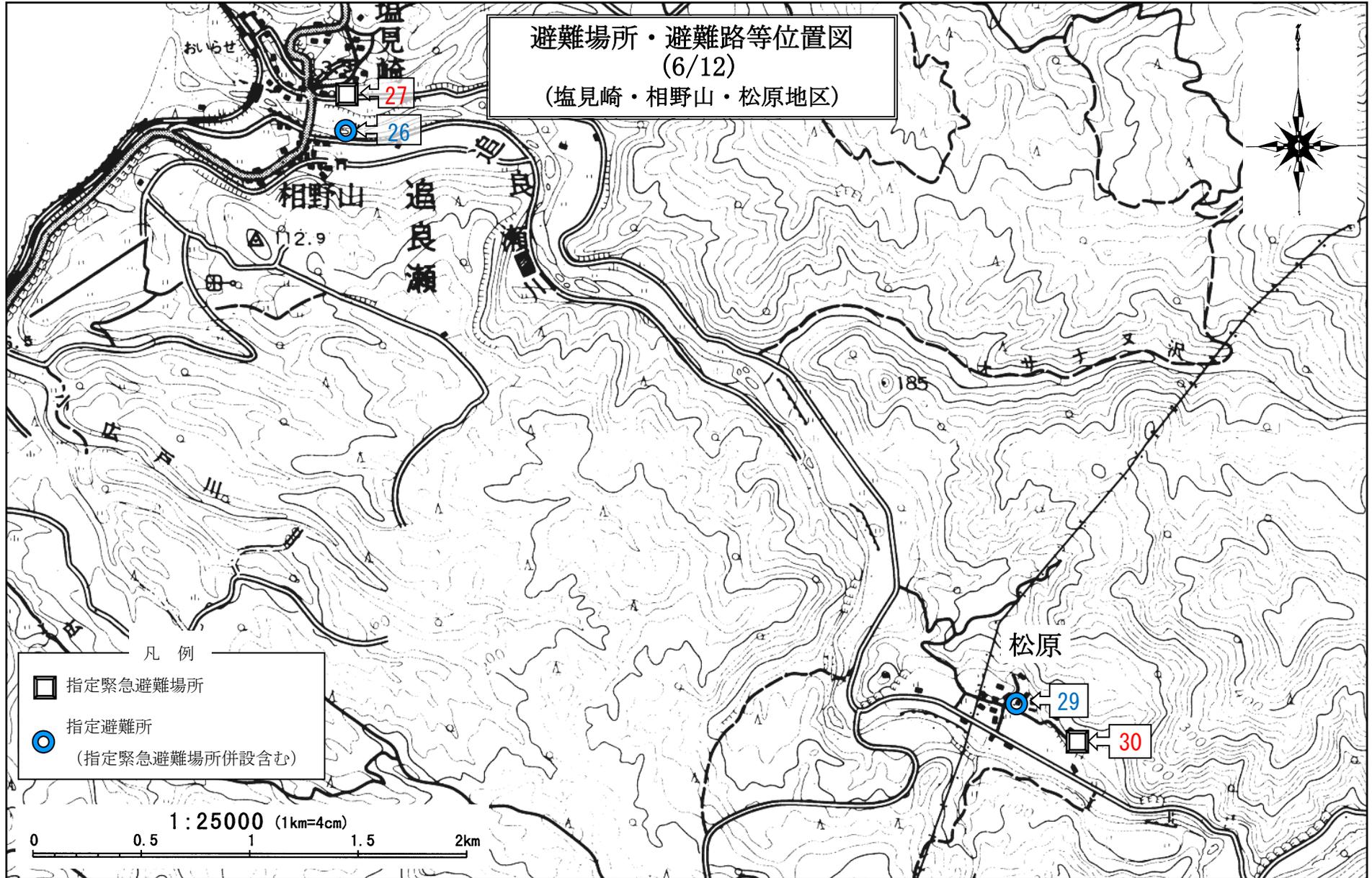
1:25000 (1km=4cm)
0 0.5 1 1.5 2km

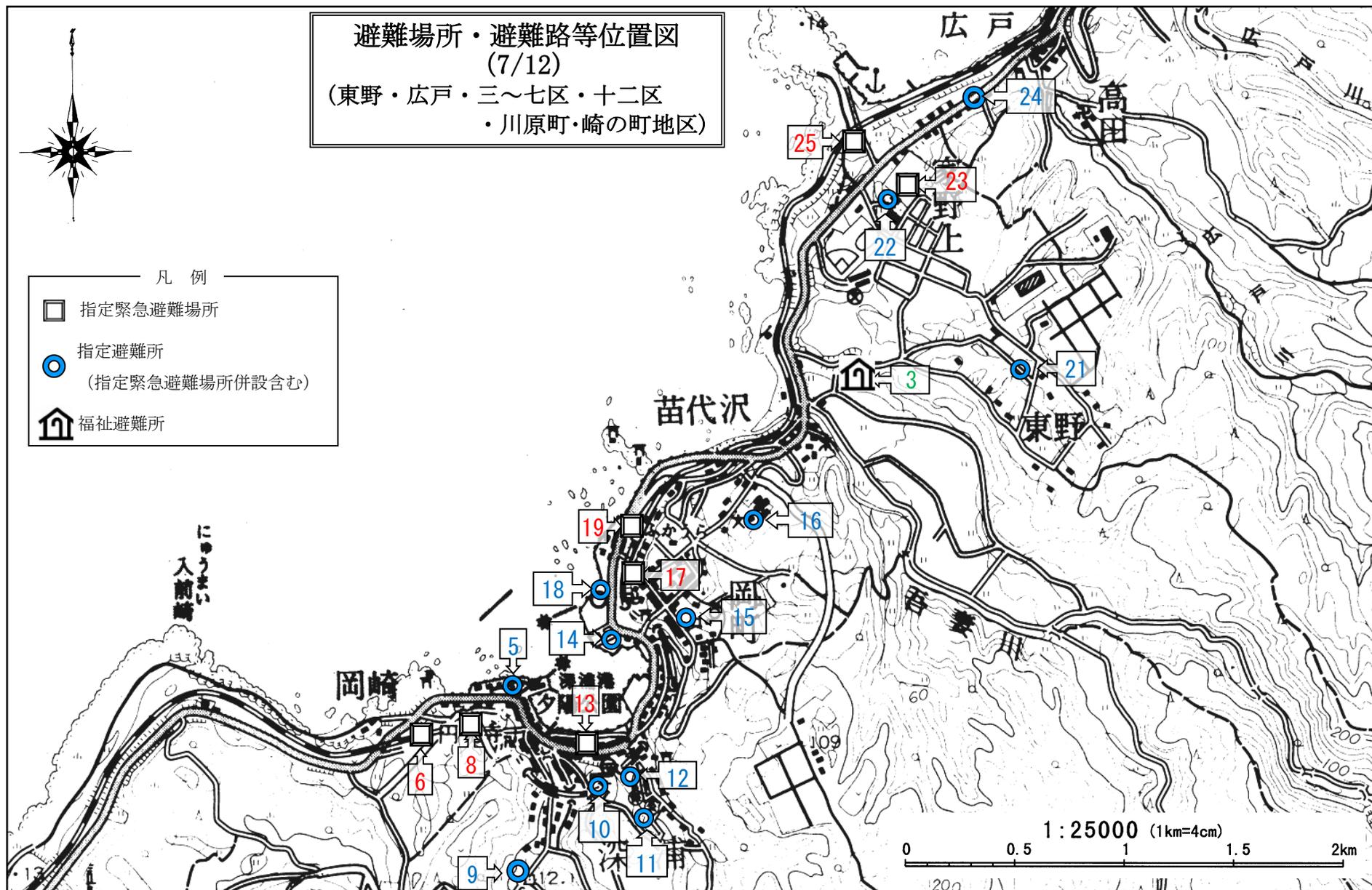


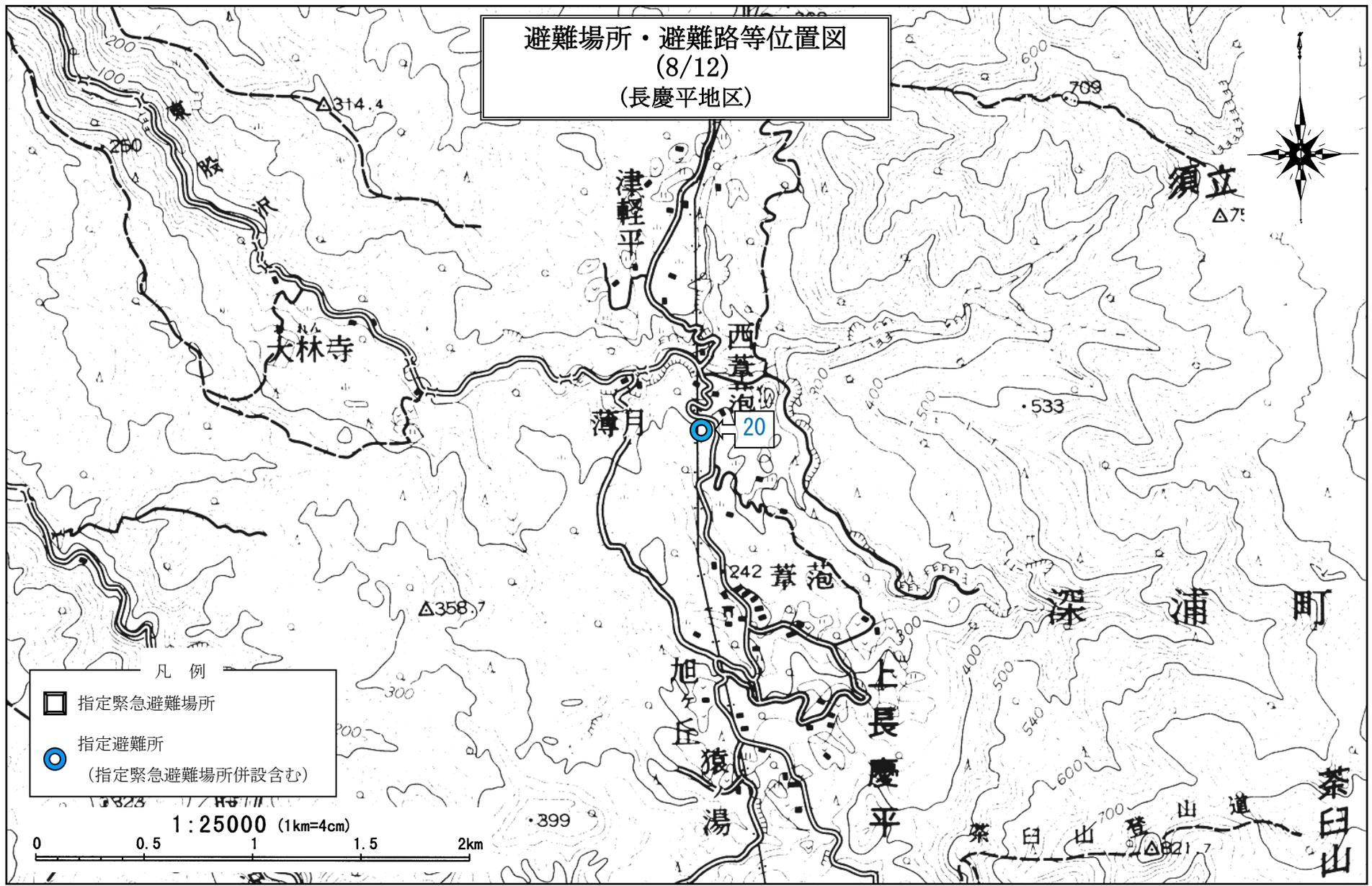


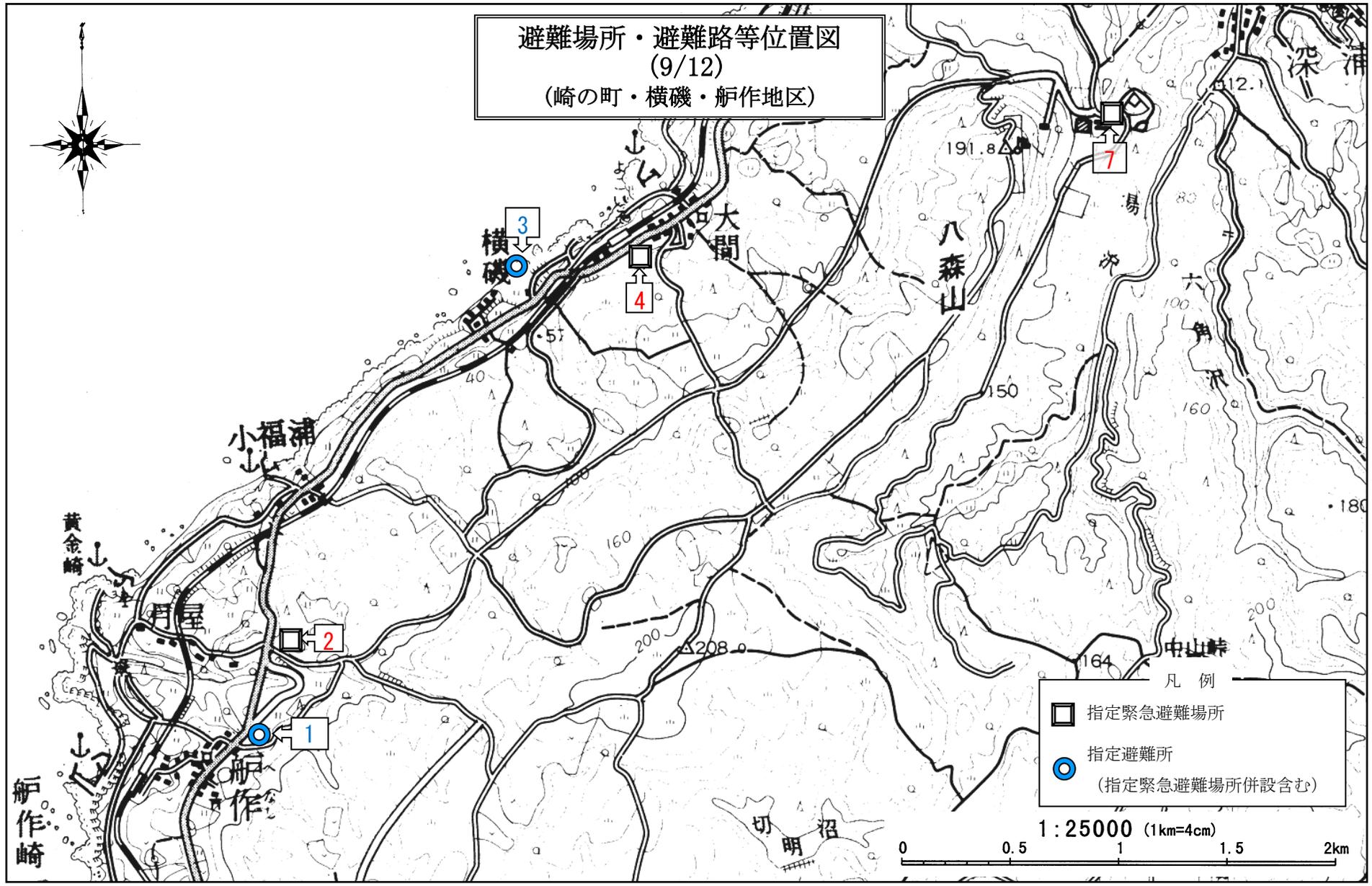
避難場所・避難路等位置図
(5/12)
(塩見崎・麩木・相野山地区)

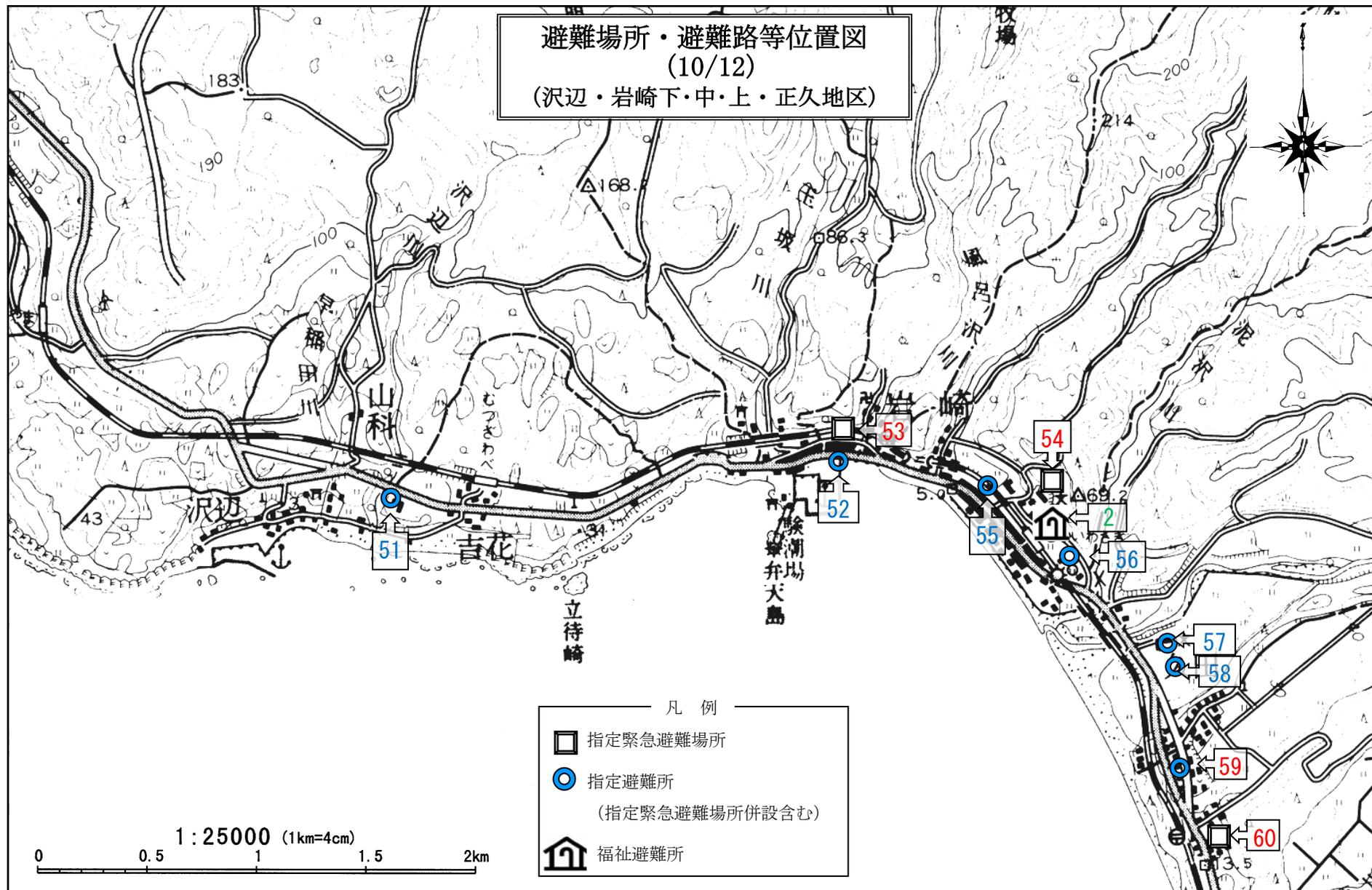


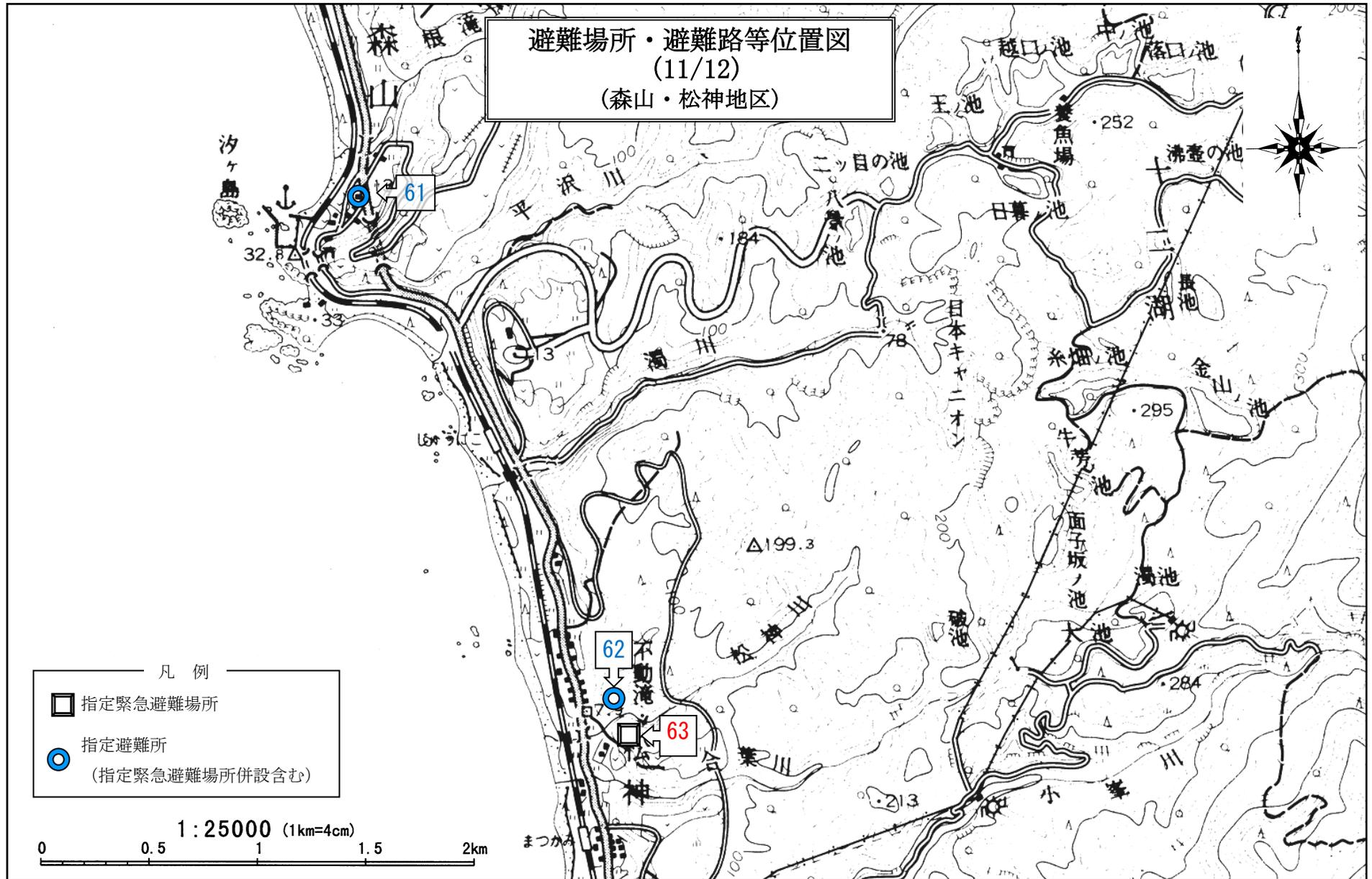


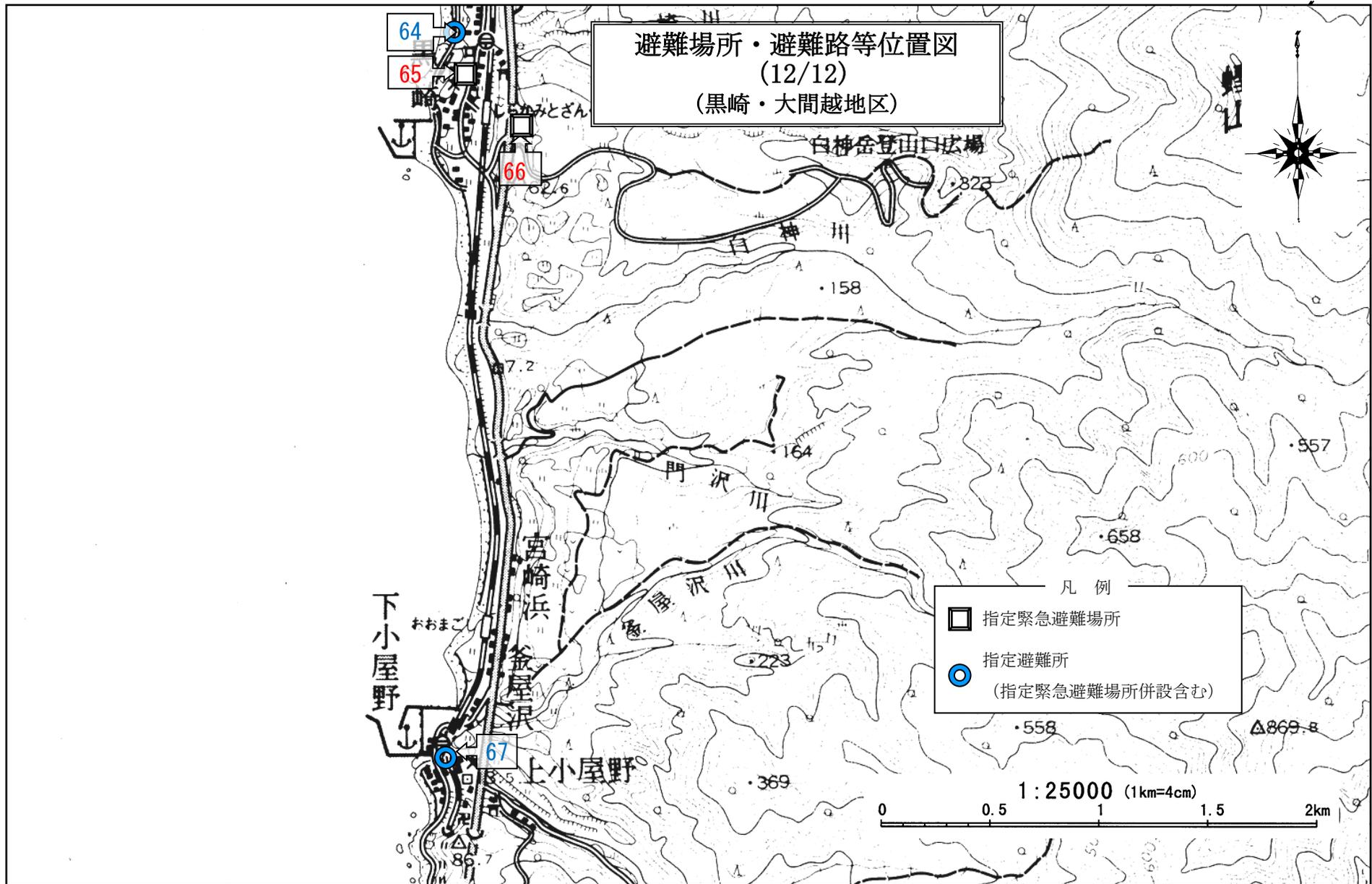












〔深浦町の文化財〕

国指定文化財一覧

・重要文化財

建造物

令和6年4月現在

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
円覚寺薬師堂内厨子 1基	昭28・8・29	深浦字浜町275	円覚寺

・民俗文化財

重要有形民俗文化財

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
円覚寺奉納海上信仰資料 106点	昭56・4・22	深浦字浜町275	円覚寺

・記念物

天然記念物

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
北金ヶ沢のイチョウ	平16・9・30	北金ヶ沢字塩見形	東北財務局

県指定文化財一覧

・県重宝

建造物

令和6年4月現在

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
円覚寺宝篋印塔 1基	平18・7・14	深浦字浜町275-2	円覚寺

工芸品

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
鱒口 銘至徳2年6月24日 1個	昭31 5・14	深浦字浜町275	円覚寺

絵画

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
絹本著色聖宝僧正像 1幅	平17・7・20	深浦字浜町275	円覚寺

書籍・典籍

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
円覚寺真言・修験聖教類及び文書 2,135点	令3・4・9	深浦字浜町275-2	円覚寺

・無形文化財

県無形民俗文化財

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
関の念仏舟	令2・9・4	関	関自治会 関浄念長寿会

・記念物

県史跡

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
関の古碑群 42基	昭30・1・7	関字栃沢	深浦町

県天然記念物

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
関の杉 1株	昭30・1・7	関字栃沢	深浦町

町指定文化財一覧

・建造物

令和6年4月現在

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
白山神社本殿「一間流造」	平5.12.24	深浦字吾妻沢	個人
旧秋田屋旅館	平15.5.26	深浦字浜町	深浦町

・有形文化財

絵画

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
円覚寺奉納「菊」絵図	平5.12.24	深浦字浜町	円覚寺
絵馬「竹」「梅」絵図	昭54.2.8	深浦字苗代沢	資料館(寄託)
岩崎武甕槌神社船絵馬	昭63.12.24	岩崎字浜野	岩崎甕槌神社
第四大区第二小区管内絵図	平5.11.25	深浦字苗代沢	資料館
神明宮「鷹」絵図	平5.11.25	深浦字浜町	神明宮
春日神社「鮫漁絵額」	平5.12.24	北金ヶ沢字塩見形	春日神社

書跡

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
菅江真澄関係文書他3点	平5.11.25	深浦字苗代沢	資料館
菅江真澄直筆「社参次第」	昭和54.2.8	深浦字苗代沢	資料館
「奉納富士宮俳諧前句」額	昭和54.2.8	深浦字苗代沢	資料館(寄託)
「富士宮広前奉納四季発句」額	昭和54.2.8	深浦字苗代沢	資料館(寄託)
関八幡宮俳諧奉納額	平5.11.25	深浦字苗代沢	資料館(寄託)
鴨家の由緒書	平5.12.24	北金ヶ沢字塩見形	個人
島家の由緒書	平6.1.25	関字栃沢	個人
龍田神社棟札 7枚	平9.8.26	田野沢字成瀬	龍田神社

・記念物

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
日和見山	昭49.8.16	深浦字岡崎	深浦町
元城跡	昭49.8.16	深浦字元城	個人
御仮屋跡(無為館)	昭49.8.16	深浦字岡町	深浦町
六所の森	昭49.8.16	深浦字吾妻沢	個人
宝泉寺の千鳥塚(芭蕉塚)	昭49.8.16	深浦字岡町	宝泉寺
北金ヶ沢の追分碑	昭49.8.16	北金ヶ沢字榊原	深浦町

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
北金ケ沢の古碑群	昭 49. 8. 16	北金ケ沢字塩見形	個人
森山城跡	昭 51. 12. 24	森山字松浦	深浦町
菊池刑部の墓	昭 51. 12. 24	岩崎字玉坂	龍王寺
賽の河原	昭 58. 1. 18	松神字下浜松	深浦町
大間越関所跡	昭 51. 12. 24	大間越字山科	深浦町
岩崎武甕槌神社石鳥居	昭 63. 12. 24	岩崎字浜野	岩崎武甕槌神社
深浦港一本杭	昭 60. 10. 9	深浦字深浦(深浦港)	深浦町
御境明神宮跡	昭 63. 12. 24	大間越字寛	森林管理局
岩崎検潮所跡地	平 5. 1. 25	岩崎字玉坂	青森県
「花塚」歌句碑	平 5. 11. 25	深浦字浜町	神明宮

名勝

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
見入山観音堂	昭 49. 8. 16	追良瀬字初瀬山草分	円覚寺

天然記念物

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
椿山	昭 49. 8. 16	舳作字鍋石	深浦町
横磯のエノキ	昭 49. 8. 16	横磯字下岡崎	個人
関のタブノキ	昭 49. 8. 16	関字栃沢	個人
春日神社のケヤキ	昭 49. 8. 16	北金ケ沢字塩見形	春日神社
モクゲンジの林	昭 51. 12. 24	大間越字寛	大間越生産森林組合
カラスザンショウの林	昭 51. 12. 24	松神字下浜松	松神神社
タブの木	昭 51. 12. 24	岩崎字浜野	岩崎武甕槌神社
入前崎集魚林	平 5. 11. 25	深浦字岡崎	深浦町
竜灯杉	平 5. 12. 24	深浦字浜町	円覚寺
夫婦杉	平 7. 11. 27	岩坂字長谷野	磐境神社
夫婦イチョウ	平 7. 11. 27	岩坂字湯野	国有林

遺跡

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
一本松遺跡	平 5. 11. 25	深浦町広戸字家野上	深浦町

※名勝の一部と無形文化財を除いて記載

〔土砂災害警戒区域等一覧〕

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年、法律第57号）
による指定

（県土整備部河川砂防課）

令和7年3月現在

告示年月日	告示番号	指定区域名	所在地				自然現象の種類	区域内の人家		
			郡・市	町・村	大字	字		警戒区域	うち特別警戒区域	
								戸数	有無	戸数
平.17.3.23	207	下岡崎1号	西津軽郡	深浦町	横磯	下岡崎	急傾斜地の崩壊	0(1)	有	0
平.17.3.23	207	下岡崎2号	西津軽郡	深浦町	横磯	下岡崎	急傾斜地の崩壊	1	有	0
平.17.3.23	207	下岡崎3号	西津軽郡	深浦町	横磯	下岡崎	急傾斜地の崩壊	2	有	0
平.17.3.23	207	小福浦1号	西津軽郡	深浦町	横磯	上岡崎	急傾斜地の崩壊	2	有	0
平.17.3.23	207	小福浦2号	西津軽郡	深浦町	横磯	上岡崎	急傾斜地の崩壊	3	有	1
平.17.3.23	207	小福浦3号	西津軽郡	深浦町	横磯	上岡崎	急傾斜地の崩壊	0	有	0
平.26.3.14	192	南大間沢	西津軽郡	深浦町	横磯	下岡崎	土石流	30	無	0
平.17.3.23	207	中岡崎沢	西津軽郡	深浦町	横磯	中岡崎	土石流	2	有	0
平.17.3.23	208	北大間沢	西津軽郡	深浦町	横磯	下岡崎	土石流	23	無	0
平.17.3.23	208	船沢川	西津軽郡	深浦町	横磯	中岡崎	土石流	6(2)	無	0
平.17.3.23	208	横磯川	西津軽郡	深浦町	横磯	中岡崎	土石流	8	無	0
平.17.3.23	208	上岡崎川	西津軽郡	深浦町	横磯	上岡崎	土石流	0	無	0
平.17.3.23	208	小福浦川	西津軽郡	深浦町	横磯	上岡崎	土石流	3	無	0
令.2.3.25	230	栃沢1号	西津軽郡	深浦町	関	栃沢	急傾斜地の崩壊	0(1)	有	0
平.17.9.20	741	栃沢2号	西津軽郡	深浦町	関	栃沢	急傾斜地の崩壊	6	有	3
平.17.9.20	741	榊原上野	西津軽郡	深浦町	北金ヶ沢	榊原上野	急傾斜地の崩壊	0(1)	有	0
平.26.3.14	191	塩見形	西津軽郡	深浦町	北金ヶ沢	塩見形	急傾斜地の崩壊	67(1)	有	5
平.26.3.14	191	榊原	西津軽郡	深浦町	北金ヶ沢	塩見形	急傾斜地の崩壊	23	有	0
平.26.3.14	191	塩見形2号	西津軽郡	深浦町	北金ヶ沢	塩見形	急傾斜地の崩壊	2	有	1
平.17.9.20	741	榊原2号	西津軽郡	深浦町	北金ヶ沢	榊原	急傾斜地の崩壊	11	有	1
平.17.9.20	741	榊原3号	西津軽郡	深浦町	北金ヶ沢	榊原	急傾斜地の崩壊	13	有	0
平.17.9.20	741	榊原4号	西津軽郡	深浦町	北金ヶ沢	榊原	急傾斜地の崩壊	2	有	1
平.17.9.20	741	千畳敷	西津軽郡	深浦町	北金ヶ沢	榊原	急傾斜地の崩壊	2(4)	有	0
令.2.3.25	230	風合瀬	西津軽郡	深浦町	風合瀬	下砂子川	急傾斜地の崩壊	8	有	5
平.17.9.20	741	風合瀬2号	西津軽郡	深浦町	風合瀬	下砂子川	急傾斜地の崩壊	2(1)	有	2
平.17.9.20	741	風合瀬3号	西津軽郡	深浦町	風合瀬	中砂子川	急傾斜地の崩壊	2	有	1
平.17.9.20	741	風合瀬4号	西津軽郡	深浦町	風合瀬	中砂子川	急傾斜地の崩壊	2	有	1
平.17.9.20	741	風合瀬5号	西津軽郡	深浦町	風合瀬	砂子川	急傾斜地の崩壊	1	有	0
平.26.3.14	191	貝良木	西津軽郡	深浦町	風合瀬	下砂子川	急傾斜地の崩壊	10	有	1
平.17.9.20	741	上砂子川	西津軽郡	深浦町	風合瀬	上砂子川	急傾斜地の崩壊	1(1)	有	1
平.17.9.20	741	中砂子川1号	西津軽郡	深浦町	風合瀬	中砂子川	急傾斜地の崩壊	5	有	0

()は公共的建物の数

告示年月日	告示番号	指定区域名	所在地				自然現象の種類	区域内の人家		
			郡・市	町・村	大字	字		警戒区域	うち特別警戒区域	
								戸数	有無	戸数
平. 17. 9. 20	741	中砂子川2号	西津軽郡	深浦町	風合瀬	中砂子川	急傾斜地の崩壊	1	有	0
平. 17. 9. 20	741	下村	西津軽郡	深浦町	風合瀬	中砂子川	急傾斜地の崩壊	3	有	0
平. 17. 9. 20	741	大磯	西津軽郡	深浦町	風合瀬	大磯	急傾斜地の崩壊	3	有	1
平. 17. 9. 20	741	上晴山	西津軽郡	深浦町	風合瀬	大磯	急傾斜地の崩壊	1	有	0
平. 17. 9. 20	741	江沢	西津軽郡	深浦町	柳田	江沢	急傾斜地の崩壊	13(1)	有	1
平. 17. 9. 20	741	桜田	西津軽郡	深浦町	柳田	桜田	急傾斜地の崩壊	0	有	0
平. 26. 3. 14	191	大童子	西津軽郡	深浦町	岩坂	長谷野	急傾斜地の崩壊	22	有	1
平. 17. 9. 20	741	長谷野	西津軽郡	深浦町	岩坂	長谷野	急傾斜地の崩壊	4	有	2
平. 17. 9. 20	741	岩坂	西津軽郡	深浦町	岩坂	長谷野	急傾斜地の崩壊	7	有	3
平. 17. 9. 20	741	岩坂2号	西津軽郡	深浦町	岩坂	横塚	急傾斜地の崩壊	7	有	3
平. 17. 9. 20	741	横塚	西津軽郡	深浦町	岩坂	横塚	急傾斜地の崩壊	1	有	1
平. 17. 9. 20	741	湯野	西津軽郡	深浦町	岩坂	湯野	急傾斜地の崩壊	3	有	0
平. 17. 9. 20	741	田野沢1号	西津軽郡	深浦町	田野沢	汐干浜	急傾斜地の崩壊	17	有	0
平. 26. 3. 14	191	田野沢2号	西津軽郡	深浦町	田野沢	汐干浜	急傾斜地の崩壊	33	有	5
平. 26. 3. 14	191	田野沢3号	西津軽郡	深浦町	田野沢	小田沢	急傾斜地の崩壊	24	有	5
平. 26. 3. 14	191	田野沢5号	西津軽郡	深浦町	田野沢	成瀬、清滝	急傾斜地の崩壊	29(1)	有	4
平. 17. 9. 20	741	成瀬	西津軽郡	深浦町	田野沢	成瀬	急傾斜地の崩壊	0	有	0
平. 17. 9. 20	741	麩木	西津軽郡	深浦町	麩木	亀ヶ崎、津山	急傾斜地の崩壊	2	有	1
平. 17. 9. 20	741	津山1号	西津軽郡	深浦町	麩木	津山	急傾斜地の崩壊	3	有	1
平. 17. 9. 20	741	津山2号	西津軽郡	深浦町	麩木	津山	急傾斜地の崩壊	2	有	0
平. 17. 9. 20	741	津山3号	西津軽郡	深浦町	麩木	津山	急傾斜地の崩壊	3	有	0
平. 17. 9. 20	741	三浦1号	西津軽郡	深浦町	麩木	三浦	急傾斜地の崩壊	2	有	1
平. 17. 9. 20	741	三浦2号	西津軽郡	深浦町	麩木	三浦	急傾斜地の崩壊	2	有	1
平. 26. 3. 14	191	扇田	西津軽郡	深浦町	麩木	扇田	急傾斜地の崩壊	0	有	0
平. 17. 9. 20	741	亀ヶ崎	西津軽郡	深浦町	麩木	亀ヶ崎	急傾斜地の崩壊	2	有	1
平. 26. 3. 14	191	塩見崎	西津軽郡	深浦町	追良瀬	塩見山平、塩見崎	急傾斜地の崩壊	18(1)	有	6
平. 17. 9. 20	741	塩見崎3号	西津軽郡	深浦町	追良瀬	塩見山平、塩見崎	急傾斜地の崩壊	8	有	1
平. 17. 9. 20	741	塩見山平	西津軽郡	深浦町	追良瀬	塩見山平	急傾斜地の崩壊	3	有	1
平. 26. 3. 14	191	相野山	西津軽郡	深浦町	追良瀬	相野山	急傾斜地の崩壊	32	有	4
平. 17. 9. 20	741	広戸	西津軽郡	深浦町	広戸	母沢家岸	急傾斜地の崩壊	14	有	2
平. 26. 3. 14	191	広戸2号	西津軽郡	深浦町	広戸	高田中野	急傾斜地の崩壊	0(1)	有	0
平. 17. 9. 20	741	広戸3号	西津軽郡	深浦町	広戸	母沢家岸	急傾斜地の崩壊	6	有	0
平. 17. 9. 20	741	山崎高田	西津軽郡	深浦町	広戸	山崎高田	急傾斜地の崩壊	2	有	1
平. 17. 9. 20	741	寺の沢	西津軽郡	深浦町	岩坂	湯野	土石流	11	有	4
平. 26. 3. 14	192	北追立沢	西津軽郡	深浦町	北金ヶ沢	塩見形	土石流	98(2)	無	0

()は公共的建物の数

告示年月日	告示 番号	指定区域名	所在地				自然現象の種類	区域内の人家		
			郡・市	町・村	大字	字		警戒区域	うち特別警戒区域	
								戸数	有無	戸数
平. 17. 9. 20	741	トモエ沢	西津軽郡	深浦町	北金ヶ沢	塩見形	土石流	121(1)	有	0
平. 26. 3. 14	191	榊原沢	西津軽郡	深浦町	北金ヶ沢	榊原上野	土石流	0	有	0
平. 17. 9. 20	741	塩見山平沢	西津軽郡	深浦町	追良瀬	塩見山平	土石流	2(1)	有	0
平. 17. 9. 20	742	田野沢4号	西津軽郡	深浦町	田野沢	成瀬、清滝	急傾斜地の崩壊	8	無	0
平. 17. 9. 20	742	塩見崎2号	西津軽郡	深浦町	追良瀬	塩見山平、 塩見崎	急傾斜地の崩壊	5	無	0
平. 17. 9. 20	742	築棒沢	西津軽郡	深浦町	柳田	築棒沢	土石流	16(1)	無	0
平. 17. 9. 20	742	南岩坂沢	西津軽郡	深浦町	岩坂	横塚	土石流	6	無	0
平. 17. 9. 20	742	北大童子沢	西津軽郡	深浦町	岩坂	長谷野	土石流	9(1)	無	0
平. 17. 9. 20	742	北岩坂沢	西津軽郡	深浦町	岩坂	長谷野	土石流	4	無	0
平. 17. 9. 20	742	南大童子沢	西津軽郡	深浦町	岩坂	長谷野	土石流	2(1)	無	0
平. 17. 9. 20	742	長谷野沢	西津軽郡	深浦町	岩坂	長谷野	土石流	2	無	0
平. 17. 9. 20	742	深沢川	西津軽郡	深浦町	北金ヶ沢	塩見形	土石流	82(1)	無	0
平. 17. 9. 20	742	第二榊原沢	西津軽郡	深浦町	北金ヶ沢	榊原	土石流	12	無	0
平. 17. 9. 20	742	宿合沢	西津軽郡	深浦町	北金ヶ沢	榊原	土石流	10	無	0
平. 26. 3. 14	192	小沢	西津軽郡	深浦町	北金ヶ沢	榊原上野	土石流	0(1)	無	0
平. 17. 9. 20	742	栃沢川	西津軽郡	深浦町	関	栃沢	土石流	1	無	0
平. 17. 10. 14	787	尾上山	西津軽郡	深浦町	深浦	尾上山	急傾斜地の崩壊	5	有	2
平. 17. 10. 14	787	寅平1号	西津軽郡	深浦町	深浦	寅平	急傾斜地の崩壊	0(1)	有	0
平. 17. 10. 14	787	寅平2号	西津軽郡	深浦町	深浦	寅平	急傾斜地の崩壊	1	有	1
平. 17. 10. 14	787	吾妻沢1号	西津軽郡	深浦町	深浦	吾妻沢	急傾斜地の崩壊	2	有	1
平. 17. 10. 14	787	吾妻沢2号	西津軽郡	深浦町	深浦	吾妻沢	急傾斜地の崩壊	4	有	2
平. 17. 10. 14	787	吾妻沢3号	西津軽郡	深浦町	深浦	吾妻沢	急傾斜地の崩壊	4	有	1
令. 2. 3. 25	230	吾妻沢4号	西津軽郡	深浦町	深浦	吾妻沢	急傾斜地の崩壊	1	有	0
平. 17. 10. 14	787	千年坂	西津軽郡	深浦町	深浦	苗代沢	急傾斜地の崩壊	12	有	1
平. 17. 10. 14	787	苗代沢	西津軽郡	深浦町	深浦	苗代沢	急傾斜地の崩壊	44(2)	有	4
平. 17. 10. 14	787	苗代沢2号	西津軽郡	深浦町	深浦	蘆野	急傾斜地の崩壊	12(2)	有	2
令. 2. 3. 25	230	蘆野	西津軽郡	深浦町	深浦	蘆野	急傾斜地の崩壊	49	有	7
令. 2. 3. 25	230	新坂	西津軽郡	深浦町	深浦	岡町	急傾斜地の崩壊	16	有	6
令. 2. 3. 25	230	万年坂	西津軽郡	深浦町	深浦	浜町	急傾斜地の崩壊	14	有	2
平. 17. 10. 14	787	浜町1号	西津軽郡	深浦町	深浦	浜町	急傾斜地の崩壊	44(3)	有	11
平. 17. 10. 14	787	浜町2号	西津軽郡	深浦町	深浦	浜町	急傾斜地の崩壊	39(2)	有	5
平. 17. 10. 14	787	川原町	西津軽郡	深浦町	深浦	浜町	急傾斜地の崩壊	15	有	2
平. 26. 3. 14	191	中沢	西津軽郡	深浦町	深浦	中沢	急傾斜地の崩壊	78	有	14
平. 17. 10. 14	787	中沢2号	西津軽郡	深浦町	深浦	中沢	急傾斜地の崩壊	14(1)	有	1
平. 17. 10. 14	787	中沢3号	西津軽郡	深浦町	深浦	中沢	急傾斜地の崩壊	0(2)	有	0
平. 17. 10. 14	787	中沢4号	西津軽郡	深浦町	深浦	中沢	急傾斜地の崩壊	19	有	0

()は公共的建物の数

告示年月日	告示番号	指定区域名	所在地				自然現象の種類	区域内の人家		
			郡・市	町・村	大字	字		警戒区域	うち特別警戒区域	
								戸数	有無	戸数
平.17.10.14	787	中沢5号	西津軽郡	深浦町	深浦	中沢	急傾斜地の崩壊	2	有	1
平.17.10.14	787	元城	西津軽郡	深浦町	深浦	元城	急傾斜地の崩壊	53	有	15
平.17.10.14	787	元深浦1号	西津軽郡	深浦町	深浦	元深浦	急傾斜地の崩壊	8(1)	有	0
平.17.10.14	787	元深浦2号	西津軽郡	深浦町	深浦	元深浦	急傾斜地の崩壊	4	有	1
平.17.10.14	787	元深浦3号	西津軽郡	深浦町	深浦	元深浦	急傾斜地の崩壊	1	有	0
平.17.10.14	787	元深浦4号	西津軽郡	深浦町	深浦	元深浦	急傾斜地の崩壊	1	有	0
平.17.10.14	787	崎の町	西津軽郡	深浦町	深浦	元深浦	急傾斜地の崩壊	18	有	6
平.26.3.14	191	岡崎1号	西津軽郡	深浦町	深浦	岡崎	急傾斜地の崩壊	44	有	0
平.17.10.14	787	岡崎2号	西津軽郡	深浦町	深浦	岡崎	急傾斜地の崩壊	29(1)	有	1
平.17.10.14	787	岡崎3号	西津軽郡	深浦町	深浦	岡崎	急傾斜地の崩壊	4(1)	有	1
平.17.10.14	787	弁天島	西津軽郡	深浦町	深浦	岡崎	急傾斜地の崩壊	0(2)	有	0
平.17.10.14	787	大山1号	西津軽郡	深浦町	追良瀬	初瀬山上川原	急傾斜地の崩壊	2	有	0
平.17.10.14	787	大山2号	西津軽郡	深浦町	追良瀬	初瀬山草分	急傾斜地の崩壊	1	有	0
平.17.10.14	787	大林寺1号	西津軽郡	深浦町	上長慶平	大林寺	急傾斜地の崩壊	1	有	0
平.17.10.14	787	大林寺2号	西津軽郡	深浦町	上長慶平	大林寺	急傾斜地の崩壊	1	有	0
平.17.10.14	787	大林寺3号	西津軽郡	深浦町	上長慶平	大林寺	急傾斜地の崩壊	0	有	0
平.17.10.14	787	上黄金崎	西津軽郡	深浦町	月屋	上黄金崎	急傾斜地の崩壊	1	有	0
平.17.10.14	787	下黄金崎	西津軽郡	深浦町	月屋	下黄金崎	急傾斜地の崩壊	0(1)	有	0
平.17.10.14	787	家野上	西津軽郡	深浦町	広戸	家野上	急傾斜地の崩壊	0(1)	有	0
平.26.3.14	191	舩作	西津軽郡	深浦町	舩作	清滝	急傾斜地の崩壊	0(1)	有	0
平.17.10.14	787	大山下沢	西津軽郡	深浦町	追良瀬	初瀬山分	土石流	12(1)	有	0
平.17.10.14	787	大山中沢	西津軽郡	深浦町	追良瀬	初瀬山上川原	土石流	14(1)	有	0
平.17.10.14	787	東新井田沢	西津軽郡	深浦町	舩作	下清滝	土石流	49(1)	有	0
平.17.10.14	787	ながさの沢	西津軽郡	深浦町	舩作	鍋石	土石流	2(1)	有	0
平.17.10.14	788	上長慶平	西津軽郡	深浦町	上長慶平	芦菴	急傾斜地の崩壊	0(1)	無	0
平.17.10.14	788	堤沢	西津軽郡	深浦町	深浦	苗代沢	土石流	22(2)	無	0
平.17.10.14	788	元城沢	西津軽郡	深浦町	深浦	元城	土石流	21	無	0
平.17.10.14	788	西新井田沢	西津軽郡	深浦町	舩作	清滝	土石流	44(3)	無	0
平.19.2.26	124	沢辺	西津軽郡	深浦町	沢辺	沢辺	急傾斜地の崩壊	31	有	0
平.19.2.26	124	吉花	西津軽郡	深浦町	沢辺	吉花	急傾斜地の崩壊	3	有	0
平.19.2.26	124	浜野	西津軽郡	深浦町	岩崎	浜野	急傾斜地の崩壊	24	有	6
平.19.2.26	124	玉坂	西津軽郡	深浦町	岩崎	玉坂	急傾斜地の崩壊	51	有	14
平.19.2.26	124	玉坂2号	西津軽郡	深浦町	岩崎	玉坂	急傾斜地の崩壊	14	有	2
平.26.3.14	191	脇ノ沢	西津軽郡	深浦町	岩崎	脇ノ沢	急傾斜地の崩壊	86(1)	有	30
平.19.2.26	124	松原2号	西津軽郡	深浦町	岩崎	松原	急傾斜地の崩壊	8	有	0
平.19.2.26	124	松原	西津軽郡	深浦町	岩崎	松原	急傾斜地の崩壊	32	有	4

()は公共的建物の数

告示年月日	告示番号	指定区域名	所在地				自然現象の種類	区域内の人家		
			郡・市	町・村	大字	字		警戒区域	うち特別警戒区域	
								戸数	有無	戸数
平. 19. 2. 26	124	久田	西津軽郡	深浦町	久田	桐ノ沢	急傾斜地の崩壊	1	有	0
平. 19. 2. 26	124	桐ノ沢	西津軽郡	深浦町	久田	桐ノ沢	急傾斜地の崩壊	3	有	1
平. 26. 3. 14	191	松浦	西津軽郡	深浦町	森山	松浦	急傾斜地の崩壊	20	有	4
平. 26. 3. 14	191	森山 1 号	西津軽郡	深浦町	松神	下浜松	急傾斜地の崩壊	3	有	1
平. 19. 2. 26	124	森山 2 号	西津軽郡	深浦町	松神	下浜松	急傾斜地の崩壊	0	有	0
平. 19. 2. 26	124	下浜松	西津軽郡	深浦町	松神	下浜松	急傾斜地の崩壊	7	有	3
平. 19. 2. 26	124	十二湖 1 号	西津軽郡	深浦町	松神	松神山 国有林	急傾斜地の崩壊	2	有	1
平. 19. 2. 26	124	十二湖 2 号	西津軽郡	深浦町	松神	松神山 国有林	急傾斜地の崩壊	1	有	0
平. 19. 2. 26	124	十二湖 3 号	西津軽郡	深浦町	松神	松神山 国有林	急傾斜地の崩壊	0	有	0
平. 19. 2. 26	124	下浜松 2 号	西津軽郡	深浦町	松神	中浜松	急傾斜地の崩壊	8	有	1
令. 2. 3. 25	230	中浜松	西津軽郡	深浦町	松神	中浜松	急傾斜地の崩壊	17	有	2
平. 19. 2. 26	124	中浜松 2 号	西津軽郡	深浦町	松神	中浜松	急傾斜地の崩壊	2	有	1
平. 19. 2. 26	124	浜松	西津軽郡	深浦町	松神	上浜松	急傾斜地の崩壊	10	有	1
平. 19. 2. 26	124	小峰 1 号	西津軽郡	深浦町	松神	上浜松	急傾斜地の崩壊	0	有	0
平. 19. 2. 26	124	小峰 2 号	西津軽郡	深浦町	松神	松神山 国有林	急傾斜地の崩壊	0	有	0
平. 19. 2. 26	124	小峰 3 号	西津軽郡	深浦町	松神	松神山 国有林	急傾斜地の崩壊	0	有	0
平. 19. 2. 26	124	小浜 1 号	西津軽郡	深浦町	黒崎	小浜	急傾斜地の崩壊	31	有	9
平. 19. 2. 26	124	大浜 1 号	西津軽郡	深浦町	黒崎	大浜	急傾斜地の崩壊	9	有	3
平. 26. 3. 14	191	宮崎浜	西津軽郡	深浦町	大間越	宮崎浜	急傾斜地の崩壊	78(3)	有	27(1)
平. 26. 3. 14	191	下小屋野	西津軽郡	深浦町	大間越	下小屋野	急傾斜地の崩壊	20(1)	有	4(1)
平. 26. 3. 14	191	上小屋野	西津軽郡	深浦町	大間越	上小屋野	急傾斜地の崩壊	11	有	0
平. 19. 2. 26	124	木蓮寺 1 号	西津軽郡	深浦町	大間越	笥	急傾斜地の崩壊	12	有	0
平. 19. 2. 26	124	玉坂 4 号	西津軽郡	深浦町	岩崎	玉坂	急傾斜地の崩壊	9	有	3
平. 19. 2. 26	124	松原 5 号	西津軽郡	深浦町	岩崎	松原	急傾斜地の崩壊	3	有	0
平. 19. 2. 26	124	吉花 2 号	西津軽郡	深浦町	沢辺	吉花	急傾斜地の崩壊	1	有	0
平. 19. 2. 26	124	浜野 2 号	西津軽郡	深浦町	岩崎	貝釜	急傾斜地の崩壊	4	有	1
平. 19. 2. 26	124	松原 3 号	西津軽郡	深浦町	岩崎	松原	急傾斜地の崩壊	2(1)	有	1
平. 19. 2. 26	124	松原 4 号	西津軽郡	深浦町	岩崎	泥ノ沢	急傾斜地の崩壊	3	有	0
平. 19. 2. 26	124	森山 3 号	西津軽郡	深浦町	松神	下浜松	急傾斜地の崩壊	1	有	0
平. 19. 2. 26	124	森山 4 号	西津軽郡	深浦町	松神	下浜松	急傾斜地の崩壊	2	有	1
平. 19. 2. 26	124	小浜 2 号	西津軽郡	深浦町	黒崎	小浜	急傾斜地の崩壊	2	有	1
平. 26. 3. 14	191	小浜 3 号	西津軽郡	深浦町	黒崎	大浜	急傾斜地の崩壊	1	有	0
平. 19. 2. 26	124	大浜 2 号	西津軽郡	深浦町	黒崎	大浜	急傾斜地の崩壊	1	有	0
平. 19. 2. 26	124	宮崎浜 2 号	西津軽郡	深浦町	大間越	宮崎浜	急傾斜地の崩壊	5	有	2
平. 19. 2. 26	124	宮崎浜 3 号	西津軽郡	深浦町	大間越	宮崎浜	急傾斜地の崩壊	2	有	0
平. 26. 3. 14	191	笥 1 号	西津軽郡	深浦町	大間越	笥	急傾斜地の崩壊	0	有	0

()は公共的建物の数

告示年月日	告示番号	指定区域名	所在地				自然現象の種類	区域内の人家		
			郡・市	町・村	大字	字		警戒区域	うち特別警戒区域	
								戸数	有無	戸数
平. 19. 2. 26	124	笥 2 号	西津軽郡	深浦町	大間越	笥	急傾斜地の崩壊	1	有	0
平. 19. 2. 26	124	笥 3 号	西津軽郡	深浦町	大間越	笥	急傾斜地の崩壊	1	有	0
平. 19. 2. 26	124	木蓮寺 2 号	西津軽郡	深浦町	大間越	笥	急傾斜地の崩壊	8	有	4
平. 19. 2. 26	124	木蓮寺 3 号	西津軽郡	深浦町	大間越	笥	急傾斜地の崩壊	0	有	0
平. 19. 2. 26	124	津山 4 号	西津軽郡	深浦町	麴木	津山	急傾斜地の崩壊	2	有	0
平. 19. 2. 26	124	浜野 3 号	西津軽郡	深浦町	岩崎	浜野	急傾斜地の崩壊	1	有	0
平. 19. 2. 26	124	浜野 4 号	西津軽郡	深浦町	岩崎	浜野	急傾斜地の崩壊	1	有	0
平. 19. 2. 26	124	玉坂 3 号	西津軽郡	深浦町	岩崎	玉坂	急傾斜地の崩壊	3	有	0
平. 19. 2. 26	124	松原 6 号	西津軽郡	深浦町	岩崎	松原	急傾斜地の崩壊	0	有	0
平. 19. 2. 26	124	平館	西津軽郡	深浦町	岩崎	平館	急傾斜地の崩壊	3	有	0
平. 19. 2. 26	124	下小屋野 2 号	西津軽郡	深浦町	大間越	下小屋野	急傾斜地の崩壊	2	有	1
平. 19. 2. 26	124	上小屋野 2 号	西津軽郡	深浦町	大間越	上小屋野	急傾斜地の崩壊	1(1)	有	0
平. 19. 2. 26	124	笥 4 号	西津軽郡	深浦町	大間越	笥	急傾斜地の崩壊	0	有	0
平. 26. 3. 14	191	吉花沢	西津軽郡	深浦町	沢辺	吉花	土石流	46(1)	有	0
平. 19. 2. 26	125	玉坂川	西津軽郡	深浦町	岩崎	玉坂	土石流	13	無	0
平. 19. 2. 26	124	キスカノヲ	西津軽郡	深浦町	松神	中松神	土石流	10	有	0
平. 19. 2. 26	124	合葉川	西津軽郡	深浦町	松神	上松神	土石流	0	有	0
平. 19. 2. 26	124	松神沢	西津軽郡	深浦町	松神	上松神	土石流	12	有	2
平. 19. 2. 26	124	笥沢 2	西津軽郡	深浦町	大間越	笥	土石流	0	有	0
平. 19. 2. 26	124	中松神沢	西津軽郡	深浦町	松神	中松神	土石流	5	有	0
平. 19. 2. 26	125	上松神沢	西津軽郡	深浦町	松神	上松神	土石流	6	無	0
平. 19. 2. 26	125	大浜沢	西津軽郡	深浦町	黒崎	大浜	土石流	6	無	0
平. 19. 2. 26	125	白神川	西津軽郡	深浦町	大間越	白神浜	土石流	1	無	0
平. 19. 2. 26	124	門沢川	西津軽郡	深浦町	大間越	宮崎浜	土石流	1	有	0
平. 19. 2. 26	124	笥 1	西津軽郡	深浦町	大間越	笥	土石流	0	有	0
平. 19. 2. 26	124	笥 3	西津軽郡	深浦町	大間越	笥	土石流	6	有	1
平. 19. 2. 26	124	笥 4	西津軽郡	深浦町	大間越	笥	土石流	6	有	2
平. 23. 3. 22	262	関	西津軽郡	深浦町	関	栃沢	地滑り	3	無	0
平. 23. 3. 22	262	石動	西津軽郡	深浦町	岩坂	谷田	地滑り	1	無	0
平. 23. 3. 22	262	岩崎	西津軽郡	深浦町	岩崎	松原	地滑り	139(1)	無	0
平. 23. 3. 22	262	笹内川右岸	西津軽郡	深浦町	岩崎		地滑り	0	無	0
平. 23. 3. 22	262	大間	西津軽郡	深浦町	深浦	岡崎大間	地滑り	0(2)	無	0
平. 23. 3. 22	262	芦菴	西津軽郡	深浦町	上長慶平	芦菴	地滑り	26(1)	無	0
平. 23. 3. 22	262	大山	西津軽郡	深浦町	追良瀬	広野	地滑り	70	無	0
平. 23. 3. 22	262	津軽平	西津軽郡	深浦町	長慶平	津軽平	地滑り	7	無	0
平. 23. 3. 22	262	大林寺	西津軽郡	深浦町	上長慶平	大林寺	地滑り	2	無	0

()は公共的建物の数

告示年月日	告示番号	指定区域名	所在地				自然現象の種類	区域内の人家		
			郡・市	町・村	大字	字		警戒区域	うち特別警戒区域	
								戸数	有無	戸数
令.5.2.27	224	笹内川	西津軽郡	深浦町	岩崎	東岩崎山	地滑り	0	無	0
計		211箇所						2506(72)		290(2)

()は公共的建物の数

〔要配慮者利用施設一覧〕

施設	施設名	電話番号	住所	立地する土砂災害警戒区域及び洪水浸水予想区域
医療機関	深浦町国民健康保険深浦診療所	82-0337	広戸字家野上 104-3	
	たけだ歯科	76-3708	関字栃沢 89-13	
	さいとう歯科医院	74-3003	深浦字苗代沢 82-20	
福祉・介護関係	特別養護老人ホーム はまなす荘	74-4381	麩木字津山 118-44	
	グループホーム はまなす	74-3855	麩木字津山 91	
	介護老人保健施設 しらかみのさと	84-3111	関字小島崎 53-1	洪水浸水予想区域 (R7.2.26 指定による)
	グループホーム しらかみのさと	84-3535	関字小島崎 58-3	洪水浸水予想区域 (R7.2.26 指定による)
	就労継続支援B型事業所 ゆきあいの里	74-9170	広戸字家野上 101-284	
	特別養護老人ホーム サンタ園	77-2020	岩崎字松原 57-2	
	グループホーム トント園	77-3848	岩崎字松原 57-6	
	グループホーム いちえ	77-2210	沢辺字吉花 102-27	土石流
	グループホーム サニーライフ	76-3666	柳田字桜田 34-5	
	グループホーム ユリの花	84-1137	深浦字吾妻沢 13-1	急傾斜地の崩壊
	特別養護老人ホーム 桃の木	84-1630	深浦字吾妻沢 146-65	急傾斜地の崩壊
	グループホーム 三愛園	76-3112	関字栃沢 80-9	
	特別養護老人ホーム華のさと	82-0987	広戸字家野上 148-2	
小規模多機能型居宅介護ケアホーム 華	82-0098	田野沢字汐干浜 5-3	急傾斜地の崩壊	
保育施設等	柳田保育園	76-2123	柳田字築棒沢 140	
	めぐみ子ども園	76-2039	関字栃沢 84-9	
	みはる保育園	76-3034	風合瀬字上砂子川 158-7	
	みよし保育園	74-3951	追良瀬字塩見山平 195-1	
	青い鳥保育園	74-2737	深浦字中沢 3-1	急傾斜地の崩壊
	えの木保育園	74-3431	横磯字下岡崎 89-5	土石流
	きらら保育園	77-2824	正道尻字小磯 110-23	

施設	施設名	電話番号	住所	立地する土砂災害警戒区域及び洪水浸水予想区域
学校	深浦小学校	74-2751	深浦字寅平 62-6	急傾斜地の崩壊
	修道小学校	76-2016	関字栃沢 85-1	
	いわさき小学校	77-2277	正道尻字小礪 13-2	
	深浦中学校	74-2054	深浦字産野 60	
	大戸瀬中学校	76-2014	北金ヶ沢字榊原上野 208-23	急傾斜地の崩壊 土石流

〔炊き出しの実施場所〕

実施場所	炊き出し対象区域	炊き出し能力 (1回当り)	器材等の整備状況		炊き出し実施班の構成	備考
			炊飯器	コンロ		
舩作福祉センター	舩作	60食	1	2	災害発生時の状況により女性消防団員・日赤奉仕団及び地域女性団体等の協力を得て構成するものとする。	
横磯集落センター	横磯	60食	1	2		
深浦町生きがいプラザ	崎の町	60食	1	2		
福祉センター元城館	川原町	60食	1	2		
深浦公民館	5区 6区 7区	120食	2	5		
福祉センター猿神鼻	5区	60食	1	2		
福祉センター御仮屋館	3区 4区	60食	1	2		
深浦中学校	3区 4区 12区	300食	6	7		
長慶平福祉センター	長慶平	60食	1	2		
東野福祉センター	東野	20食	0	2		
広戸福祉センター	広戸	20食	0	2		
追良瀬福祉センター	相野山 塩見崎	20食	0	2		
松原集落センター	松原	60食	1	2		
鷺木多目的集落センター	鷺木 塩見崎	20食	0	2		
風合瀬農業環境改善センター	風合瀬	20食	0	2		
晴山福祉センター	晴山	20食	0	2		
田野沢福祉センター	田野沢	20食	0	2		
農村環境改善センター	北金ヶ沢	180食	2	4		
大戸瀬中学校	北金ヶ沢 関	60食	6	8		

実施場所	炊き出し対象区域	炊き出し能力 (1回当り)	器材等の整備状況		炊き出し実施班の構成	備考
			炊飯器	コンロ		
大戸瀬支所	北金ヶ沢 関	180食	3	3	災害発生時の状況により女性消防団員・日赤奉仕団及び地域女性団体等の協力を得て構成するものとする。	
北金ヶ沢総合防災センター	関	120食	2	3		
柳田農業環境改善センター	柳田	20食	0	2		
岩坂福祉センター	岩坂	60食	1	2		
沢辺地区コミュニティセンター	沢辺	40食	1	2		
漁業振興センター	岩崎下	40食	0	1		
高齢者センター	岩崎中	40食	1	1		
岩崎上地区コミュニティセンター	岩崎上	40食	0	1		
正久地区多目的センター	正久	40食	0	2		
森山集会所	森山	40食	0	1		
やまびこハウス	黒崎	40食	0	1		
大間越地区コミュニティセンター	大間越	40食	1	1		

〔炊き出しの協力団体〕

団体名	会員数	所在地	連絡方法	備考
自主防災組織	628	深浦字苗代沢	74-2111	深浦町役場 総務課
深浦婦人会	29	深浦字苗代沢	74-2509	深浦町商工会
JA つがるにしきた女性部 深浦支部	99	深浦字苗代沢	84-1001	J A つがるにしきた 深浦支店
新深浦町漁協北金ヶ沢漁協 女性部	37	北金ヶ沢字塩見形	76-2511	新深浦漁協 大戸瀬本所
深浦町交通安全母の会	63		74-2111	深浦町役場 町民課
日赤奉仕団	154		74-2111	深浦町役場 福祉課

〔副食、調味料等の調達先及び調達可能数量等一覧表〕

(ア) 弁当、パン、うどん麺類等製造所等

製造所名	所在地	電話番号	製造能力	備考
ふかうら食品(株)	深浦字岡崎大間 97-7	74-3811	1,000食/日	麺類

(イ) インスタント食品調達先

調達先	所在地	電話 F A X	調達可能数量					備考
			味噌 kg	醤油 kg	塩 Kg	缶詰 個	カップ ラーメン 個	
ファミリーマート 関店	関字豊田	84-3670 -	3	3	2	50	270	関
長谷川商店	関字豊田	76-2054 "	5	10	25	50	20	関
相馬商店	関字栃沢	76-2015 -	6	10	60	100	100	"
根上商店	北金ヶ沢字塩見形	76-2102 "	-	12	25	20	30	北金ヶ沢
佐藤源商店	追良瀬字塩見山平	74-3939 -	2	4	-	50	50	追良瀬
福沢商店	追良瀬字塩見崎	74-2262 -	2	2	70	40	20	追良瀬
黒滝商店	追良瀬字相野山	74-3918 -	5	10	10	20	20	"
ホームセンター ホームックニコット 深浦店	深浦字吾妻沢	84-1020 74-3080	2	10	30	-	300	深浦
マックスバリュ 深浦店	深浦字吾妻沢	74-3892 "	220	210	90	1,800	580	"
ハッピードラッグ 深浦店	深浦字苗代沢	82-0215 -	15	100	30	300	2,000	"
ファミリーマート 深浦駅前店	深浦字苗代沢	84-1710 -	3	3	2	100	270	"
菊地商店	深浦字浜町	74-2611 74-2913	150	80	30	400	100	"
嶋忠商店	深浦字浜町	74-2005 "	15	5,400	610	20	120	"
カクダイ商店	深浦字浜町	74-2758 74-3120	650	10	50	30	30	"
山中商店	舩作字清滝	75-2006 "	10	9	100	100	50	舩作
堀嘉商店	岩崎字松原	77-2033 -	2	18	100	20	80	岩崎
七戸商店	岩崎字玉坂	77-2154 -	5	5	-	10	-	岩崎
秋穂商店	正道尻字小磯	77-2026 77-3026	5	10	20	30	20	岩崎
工藤四止男 商店	黒崎字小浜	78-2034 "	1.5	2	-	20	20	黒崎

※ 必要に応じて他の商店等からも調達する。

(ウ) 調達、供給食料の集積場所

施設名	所在地	管理者	電話番号	施設の概況	配分対象区域	備考
町民体育館	広戸字家野上 95-201	深浦町長	0173 - 74 - 9815	RC造 1,540.0 m ²	全町	

〔深浦町指定給水工事事業者一覧〕

【深浦町内事業者】

令和7年1月現在

番号	指定業者名	住 所	電話番号
1	(有)白川水道	深浦字蘆野 228-119	0173-74-3141
2	(株)小角組	深浦字岡町 100-1	0173-74-2852
3	(有)山本水道設備	田野沢字汐干浜 9-7	0173-76-2441
4	リンカン	岩坂字長谷野 113	0173-76-2789
5	(株)石沢組	追良瀬字塩見山平 248-23	0173-74-2908
6	(有)児玉組	深浦字吾妻沢 146-37	0173-74-3551
7	堀内住設	岩崎字松原 124-1	0173-77-2159
8	原田設備	正道尻字小礒 110	0173-77-2793
9	(株)脇川建設工業所	北金ヶ沢字塩見形 2-10	0173-76-2151

〔建築資材の調達先一覧表〕

調達先	所在地	電話 F A X	調達可能数量							備 考 (その他の 資材等)
			垂木 本	コン パネ 枚	ベニ ヤ板 枚	ビニ ール シート 枚	ロー プ m	土の う袋 枚	鉄線 kg	
(株)誠和	松神字中浜松	78-2111 78-2114	35	100	90	190	1500	2700	150	
ホームックニコ ット深浦店	深浦字吾妻沢	84-1020 74-3080	10	10	50	2	200	1000	18	
増富金物店	岩崎字松原	74-2218 74-2219		50		30		1500		
合 計			45	160	140	222	1700	5200	168	

※ 必要に応じて他の商店等からも調達する。

〔深浦町墓地一覧〕

令和7年2月現在

地区名称	所在地	埋葬可能人員	施設概況	備考
舳作	舳作字清滝 37	250		舳作
	月屋字上黄金崎 22			月屋
横磯	深浦字岡崎大間 98-125	350		大間
	横磯字上岡崎 45-1			小福浦
	横磯字中岡崎 20			横磯
深浦	深浦字浜町 274-1	500		円覚寺
	深浦字岡町 150、151	1,000		宝泉寺 浄念寺 荘厳寺
	深浦字産野 219-1、219-2、220			
	深浦字尾上山 41-1、41-17	200		深浦霊園
広戸	広戸字母沢家岸 111	100		東野
	広戸字家野上 95-211	450		家野上
	広戸字山崎高田 48			山崎高田
追良瀬	追良瀬字相野山 188	500		相野山
	追良瀬字塩見崎 103-1、103-2			塩見崎
	追良瀬字初瀬山草分 25	50		松原
麩木	麩木字亀ヶ崎 17-1	550		麩木
風合瀬	風合瀬字上砂子川 159-101	200		霊園
	風合瀬字上砂子川 39	350		
	風合瀬字下砂子川 230-3	50		貝良木
晴山	風合瀬字大磯 142-40	200		晴山共同墓地
	風合瀬字大磯 197			中晴山墓地
田野沢	田野沢字清滝 3-1	400		田野沢共同墓地
	田野沢字清滝 116-1			福祉センター山側共同墓地
北金ヶ沢	北金ヶ沢字塩見形 25、73-1	500		北金ヶ沢共同墓地
関	関字栃沢 8	500		関共同墓地
	関字栃沢 522	500		浄安寺
柳田	柳田字築棒沢 153	300		柳田共同墓地
	柳田字宮崎 177			江沢共同墓地
岩坂	岩坂字長谷野 111	300		岩坂共同墓地
	岩坂字湯野 72			湯野共同墓地
沢辺	沢辺字田茂木平 120、122	350		沢辺
岩崎	岩崎字松原 102	300		岩崎
	岩崎字玉坂 91-2、91-3、95-1、95-2	600		龍王寺
正久	正道尻字小磯 107	400		正道尻
	久田字桐ノ沢 95			久田
森山	森山字松浦 128-1	100		森山
松神	松神字中浜松 50-1、50-2	150		松神（松神生産森林組合）
黒崎	黒崎字小浜 219	200		黒崎
大間越	大間越字上小屋野 40-2、109-1、110-1	300		大間越

[障害物の除去に要する資機材等の現有状況一覧表]

所有者	所在地	電話番号	機械器具及び操作員の名称数量等									備考	
			トラック	ダンプトラック	除雪ドーザー	トラクターシヨベル	パワーシヨベル	シヨベルローダー	モーターグレーダ	クレーン車	ローラー		締固機械
			(台) (人)	(台) (人)	(台) (人)	(台) (人)	(台) (人)	(台) (人)	(台) (人)	(台) (人)	(台) (人)		(台) (人)
(株)脇川建設工業所	北金ヶ沢字塩見形	76-2151	7 7	2 2			7 7	2 2	1 1	1 1		7 7	
(株)三浦建設	風合瀬字上砂子川	76-3091	3 8	6 10	1 3		25 14	1 3			1 10	2 10	
(株)藤田建設工業所	柳田字宮崎	76-2041		10 10			7 7	1 1		2 2			
(株)小角組	深浦字岡町	74-2852	1 1	3 3			3 3	1 1		1 1			
(株)石沢組	追良瀬字塩見山平	74-2908	1 1	3 3			5 5	1 1					
(株)ホリエイ	岩崎字松原	77-2102	1 1	3 3		2 2	4 4			1 1		2 2	
(株)青森舗道 深浦営業所	追良瀬字相野山	74-2749	2 2					1 1			1 1		
(有)児玉組	深浦字吾妻沢	74-3551		2 2			4 4				1 1	2 2	
(有)小野滝建設	田野沢字汐干浜	76-3422	1 1	2 2			3 3	1 1				1 1	
(有)クマタカ建設	岩崎字脇ノ沢	77-2163	1 1	5 3	1 1		3 2						
(株)工建みかみ	深浦字岡崎	74-3531	1 1				2 1			1 1			
鳴海建築	深浦字岡崎	74-2341		1 1		1 1	1 1			1 1			
ハタチヤハウス	関字小島崎	76-3534		1 1									
(有)伊東工務店	関字小島崎	76-3513	1 1				1 1						
(株)小野建築	深浦字岡町	74-4635		1 1			2 2			1 1			
(株)黄金崎農場	舩作字堰根	75-2122	6 10	2 10	1 5	1 3	2 5	2 5					
合 計			24 24	37 37	1 1	6 6	64 63	12 12	2 2	9 9	5 5	11 11	

[生活必需品の調達先等一覧表]

品 目	調達先	電話 F A X	調達可能品数量	備 考
身の回り品 日用品	マックスバリュ 深浦店	74-3892 "	幼児用紙オムツ 1200 枚、大人用紙オムツ 180 枚	
	佐藤源商店	74-3939 -	タオル 100 枚、生理用品 25 個	
	黒滝商店	74-3918 -	生理用品 15 個、洗濯用品 20 式、洗髪用品 20 式	
	菊地商店	74-2611 74-2913	生理用品 30 個、トイレットペーパー20 個、 洗濯用品 40 式、洗面用品 10 式、洗髪用品 20 式	
	ホームマック ニコット	84-1020 74-3080	バスタオル 100 枚、タオル 100 枚、 生理用品 300 個、トイレットペーパー1500 個、 洗濯用品 100 式、洗面用品 80 式、洗髪用品 50 式 靴 100 足、長靴 160 足	
	(有)山形屋呉服店	74-2549 -	バスタオル 30 枚、タオル 100 枚	
	(有)山甚いわや	76-2013 76-2522	バスタオル 300 枚、タオル 500 枚、 幼児用紙おむつ 30 枚、大人用紙オムツ 30 枚、 濡ティッシュ 200 個、トイレットペーパー300 個、 洗濯用品 100 式、洗髪用品 200 式、 長靴 300 足、サンダル 200 足	
炊事道具 食 器 光熱材料 その他	ホームマック ニコット	84-1020 74-3080	炊飯器 17 個、食器 100 式、卓上ガスコンロ 13 台、 なべ 80 個、やかん 20 個、電池 3500 本、 懐中電灯 30 本、携帯用ラジオ 15 個、 暖房器具 20 個、ろうそく 100 本、軍手 1000 足、 ガムテープ 500 個、マスク 50 枚、殺虫剤 200 本	
	相馬建材店	74-2358 "	卓上ガスコンロ 2 台、なべ 30 個、やかん 10 個、 ろうそく 500 本、軍手 800 足、ガムテープ 20 個、 殺虫剤 20 本	
	(有)山甚いわや	76-2013 76-2522	長靴 300 足、サンダル 200 足、軍手 500 足、 ガムテープ 50 個、マスク 100 枚、殺虫剤 100 本、 使い捨てカイロ 300 個	
	根上商店	76-2102 "	電池 120 本、ろうそく 450 本、ガムテープ 30 個、 マスク 25 枚	
	山中商店	75-2006 "	電池 150 本、懐中電灯 4 本、ろうそく 100 本、 軍手 60 足、ガムテープ 25 個、マスク 20 枚、 殺虫剤 20 本、使い捨てカイロ 50 個	
	増富金物店	77-2218 77-2219	なべ 50 個、やかん 10 個、軍手 600 足、 ガムテープ 20 個	
	(株)誠和	78-2111 78-2114	卓上ガスコンロ 4 台、なべ 15 個、やかん 13 個、 電池 420 本、懐中電灯 12 本、携帯用ラジオ 4 個、 暖房器具 3 個、ろうそく 20 本、軍手 300 足、 ガムテープ 100 個、マスク 260 枚、殺虫剤 27 本	

〔救護班の数及び団分担区域一覧表〕

班名	班長（医師）	班員			計	分担区域	開設予定場所
		看護師 保健師	（助産師）	事務員			
第1班	診療所長	4	—	2	6	町全域	深浦診療所
第2班	応援医師等						大戸瀬支所
第3班	応援医師等						岩崎支所

〔医療薬剤品等の調達先一覧表〕

調達先	所在地	電話番号	品目別調達可能数量								備考
			消毒薬	軟膏	包帯	脱脂綿	ガ ル ゼ	は さ み	か ぜ 薬	下痢止め薬	
櫛引薬店	関字栃沢	76-2913	10本	20個	50本	3kg	200㎡	10丁	30個	10個	
いちい薬局 深浦町広戸店	広戸字家野上	82-0755									
ハッピードラ ック深浦店	深浦字苗代沢	82-0215									

〔医療機関及び助産所一覧表〕

施設名	所在地	電話	診療科目	医療従事者			病床数	施設の状況	備考
				医師	看護師	（助産師）			
深浦診療所	広戸字家野上	82-0337	総合診療科	3	4			自家発電有	
さいとう 歯科医院	深浦字苗代沢	74-3003	歯科	2	—	—	—	自家発電無	
たけだ 歯科	関字栃沢	76-3708	歯科	1	—	—	—	自家発電無	

〔町所有車両一覧表〕

令和7年2月現在

所有者	No. (登録番号)	保管場所	管理課	備 考
深浦町	青森 500 み 2784	庁舎車庫	総務課	ホンダインサイト
〃	青森 332 に 323	庁舎車庫		町長車 (トヨタ マジェスタ)
〃	青森 501 せ 351	庁舎車庫		トヨタノア
〃	青森 300 ま 2171	庁舎車庫	議会事務局	日産セレナ
〃	青森 500 み 2785	庁舎車庫	財政課	ホンダインサイト
〃	青森 300 ね 4373	庁舎車庫		日産リーフ
〃	青森 501 む 2189	庁舎車庫		トヨタルーミー
〃	青森 300 ふ 9880	庁舎車庫		日産エクストレイル
〃	青森 200 さ 1480	ゆとり		日野リエッセ (マイクロバス)
〃	青森 501 た 2465	庁舎車庫	総合戦略課	ホンダ F I T ハイブリット 4WD
〃	青森 580 な 1156	庁舎車庫		スズキエブリィ
〃	青森 580 と 5955	庁舎車庫	税務課	ホンダライフ
〃	青森 501 ち 1669	庁舎車庫	福祉課	日産セレナ (博愛号)
〃	青森 480 さ 7105	庁舎車庫	町民課	ダイハツハイゼット
〃	青森 800 す 2789	委託先車庫		いすゞ塵芥車
〃	青森 100 す 3799	委託先車庫		いすゞゴミ収集車
〃	青森 800 す 5419	委託先車庫		日野塵芥車
〃	青森 800 す 6637	委託先車庫		いすゞ塵芥車
〃	青森 100 せ 2674	委託先車庫		いすゞごみ収集車
〃	青森 400 そ 9384	庁舎車庫		トヨタタウンエース
〃	青森 480 き 2284	庁舎車庫	三菱 軽トラック	
〃	青森 480 け 8082	庁舎車庫	ホンダアクティ軽バス	
〃	青森 480 け 8083	庁舎車庫	ホンダアクティ軽トラック	
〃	青森 300 は 7388	庁舎車庫	日産エクストレイル	
〃	青森 480 き 7618	庁舎車庫	ダイハツハイゼットトラック	
〃	青森 11 せ 658	牧場	いすゞエルフ(牧場)(ダンプ)	
〃	青森 100 す 1441	牧場	三菱 4tトラック(牧場)	
〃	青森 00 る 3081	牧場	小松メックショベルローダ	
〃	青森 99 る 895	牧場	ヤンマートラクタ	
〃	青森 99 る 798	牧場	キセキトラクタ	
〃	ナンバーなし	牧場	スイスAEBI社テラトラクター	
〃	ナンバーなし	牧場	クボタホイローダ	
〃	深浦町の 1085	牧場	三菱ホイローダ	
〃	ナンバーなし	牧場	ヤンマーミニ油圧ショベル	
〃	青森 480 そ 4627	食産業振興公社	ダイハツハイゼットカーゴ	
〃	青森 480 く 6839	アオーネ	ホンダ軽トラック	
〃	青森 400 せ 8295	アオーネ白神	三菱キャンター(アオーネ白神)	
〃	青森 480 そ 971	庁舎車庫	ダイハツハイゼット	
〃	ナンバーなし	ウエスパ	5tタイヤショベル	
〃	ナンバーなし	アオーネ	8tタイヤショベル	
〃	青森 400 そ 6467	庁舎車庫	トヨタ ハイエース	
〃	青森 500 み 2786	保健センター車庫	地域包括支援センター	ホンダインサイト
〃	青森 500 み 2787	保健センター車庫	ホンダインサイト	

所有者	No. (登録番号)	保管場所	管理課	備考
深浦町	青森 480 さ 1598	庁舎車庫	農業委員会	トヨタピクシスバン
〃	青森 300 ね 4970	庁舎車庫	建設水道課	日産エクストレイル
〃	青森 400 そ 9008	庁舎車庫		トヨタレジアスエース
〃	青森 480 く 6835	庁舎車庫		ダイハツハイゼット
〃	青森 480 え 7659	庁舎車庫		三菱キャブオーバ
〃	青森 300 め 9793	庁舎車庫		日産エクストレイル20s
〃	青森 300 も 9798	庁舎車庫		日産エクストレイル
〃	青森 800 す 6426	庁舎車庫		トヨタ ダイナ
〃	青森 480 そ 970	庁舎車庫		ダイハツハイゼットカーゴ
〃	青森 480 た 7848	庁舎車庫		ダイハツハイゼットトラック
〃	青森 400 そ 480	重機車庫		トヨタハイエース
〃	青森 400 た 9758	重機車庫		三菱ふそうトラック
〃	青森 480 き 9700	重機車庫		三菱 軽トラック
〃	青森 100 す 3447	重機車庫		いすゞユニック付4tトラック
〃	青森 000 る 3165	重機車庫		日立ショベルローダー
〃	青森 900 る 521	重機車庫		ニイガタロータリ除雪車
〃	青森 99 る 762	岩崎支所		ニイガタロータリ除雪車
〃	深浦町 せ 128	重機車庫		ニイガタ小型ロータリー
〃	深浦町 の 1087	重機車庫		ニイガタNR40ロータリ小型除雪機
〃	青森 00 る 3274	重機車庫		小松メックショベルローダ
〃	青森 000 る 4891	重機車庫		キャタピラー
〃	青森 900 る 607	重機車庫	TCMショベルローダ	
〃	青森 400 ち 5735	岩崎支所	岩崎支所	日産 ADバン
〃	青森 580 む 1169	大戸瀬支所	大戸瀬支所	スズキワゴンR
〃	青森 500 ま 8173	公民館	公民館	ホンダ フィット
〃	青森 300 み 177	深浦診療所	深浦診療所	スバルインプレッサ
〃	青森 500 ゆ 9346	深浦診療所		トヨタ ノア
〃	青森 501 せ 9353	保健センター車庫	健康推進課	トヨタ ノア
〃	青森 400 そ 477	保健センター車庫		母子保健指導車(日産ADバン)
〃	青森 580 ま 4550	保健センター車庫		ダイハツキャストアクティバ
〃	青森 501 に 2107	保健センター車庫		トヨタ ルーミー
〃	青森 501 と 4871	保健センター車庫		ダイハツ トール
〃	青森 501 つ 6010	保健センター車庫	訪問看護	ダイハツトール
〃	青森 500 ゆ 2669	保健センター車庫	ステーション	トヨタヴィッツ

所有者	No. (登録番号)	保管場所	管理課	備考
深浦町	青森 501 そ 37	庁舎車庫	教育委員会	トヨタ ヴォクシー
〃	青森 100 す 5012	庁舎車庫		日産キャラバン
〃	青森 501 つ 1485	教員用		トヨタラクティス
〃	青森 501 も 9809	教員用		トヨタラクティス
〃	青森 480 く 4211	修道小学校		給食運搬車(修道)
〃	青森 480 く 4212	深浦小学校		給食運搬車(深浦)
〃	青森 880 あ 1603	深浦小学校		給食運搬車(岩崎)
〃	青森 880 さ 1319	スクールバス車庫		いわさき小学校 (トヨタコースター)
〃	青森 200 さ 1127	スクールバス車庫		深浦中学校(舩作)(トヨタキャブオーバ)
〃	青森 200 さ 1321	スクールバス車庫		深浦中学校 (追良瀬) (トヨタ)
〃	青森 200 さ 1413	スクールバス車庫		大戸瀬中学校 (岩坂) (日野)
〃	青森 200 は 345	スクールバス車庫		大戸瀬中学校(晴山) (日野)
〃	青森 200 さ 1813	スクールバス車庫		修道小学校(晴山)(コースター)
〃	青森 200 さ 1814	スクールバス車庫		修道小学校(柳田・岩坂)(コースター)
〃	青森 501 ち 7329	公民館車庫		深浦小学校(松原)(トヨタ ヴォクシー)
〃	青森 200 さ 1555	スクールバス車庫		岩崎中学校(三菱ローザ)
〃	青森 200 さ 1657	スクールバス車庫		深浦中学校(風合瀬)(三菱ディーゼル)
〃	青森 200 さ 1761	スクールバス車庫		深浦小学校(追良瀬・麿木)(三菱)
〃	青森 200 は 227	スクールバス車庫		深浦小学校(風合瀬)(日野)
〃	青森 200 さ 948	スクールバス車庫		深浦小学校(広戸)(トヨタ)
〃	青森 200 さ 1044	スクールバス車庫		深浦小学校(舩作・横磯)(トヨタ)
〃	青森 200 さ 1045	スクールバス車庫		いわさき小学校(大間越)(トヨタ)
〃	青森 800 す 2618	深浦消防署		消防車輛
〃	青森 800 さ 1298	第1分団消防屯所	第1分団消防車輛(トヨタランドクルザー)	
〃	青森 88 さ 9506	第2分団消防屯所	第2分団消防車輛(三菱キャンター)	
〃	青森 800 す 1506	第3分団消防屯所	第3分団消防車輛(三菱キャンター)	
〃	青森 88 さ 8069	第4分団消防屯所	第4分団消防車輛(三菱キャンター)	
〃	青森 800 さ 1331	第5分団消防屯所	第5分団消防車輛(三菱キャンター)	
〃	青森 88 さ 8071	第6分団消防屯所	第6分団消防車輛(三菱キャンター)	
〃	青森 88 さ 8070	第7分団消防屯所	第7分団消防車輛(三菱キャンター)	
〃	青森 800 す 909	第8分団消防屯所	第8分団消防車輛(三菱キャンター)	
〃	青森 88 さ 8072	第9分団消防屯所	第9分団消防車輛(三菱キャンター)	
〃	青森 800 さ 7575	第10分団消防屯所	第10分団消防車輛(三菱キャンター)	
〃	青森 830 ね 11	第11分団消防屯所	第11分団消防車輛(日野ディトロ)	
〃	青森 88 さ 9537	第12分団消防屯所	第12分団消防車輛(三菱キャンター)	
〃	青森 800 す 1507	第13分団消防屯所	第13分団消防車輛(三菱キャンター)	
〃	青森 88 さ 9507	第15分団消防屯所	第15分団消防車輛(三菱キャンター)	
〃	青森 800 さ 1330	第16分団消防屯所	第16分団消防車輛(三菱キャンター)	

所有者	No. (登録番号)	保管場所	管理課	備考
深浦町	青森 88 さ 9505	第 17 分団消防屯所	消防車輛	第 17 分団消防車輛(三菱キャンター)
〃	青森 800 さ 7573	第 18 分団消防屯所		第 18 分団消防車輛(三菱キャンター)
〃	青森 88 さ 6054	第 20 分団消防屯所		第 20 分団消防車輛(三菱キャンター)
〃	青森 800 さ 7574	第 21 分団消防屯所		第 21 分団消防車輛(三菱)
〃	青森 88 さ 6095	第 22 分団消防屯所		第 22 分団消防車輛(三菱キャンター)
〃	青森 88 さ 7095	第 23 分団消防屯所		第 23 分団消防車輛(三菱キャンター)
〃	青森 88 さ 6265	岩崎分署車庫		岩崎分署(三菱キャンター)
〃	青森 200 さ 1681	ふかうら開発		ふかうら開発
〃	青森 200 さ 1771	ふかうら開発	三菱 ROSA (コミュニティバス)	
〃	青森 200 さ 1421	ふかうら開発	トヨタコースター(コミュニティバス)	
〃	青森 300 め 209	ふかうら開発	トヨタハイエース(コミュニティバス)	
〃	青森 300 も 3465	ふかうら開発	トヨタハイエース(コミュニティバス)	
〃	青森 480 こ 1176	ふかうら開発	ダイハツ軽トラック	

〔船舶所有状況一覧表〕

名 称	所在地	責任者	連絡先	船舶の種類、調達可能数量				備 考
				貨物船	観光船	給水船	燃料船	
新深浦町漁協 鱸作支所	鱸 作	組合長	76-2511					その他漁船 33 隻
深浦漁協	深 浦	組合長	74-2411					その他漁船 123 隻
風合瀬漁協	風合瀬	組合長	76-3086					その他漁船 65 隻
新深浦町漁協	北金ヶ沢	組合長	76-2511					その他漁船 277 隻
新深浦漁協 岩崎支所	岩 崎	組合長	77-2121					その他漁船 174 隻
大間越漁協	大間越	組合長	78-2004					その他漁船 62 隻

〔日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の各種団体一覧表〕

団体名	住所又は 連絡先	電話番号	団体員数			活動 内容
			男	女	計	
日赤奉仕団	深浦町役場 福祉課	74-2111	11	142	153	(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)
深浦町連合婦人会	深浦町商工会	74-2509		80	80	(イ) (ウ) (エ) (オ)
JA つがるにしきた 女性部深浦支部	J A つがるにしきた 深浦支店	84-1001		99	99	(イ) (ウ) (エ) (オ)
新深浦町漁協 北金ヶ沢漁協女性部	新深浦漁協 大戸瀬本所	76-2511		37	37	(イ) (ウ) (エ) (オ)
深浦町交通安全 母の会	深浦町役場 町民課	74-2111		63	63	(イ) (ウ) (エ) (オ)
町内会	深浦町役場 総務課	74-2111	35		35	(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)

〔労務者の宿泊施設予定場所一覧表〕

名 称	所在地	施設概況	受入可能 人員	備 考
(株)黄金崎不老不死温泉	舩作字下清滝	温泉旅館	3 0 0	
田中旅館	深浦字浜町	旅 館	1 0	
(有)深浦観光ホテル	深浦字岡崎	ホテル	2 3 0	
民宿田中	北金ヶ沢字榊原	民 宿	2 0	
民宿望洋館	北金ヶ沢字榊原	民 宿	2 0	
ペンション深浦	深浦字岡崎	ペンション	2 2	
汐ヶ島	森山字松浦	民 宿	1 5	
ペンション美洋館	岩崎字浜野	ペンション	1 7	
アオーネ白神十二湖	松神字下浜松	コテージ	1 7 2	
白神温泉 静観荘	岩崎字平館	温泉旅館	2 5	
白神山荘	黒崎字日野	民 宿	1 0	
民宿しちのへ	岩崎字松原	民 宿	9	

[防疫用薬剤の調達先一覧表]

名 称	所在地	電話番号	備 考
J Aつがるにしきた 深浦事業所	深浦字苗代沢 82-8	84-1001	
櫛引薬店	関字析沢	76-2913	
(株)誠和	松神中浜松 18-3	78-2111	

[町及び業者所有の収集運搬資機材一覧表]

名 称	所在地	連絡先 電話番号	機械器等				備 考
			ごみ収集 運搬車	汲取り車	作業用品	その他	
深浦町	深浦字苗代沢	町民課 74-2111	5				
深浦小型衛生社	深浦字浜町	74-2053		2			
北金ヶ沢衛生社	北金ヶ沢字塩見形	76-2377		1			
岩崎衛生社	沢辺字沢辺	77-2137		1			

[各学校の代替予定施設一覧表]

令和6年5月現在

学校名	児童生徒数(人)	予定施設及び場所	収容能力(人)	備 考
深浦小学校	86	小学校体育館	403	
		深浦公民館	297	
深浦中学校	69	中学校体育館	373	
		武道館	212	
修道小学校	53	小学校体育館	294	
		農村環境改善センター	302	
大戸瀬中学校	32	中学校体育館	288	
		農村環境改善センター	302	
いわさき小学校	30	小学校体育館	400	
		ふれあいと創造の館	333	

[文房具及び通学用品の調達先一覧表]

調達先	所在地	電話番号	ノ ー ト	鉛 筆	定 規	消 し ゴ ム	備 考
			(冊)	(ダース)	(本)	(個)	
(有) フロントイ	深浦字苗代沢	74-2225	340	170	340	340	

〔教育施設の現況〕

(1) 学校施設の状況

令和6年5月現在

学校名	所在地	教室数	教員数			学年別児童生徒数							屋内体育 施設面積 (㎡)	応急の教育時 収容可能人員数 (人)	備考 (避難所 収容人員) (人)
			男	女	計	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	計			
深浦 小学校	深浦字寅平	8	6	9	15	14	16	15	16	13	12	86	1,070	680	(403)
修道 小学校	関字栃沢	7	5	7	12	8	7	9	10	9	10	53	972	760	(294)
深浦 中学校	深浦字蘆野	5	9	7	16	28	25	16	/	/	/	69	805	600	(373)
大戸瀬 中学校	北金ヶ沢 字榊原上野	4	8	3	11	7	17	8	/	/	/	32	949	480	(288)
いわさき 小学校	正道尻字小磯	5	4	5	9	9	2	7	0	6	6	30	813	400	(250)

(2) 学校以外の教育施設の状況

施設名	所在地	施設概況	応急の教育時 収容可能人員数	備考 (避難所指定 の収容人員) (人)
深浦町公民館	深浦字中沢 14-1	RC造二階建 982.0㎡	297	(297)
町民体育館 武道館	広戸字家野上 95-201	RC造二階建 1,540.0㎡ RC造平屋建 702.0㎡	466 212	(466) (212)
ふれあいと創造の館	岩崎字松原 51-7	S造二階建 1,101.0㎡	333	(333)

〔災害応援協定等の締結状況〕

	締結先（調整先）	協定の名称	協定の概要
1	北海道岩内町 （岩内町総務課）	姉妹都市災害相互応援協定	岩内町と深浦町において災害時において応急対策の万全を期するため、両都市間で定めた協定 ・要請可能な内容 食料・飲料等生活必需物資とその供給に必要な敷材の提供、救援・応急復旧救助に必要な車両及び職員の派遣、被災児童等受け入れ、住宅の提供
2	東北電力ネットワーク(株)五所川原電力センター （同上）	災害時の協力に関する協定	大規模災害時の復旧活動に伴う双方の連携を保ち電力設備の早期復旧を図るための協定 ・要請可能な内容 災害情報提供、災害対策本部への社員派遣、電力設備復旧、復旧作業及び資財置場等の確保協力
3	(株)NTTドコモ青森支店 （ネットワーク担当課長）	災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定	大規模災害等に伴う通信途絶時の迅速な復旧に関する協定 ・要請可能な内容 災害情報提供、災害対策本部への社員派遣、通信設備復旧、復旧作業及び資財置場・車両駐車場等の確保協力、防災訓練時の協力
4	マックスバリュ東北(株) （総務部渉外担当）	災害時における生活関連物資の確保に関する協定	災害時の生活必需品等の供給に関する協定 ・要請可能な内容 食料、飲料、衣料、日用品、その他調達可能な物資の供給
5	DCM ニコット(株)	災害時における生活関連物資の確保に関する協定	災害時の生活必需品等の供給に関する協定 ・要請可能な内容 復旧作業に必要な物資、日用品、飲料、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係、その他店舗で保有または調達可能な物資の供給
6	国交省東北地方整備局 （青森河川国道事務所 防災課長）	災害時の情報交換に関する協定	災害時における各種情報の交換に関する協定 ・要請可能な内容 情報共有、災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣及び職員の受入れ、防災訓練に関する資料整備の協力
7	鯨ヶ沢警察署 （深浦交番）	災害時の代替交番の確保に関する協定	大規模災害等が発生し又はその恐れがある場合に、町有施設(災害対策本部設置場所付近)の一室を代替交番として提供する協定 ・要請可能な内容 災害対策本部（深浦中学校及び深浦町民体育館）の一室を提供

	締結先（調整先）	協定の名称	協定の概要
8	深浦町社会福祉協議会	災害発生時の災害ボランティアセンターの開設運営を円滑に行うための協定	災害時におけるボランティア活動等に関する協定 ・要請可能な内容 要援助者の安否確認、被災者の生活援助、情報発信、ボランティアセンター機能、義援金及び物資の受入れ・配分、心配ごと相談対応、生活福祉資金貸付、その他町及び関係機関団体と連携した活動
9	鯨ヶ沢警察署（深浦交番）	災害時の遺体検死場所の確保に関する協定	大規模災害等において、多数の死者が出た場合の「遺体検死」のための場所を確保するための協定 ・要請可能な内容 自然休養村管理センター、八森山ハイツ、旧明道小学校、旧風合瀬小学校、旧岩崎小学校体育館の使用
10	一般社団法人青森県LPガス協会	災害時における液化石油ガス及び応急対策用資器材の調達に関する協定	深浦町が災害応急対策に必要な石油液化ガス及び発電機等の災害応急対策用資器材の調達を要請出来る協定 ・要請可能な内容 公共施設及び避難所等へのLPガスの供給、LPガスを使用する発電機等応急対策資材の供給
11	NTT東日本(株)青森支店（青森災害対策室）	災害時公用公衆電話（特設公衆電話）設置・利用に関する覚書	災害時における被災者等の通信の確保を目的とした協定 ・要請可能な内容 災害時利用できる特設電話回線の設置、災害時の無料通話
12	深浦町内郵便局	深浦町と深浦町内郵便局との包括連携に関する協定	災害時における相互の連携強化に関する協定 ・要請可能な内容 町が使用する車両の提供、災害情報及び避難者リストの相互提供、郵便局ネットワークを活用した広報活動、災害特別事務取扱及び援護対策、被災状況の相互提供、避難所における臨時郵便箱の設置及び取集・交付等、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の非常取扱、その他協力できる事項
13	一般社団法人青森県解体工事業協会津軽支部	災害時における建築物等への解体撤去に関する協定	災害時に応急活動、復旧活動に支障となる建築物の解体、災害廃棄物等の撤去の協定 ・要請可能な内容 応急活動または復旧活動に支障となる建築物等の解体、被災者の救出を目的とした建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去

	締結先（調整先）	協定の名称	協定の概要
14	青森県市町村 （県危機管理局防災 危機管理課）	災害時青森県市町村 相互応援に関する協 定	青森県内で一の市町村では対応困難な災害が発生した場合の応援調整及び県内市町村による被災市町村への応援に関する協定 ・要請可能な内容 応急措置等を伴う情報の収集及び提供、生活必需物資及びその供給に必要な資機材並びに物資の提供・斡旋、被災者の救出・医療・防疫及び施設の応急措置並びに物資の提供・斡旋、災害応急活動に必要な車両等の提供・斡旋、災害応急活動に必要な職員の派遣、避難者の受入、その他、特に必要な事項
15	国土交通省東北地方 整備局	東北地方津波防災支 援システムの活用	東北地方整備局が設置したGPS波浪計を活用した津波発生情報を、津波防災や訓練に活用することを定めた協定 ・要請可能な内容 津波観測情報の提供、防災訓練の協力
16	深浦町旅館組合	災害時における宿泊 施設の提供等に関する協 定	災害救助法の適用を受けない災害等において、要配慮者等を協定に基づき組合に加盟する宿泊施設を避難所等として有料で利用するための協定 ・要請可能な内容 要配慮者等の宿泊並びに宿泊に付随する入浴及び食事の提供、宿泊施設への要配慮者の移送
17	ヤフー(株)	災害に係る情報発信 等に関する協定	災害時にヤフーホームページ、ヤフー防災アプリを活用して、町からの情報発信をするための協定 ・要請可能な内容 キャッシュサイトをヤフーサーバーに掲載、防災情報及び緊急情報並びに被害情報・ライフライン情報・ボランティア受入情報・必要救援物資等に関する情報をサイト上に掲載
18	青森県	大規模災害発生時に おける広域防災拠点 の確保及び使用に関 する協定	青森県内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町の施設等を広域防災拠点として使用するとき、適正かつ円滑な運営をするための協定 ・要請可能な内容 被災地域で活動する自衛隊・消防・警察等の活動拠点及び一次物資拠点等の防災拠点の確保
19	(株)みちのくコココー ラボトリング	災害時における飲料 の確保に関する協定	飲料の供給について必要な事項を定めた協定 ・要請可能な内容 地震・風水害等発生時または発生の恐れがある場合に飲料を提供

	締結先（調整先）	協定の名称	協定の概要
20	㈱青森放送(RAB)	地域防災パートナーシップ協定	災害による被害の軽減及び住民の不安の解消、住民生活の安全確保を目的とした協定 ・要請可能な内容 避難情報、復旧状況、避難所・救護所等の開設状況、児童等の保護状況、帰宅困難者の情報、ライフライン及び公共交通機関の情報等の放送
21	青森県市町村 （青森地域広域事務組合消防本部又は弘前地区消防事務組合消防本部）	青森県消防相互応援協定	大規模な災害発生時、県内の応援隊を編成し相互の消防力を活用して被害を最小限にする協定 ・要請可能な内容 大規模自然災害、林野火災・高層建築物火災・危険物施設等の大規模火災、武力攻撃による火災、航空機・船舶及び列車事故等の集団緊急救助、その他応援が必要とされる災害の応援活動
22	(有)エムシステム JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー 青森校	災害時等における無人航空機の運用に関する協定書	無人航空機(ドローン)による災害情報の収集等の業務を要請する場合の協定 ・要請可能な内容 災害対応等に必要な情報収集、災害地図作成等の支援、その他必要な業務
23	㈱青森テレビ(ATV)	深浦町と㈱青森テレビとのSDGs推進に関するパートナーシップ協定	ATVと深浦町がパートナーシップのもと、SDGsを推進するとともに、SDGsに関する情報提供と地域の取り組みを応援・紹介し、持続可能な地域社会づくりお実現に寄与することを目的とした協定 ・要請可能な内容 SDGs、地方創世の推進、普及啓発、情報発信及び災害情報の発信に関する連携
24	秋田県八峰町 （八峰町防災町民課）	災害時における相互応援に関する協定	県境を挟んで隣り合う自治体間において、災害発生時の相互応援に関する連携を強化し、応急措置等を円滑に遂行するもの ・要請可能な内容 食料、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供、救援及び救助活動に必要な車両等の提供、被災者の支援、施設の応急復旧等に必要な資機材等の提供、応急対策及び復旧に必要な職員の派遣、その他、特に必要と認め要請のあったもの
25	五所川原市、つがる市、鯨ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町、NTT 東日本㈱青森支店	五所川原圏域2市4町とNTT 東日本㈱青森支店 地域防災力向上の取組に関する連携協定	五所川原圏域2市4町における災害に強いまちづくりに向け、デジタル技術等の活用を視野にそれぞれの防災活動の最大化を図り、地域産業を守り地域住民の安心・安全を実現するために相互連携を推進するもの ・要請可能な内容 NTT東日本㈱のデジタル技術の活用

	締結先（調整先）	協定の名称	協定の概要
26	国土交通省東北地方整備局青森港湾事務所	災害等における海上輸送体制の支援協力に関する協定	<p>鯨ヶ沢町及び深浦町で災害が発生した際に国土交通省東北地方整備局青森港湾事務所が所管する業務艇による救援物資や人員の輸送体制を確保することを目的とした協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要請可能な内容 <p>海上輸送による救援物資や人員輸送に関する支援協力</p>

深浦町避難指示等の判断基準・伝達マニュアル

深 浦 町

令和 7 年 3 月

平成 2 2 年 8 月改訂

平成 2 7 年 3 月改訂

平成 2 9 年 6 月改訂

令和 2 年 7 月改訂

令和 7 年 3 月改訂

目 次

1	はじめに	1
2	本「マニュアル」が主として対象とする自然災害	1
3	避難行動の目的と分類	1
4	避難行動に関する居住者等の心構え	3
5	避難情報と居住者等が取るべき行動	3
6	避難指示等の対象となる事象とその対象区域	4
7	助言を求めることができる機関	6
8	避難指示等発令の判断基準の基本的考え方	6
9	災害種類に応じた避難指示等の発令基準	6
10	避難指示等の伝達方法	12
11	避難指示等の伝達文	14
12	避難指示等判断、伝達に係る業務フロー（基準）	19
13	深浦町避難指示等判断基準、伝達マニュアル策定及び改定記録	20

1 はじめに

深浦町の「避難指示等の判断・伝達マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）は、平成22年に策定されて以降、各種災害発生時において運用してきました。その後、国内における度重なる水害や土砂災害の都度「ガイドライン」が改定され、それに合わせて「マニュアル」を修正してきました。

この度、これまでの「避難指示等に関するガイドライン」が災害対策基本法の改定と共に「避難情報に関するガイドライン」（令和3年）として改定されたため「マニュアル」を改定するものです。

本マニュアルは、深浦町地域防災計画の避難指示・避難行動を補完するものであり、今後、新たな技術・知見や防災活動等の検証結果により、適切に見直していくものとします。

2 本「マニュアル」が主として対象とする自然災害

人的災害が発生するような、以下の自然災害を対象としている。

災害の種類	災害の特性
洪水及び内水氾濫 (以下、「洪水等」)	①大雨や雪解けによって、河川や池・沼等の水量が増え堤防から漏水、越水、溢水、決壊による外水氾濫 ②街中の排水が間に合わず、地下水路や側溝から溢れたり、河川の増水や高潮によって排水が阻まれ支流に逆流し、河川からあふれ出してしまう内水氾濫 (*積乱雲の急な発達により発生する、竜巻、雷、急な大雨は、適時適切な避難情報の発令が困難であり対象外)
土砂災害	大雨や雪解けによって、急傾斜地等の崩壊、土石流が発生(*深層崩壊、山体崩壊は予知・予測が困難であり対象外)
高潮災害	①台風や発達した低気圧が海岸部を通過する際に海面が高まり広い範囲で浸水 ②高潮と波浪が重なり、堤防等が決壊し氾濫水が家屋を破壊
津波災害	地震や海底火山による地殻変動やその他の要因(巨大隕石落下等)により発生する巨大な波による浸水・破壊

なお、上記以外の大規模火災、その他突発的な災害については、発生が予見できないため、マニュアルの何れかの災害に準じて判断基準を運用する。

3 避難行動の目的と分類

(1) 避難行動とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

(2) 避難行動の分類

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動である。その分類は、立ち退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する立ち退き避難が避難の基本である。

細部は、別表1「避難行動の整理表」による。

避難行動の整理表

	緊急先の具体例	(避難先の詳細)	居住者等があらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム*1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	①自宅・施設等 (但し、安全とは限らない) ②近隣の建物 (適切な建物が近隣にあるとは限らない)	・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと判断する場合に移動等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でという次善の行動を確認	・リードタイムを確保できない時に取らざるを得ない行動	【警戒レベル5】 (緊急安全確保) ※津波は避難指示のみ発令	・洪水等 ・土砂災害 ・高潮 ・津波
警戒レベル4までに必ず避難						
立ち退き避難	①安全な場所	・指定緊急避難場所 (小中学校体育館・公民館・マンション・ビル等の民間施設、高台、津波避難ビル・タワー等) ・安全な自主避難先(親戚・知人宅、ホテル・旅館等)	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画の作成・確認	・リードタイムを確保可能な時に取るべき行動 (津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保は困難)	【警戒レベル3】 (高齢者等避難)	・洪水等 ・土砂災害 ・高潮 ・津波
屋内安全確保	①安全な自宅・施設	・安全な上階へ避難 (上階への移動は、自らがいる建物内に限らず、近隣に身の安全を確保可能なマンション等の民間施設がある場合に当該施設に移動(垂直避難)することも含む。) ・安全な上層部に留まる	・ハザードマップ等で浸水深や浸水継続期間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障*2を許容できるかを確認 ・市町村等と民間施設間で避難協定を締結 ・長時間の孤独に備え備蓄等を準備	・リードタイムを確保可能な時に取るべき行動	【警戒レベル4】 (避難指示)	・洪水等 ・高潮 (土砂災害と津波は自宅・施設等が外力により倒壊する恐れがあるため立ち退き避難が原則)

*1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立ち退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立ち退き避難を安全に完了することが期待できる。

*2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になる恐れ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなる恐れ

4 避難行動に関する居住者等の心構え

- (1) 行政の防災対策にはハード・ソフトとも限界があることを認識し、「自らの命は自らが守る」意識で主体的な避難行動をとること。
- (2) 平時より避難経路の危険性や安全性を確認すること。
- (3) 避難指示等の発令対象区域外であっても、想定を超える事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば躊躇なく自発的に避難行動をとること。
- (4) 自分は被害に遭わないと思いついで、避難を躊躇しない。
- (5) 親戚・知人が災害リスクのある居住者である場合は、あらゆる手段で避難を強く促し、避難の動機づけをすること。

5 避難情報と居住者等が取るべき行動

避難情報等	居住者等の取るべき行動等
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</p> <p>●居住者等が取るべき行動：命の危険→直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 但し、災害発生・切迫の状況で本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害の恐れ高い</p> <p>●居住者等が取るべき行動：危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。</p>
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害の恐れ有り</p> <p>●居住者等が取るべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等*は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば地域の状況に応じ早めの避難が望ましい場所の居住者は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 *避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等及びその人の避難を支援する者

避難情報等	居住者等の取るべき行動等
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：気象状況悪化 ●居住者等が取るべき行動：自らの避難行動を確認・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：今後、気象状況悪化の恐れ ●居住者等が取るべき行動：災害への心構えを高める。 ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

6 避難指示等の対象となる事象とその対象区域

(1) 避難指示等の対象となる事象

災害の種類	避難指示等を発令する状況 (命を脅かす危険性がある)
洪水等	①比較的大きな河川において、堤防からの越水・決壊による家屋の流失の恐れがある。 ②山間部等の河川洪水により浸食されるか、氾濫して川岸の家屋等の流失の恐れがある。 ③氾濫した浸水が床上を超え、屋内の安全確保措置では危険なとき。
土砂災害	①家屋等の背後に急傾斜地があり、多量の降雨により崩壊する恐れがある。 ②流域に土石流が発生し被害の恐れがある。 ③地すべりが発生し被害の恐れがある。
高潮災害	①潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合、台風が去った後も長期間にわたり浸水する恐れがあることが想定される。 ②潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なりあった波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が破壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合 (通常高波が複合されて起こるケースが多い)
津波災害	①津波により陸地に浸水が予想される場合 ②陸側に浸水はないが、海岸や海中で強い流れが予測される。

(2) 避難指示等の対象とする区域の条件等

災害の種類	避難指示等の対象とする区域の条件等
洪水等	①河川が氾濫した場合、浸水深が平屋家屋の場合は0.5m、2階家屋は3mを超える区域 ②氾濫水が行き留まり、長時間0.5m以上の浸水が続くことが予想される区域 ③山間部等の流れが速い河川で、川岸が浸食等により家屋の流失をもたらす河川沿い一帯の区域
土砂災害	①②の区域の内、居住者等の生命・身体に危害が生ずる恐れがある地域 ①土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」 ②土砂災害危険箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域 ・土石流危険渓流の被害想定区域 ・地すべり危険箇所の被害想定区域
高潮災害	①海岸堤防から陸側の一定の地域（海岸堤防に隣接する家屋地帯）等 ②高潮高が海岸堤防の高さを大きく超えるなどにより、広い範囲で浸水が想定される低地等 <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が概ね3mを超える区域の2階建て家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止るなどして長期間深い浸水が続くことが予測される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難になる恐れがあるため、立ち退き避難する）
津波災害	①大津波警報発表時 最大クラスの津波によって浸水が想定される全域 ②津波警報発表時 <ul style="list-style-type: none"> ・高さ3mの津波によって浸水が予測される地域 ・津波の遡上が予想される入り江、河川河口付近等 ③津波注意報発表時 <ul style="list-style-type: none"> ・海岸堤防の海側の地区 ・海岸堤防がなく地盤が低い地区 （高さ1mの津波によって浸水が想定される地域）

7 助言を求めることができる機関

災害対策基本法第六十一条の二項の規定により、町長が避難指示等の判断に際し、助言を求めることができる青森県各部局及び指定地方行政機関は次のとおりである。

災害の種類	専門機関	連絡先
洪水等	【2級河川 追良瀬川・笹内川】 ・青森県県土整備部河川砂防課 ・青森県西北県土整備事務所鱒ヶ沢道路河川事業所	017-722-1111 0173-72-3135
土砂災害	・青森県県土整備部河川砂防課 ・青森県西北県土整備事務所鱒ヶ沢道路河川事業所 ・東北地方整備局青森河川国道事務所	017-722-1111 0173-72-3135 017-734-4521
津波・高潮	・青森県県土整備部河川砂防課 ・東北地方整備局青森港湾事務所	017-722-1111 017-775-1394
気象、高潮、地震・津波	・青森地方气象台（市町村専用電話） ・青森海上保安部	（限定公開） 017-734-2430

8 避難指示等発令の判断基準の基本的考え方

(1) 発令対象区の絞り込み

各災害発生（予測）場所が行政区内の一部であっても、避難指示等の発令の対象の地域は行政区単位の指定を基本とする。災害場所が極めて限定する場合は、字界や土砂災害区域番号等で努めて絞り込むようにする。

(2) 発令のタイミング

- ① 空振りを恐れず発令基準に基づき発令
- ② 避難所が未開放な場合又は夜間や外出が危険な状態にあっても、タイミングを逸しない（生命や身体の保護を優先）
- ③ 防災気象情報、日没や暴風の吹き始める時間、現地からの情報、防災機関からの情報（ホットライン）による情報・助言等による適切な判断
- ④ 住居者等のリードタイムを考慮する。

(3) 別紙「避難指示等判断、伝達に係る業務フロー（基準）」

9 災害種類に応じた避難指示等の発令基準

(1) 洪水害

① 対象河川及び判断要領

町内の河川は、水防警報河川に指定されていないが、追良瀬川及び笹内川の水位が監視対象となっている。この二河川に対し水位周知河川に準じた水位基準を定め、下記の避難指示等判断基準のアからウに該当する場合（全ての基準に該当する必要はない。）に発令を判断する。この際、河川の水位及び現地の情報を重視し、防災情報システムの大雨警報（浸水害）と洪水警報危険度分布情報を効果的に活用する。

② 避難指示等発令の判断基準

河川名	追良瀬川	笹内川
河川の特徴	流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が上昇する機会が多く、氾濫注意水位から時間をおかずに危険な状態に至るケースが予測される。(参考値：平成26年8月大雨被害時は、追良瀬川・笹内川とも6時間累加雨量が概ね200mmで氾濫注意水位に到達した)	
河川名	追良瀬川	笹内川
注意を要する区域	ア 松原地区初瀬山草分に大きな蛇行が見られ増水・浸食を誘発しやすく、河川が破堤し孤立化するおそれがある。	・笹内橋兩岸付近に一部、堤防高より低地に住宅等があり、増水により河川の破堤及び越水し氾濫した場合、住宅が浸水する可能性がある。
	イ 追良瀬橋の兩岸に一部、堤防高より低地に住宅等があり、増水により河川の破堤及び越水し氾濫した場合、住宅が浸水する可能性がある。	(余白)
警戒基準水位	ア 氾濫注意水位 6.1m イ 水防団待機水位 5.8m	ア 氾濫注意水位 1.4m イ 水防団待機水位 1.1m
高齢者等避難(警戒レベル3)	ア 河川水位(青森県河川砂防情報システム) 水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達した。 イ 洪水警報の危険度分布(気象庁HP) 赤色(警戒)を示している。(3時間先までに警報基準に到達する) ウ 流域雨量指数(気象庁HP) 6時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報基準Ⅱ(追良瀬川15.9、笹内川11.5)を示している。 エ 災害の兆候等 軽微な漏水・浸食が発見された。	
避難指示(警戒レベル4)	ア 河川水位(青森県河川砂防情報システム) 水位観測所の水位が追良瀬川7m、笹内川は2mを超え、更に水位が増している。 イ 洪水警報の危険度分布(気象庁HP) 紫色(非常に危険)を示している。(3時間先までに非常に危険に到達する) ウ 流域雨量指数(気象庁HP) 6時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報基準Ⅲ(追良瀬川19.9、笹内川14.4)を示している。 エ 災害の兆候等 決壊等の恐れがある異常な漏水・浸水が発見された。	

河川名	追良瀬川	笹内川
緊急安全確保 (警戒レベル5)	ア 河川水位（青森県河川砂防情報システム） 水位が追良瀬川 9m、笹内川 2.5m を超え更に水位が増し、 越水する可能性がある。 イ 洪水警報の危険度分布（気象庁 HP） 黒色を示している。（氾濫している可能性） ウ 大雨特別警報（浸水害）が発表された。（発令対象地域は、 適切に絞り込む） エ 災害の兆候等 防波堤の決壊や越水・漏水を確認した（住民や消防団等の 報告により把握できた）	
避難指示 解除	ア 水位の低下傾向が顕著であり、かつ、上流域での降雨が殆 ど状況で、氾濫の恐れがないと判断するとき。	

- ③ その他の小河川（大童子川、小童子川、吾妻川、磯崎川、泥川、津梅川）
 については、危機管理型水位計による観測値を利用して判断する。

高齢者等避難 (警戒レベル3)	危機管理型水位計の氾濫危険水位の5割の推移まで達し、更 に増水している。
避難指示 (警戒レベル4)	危機管理型水位計の暫定水位（氾濫危険水位の8割）まで到 達した。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	追良瀬川及び笹内川に同じ。

その他の判断基準は、追良瀬川及び笹内川に準じて判断する。

(2) 土砂災害

① 対象区域及び判断要領

土砂災害の避難指示等は、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」
 「土砂災害危険箇所」に影響を及ぼす地域に、以下の判断基準に該当する場合
 （全ての基準に該当する必要はない。）に発令を判断する。

② 避難指示等発令の判断基準

	避難指示等判断基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<p>ア 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険分布が「赤色（警戒）」を示している。（土壌雨量指数基準が、2時間先までの予想で「大雨警報（土砂災害）の基準」に到達するか、又は、実況値で既に基準に到達しているとき）</p> <p>イ 気象情報・警報 警戒レベル3高齢者避難の発令が予想される強い降雨を伴う前線や台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>
避難指示 (警戒レベル4)	<p>ア 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>イ 土砂災害の危険度分布で「薄紫色（非常に危険）」を示している。（土壌雨量指数基準が、2時間先までの予想で「土砂災害警戒情報の基準」に到達するとき）</p> <p>ウ 気象情報・警報 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>エ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後、直ちに発令）</p> <p>オ 災害の兆候 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された。</p>
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<p>ア 大雨特別警報（土砂災害）が発表（発令対象は適切に絞り込む）</p> <p>イ 土砂災害の発生が確認された。</p>
避難指示 解除	<p>ア 土砂災害警戒情報が解除され、今後、まとまった降雨が見込まれないとき。（専門機関の助言を受ける）</p>

(3) 高潮災害

① 対象区域及び判断要領

高潮災害の避難指示等は、高潮等によって影響を及ぼす可能性のある地域に、以下の避難指示等判断基準のアからウに該当する場合（全ての基準に該当する必要はない）に発令を判断する。

② 避難指示等発令の判断基準

	避難指示等判断基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<p>ア 気象情報・警報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高潮注意報の発表において、警報に切り替える可能性が言及された場合（数時間先に高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 ・高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が町にかかると予想されている、又は、台風が町に接近することが見込まれる場合 <p>イ 警戒レベル3 高齢者避難の発令が予想される強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>ウ 台風の接近</p> <p>「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p>
避難指示 (警戒レベル4)	<p>ア 気象情報・警報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された。 <p>イ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報の発表において、夜間から翌朝までに警報に切り替える可能性が言及されている）（夕刻時点で発令）</p>
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<p>ア 災害が切迫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水門、陸閘等の異常が確認された。 ・潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される。 <p>イ 災害発生を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸堤防が決倒壊した。 ・異常な越波、越流が発生した。
避難指示 解除	<p>ア 当該地域の高潮警報が解除された。</p> <p>イ 浸水被害が発生している場合は、住宅等の浸水が解消したとき。</p>

*危険潮位とは、その潮位を越えると、海岸堤防等を超えて浸水する恐れがある潮位を言う。各地区の海拔標高、堤防等の高さによって危険潮位を設定できるが、町としては、気象庁で定める深浦町の高潮警報・注意報の基準値（1.2m）を越える潮位を危険潮位とする。

(4) 津波災害

① 対象区域及び判断要領

町沿岸部に到達する日本海側海溝地震による津波到達時間は、地域ごとに差異はあるが、最速6分から10分前後と極めて短時間であり、危険地域から一刻も早い避難が必要であるため、段階的に避難指示等を発令せず避難指示（緊急）のみ発令する。

津波災害の避難指示等は、以下の避難指示等判断基準に該当する場合に、即時に判断する。

② 避難指示等発令の判断基準

	避難指示等判断基準	立ち退き避難対象地区	
避難指示	①警報等 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。 ②停電、通信途絶の状況により、津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くても1分程度以上の長い揺れを感じた場合	大津波警報	最大クラスの津波により浸水が想定される地域 （目安：深浦町津波ハザードマップ津波水深で着色された全地域。ただし避難する場合は更に高台へ避難すること。）
		津波警報	①海岸堤防がない又は低いため高さ3mの津波によって浸水が想定される地域 ②津波の遡上が予想される入り江、河川河口付近 （目安：深浦町津波ハザードマップ津波浸水域で緑・黄緑色を除く地域。ただし避難する場合は更に高台へ避難すること。）
		津波注意報	①漁業者若しくは海岸の港湾施設等の従事者、又は遊漁者・海水浴客等を対象として、堤防等より海側の地域 ②1mの津波によって浸水が想定される地域 ③堤防がなく地盤が低い地区
避難指示解除	①大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されたとき。 ②津波浸水が発生した場合は、当該地域の避難指示が解除され、かつ住宅地等の浸水が解消したとき。		

③ 避難指示等発令対象地区

海岸を有する全行政区（岩坂、松原、東野、3区、4区、長慶平は対象外）

④ 我が国から遠く遠隔地において発生した地震による津波に対しては、気象庁が「遠地地震に関する情報」の中で津波到達予想時刻を発表することがあり、その後に、避難準備・高齢者等避難開始、避難指示の発令を検討する。

10 避難指示等の伝達方法

(1) 全般の考え方

- ①避難指示等の伝達は、居住者・施設管理者に広く確実に伝達するため、各種の伝達手段を組み合わせる行うこととする。
- ②この際、手段の多様化に伴い同時対応力を高めるため、防災職員以外の職員も情報伝達を担うため役割を分担し、全庁を上げ組織的に情報伝達を行う。
- ③自主防災組織、民生委員、消防団の協力を得て、対象地区の住民（特に、要配慮者）避難の呼びかけを徹底する。

(2) 伝達方法一覧

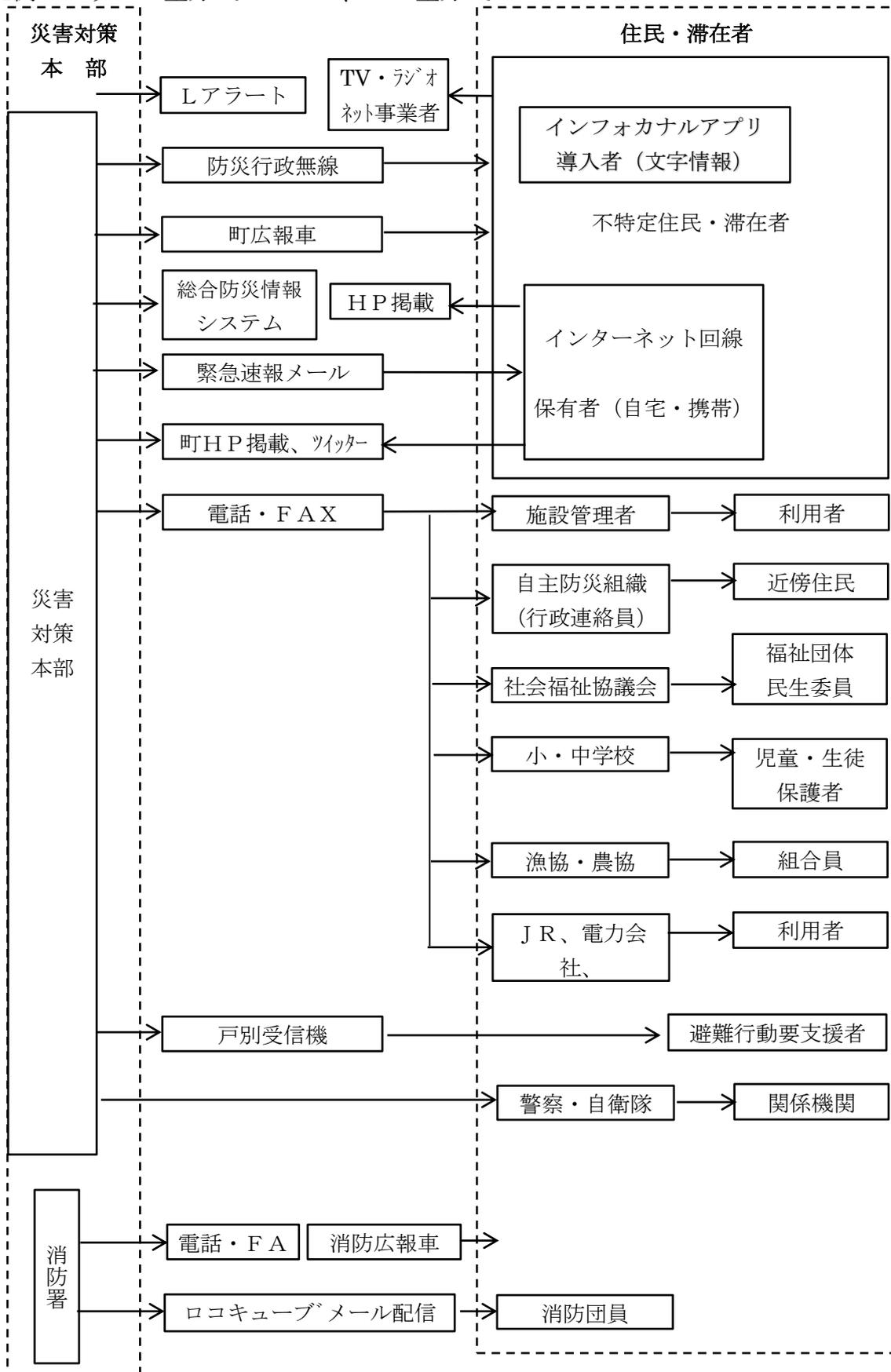
伝達先	伝達方法	担当
<ul style="list-style-type: none"> ・住民 ・滞在者 ・施設管等理者 ・マスコミ ・インフォカナルアプリ導入者 	<ul style="list-style-type: none"> ①防災情報伝達システム（文字データ情報含む） ②町・消防広報車 ③電話・FAX ④緊急速報メール ⑤Lアラート 	総務課
	<ul style="list-style-type: none"> ⑥町HP掲載 ⑦SNS 	総合戦略課
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設管理者（保育園等含む） ・社会福祉協議会 ・避難行動要支援者（事前登録者） 	<ul style="list-style-type: none"> ①電話・FAX ②メール 	福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ③戸別受信機 	総務課
<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校 	<ul style="list-style-type: none"> ①電話・FAX ②メール 	教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・消防（団）・警察 ・青森県 ・機関及び団体等 	<ul style="list-style-type: none"> ①電話・FAX ②総合防災情報システム 	総務課
<ul style="list-style-type: none"> ・漁協、農協 	<ul style="list-style-type: none"> ①電話・FAX 	農林水産課

(3) 要配慮者利用施設等及び避難行動要支援者への情報伝達

- ① 水防法、土砂災害防止法及び津波防災地域づくり法に基づき、必要な気象警報・情報の発表及び避難指示等の発令について、災害に関係すると思われる要配慮者利用施設の管理者に対し、直接情報伝達する。
- ② 避難行動要支援者名簿に基づき、自主防災組織及び消防団等により、漏れない情報伝達をする。

(4) 避難指示等伝達要領図

凡例：プッシュ型方式 → 、プル型方式 ←



11 避難指示等の伝達文

(1) 防災情報伝達システム

避難指示等の防災情報伝達システム放送は、3回程度繰り返すこととする。

○洪水等災害

	伝達文内容
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<p>①緊急放送、緊急放送</p> <p>②こちらは、防災ふかうら広報です。</p> <p>③〇〇地区及び〇〇地区に、△△川洪水に関する警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</p> <p>④高齢者等など、避難に時間を要する方は避難してください。</p>
避難指示 (警戒レベル4)	<p>①緊急放送、緊急放送</p> <p>②こちらは、防災ふかうら広報です。</p> <p>③〇〇地区に、△△川洪水に関する警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</p> <p>④△△川が氾濫するおそれがあります。</p> <p>⑤〇〇地区及び〇〇地区の方は、安全な場所に避難してください。</p> <p>⑥既に、避難が危険な場合は、屋内の高い所に避難してください。</p>
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<p>①緊急放送、緊急放送</p> <p>②こちらは、防災ふかうら広報です。</p> <p>③〇〇地区に△△川洪水に関する警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</p> <p>④△△川××地区で、堤防から水があふれだしました。</p> <p>⑤県道〇〇道は通行できない状況です。大至急、近くの安全な場所に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。</p>

○土砂災害

	伝達文内容
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<p>①緊急放送、緊急放送</p> <p>②こちらは、防災ふかうら広報です。</p> <p>③土砂災害が発生する恐れがあるため、〇〇地区に警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</p> <p>④〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる、高齢者など避難に時間を要する方は避難してください。</p>
避難指示 (警戒レベル4)	<p>①緊急放送、緊急放送</p> <p>②こちらは、防災ふかうら広報です。</p> <p>③土砂災害が発生する恐れがあるため、〇〇地区に警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</p> <p>④〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な知人宅等へ避難してください。</p> <p>⑤既に避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に避難してください。</p>
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<p>①緊急放送、緊急放送</p> <p>②こちらは、防災ふかうら広報です。</p> <p>③〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区に警戒レベル5「緊急避難確保」を発令しました。</p> <p>④避難場所等への立ち退き避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動し、身の安全を確保してください。</p>

○高潮災害

	伝達文内容
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<p>①緊急放送、緊急放送</p> <p>②こちらは、防災ふかうら広報です。</p> <p>③高潮氾濫の恐れがあるため、〇〇地区に警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</p> <p>④〇〇地区、海岸付近の高齢者や避難に時間を要する方は、避難してください。</p> <p>⑤それ以外の方も、避難の準備を始め、危険だと感じたら早めに避難してください。</p>

	伝達文内容
避難指示 (警戒レベル4)	<p>①緊急放送、緊急放送</p> <p>②こちらは、防災ふかうら広報です。</p> <p>③高潮氾濫の恐れが高まったため、〇〇地区に警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</p> <p>④〇〇地区の海岸付近の方は、速やかに避難してください。</p> <p>⑤立ち退き避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか屋内の高い所に避難してください。</p>
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<p>①緊急放送、緊急放送</p> <p>②こちらは、防災ふかうら広報です。</p> <p>③高潮氾濫が確認されたため、〇〇地区に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</p> <p>④〇〇地区の海岸付近の方は、大至急自宅や近くの浸水しにくい安全な場所に避難し、身の安全を確保してください。</p>

○津波災害

	伝達文内容
避難指示 *大津波警報・津波警報が発表された場合	<p>①緊急放送、緊急放送</p> <p>②こちらは、防災ふかうら広報です。</p> <p>③(大)津波警報が発表され、沿岸全域に、避難指示を発令しました。</p> <p>③ただちに、海岸や河川から離れ、高台へ、避難せよ。</p>
避難指示 *強い揺れを感じ即座に必要性を認めた場合	<p>①緊急放送、緊急放送</p> <p>②こちらは、防災ふかうら広報です。</p> <p>③強い揺れの地震がありました。</p> <p>④津波が発生する可能性があるため、沿岸全域に、避難指示を発令しました。</p> <p>⑤ただちに、海岸や河川から離れ、高台へ避難せよ。</p>
避難指示 *津波注意報が発表された場合	<p>①緊急放送、緊急放送</p> <p>②こちらは、防災ふかうら広報です。</p> <p>③津波注意報が発表されたため、沿岸全域に、避難指示を発令しました。</p> <p>④海の中や海岸付近は危険です。</p> <p>⑤ただちに、海岸や河川から離れてください。</p>

○避難指示等の伝達文

避難指示等解除の放送は、3回程度繰り返すこととする。

	伝達文内容
避難指示等の解除	<p>①こちらは、防災ふかうら広報です。</p> <p>②避難指示等の解除について、お知らせします。</p> <p>③〇〇地区に発令した、〇〇災害に関する避難指示等は、ただ今（〇〇＝解除の理由、〇〇）災害の危険が無くなったため、解除しました。</p> <p>《解除理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報が解除され、洪水災害の危険が無くなった ・土砂災害警戒情報が解除され、土砂災害の危険が無くなった ・高潮警報が解除され、高潮災害の危険が無くなった ・津波警報が解除され、津波災害の危険が無くなった

○災害発生の恐れが生じた場合の伝達文

台風・集中豪雨等の事前に予測が可能な場合において、危険性が迫っている場合、気象の状況や避難指示等の見通し及び取るべき行動等を放送し、被害予防を徹底する。

	伝達文内容
災害発生の恐れが生じた場合	<p>①こちらは、防災ふかうら広報です。</p> <p>②役場総務課より、台風（集中豪雨）についてお知らせします。</p> <p>③（今夜）〇〇：〇〇以降、台風第〇号が深浦町に接近し、風や雨が強まるおそれがあります。</p> <p>④とるべき行動（水路掃除や雨戸の補強、置物の撤去、生活用品の確保）など、ご近所どうし声掛けするなど、早めに台風に対応を準備しましょう。</p> <p>⑤また、台風が接近してからの用水路や海岸の見回りなどは、危険ですので絶対やめましょう。</p> <p>⑥以上で、防災ふかうら広報を終わります。</p>

(2) 緊急速報メール伝達文

津波警報等発令時及び避難指示等発令時、Jアラートを補足する情報を発信する余裕がある場合、緊急速報メールによって発信する。

○津波災害（警報発令時）

	伝達文内容
（大）津波警報・津波警報が発表された場合	<p>表題：（大）津波警報発表</p> <p>本文：直ちに海岸や河口から離れ、至急高台へ避難。津波到着予想時刻午前（後）〇〇時〇〇分、予想高さ〇mです。</p>

	伝達文内容
津波注意報が発表された場合	表題：津波注意報発表 本文：海や川に入らず、直ちに海岸や河口から離れ、高台へ避難。津波到着予想時刻午前（後）〇〇時〇〇分、予想高さ〇mです。

○避難指示等発令時（緊急速報メール配信の手引きより引用）

	伝達文内容
高齢者等避難 (警戒レベル3)	表 題：高齢者等避難発令 本 文：こちらは深浦町です。警戒レベル3 発令内容：〇月〇日〇〇時〇〇分、△△地域に「高齢者等避難」を発令 理 由：××災害のおそれ 行動要請：△△地区の高齢者など、避難に時間を要する方は避難してください。 避 難 所：□□小学校 ※今後の気象情報に十分注意し、避難の際は水・食料品、常備薬、毛布等を努めて携行してください。
避難指示 (警戒レベル4)	表 題：避難指示発令 本 文：こちらは、深浦町です。警戒レベル4 発令内容：〇月〇日〇〇時〇〇分、以下の地域に「避難指示」を発令 対象地域：△△地区、△△地区 理 由：××災害のおそれ 行動要請：対象地区の方は、速やかに安全な場所へ避難してください。 避 難 所：□□小学校、□□センター ※避難の際は近所の方にも声をかけ、水・食料品、常備薬、毛布等を努めて携行してください。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	表 題：緊急安全確保 本 文：こちらは、深浦町です。警戒レベル5 発令内容：〇月〇日〇〇時〇〇分、△△の地域に「緊急安全確保」を発令 発生地域：△△地区（わかる場合は、細部場所） 理 由：××災害が発生 行動要請：直ちに、近くの安全な場所に避難するか、屋内の安全な場所に避難するなど、命を守る最善の行動をとってください。

深浦町避難指示等の判断基準、伝達マニュアル策定及び改定記録

版数	年月	策定・改定の理由・内容等
初 版	平成 2 2 年 8 月	平成 1 7 年内閣府策定のガイドライン策定による。
改定版	平成 2 7 年 3 月	平成 2 6 年策定のガイドラインの全面改定のため。
改定版	平成 2 9 年 6 月	平成 2 6 年策定のガイドラインの改訂のため。
改定版	平成 3 0 年 3 月	平成 2 9 年 1 月のガイドラインの改訂のため。
改定版	令和元年 6 月	令和元年 3 月のガイドライン改訂のため。
改定版	令和 7 年 3 月	令和 3 年 5 月のガイドライン改訂のため。

深浦町避難所運営マニュアル

深 浦 町

令和7年3月

この避難所の連絡先

名 称	電話番号	F A X
所 在 地		
深浦町		
備 考		

避難所運営委員会役員名簿

避難所名： _____

役 職	ふり 氏 名	住 所	電話番号
委 員 長			
副 委 員 長			
副 委 員 長			
副 委 員 長			
総 務 班 長			
被災者管理班長			
情報広報班長			
施設管理班長			
食料物資班長			
救 護 班 長			
衛 生 班 長			
ボランティア班長			

施設管理者等名簿

職名等	ふり 氏 名	事業所等所在地	電話番号
施設管理者 ()			
町避難所担当職員			
町避難所担当職員			
町避難所担当職員			

目 次

はじめに

1	本マニュアルの目的	1
2	避難所の機能	1
3	避難所運営上の原則	1

第1章 避難所の開設

1	応急的な避難所運営委員会の設置	2
2	避難所の開設準備	2
3	開設方針の確認	2
4	避難者の安全確保	2
5	開設準備への協力要請	2
6	建物の安全確認	2
7	ライフライン等の確認	2
8	トイレの使用確認	3
9	避難スペースの確保、指定	3
10	利用室内の整理、清掃	3
11	受付の設置	3
12	生活班の編成	3
13	避難所の表示	3
14	要援護者や負傷者への対応	3
15	災害対策本部への報告	3

第2章 避難所運営委員会の役割

1	避難所運営会議の開催	4
2	避難所運営委員会の役割（時期別）	5

第3章 総務班の役割

1	災害対策本部との調整	6
2	避難所レイアウトの設定、変更	6
3	防災資機材や備蓄品の確保	6
4	避難所の記録	6
5	避難所運営委員会の事務局	6
6	地域との連携	6

第4章 被災者管理班の役割

1	避難者名簿の作成、管理	7
2	安否確認等問い合わせへの対応	7
3	取材等への対応	8
4	郵便物、宅配便等の取り扱い	8

第5章 情報広報班の役割

1	情報収集	9
2	情報発信	9
3	情報伝達	9

第6章 施設管理班の役割

1	避難所の安全確認と危険箇所への対応	11
2	防火、防犯	11

第7章 食料物資班の役割

1	食料、物資の調達	13
2	炊き出し	13
3	食料、物資の受入	13
4	食料の管理、配付	13
5	物資の管理、配付	14

第8章 救護班の役割

1	近隣の救護所、医療機関の開設状況の把握	15
2	避難所内への医務室の設置	15
3	避難所内にある医薬品の種類、数量の把握	15
4	AED（自動体外式除細動器）の設置場所の確認等	15
5	避難所内の病人、けが人、災害時要援護者への対応	15
6	往診、相談会等の開催	15

第9章 衛生班の役割

1	ゴミに関する事	16
2	風呂に関する事	16
3	トイレに関する事	16
4	掃除に関する事	17
5	衛生管理に関する事	17
6	ペットに関する事	18
7	生活水の確保	19

第10章 ボランティア班の役割

1	ボランティアの受入れ	20
2	ボランティアの管理	20
	【様式1：開設準備チェックシート】	21
	【様式2：建物被災状況チェックシート】	22
	【様式3：避難所の開放スペース等】	24
	【様式4：受付時チェックシート】	25
	【様式5：避難所状況報告書（第報）】	26
	【様式6：避難所記録用紙】	28
	【様式7：避難者名簿（同居家族等单位）】	29
	【様式8：外泊届用紙】	31
	【様式9：取材者用受付用紙】	32
	【様式10：郵便物等受取簿】	33
	【様式11：食料依頼伝票】	34
	【様式12：物資依頼伝票】	35
	【様式13：食料、物資要望票】	37
	【様式14：物資受払簿】	38
	【様式15：避難所ペット登録台帳】	40
	【様式16：災害ボランティア受付カード】	41
	《参考資料1：呼びかけ文例》	42
	《参考資料2：施設利用ルール例》	43
	《参考資料3：ペットの飼育ルール広報文案》	44
	《参考資料4：避難所運営委員会規約例》	45

はじめに

1 本マニュアルの目的

深浦町地域防災計画では、避難所の開設、運営は、町の職員によって行われることが定められていますが、休日や夜間に大規模な災害が発生した場合には、町の職員や施設管理者の出勤が困難となり、計画通りに避難所が開設できないことも予想されます。実際に、阪神・淡路大震災や東日本大震災では、自治体職員も多く被災したため、必要な人員を早急に避難所へ派遣することや、自治体職員による避難所運営が困難になりました。

しかしながら、ライフラインが途絶した状況のもと、慣れない避難所生活を送る被災者だけで、円滑な避難所運営を行うことは、非常に困難であると考えられます。

そこで、町では避難所に避難してきた地域住民の皆さんが、自主的にかつ円滑に避難所を運営できることを目的として、本マニュアルを作成いたしました。

大規模災害発生時に必要となる避難所運営組織の例や役割、災害発生時に予想される課題、その対応方法や各種様式等をまとめてあります。地域住民の皆さんや施設管理者が地域や施設の特性を加味することにより、本マニュアルがさらに充実し実効性があるものになることが望まれます。

2 避難所の機能

指定避難所は、災害により住宅が損壊し居住困難な住民、ライフラインの停止によって在宅で生活困難な住民、町外の滞在者で災害のため帰宅困難な者に対し、一定期間居住場所を提供し、生命の安全を確保する避難施設であり、また、支援拠点です。

避難所で提供する主な生活支援の内容は、以下の4点です。

- (1) 生活（就寝等）場所の提供
- (2) 水、食料、日用品物資の提供
- (3) トイレなどの衛生的環境の提供
- (4) 生活情報及び再建情報の提供

3 避難所運営上の原則

(1) 避難者登録の原則

生活支援のためには、深浦町災害対策本部避難所班(以下「災害対策本部」という。)で、必要な食料・物資等の数量を把握する必要があるため、避難者を同居家族単位で登録します。

(2) 要配慮者等への配慮の原則

避難者への生活支援は公平に行うことを原則としますが、災害時要配慮者への配慮や、男女のニーズの違いなどに配慮した、優先的判断も必要になります。

(3) 避難所運営委員会の設置の原則

避難所内では、地域のコミュニティーを主体として、避難者が自主的に運営できるようにするために、避難者の代表者や行政担当者、施設管理者で構成する避難所運営委員会を設置し、運営に関する事項を協議・決定します。

(4) 避難所ルール遵守の原則

避難者には、避難者相互の負担をできるだけ軽減し、少しでも過ごしやすくするために、避難所のルールを守る義務があります。

第1章 避難所の開設

1 応急的な避難所運営委員会の設置

町職員や施設管理者がすぐに避難所に到着できない場合で、直ちに避難所を開設する必要がある場合は、避難所に参集した自治会長等で応急的な避難所運営委員会を設置し、開設準備を行います。

2 避難所の開設準備

【様式1：開設準備チェックシート】により、実施項目にもれがないか確認をしながら、開設準備を行います。

3 開設方針の確認

避難所は、次のいずれかの場合に開設します。

- (1) 町長から避難所開設の指示が出た。
- (2) 避難所周辺の地域に、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が出た。
- (3) 被災者（現に被害を受ける恐れがある者を含む）からの開設要望があった。

4 避難者の安全確保

- (1) 開設準備中は建物外で待機してもらいます。（《資料1：呼びかけの文例》参照）
- (2) 雨天時や厳寒期には、改めて場所割りすることを前提に施設内に誘導します。
- (3) 避難者の移動経路（敷地入口から建物入口まで等）と物資輸送車両の侵入経路上は駐車禁止とします。

5 開設準備への協力要請

避難者に対して、当面の避難所運営への協力を呼びかけます。（《参考資料1：呼びかけ文例》参照）

6 建物の安全確認

避難所となる建物は、災害対策本部による安全確認をすることが基本ですが、大規模災害の発生直後は全ての避難所に対し直ちに対応することが困難であることから、【様式2：建物被災状況チェックシート】を用いて臨時的に施設の安全を確認します。

その際には、2人以上で実施し、少しでも安全性に不安があるときは、災害対策本部に連絡して確認を受けます。

7 ライフライン等の確認

避難所内で、次のライフライン等が使用できるか確認します。

①電気②放送設備③水道④電話⑤FAX⑥インターネット⑦下水道等

8 トイレの使用確認

トイレが使用できるか確認します。使用できない場合は「使用不可」の表示をして代替設備について検討・手配します。

9 避難スペースの確保、指定

- (1) 【様式3：避難所の開放スペース等】を参考に、避難所の利用範囲を確認し決定します。
- (2) 部屋割り、スペース割りを指定します。
- (3) 立入禁止スペースを指定し、貼り紙やロープで表示します。

10 利用室内の整理、清掃

避難者の入場に備えて、利用する室内の破損物や備品等を片付けるとともに、最低限の清掃を行います。

11 受付の設置

- (1) 受付場所を指定します。
- (2) 備品（長机、椅子、筆記用具等）を準備します。
- (3) 避難者名簿を準備します。
- (4) 受付付近に、避難所利用範囲や各種ルールを表示します。
- (5) 【様式4：受付時チェックシート】に従って受付を開始します。

12 生活班の編成

- (1) 避難者数が多い場合は、町内会や自治会、又はその班などを参考に、生活班を編成します。その際の班の名称は「（地域名）地区」又は「（地区名）第〇班」とします。（記入例：北金1区〇班）
- (2) 町内会や自治会等の範囲による班編成ができない場合は、避難以前に住んでいた地区を考慮してできるだけ顔見知り同士が集まることができるようアドバイスしつつ、避難者自身に組織させます。
- (3) 観光客など、地域内に居住していない避難者は、まとめて編成します。

13 避難所の表示

建物の門や玄関付近に、避難所の表示を行います。看板が望ましいのですが、無い場合は貼り紙による表示でも構いません。

14 要援護者や負傷者への対応

災害時要援護者や負傷者を早期に把握して、災害対策本部と連携しつつ適切に対処します。

15 災害対策本部への報告

避難所を開設したら、【様式5：避難所状況報告書】により、速やかに災害対策本部へ避難所開設の報告をします。

その後、1日最低1回は報告します。

第2章 避難所運営委員会の役割

1 避難所運営会議の開催

(1) 開催目的

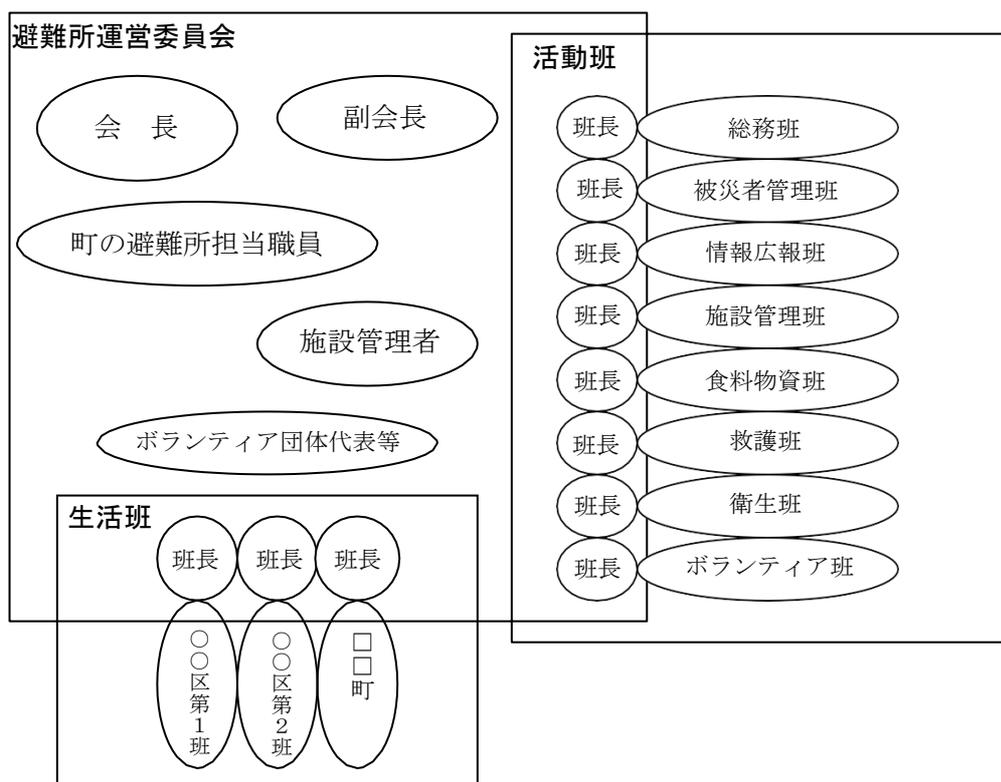
災害対策本部との連絡調整事項の協議や避難所での課題・問題に対処するなど、避難所の運営を円滑に進めるため、避難所運営会議（以下「運営会議」という。）を開催します。

(2) 開催頻度

- ① 災害発生直後は、1日2回、朝食前及び夕食後に運営会議を開催します。
- ② 朝の会議では、前夜の運営会議以降に連絡する必要が生じた事項の連絡を主に夕食後の会議では、問題点についての話し合いを主に運営会議を行います。
- ③ 災害発生から時間が経ち、連絡事項が減少すれば、朝の会議は省略します。
- ④ 特に連絡事項がない場合でも、最低限1日1回は会議を開催し、問題点の有無などを確認します。

(3) 参加者

- ① 会長、副会長、各生活班長、各活動班長
- ② 市の避難所担当職員
- ③ 施設管理者
- ④ （必要に応じて）ボランティア団体代表や地元企業等の代表者等



2 避難所運営委員会の役割（時期別）

<展開期：災害発生後から約1週間程度>

- (1) 生活班の代表選出、各活動班の設置 災害発生直後の混乱した状況が落ち着いてきたら、本格的な避難所運営体制づくりを始めます。各生活班では、班長と各活動班への代表者を決めます。班長等はできるだけ交替制とするなど個人の負担が偏らないように注意します。
- (2) 避難所内での場所の移動 避難者の増減など、状況の変化により、避難所内での移動が必要になった場合は、避難者の了解を得て移動を行います。避難所開設直後から、避難所内での場所移動があることを周知しておくことが必要です。

<安定期：災害発生後1週間目以降>

- (1) 活動班の再編成
避難者の減少により、避難所の規模が縮小するなど、状況の変化があった場合は適宜、活動班の再編成を行います。
- (2) 避難所内での場所の移動 避難者の減少や学校の再開など、状況の変化があった場合には、避難者の了解を得て部屋の統廃合など避難場所の移動を行います。

<撤収期：周辺のライフライン機能が回復し、被災者にとっての本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる時期>

- (1) 避難所閉鎖に向けての避難者の合意形成 避難所の閉鎖時期については、応急仮設住宅の建築状況、公営住宅の空き家などを考慮しつつ、災害対策本部の指示を受けた上で避難者の合意形成を行ない、施設管理者と相談しながら決定します。
- (2) 避難所閉鎖に向けての解散準備等 避難所の閉鎖方針が決定されたら、避難所運営委員会に配置されている人員についても、徐々に縮小することになります。避難所の撤収を円滑に進めるための段取りを決めます。
- (3) 避難所の撤収
避難所運営業務の残務整理を終えたら、避難所の運営に係る記録、使用した台帳等の整理をし、災害対策本部に引き継ぎます。
また、使用した施設を元に戻し、清掃をした上で避難所を撤収します。

第3章 総務班の役割

1 災害対策本部との調整

災害対策本部との連絡調整に関する窓口となり、連絡調整事項の把握、整理を行います。連絡調整事項については、避難所運営会議での協議を前提とするが、急を要する場合は、各活動班の班長と協議し、後ほど運営会議で報告します。

2 避難所レイアウトの設定、変更

大勢の人々の共同生活が円滑に進められるよう、災害発生時間、被害状況、避難状況に見合った避難所レイアウトを早期に設定します。

例えば、難病患者等については、継続的な医療が必要であることから、小部屋や冷暖房設備が整備された部屋を割り当てる等の配慮が必要です。

3 防災資機材や備蓄品の確保

救出、救護に必要な資機材を確保するとともに、必要な場所には貸し出しを行います。

4 避難所の記録

後世への教訓として非常に有用な資料とするためにも、避難所内の情報を記録として一本化し、避難所運営会議の内容や避難所での出来事を【様式6：避難所記録用紙】に記録として残します。

5 避難所運営委員会の事務局

避難所運営委員会及び避難所運営会議の開催に関する事務を執り行います。

6 地域との連携

大規模な災害が発生すると電気、ガス、水道といったライフラインも停止します。このため、自宅が被害をまぬがれた人々でも、食料や物資の調達ができない場合があります。

災害発生直後は、これら自宅で生活する人々（在宅被害者）へも、災害対策本部によって食料、物資の提供を行います。食料、物資は、在宅被災者の分も、一括して避難所へ送られて来ます。必要に応じて、在宅被災者にも、地区ごとの組織を作ってもらいましょう。

第4章 被災者管理班の役割

1 避難者名簿の作成、管理

名簿の作成は、避難所を運営していく上で、最初に行われなければならない重要な仕事であり、安否確認に対応したり、物資や食料を全員へ効率的に安定して供給するために不可欠です。できるだけ迅速かつ正確に作成する必要があります。

(1) 避難者名簿の整理

- ① 避難者の受付時、又は避難者を避難スペースに誘導した後、【様式7：避難者名簿】を配付し、記入を依頼し、回収します。
- ② 体調が悪い方、目の悪い方、外国人などについては、記入を手伝います。
- ③ 避難者名簿の記載内容は、個人情報であることから、取扱い、保管には厳重に注意します。
- ④ 回収した名簿をパソコンに入力（パソコンが使えない場合は手計算で集計）し毎日定時で避難者の入所状況等をまとめます。

(2) 退所者、入所者の管理

- ① 退所する方がいる場合、【様式7：避難者名簿】に記入を依頼し、退所者の情報を管理、整理します。
- ② 退所した人の分の空きスペースを把握し、共同スペースの新規開設や新しい入所者のために活用できるよう、総務班に情報を伝えます。
- ③ 入所する人がいる場合、【様式7：避難者名簿】に記入を依頼します。
- ④ 空いているスペースを確認して、部屋の割り振りを行います。
- ⑤ 避難所の生活ルールについて、新しい入所者に説明します。

(3) 外泊者の管理

外泊する人がいる場合、【様式8：外泊届用紙】に記入を依頼します。

2 安否確認等問い合わせへの対応

災害発生直後は、安否を確認する電話や来訪者による問い合わせが殺到します。

また、避難所には様々な人が出入りすることが予想されます。そこで、安否確認には作成した名簿に基づいて迅速に対応するとともに、避難者のプライバシーと安全を守るためにも受付を一本化し、訪問者（部外者）が避難所内にむやみに立ち入ることを規制します。

(1) 安否確認への対応

- ① 被災直後は、施設あてにかかってくる電話と避難者あてにかかってくる電話が混乱します。誰が電話の対応を行うのか、施設管理者と調整しましょう。
- ② 被災直後は、安否確認の電話など、施設内の電話は非常に混雑します。電話番号を当番制にするなどして、特定の人に負担がかからないようにしましょう。
- ③ 問い合わせに対しては、作成した名簿に基づいて迅速に対応しましょう。

(2) 避難者への伝言

- ① 施設内の電話は直接避難者へは取り次がないようにします。
- ② 伝言を避難者に伝えて、折り返しかけ直してもらいましょう。

- ③ 伝言方法については、緊急度やその時の状況（人員、忙しさ）に応じて、次のような対応が考えられます。
 - ア 伝令要員を準備する
 - イ 伝言箱を用意する
 - ウ 館内放送を利用する
- ④ 災害時要援護者には、その障害等に対応した適切な手段により、確実に伝達します。
- (5) 訪問者への対応
 - ① 避難者以外は、原則として居住空間に立ち入らないようにします。
 - ② 入口付近を面会場所として用意し、訪問者との面会はそこで行うことを、周知徹底します。

3 取材等への対応

発災直後、避難所には報道機関や調査団が詰めかけることが予想されます。

- (1) 基本的な対応方針の決定 取材を許可するか否か、仮に許可した場合に、どのように対応するかについて運営会議で決定します。
- (2) 具体的な対応
 - 基本的には、取材及び調査に対しては、避難所の代表が対応します。
 - ① 避難所の代表者は、あらかじめ取材者に対し、避難者のプライバシーに十分配慮すること及びそれが守られない場合は取材を中止することを伝えます。
 - ② 避難所で取材を行う人には、必ず受付への立ち寄りを求め、**【様式9：取材者用受付用紙】**に記入してもらいます。
 - ③ 取材者バッジ又は腕章をつけるなど、避難所以外の人が避難所内に立ち入る場合には、身分を明らかにしてもらいます。
 - ④ 避難者の寝起きする居住空間での見学、取材は、その居住者の了解を得た場合を除き、禁止します。
 - ⑤ 避難所の見学には必ず班員が立ち会い、避難者に対する取材へは班員を介して避難者が同意した場合のみとします。

4 郵便物、宅配便等の取り次ぎ

避難者あての郵便物等もかなりの量にのぼることが予想されます。

- (1) 郵便物等については、郵便局員や宅配業者から避難者へ、直接手渡してもらうこととしますが、防犯の観点から、受付に一言声をかけるよう、協力を依頼します。
- (2) 避難者の人数が多い場合などには、郵便物等を受付で保管します。この場合**【様式10：郵便物等受取簿】**を作成するとともに、郵便物等の紛失がないよう十分に注意します。

第5章 情報広報班の役割

1 情報収集

通信手段が絶たれた状態が続くことから、情報が錯綜します。被災者にとって必要な情報を収集するために、自ら行政機関へ出向いたり、他の避難所と連携をとるなどして、情報収集を行います。

(1) 行政からの情報収集

- ① 各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集します。
- ② 定期的に市庁や支所に出向くなどして、公開されている情報を収集します。

(2) 他の避難所との情報交換

- ① 開店している公衆浴場、商店の情報など、その地域独自の情報は口コミの情報が非常に有効です。近隣の避難所と情報交換することで、地域の状況を把握します。
- ② ただし、情報源については明確に把握し、デマに踊らされないことがないように十分注意します。

(3) 各種マスコミからの情報収集

- ① テレビ、ラジオ、新聞などのあらゆるメディアから、情報を収集します。
- ② 集まった情報を分かりやすく整理します。
- ③ 情報は常に新しくなるので、その情報を受けた日時は必ず明記します。

2 情報発信

避難所の状況を正確にかつ迅速に外部に伝達することは、適切な支援を受けるために非常に重要です。また、避難所が地域の被害情報を発信することによって、災害対策本部は被災地全体の被害状況をより詳しく把握することができます。

(1) 行政への情報発信

情報発信の窓口を一本化し、避難所から発信した情報を整理します。

(2) 地域の情報拠点

- ① 避難所は地域の情報拠点となります。
- ② 避難所外の被災者が自由に情報を得ることができるよう、外部の人でも見ることのできる場所に「広報掲示板」を設置します。
- ③ 情報が錯綜することを防ぐため、掲示板には必ず、避難所内で掲示しているものと同じ情報を掲示します。

3 情報伝達

正しい情報を避難者全員が共有することは非常に大切です。避難所内にある情報を効率よく、かつ漏れのないように避難者に伝えます。

特に、災害時要援護者への伝達には十分配慮します。

(1) 避難者全体への情報伝達

- ① 避難所内での情報伝達は、緊急の場合は放送設備等を使用しますが、それ以外の場合は原則として文字情報（貼り紙など）によるものとします。

- ② 施設内の入口近くなど、避難者全員の目につきやすい位置に、掲示板を作成します。
 - ③ 掲示板に掲載する情報には、以下のようなものがあります。
 - ア 「最新情報」 (今日入った情報)
 - イ 「行政からの情報」 (り災証明書発行、被災者生活再建支援制度など)
 - ウ 「生活情報」 (風呂、給水車、ライフライン復旧状況など)
 - エ 「復興情報」 (求人、復興資金など)
 - オ 「使用施設関連情報」 (避難所となった施設に関する情報)
 - カ 「避難所新聞」 (かわら版)
 - キ 「何でも伝言板」 (避難者同士の情報交換など)
 - ④ 掲示板に掲載する情報には必ず、掲示開始日時を掲載し、いつの時点の情報であるかを明確にします。
 - ⑤ 避難者へ定期的に掲示板を見るよう呼びかけます。
 - ⑥ 特に重要な項目については、避難所運営会議で生活班長に連絡し、生活班長を通じて口頭で避難者へ伝達してもらいます。
 - ⑦ 視覚や聴覚に障害のある人や外国人など、情報が伝わりにくい避難者に対しては、災害対策本部と連携して、それぞれに対応した音声や文字による情報伝達に配慮します。
- (2) 避難者個人への情報伝達避難者個人への情報伝達は、様々な方法が考えられますが、ここで紹介する伝言箱の設置も有効な手段です。
- ① 避難者個人あての連絡用に生活班別にひとつの伝言箱を設け、生活班長が受け取りに来る体制を作ります。
 - ② 伝言箱の中身については、プライバシーの保護に気を付けて取り扱います。

第6章 施設管理班の役割

1 避難所の安全確認と危険箇所への対応

余震などによる二次災害を防ぐためにも、施設の安全確認と危険箇所への対応を早急に行います。

(1) 災害対策本部による施設の安全確認

施設の安全確認については、災害対策本部へ要請し早急に行ってもらいます。

(2) 危険箇所への立入りを厳重に禁止

危険と判定された箇所については、立入りを厳重に禁止し、貼り紙や進入禁止のロープを用いるなどして、注意を呼びかけます。

特に子供などが立ち入る可能性のある危険箇所については、バリケードを作るなどして、立入りを厳重に禁止します。

(3) 日常的な安全確認

【様式2：建物被災状況チェックシート】を使用して、日常的に安全確認を行います。

2 防火、防犯

災害後には、被災地の治安が悪化することも十分に考えられます。また、集団生活においては火災の危険性も増大します。そのため、防火、防犯に留意するよう、避難所内外へ呼びかけます。

(1) 火気の取扱い場所の制限

① 基本的に室内は、火気厳禁、禁煙とします。

② 喫煙は、定められた喫煙場所でのみ許可します。

(2) 火気の取扱いに注意

① 部屋ごとに火元責任者を決め、ストーブなどの室内で使用する火気については厳重に管理します。

② 部屋単位、個人単位で所有する火の元（カセットコンロ等）の配置場所に注意します。人の目につきやすく、燃えやすいものから離れていることが必要です。

③ 火気を取り扱う場所には必ず消火器、消火バケツ等を設置します。

(3) 夜間の当直制度の設定

① 異常発生時に備えて、夜間も当直制度を設け、当直者は運営本部室で仮眠をとるようにします。

② 防火、防犯のために、夜間の巡回を行います。

(4) 避難所内への部外者の出入りを制限

① 多くの避難者が生活する避難所では、全ての入り口の扉を施錠することはできないため、不特定多数の人の出入りが可能となり、トラブルが起きやすくなります。

② 日中は、入口付近に受付を設け、担当者が外来者についてチェックする体制をとります。

- ③ 夜間は入り口の扉は原則として閉鎖し、運営本部に近い入り口を1箇所だけ施錠せず、夜遅くに避難所へ戻る避難者が出入りできるようにします。
- (5) 防火、防犯のため夜間巡回の実施
 - ① 被災地が混乱している間は、避難所内の治安を維持するため、夜間巡回を行います。
 - ② 余裕があれば、警察と協力し周辺地域の巡回を行い、地域の防犯にも努めます。

第7章 食料物資班の役割

1 食料、物資の調達

災害発生直後は食料の十分な配付を行うことができません。災害対策本部へ避難所の場所と避難者数や食料、物資を速やかに報告するとともに、調理施設等が衛生的に利用でき、かつ防火対策が講じられる場合は、避難者が協力し合って、炊き出し等を行うことにより、食料の確保を行います。

ただし、難病患者、人工透析患者や糖尿病患者等の場合、食事制限があることや高齢者の場合はやわらかいものが必要であるなど、災害時要援護者に対する食料の確保には十分配慮します。

また、状況が落ち着いてきたら、避難者の食料、物資に対する要望をまとめ、それらの支給を災害対策本部に働きかけます。

(1) 必要な食料、物資を災害対策本部に報告

① **【様式 11：食料依頼伝票】**に記入して、災害対策本部へ報告します。

② **【様式 12：物資依頼伝票】**に記入して、災害対策本部へ報告します。

(2) 災害対策本部からの支援が不足する場合や遅れる場合には、避難所として独自に入手を試みるなど、対応策を考える必要があります。

(3) 被災者ニーズの反映

状況が落ち着いてきたら、各生活班に対し、必要とする食料・物資の調査を行い、避難者のニーズを把握して食料、物資の要請を将来的な予測を立てて行い

【様式13：食料・物資要望票】に記入して、災害対策本部に要請します。

2 炊き出し

災害対策本部から食料等が支給されるまでの間、避難者自らが行う炊き出しは食料確保に重要な役割を担います。調理施設等が衛生的に利用でき、かつ防火対策が講じられる場合は、避難者全員で協力して炊き出しを行い、健康な食生活ができるよう努めます。

3 食料、物資の受入

災害対策本部などから届く食料、物資の受入れには多くの人員が必要です。

(1) 当番制によりできるだけ多くの人員を集め、効率よく避難所内に物資等を搬入します。

(2) 受け入れた物資は、**【様式 14：物資受払簿】**に記入して管理します。

4 食料の管理、配付

避難所内にある食料の在庫や状態を把握することは、避難所の運営において必須の仕事です。特に災害発生直後の混乱した状況下では、食料が十分に行き届かないことも予想されるため、食料の在庫等を常に把握し、計画的に配付することが重要となります。

5 物資の管理、配付

避難所内にある物資の種類とその在庫を把握することも、避難所の運営において必須の仕事です。物資の在庫や状態を把握することで、避難者のニーズに迅速に対応することが可能となり、不足しそうな物資の支給を効率よく災害対策本部に働きかけていくことが可能となります。

第8章 救護班の役割

災害時には、全ての避難所に救護所（医療救護を実施する場所）が設置されるとは限りません。できる範囲で、病人、けが人の治療に当たり、障害者や高齢者などの災害時要援護者の介護等を行います。

1 近隣の救護所、医療機関の開設状況の把握

- (1) 近隣の救護所の開設状況を把握します。
- (2) 地域内の医療機関の開設状況を把握し、連絡先を確認するとともに、事前に緊急の往診などの協力を依頼します。

2 避難所内への医務室の設置

- (1) 発災直後は、地域内の医療機関も被災し、診療が不可能となっていることが考えられます。急病人等に対応するためにも、避難所内に医務室を開設します。
- (2) 避難所内の医務室で対応できないような場合には、速やかに救護所や近隣の医療機関に応援を要請します。
- (3) 避難者の中に、医師、看護師などの有資格者がいる場合には協力を要請します。

3 避難所内にある医薬品の種類、数量の把握

- (1) 医務室などの避難所内にある医薬品の種類、数量について把握し、管理します。
- (2) 必要最低限の医薬品については、物資担当者と連絡をとり、常備するよう心がけます。

4 A E D（自動体外式除細動器）の設置場所の確認等

- (1) 避難所内にA E Dがある場合は、その設置場所を確認するとともに、周知を図ります。
- (2) 避難所内にA E Dが無い場合は、最寄りの設置場所を確認するとともに、周知を図ります。
- (3) 避難者の中にA E D講習会の受講者等がいるか確認し、把握しておきます。

5 避難所内の病人、けが人、災害時要援護者への対応

- (1) 避難者のうち、病人、けが人、災害時要援護者については、以下の内容について把握します。ただし、プライバシーの観点から、把握した情報の管理には十分に注意します。

①氏名 ②年齢 ③病名 ④通常使用している薬 ⑤かかりつけの医師 ⑥食事・物資等の個別の要望

- (2) 災害時用要援護者のうち、避難所での生活が困難な人については、設備のある別の避難所や福祉施設への移転又は病院への収容も検討し、要請します。

6 往診、相談会等の開催

医療機関からの往診や健康に関する相談会、支援に関する相談会などを定期的を開催します。

第9章 衛生班の役割

1 ゴミに関すること

避難所では多人数が生活するために、大量のゴミが発生します。また、特に災害発生直後の混乱した状況では、ゴミの収集も滞るおそれがあります。

(1) 避難所敷地内の屋外で、以下のような場所にゴミ集積場を設置します。

- ① ゴミ収集車が出入りしやすい場所
- ② 調理室など、衛生に関して十分に注意を払わなければならない箇所から離れた場所
- ③ 居住空間からある程度以上離れ、臭気などが避けられる場所
- ④ 直射日光が当たりにくく、屋根のある場所

(2) ゴミの分別収集を徹底し、ゴミ集積場は清潔に保ちます。

- ① 通常通りの分別収集をするよう呼びかけます。
- ② 危険物（空のカセットボンベ等）の分別には特に注意を払います。
- ③ 各世帯から出るゴミは居住組ごとにごみ袋を設置してまとめ、ゴミ集積場に捨てます。
- ④ ゴミの収集が滞り、やむを得ない場合には、焼却処分について災害対策本部と検討を行います。

災害時の混乱した状況下では、ごみ収集が滞る場合も想定されます。施設内に焼却炉がある場合には、災害対策本部と協議の上、火災防止に十分配慮した上で焼却処分を行うことも検討します。

2 風呂に関すること

多人数の避難者が生活する場所において、避難者が平等にかつ快適に入浴の機会を得られるようにします。

(1) 避難所内に仮設風呂、シャワーが設置されない場合

- ① もらい湯を奨励します。
- ② 地域内に公衆浴場があれば、その開設状況を把握し、利用を呼びかけます。

(2) 避難所内に仮設風呂、シャワーが設置された場合

- ① 男女別に利用時間を設定します。
- ② 当番を決めて交代で清掃を行います。

3 トイレに関すること

ライフラインが寸断され、水が自由に使用できない状況下では、トイレの確保は深刻な問題となります。避難者の人数に応じたトイレを確保し、その衛生状態を保つことは、避難所運営において重要な仕事です。

(1) トイレの使用可能状況を調べる。

- ① 施設内のトイレの配水管が使用可能かどうか早急に調べます。
- ② 配水管が使用不可能な場合は、トイレを使用禁止とし、貼り紙をするなどして避難者に知らせます。

- (2) 既設トイレが使用できない場合は（多数の避難者がいる避難所では既設トイレの使用可否に関わらず）、速やかに仮設トイレの設置場所と必要数（概ね100人あたり1基）を災害対策本部に連絡します。
 - ① 屋外で照明設備を確保する必要がある場合もあります。
 - ② 仮設トイレの設置に当たっては、災害時要援護者に配慮して、洋式仮設トイレの設置が必要です。
- (3) トイレ用水を確保する。

配水管が使用可能な場合には、汚物を流すための用水を確保し、トイレを使用します。（水の確保については、「7 生活水の確保」を参照）
- (4) トイレの衛生管理には十分に注意を払う。
 - ① トイレの清掃・消毒は、定期的（当初は毎日数回ずつ）に行います。
 - ② 避難者にトイレの清潔な使用方法について、十分に呼びかけます。
 - ③ トイレ使用後の手洗い消毒ができるよう配慮します。例えば入り口に消毒水を手洗い用として用意します。消毒水は作成日時を明記し定期的に交換します。
 - ④ 清掃用具、汚物専用容器、トイレットペーパーの確保にも注意します。

4 掃除に関すること

多くの方が共同生活を行う避難所では、避難者全員が避難所内の清掃を心がける必要があります。

- (1) 共有部分の掃除は、生活班を単位に当番制をつくり交代で清掃を実施します。
- (2) 居室部分の掃除は、毎日1回の清掃時間を設け、実施します。

5 衛生管理に関すること

ライフラインが停止し、物資が不足する中での避難所生活は、決して衛生的なものとはいえません。疾病の発生を予防し、快適な避難所環境を作るために、衛生管理には十分に注意を払います。

- (1) 「手洗い」の徹底
 - ① 手洗い用の消毒液を調達して消毒水を作り、トイレなどに用意し、手洗いを励行します。
 - ② 季節によっては、施設内の必要箇所（特に調理室など）を消毒するための消毒液などを調達し、定期的に消毒を実施します。
- (2) 食器の衛生管理の徹底
 - ① 衛生管理の観点から、できるだけ使い捨ての食器を使用します。
 - ② 使い捨ての食器を十分に調達できない場合には、使い捨ての食器又は通常の食器の再利用も行います。
 - ③ 食器の再利用を行う場合には、各自が用いる食器を特定して、食器の洗浄などは各自が責任を持って行うこととします。
- (3) 避難所での集団生活においては、風邪などの感染症がまん延しやすくなるため十分な対策を講じます。
 - ① 外出から帰ってきたら、手を洗いうがいをするなど、十分に予防策を講じます。
 - ② マスクやうがい薬など予防のために必要なものは、適宜、食料・物資班の担当者を通して災害対策本部に要望します。

6 ペットに関すること

災害が起こると、人間と同様にペットも生活の場を失います。さまざまな人が生活する避難所内で人間とペットが共存していくためには、一定のルールを設け、トラブルにならないよう注意する必要があります。

なお、盲導犬、介助犬などの身体障害者補助犬は、ペットではありません。

「身体障害者補助犬法」により、公共的施設を身体障害者が利用する場合に同伴を認められています。

ただし、避難所内へ同伴することで、他の避難者がアレルギーによる発作を起こす可能性がある等の場合は、障害者と補助犬用の別室を準備するなどの配慮が必要となります。

(1) 避難所の居室部分には、原則としてペットの持込み禁止

多種多様の価値観を持つ人が共同生活を行う場では、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しやすいこと、また、動物アレルギーの人がいる可能性を考慮し、居室へのペット持込みは禁止とします。

(2) ペット飼育スペースの設置

① 敷地内の屋外（余裕がある場合には室内も可）に専用スペースを設け、その場で飼育するようにします。

② ペットと避難所で共同生活を行うため、ペットの飼育及びペットの飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理することとします。

(3) 登録台帳の記入

避難所にペットを連れて来た避難者に対して、窓口で届けるよう呼びかけ、

【様式 15：避難所ペット登録台帳】に記載させます。

(4) 大型動物・危険動物の同伴禁止

大型動物や危険動物を避難所へ同伴することは断るようにし、災害対策本部に対応を要請します。

(5) ペットの飼育場所とルール

ペットの飼育場所と飼育ルール（《参考資料 3：ペットの飼育ルール広報文案》参照）を、飼育者及び避難者へ周知し、徹底を図ります。

(6) ペットの救護活動情報

ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供します。

7 生活水の確保

災害時に生活水を確保することは、非常に重要な仕事です。生活水の確保は、労力を必要とする仕事なので、避難者全員で協力して行います。

(1) 避難所内で使用する水は用途に応じて、明確に区別します。

- ① 飲料、調理用
- ② 手洗い、洗顔、歯磨き、食器洗い用
- ③ 風呂、洗濯用
- ④ トイレ用

(2) 飲料、調理用の確保

- ① 飲料用の水は、原則として救援物資として届くペットボトルを使用します。
- ② ペットボトルはできるだけ冷暗所に保管し、開栓後は長く保存しないように注意します。
- ③ ペットボトルの水が確保できない場合、又は不足する場合は、給水車の水や飲用可能な井戸水、湧水を使用します。
- ④ 給水車の水、井戸水、湧水の保管に関しては、清潔を保つように留意します。

(3) 手洗い、洗顔、歯磨き、食器洗い用の水の確保

- ① 手洗い、洗顔、歯磨き、食器洗い用の水は、原則として給水車の水や飲用可能な井戸水、湧水を使用します。
- ② 水の保管に関しては、清潔を保つように留意します。
- ③ 「手洗い、洗顔等用」として使用した水は、トイレ用水として再利用することを心がけます。

《用途別の生活水の使い方の例》

	飲料用 調理用	手洗い用 洗顔用 歯磨き用 食器洗い用	風呂用 洗濯用	トイレ用
飲料水（ペットボトル）	◎	○		
給水車の水	○	◎	○	○
井戸水、湧水（飲用可能）	○	◎	◎	○
井戸水、湧水（飲用不可）	×	×	△	◎
プール、河川の水	×	×	×	◎

凡例 ◎：最適な使用方法、○：使用可、△：水質により判断、×：使用不可

第10章 ボランティア班の役割

災害時、避難所へはボランティアの方が多数応援に来られることが予想されます。避難所の運営は、あくまでも避難者組織による自主運営が基本ですが、避難所運営による避難者の負担を軽減し、また、運営が円滑に実施できるよう、ボランティアにも積極的に協力を仰ぎ、避難所を効率よく運営していきます。

1 ボランティアの受入れ

- (1) 避難所運営の中で、特にマンパワーの大きくかかる部分については、災害対策本部等にボランティアの派遣を要請し、必要に応じてボランティア支援を受けます。
- (2) ボランティアの派遣は、原則として災害対策本部を通じて受け入れます。
避難所を直接訪ねてきたボランティアについては、県や市等の受入れ窓口でボランティア登録を行うよう依頼します。
- (3) ボランティアの受入れ窓口を設置します。
【様式 16: 災害ボランティア受付カード】に必要事項を記入してもらいます。
- (4) 必ず保険加入を確認します。
保険に加入していないボランティアについては、災害対策本部へ問い合わせ保険加入を要請します。

2 ボランティアの管理

- (1) ボランティアに対してどのような協力を求めるかについて、運営会議で検討し決定します。
組織化されたボランティアの場合、ボランティアのリーダーと協議して、どの役割を担ってもらうか決めるのも良いでしょう。
- (2) ボランティアに対する具体的な作業指示は各活動班の作業担当者が行います。
ボランティアの安全には十分に配慮し、危険な作業は決して行わせてはいけません。
- (3) ボランティアであることが一目で分かるように、名札や腕章の着用を義務づけます。

【様式1：開設準備チェックシート】

開設準備チェックシート

項目	内容	確認
避難所運営委員会設置	応急的な避難所運営委員会を設置	<input type="checkbox"/>
開設方針の確認	災害対策本部からの開設指示が出た	<input type="checkbox"/>
	高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保が出た	<input type="checkbox"/>
	被災者からの開設要望があった	<input type="checkbox"/>
避難者の安全確保	開設準備中は建物外での待機を呼びかける	<input type="checkbox"/>
	雨天時・厳寒期は、改めて場所割りすることを前提に、施設内に誘導する	<input type="checkbox"/>
	避難者の移動経路と物資輸送車両の進入経路上は、駐車禁止とする	<input type="checkbox"/>
開設準備への協力要請	避難者に対して当面の運営協力を呼びかける	<input type="checkbox"/>
建物の安全確認	災害対策本部による安全確認	<input type="checkbox"/>
	「建物被災状況チェックシート」による安全確認	<input type="checkbox"/>
ライフラインの確認	電気の使用	<input type="checkbox"/>
	放送設備の使用	<input type="checkbox"/>
	水道の使用	<input type="checkbox"/>
	電話の使用	<input type="checkbox"/>
	FAXの使用	<input type="checkbox"/>
	インターネットの使用	<input type="checkbox"/>
	下水道の使用	<input type="checkbox"/>
トイレの使用確認	使用できない場合は表示と代替設備の準備	<input type="checkbox"/>
避難スペースの確保・指定	避難所の利用範囲を確認（避難生活用、運営管理用、救済活動用など）	<input type="checkbox"/>
	部屋割り・スペース割りの指定	<input type="checkbox"/>
	立入り禁止スペースの指定・表示（貼り紙やロープ）	<input type="checkbox"/>
利用室内の整理・清掃	破損物・備品等の片付け、清掃	<input type="checkbox"/>
受付の設置	場所の確定 [場所：]	<input type="checkbox"/>
	備品の準備（長机、椅子、筆記用具等）	<input type="checkbox"/>
	避難者名簿の準備	<input type="checkbox"/>
	受付付近に、避難所利用範囲や各種ルールの表示	<input type="checkbox"/>
生活班の編成	町内会・自治会の班などを参考に編成する	<input type="checkbox"/>
	観光客など、もともと地域内に居住していない避難者は、まとめて編成する	<input type="checkbox"/>
	班長を決定する	<input type="checkbox"/>
避難所の表示	門・玄関付近に避難所の表示を設置	<input type="checkbox"/>
要援護者への対応		<input type="checkbox"/>
負傷者への対応		<input type="checkbox"/>
災害対策本部への連絡	避難所状況報告書（第1報）のFAX又は電話連絡	<input type="checkbox"/>

【様式2：建物被災状況チェックシート】

建物被災状況チェックシート（表面）

◎チェックを行う前に必ず読んでください。

- 避難所を開設するにあたって、避難所となる施設の安全性を確認します。
- 町の避難所担当職員、施設管理者、避難所運営委員会員のうち、2人以上で、危険箇所
所に注意しながら、このチェックシートを使って、目視による点検を行います。
- 一見して危険と判断できる場合は、災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、
必要な対応を検討します。
- 質問1から順番に点検を行います。
- 質問1～8（外部の状況）までで、B又はCと判断された場合は、建物に入らず、
質問9以降については調査する必要はありません。
- 危険と認められる場所には、貼り紙をするなどして、立入禁止とします。
- このチェックシートの質問項目に関わらず、少しでも建物の状況に不安がある場合
は、災害対策本部へ連絡し確認を受けましょう。
- 質問1～13を集計し、下記「チェック結果」に該当項目の合計数を記入します。
- 以下の判定により、必要な対応をとります。

	判定	対応
Cが一つでもある	危険	施設内へは立ち入らず、災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討する。
Cはないが、Bが一つでもある、又は14の記入内容に気になる点がある	要注意	施設内へは立ち入らず、災害対策本部へ連絡し、専門家による応急的な補強を行う等、必要な措置を講じる。
Aのみである	使用可	危険箇所に注意し、施設を使用する。

- 余震により被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被災状況を点検する。
- このチェックシートによる判断は、あくまで臨時的なものであり、災害対策本部に連絡し、早急に調査・確認を受けること。

*裏面も確認してください。チェック結果

避難所名	確認日時	確認者名
Aの数	Bの数	Cの数

建物被災状況チェックシート（裏面）

《その1：外部の状況》

質問	該当項目		
	A	B	C
建物周囲に、地すべり、がけくずれ、地割れ、砂の吹き出し、液状化現象、地盤沈下などが生じましたか	いいえ	生じた	ひどく生じた
建物の基礎が壊れましたか	いいえ	壊れたところがある	ひどく壊れた
建物が傾きましたか	いいえ	傾いている気がする	明らかに傾いている
外壁材は壊れましたか	B・C以外	大きな亀裂がある・一部落下している	大きく壊れている、落下している
屋根材は壊れましたか	いいえ	壊れている・一部落下している	大きく壊れている
窓ガラスは割れましたか	いいえ又は現場でふさげる程度	現場で対応できないほど割れた	/
外部階段、バルコニー、高架水槽、大型看板、隣接する建物等が余震などにより避難所の建物や敷地内に落下、転倒する危険性がありますか	いいえ	可能性がある	今にも落下、転倒しそうだ
ガス臭・灯油等の臭い（ガス漏れ・灯油等の漏れの可能性）はありますか	いいえ	ややある	かなりある、漏れている

ここまでのチェックで、BまたはCの該当項目があった場合は、建物内に入ってチェックする必要はありません。（質問9以降は点検不要です） その他、気がついた状況等があれば、質問14の回答欄に記入してください。

《その2：内部の状況》

質問	該当項目		
	A	B	C
床が壊れましたか	B・C以外	少し傾いた、又は沈下した	大きく傾いた
柱が折れましたか	B・C以外	大きなひび・ゆがみを生じたものがある	完全に折れたものがある
内部の壁が壊れましたか	B・C以外	大きなひび割れがある、一部落下している	大きく壊れている、落下している
出入口・各室のドアは動きますか	C以外		かなり動きにくい、動かない
天井や高所の照明器具が壊れましたか	B・C以外	落下の危険性がある	落下している
その他、気がついた状況を記入してください。 （例：塀が壊れた、水・ガス・灯油等が漏れている、付近の電線が切れて垂れ下がっている、家具が倒れたなど）			

【様式3：避難所の開放スペース等】

避難所の開放スペース等

分 類		部 屋 名
◎避難生活スペース		
要援護者スペース		
避難所運営用	◎受付場所	
	◎広報場所	
	◎事務室	
	運営本部室	
	会議場所	
	仮眠場所	
救護活動用	◎救護室	
	物資保管室	
	物資配付場所	
	災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置場所	
	相談所	
避難生活用	◎更衣室（兼授乳場所）	
	休憩所	
	調理場所	
	遊技場・勉強部屋	
屋外	仮設トイレ	
	ゴミ集積場	
	喫煙場所	
	物資の荷下ろし場	
	仮設入浴場	
	洗濯・物干し場	
	駐輪場・駐車場	
《利用しない部屋》		
<ul style="list-style-type: none"> ・校長室、職員室、事務室、館長室等の施設管理に必要な部屋 ・理科室、機械室など危険物のある部屋 		
《予備スペース》 応急遺体安置場所（原則として避難所には遺体を安置しないが、避難者の死亡等、やむを得ない場合には、避難スペースと隔離した位置に確保する）		

◎印が付いたスペースは、避難所開設当初から設けるようにする。

様式4：受付時チェックシート】

受付時チェックシート

チェック項目	チェック内	☑
<p>受付 ※多人数が集中した場合は、名簿への記入は事後となることもやむを得ないが、できるだけ早い段階で氏名・住所等の基礎的な内容だけでも記入してもらおう。</p>	<p>・同居している家族等の単位で記入してもらおう。 (災害時要援護者等の場合、必要に応じて記入を手伝う。) →【様式5：避難者名簿】</p>	☐
<p>避難所内の割当て・誘導</p>	<p>・早い者勝ちではないことを周知する。 ・できるだけ地域（編成が済んでいれば、生活班）ごとにまとまるように誘導する。</p>	☐
<p>3 ルール等の周知</p>	<p>・当初は最低限の施設利用上のルールを定めておき、以降、順次見直す。 →《参考資料2：施設利用ルール例》</p>	☐

【様式5：避難所状況報告書】

避難所状況報告書（第 報）

避難所名：

送信者名				(受信者名)			
報告日時		月 日 時 分		避難所FAX等		連絡手段等	
世帯数		現在数 A ()は屋外避難世帯		前回報告数 B		差引 A-B	
合計数		()		()		()	
内 訳	避難世帯	()		()		()	
	在宅被災世帯						
人数		現在数 A ()は屋外避難者		前回報告数 B		差引 A-B	
合計数		()		()		()	
内 訳	避難者	()		()		()	
	在宅被災者						
運 営 状 況	生活班	編成済・未編成		地 域 状 況	二次災害恐れ	なし・あり ()	
	避難所運営 委員会	設置済・未設置			ライフライン 途絶	なし・あり ()	
					付近の道路	通行可・渋滞・不通	
避難所運営委員 代表者名及連絡先							
		対応状況			今後の要求・展開		
連 絡 事 項	総務班						
	被災者管理班						
	情報広報班						
	施設管理班						
	食料物資班						
	救護班						
	衛生班						
	ボランティア班						
	避難所担当職員						
	施設管理者						
備 考							

《避難所状況報告書について》

- ・ 一日最低 1回は災害対策本部へ報告すること。
- ・ 「避難者」：自宅が被災し住めなくなり、避難所で生活している方
- ・ 「在宅被災者」：自宅に住むことはできるが、ライフラインの途絶等により、避難所の施設を利用したり、食料・物資の配給を受けている方
- ・ 「連絡事項」欄には、各班の活動において発生した問題やその解決策など、他の避難所運営の参考となるような事項を記入する。

避難所状況報告書（第 3 報）（記入例）

避難所名：〇〇センター避難所

送信者名		〇〇避難所委員長	(受信者名)		役場 ○係 □□
報告日時		H〇〇月〇日 時〇分	避難所 F A X 等		巡回者への手交
世帯数		現在数 A (内数) は屋外避難世帯	前回報告数 B		差引 A-B
		10 (2)	9 (1)		1 (1)
内訳	避難世帯	9 (2)	8 (1)		1 (1)
	在宅被災世帯	1	1		0
人数		現在数 A () は屋外避難者	前回報告数 B		差引 A-B
合計数		20 (4)	18 (2)		2 (2)
内訳	避難者	18 (4)	16 (2)		2 (2)
	在宅被災者	2	2		0
運営状況	生活班	編成済・未編成	地域状況	二次災害恐れ	なし・あり ()
	避難所運営委員会	設置済・未設置		ライフライン途絶	なし・あり ()
				付近の道路	通行可・渋滞・不通
避難所運営委員会 代表者名及連絡先		〇〇区長 深浦 一郎			
		対応状況		今後の要求・展開	
連絡事項	総務班	第3回委員会開催 ・避難所レイアウトの一部変更検討			
	被災者管理班	・名簿記入用紙の不足 ・安否確認数30件		・対策本部へ要求 ・連絡版の設置	
	情報広報班	・エリアメールを細かにチェック ・ヤフオク災害情報をチェック			
	施設管理班	・部外者の立ち入りあり、土足者一部あり		・張り紙の掲示	
	食料物資班	・食糧要望書と避難者の数が不一致		・情報収集し増加を見越して要求、足りないところは追加で要望	
	救護班	・〇〇さんの薬が、明日で切れる		・本日中に要望する	
	衛生班	・トイレの使用状況が悪い ・消毒液がない		・張り紙の掲示（注意喚起） ・朝夕、水の出るいので、我慢できる人は時間をずらす ・消毒液を対策本部へ要望	
	ボランティア班	ボランティアが明日から支援		・やってもらいたいことをとりまとめ	
	避難所担当職員				
施設管理者					
備考 疲労が少したまってきたが、地区で団結して生活中					

【様式6：避難所記録用紙】

避難所記録用紙

避難所名：

記載者名		
記載日時		年 月 日 時 分
避難人数		人 (時現在)
避難世帯数		世帯 (時現在)
連 絡 事 項	総務班	
	被災者管理班	
	情報広報班	
	施設管理班	
	食料物資班	
	救護班	
	衛生班	
	ボランティア班	
対処すべき事項、予見される事項		

【様式7：避難者名簿】

避難所名：

避難者名簿（同居家族等单位）

太枠内をご記入ください

①入所年月日	年 月 日					
②同居家族等の氏名 (フリガナ)	年 齢	生年月日	性別	この避難 所にいる (○・×)	連 絡 が 取 れ た (○・×)	備 考 (現在いる場所等)
避難所にいる代表者 ()			男・女	○	○	
()			男・女			
()			男・女			
()			男・女			
()			男・女			
()			男・女			
③住所・電話番号	〒 住所 (町内会・自治会名)					
	固定電話 携帯電話					
④家屋の被害状況	・全壊 ・半壊 ・一部破損 ・断水 ・停電 ・ガス停止 ・電話不通 ・その他 ()					
⑤親族などの連絡先	〒 住所 (町内会・自治会名)					
	固定電話 携帯電話					
⑥特別な配慮 ご家族に、入れ歯や眼鏡の不備、病気などの理由で、特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があったらお書きください。						
⑦外部から安否の問い合わせがあった場合は、住所氏名を答えてもいいですか？						はい・いいえ

※記載内容は厳重に保管・取扱い、避難所運営の目的以外には使用しません。

※内容に変更があった場合は、速やかに被災者管理班にお申し出ください。

退出年月日	年 月 日	
転出先	〒 住所	
	固定電話 携帯電話	
備考		

【様式8：外泊届用紙】

外泊届用紙

避難所名：

ふりがな 氏名	
外泊期間	月 日 時 分
同行者	
緊急の場合の連絡先	

【様式9：取材者用受付用紙】

取材者用受付用紙

避難所名：

受付日時		月	日	時	分
退所日時		月	日	時	分
代表者	氏名			所属	
	連絡先（所在地、電話番号等）				
同行者	氏名				所属
取材目的					
放送・掲載等予定					
避難所側の付添者		(名刺貼付場所)			
特記事項					

※お帰りの際にも必ず受付へお寄りください。

【様式 10：郵便物等受取簿】

郵便物等受取簿

台帳 No.

避難所名：

No.	受付月日	宛 名	郵便物等の種類	受付月日	受取人名
	月 日		はがき・封書・小包その他 ()	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包・その他 ()	月 日	

- ・ 被災者管理班の担当者は、「受付月日」～「郵便物等の種類」欄に記入します。
- ・ 受取に来た方に「受取月日」と「受取人」欄に記入してもらいます。

【様式 11：食料依頼伝票表】

食料依頼伝票

避難所	依頼日時				月	日	時	分
	避難所名							
	住 所							
	担当者名							
	電 話				F A X			
	依頼数	避難者用		食（うち軟らかい食事			食）	
		在宅被災者用		食（うち軟らかい食事			食）	
合 計		食（うち軟らかい食事			食）			
その他の依頼内容								
災害対策本部	受信日時				月	日	時	分
	担当者名							
	処理時刻				月	日	時	分
	配送数	避難者用		食（うち軟らかい食事			食）	
		在宅被災者用		食（うち軟らかい食事			食）	
		合 計		食（うち軟らかい食事			食）	
	発注業者							
配送業者								
配送確認時間								
備 考								

【様式 12：物資依頼伝票】

物資依頼伝票

①	依頼日時			月	日	時	分	発注先業者名			
	避難所名			電話					F A X		
	住 所			伝票 No.		伝票枚数			本部受付日時		
				月	日	時	分	本部受信者名			
	担当者名			電話					F A X		
				F A X							
		品 名	サイズ等	数量	②	出 荷 数	個 口	備 考			
	1										
	2										
	3										
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
<ul style="list-style-type: none"> 一行につき一品、サイズごとに記入し、数量はキリのいい数字で注文してください。 性別などは「サイズ等」の欄に記入してください。 							個口合計				

- ・食料物資班はこの伝票に記入し、災害対策本部に原則としてF A Xで注文・配達を依頼してください。
- ・F A Xが使えない場合は、必ず控えを残しておいてください。

③	出荷時期	月	日	時	分	④	
	配達者名					避難所 受領 サイン	
	電話						
F A X							
配達日時		月	日	時	分		

- ・食料物資班は、受領時に「物資受払簿」に記入してください。

<記載方法及び使用方法>

- 1 食料物資班の担当者は、伝票の①の枠内に必要事項を記入します。
 - (1) 伝票に記入するときは、同一品種、サイズごとに記入します。
 - (2) 「様式 13：物資受払簿」に、物資の品名ごとに、伝票 No. と依頼数量などを転記します。
 - (3) 転記後は、伝票を食料物資班の班長へ渡します。
 - (4) 食料物資班の班長は、伝票の内容を確認の上、災害対策本部に伝票を送付します。
- 2 災害対策本部では、伝票の②の枠内に必要事項を記入します。
 - (1) 災害対策本部の物資管理を担当する職員は、伝票の内容を品名ごとの受取簿に記入します。
 - (2) 発送時に、その内容を台帳及び伝票に記入します。
 - (3) 配送担当者に伝票を渡します。
- 3 配送担当者は、伝票の③の枠内に必要事項を記入します。(物資管理担当職員が直接配送するときは、職員が配送担当者と同様の記入を行います。)
 - (1) 配送担当者は、伝票の④の枠内に避難所の食料物資班の班長のサインを得てから物資を渡します。
 - (2) 食料物資班の班長が不在のときは、班員のサインを受けます。
 - (3) 配送担当者は、伝票を災害対策本部の物資管理を担当する職員に渡します。
 - (4) 食料物資班は、「様式 13：物資受払簿」に数量などを記入します。
- 4 災害対策本部の物資管理担当職員は、台帳に到着確認時刻を記入し、台帳と伝票を保管します。

<様式 14 : 「物資受払簿」の記載方法及び使用方法>

- 1 食料物資班の担当者は、依頼した物資が配送されたら、必要事項を記入します。
 - (1) 「受入先」は、通常は災害対策本部ですが、寄付があったときは、寄付者名を記入するなど出所を明示します。
 - (2) 「受」には、受け入れた数量を記入します。

- 2 物資を避難者に配付した場合、配付した数と残数を記入します。
 - (1) 「払出先」には、生活班ごとに配付した時は班の番号、避難者ごとに配付したときは避難者氏名と住所、電話番号などを記入します。
 - (2) 「払」には、配付した数量を記入します。
 - (3) 現在数量と受払簿の残数が一致しているか確認します。

【様式 15：避難所ペット登録台帳】

避難所ペット登録台帳

避難所名：

No.	飼育者	登録日	種類	体長 (cm)	毛色・ 体色	性別	名 前 (呼び名)	退所日
	氏名 住所 電話番号					オス メス		
	氏名 住所 電話番号					オス メス		
	氏名 住所 電話番号					オス メス		
	氏名 住所 電話番号					オス メス		
	氏名 住所 電話番号					オス メス		
	氏名 住所 電話番号					オス メス		
	氏名 住所 電話番号					オス メス		
	氏名 住所 電話番号					オス メス		
	氏名 住所 電話番号					オス メス		
	氏名 住所 電話番号					オス メス		

【様式 16 : 災害ボランティア受付カード】

受付年月日	年 月 日
整理番号	
受付担当者	

災害ボランティア受付カード

下の太枠内をご記入ください

フリガナ 氏 名	(歳)	性 別	男 ・ 女
職業 団体・学校名			
住所	〒 電話		
緊急時連絡先	〒 電話		
活動内容など			
活動時間	時 分 ~ 時 分		

《参考資料1：呼びかけ例文》

○開設準備中：グラウンド等での待機要請

こちらは、避難所運営委員会です。ただいま、避難所の開設準備を進めており、施設の安全性が確認され次第、皆さんを施設内に案内しますので、しばらく安全な〇〇（例：グラウンド、駐車場）で待機願います。

現在分かっている災害情報は、[収集した地震に関する情報等]ということです。

この地区や町の被害状況は現在確認中です。深浦町災害対策本部が設置され、関係機関とともに対策が進められておりますので、落ち着いて行動してください。なお、皆さんの中で、開設準備にご協力いただける方がいらっしゃいましたら、私のところまでお越しください。

また、負傷された方、体調が悪い方がいらっしゃいましたら、私のところまでお越しください。以上、避難所運営委員会からでした。

※繰り返します。

○受付時：避難所の誘導・案内

こちらは、避難所運営委員会です。ただいま、施設の安全性が確認され、避難所の開設準備が整いましたので、皆さんを施設内に案内します。

受付で、氏名・住所などを記入していただき、ルールを確認していただきながら入室していただきます。早い者勝ちではありませんので、これから申し上げる順に、同居しているご家族ごとに受付に来てください。

また、今後の状況により、施設内で移動していただくことがありますのでご了承ください。

障害をお持ちの方や介護が必要な方がいるご家族等を優先しますが、必ず皆さんに、安全に避難していただきます。

まず、身体に障がいがある方や介護が必要な方がいるご家族から受付に来てください。

・・・・次に、〇〇町内の方、受付に来てください。

《参考資料 2：施設利用ルール例》

避難所でのルール

この避難所でのルールは次のとおりです。

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
 - 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、町の避難所担当職員、施設の管理者、避難所の代表からなる、避難所運営委員会（以下、委員会という。）を組織します。
 - ・委員会は、毎日午前〇〇時と午後〇〇時に定例会議を行います。
 - ・委員会の運営組織として、総務、被災者管理、情報広報、施設管理、食料物資、救護、衛生、ボランティアの活動班を避難者で編成します。
 - 3 避難所は、電気、水道、などのライフラインが復旧することをめどに縮小、閉鎖します。
 - 4 避難者は、世帯単位で登録していただきます。
 - ・避難所を退所する時は、受付に転出先をご連絡ください。
 - 5 盲導犬、介助犬などの身体障害者補助犬以外の動物を避難所内に入れることは禁止します。
 - ・ペットの飼育スペースを準備しますので、受付にお申し出ください。6
- 施設管理に必要な部屋や危険物がある部屋には避難できません。
- ・「立ち入り禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、張り紙の内容には必ずしたがってください。
- 7 食料、物資は、原則として全員に提供できるまでは配付しません。
- 8 消灯は、夜〇〇時です。
 - ・廊下は点灯したままとし、就寝スペースは照明を落とします。
 - ・管理に必要な部屋は、防犯上の理由により、点灯したままとします。
 - ・消灯時間から朝〇〇時まで、就寝スペースでの携帯電話での通話（メールの送受信を除く）や着信音・アラーム等の鳴動を禁止します。電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 9 施設の固定電話は、受信のみを行います。
 - ・伝言を受けた後、放送で呼び出しを行い、伝言を伝えます。
 - ・発信は公衆電話や各自の携帯電話でお願いします。
 - ・必要な事項を簡潔に、行ってください。
- 10 トイレの使用方法は次のとおりです。
- 11 指定された場所以外での、喫煙、火気の使用は禁止します。
- 12 使用していないコンセント口がある場合、携帯電話の充電に使用して構いません。多数の希望者が予想されることから、お互いに譲り合って使用しましょう。

なお、公共的な用途でコンセント口を使用する必要性が生じた場合、携帯電話の充電の途中であっても、中断していただく場合があります。

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- 1 ペットは、指定された場所につなぐか、オリの中で飼ってください。
- 2 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- 3 ペットの苦情や、危害防止に努めてください。
- 4 屋外の指定された場所で排便させ、後始末を行ってください。
- 5 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
- 6 ノミの駆除に努めてください。
- 7 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- 8 飼育困難な場合は、一次預かりが可能なペットホテルや動物病院などの施設に相談してください。
- 9 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営委員会まで連絡してください。

避難所運営委員会

《参考資料4：避難所運営委員会規約例》

避難所運営委員会規約（避難所名：〇〇〇〇）

（目的及び設置）

第1条 〇〇（避難所名）周辺において地震等の大規模な災害により甚大な被害が発生したとき、避難住民の安全確保を図るとともに、地域住民と行政機関が一体となり総合的な避難所の運営管理体制を確立するため、避難所運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 運営委員会は、避難所へ避難してきた住民の代表、町の避難所担当者、施設管理者その他の関係者をもって構成する。

（運営活動）

第3条 運営委員会は、地震等の災害時における避難所の円滑な運営を図るため、次の事項について協議する。

- (1) 避難所の運営に関すること
- (2) その他必要な事項

（活動班）

第4条 運営委員会には、次の活動班を設ける。

- (1) 総務班
避難所のレイアウト配置、地域との連携、その他避難所の管理に関すること
- (2) 被災者管理班
避難者名簿の作成等、安否確認への対応、取材への対応、郵便物、宅配便の取次ぎに関すること
- (3) 情報広報班
情報収集、情報発信、情報伝達に関すること
- (4) 施設管理班
避難所の安全確保と危険箇所への対応、防火や防犯に関すること
- (5) 食料物資班
食料や物資の調達、受入れ、管理、配付、炊き出しに関すること
- (6) 救護班
医療、介護活動に関すること
- (7) 衛生班
ゴミ、風呂、トイレ、掃除、衛生管理、ペット、生活用水に関すること
- (8) ボランティア班
ボランティアの受入れ、管理に関すること

(役員の種類及び定数)

第5条 運営委員会には次の役員を置く。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 総務班長（事務局長） | 1名 |
| (4) 被災者管理班長 | 1名 |
| (5) 情報広報班長 | 1名 |
| (6) 施設管理班長 | 1名 |
| (7) 食料物資班長 | 1名 |
| (8) 救護班長 | 1名 |
| (9) 衛生班長 | 1名 |
| (10) ボランティア班長 | 1名 |

(役員を選出)

第6条 役員を選出は委員の互選による。

(役員職務)

第7条 会長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は事務局を総括し、運営委員会の庶務、会計その他必要な事項を行う。
- 4 各活動班長は班を総括する。
- 5 役員は、避難所避難者数等の状況により、兼務あるいは置かないことが出来る。

(会議)

第8条 運営委員会の会議（以下「運営会議」という。）は、運営活動に関する協議を行うため会長が必要と認めたときに開催し、会長がその議長となる。

(経費)

第9条 運営委員会の会議、運営に係る費用は別途定める。

(疑義)

第10条 この規約に定められていない事項又は疑義が生じたときは、その都度、運営会議で協議して決定するものとする。

深浦町避難所運営マニュアル

令和7年3月作成

深浦町役場総務課消防防災係

〒038-2324 深浦町大字深浦字苗代沢82-2

電話 0173-74-2112 (直通)

FAX 0173-74-4415

樣 式

目 次

様式 1	被害者実態調査票（個票）	1
様式 2	被害者名簿	2
様式 3	災害状況即報・災害確定報告	3
様式 4	人的被害・建物被害調べ	4
様式 5	救助の実施状況	5
様式 6	医療施設被害	6
様式 7	廃棄物処理、環境衛生施設、水道施設被害	7
様式 8-1	水稲被害（水害）	8
様式 8-2	水稲被害（潮風害、干害、霜害、風雪害等）	8
様式 9	りんご特産果樹被害	9
様式 10	畑作、野菜、花き、一般果樹園被害	10
様式 11	果樹類樹体被害	10
様式 12-1	畜産関係被害（家畜、畜産物等）	11
様式 12-2	家畜関係被害（牧草、飼料作物等）	11
様式 13-1	農業関係共同利用施設被害（農業協同組合及び同連合会所有のもの）	12
様式 13-2	農業関係共同利用施設被害（その他の所有のもの）	13
様式 14	農業関係非共同利用施設被害	14
様式 15	農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品被害	15
様式 16	農地、農業用施設関係被害	16
様式 17-1	林業関係被害（林産関係）[概況、確定報告]	17
様式 17-2	林業関係被害（治山関係）[速報、概況、確定報告]	18
様式 18	水産業関係被害	19
様式 19	海岸、漁港施設被害	20
様式 20	商工業、観光施設被害	21
様式 21	土木施設被害（国、県、町別）	21
様式 22	文教関係被害	22
様式 23	福祉施設被害	23
様式 24	その他の公共施設被害	23
様式 25	災害発生報告	24
別紙 1	被害状況調	25
別紙 2	世帯別被害等調査票	26
様式 26	災害決定報告について	27
様式 27	災害救助費市町村交付金申請書について	30
別紙 1	請求書	31
別紙 2	災害救助費総額内訳書	32
様式 28	事務費内訳書	33
別紙 1	旅費明細	34
別紙 2	時間外勤務手当	34
別紙 3	通信費明細	34
様式 29	救助実施記録日計票	35
様式 30	救助の種目別物資受払状況	36
様式 31	避難所設置及び収容状況	36
様式 32	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保発令報告書	37
様式 33	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保解除報告書	37

様式 3 4	避難所開設報告書	38
様式 3 5	避難所閉鎖報告書	38
様式 3 6	避難所日誌	39
様式 3 7	避難所収容者名簿	39
様式 3 8	避難所従事者勤務状況	39
様式 3 9	被災者救出状況記録簿	40
様式 4 0	炊出し給与状況（総括）	40
様式 4 1	炊出し給与簿	40
様式 4 2	給食者名簿	41
様式 4 3	飲料水の供給簿	41
様式 4 4	世帯構成員別被害状況	41
様式 4 5	物資供給（貸与）受領簿	42
様式 4 6	物資の給与状況	43
様式 4 7	災害救助法による応急仮設住宅設置供与申請（住宅の応急修理）について	43
別紙 1	応急仮設住宅設置供与を必要とする者の調書	44
別紙 2	応急仮設住宅敷地予定調書	44
別紙 3	住宅の応急修理を必要とする者の調書	44
様式 4 8	災害救助法による応急仮設住宅建築工事着工届	45
様式 4 9	災害救助法による応急仮設住宅建築工事竣工届	45
様式 5 0	災害救助法による応急仮設住宅建築工事引渡書	46
様式 5 1	応急仮設住宅設置及び住宅の応急修理概算金交付請求書	46
様式 5 2	応急仮設住宅設置及び住宅の応急修理概算金精算書	47
別紙 1	工事費及び事務費内訳書	47
別紙 2	開札一覧表	48
様式 5 3	応急仮設住宅台帳	49
様式 5 4	住宅応急修理記録簿	49
様式 5 5	救護班活動状況	49
様式 5 6	病院、診療所医療実施状況	50
様式 5 7	傷病者名簿	50
様式 5 8	助産台帳	50
様式 5 9	障害物除去の状況	51
様式 6 0	障害物除去関係物資受払状況	51
様式 6 1	奉仕団の協力要請書	51
様式 6 2	奉仕団の活動状況記録簿	52
様式 6 3	人夫斡旋要請書	52
様式 6 4	人夫雇上台帳	53
様式 6 5	遺体の搜索状況記録簿	54
様式 6 6	遺体搜索の協力要請書	54
様式 6 7	遺体処理台帳	55
様式 6 8	埋火葬台帳	55
様式 6 9	学用品給与調	56
様式 7 0	学用品購入計画書	56
様式 7 1	学用品の給与状況	57
様式 7 2	学用品給与対象者調	58
様式 7 3	輸送記録簿	58

様式1

被害者実態調査票 (個票)																
										調査年月日 年 月 日						
地区名															調査員氏名	
世帯主氏名			住 所					年 令		職 業		事業主の場合				
(電話)			深浦町大字 字 番地									事業内容		従業員数		
被害状況				家族の氏名		続柄	年令	職業又は学校名			被保護世帯	身障世帯	老人世帯	母子世帯	要保護世帯	その他の世帯
人的被害	死者 人	行方不明 人	重傷 人	軽傷 人												
住家被害	種類	住 家		非住家					※課税状況							
	被害の区分 ○印をつける	1 全壊 (焼)	1 全壊 (焼)						非課税 均等割 所得割							
		2 半壊 (焼)	2 半壊 (焼)													
		3 流失	3 流失													
棟数	4 一部損壊	4 一部損壊						備考								
	5 床上浸水 1~49 cm	5 床上浸水														
所有	6 床上浸水 50~99 cm	6 床上浸水														
		100 cm以上														
		6 床下浸水														
		6 床下浸水														
		自家、借家、間借														
		棟														
		棟														
		人	人	人	人	人	人									

※印は記入する必要はありません。

様式3

災害状況即報・災害確定報告

月 日 時現在

市町村	深 浦 町			区	分	被 害	区	分	被 害	市町村災害 対策本部	名 称				
災 害 名	災害名 第 報 (月 日 時現在)			そ の 他	田	流失・埋没 冠 水	h a		公文文教施設		千円	設 置	月 日 時		
報 告 番 号					畑	流失・埋没 冠 水	h a		農林畜産業施設		千円	解 散	月 日 時		
報 告 者 名					文教施設	箇所			公共土木施設	千円					
区 分					被 害		文教施設	箇所	小 計	千円					
人 的 被 害	死 者	人			病院	箇所									
	うち 災害関連死者	人			道路	箇所			農産被害	千円					
	行方不明者	人			橋りょう	箇所			林産被害	千円					
	負傷者	重 傷	人			河 川	箇所			畜産被害	千円	災害救助法の適用の有無	有	無	
軽 傷		人			港 湾	箇所			商工被害	千円					
住 家 被 害	全 壊	棟			砂 防	箇所			その他	千円					
		世帯		掃除施設	箇所			被 害 総 額	千円	消防職員出勤延人員	人				
	半 壊	棟		崖くずれ	箇所			備	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 災害状況速報は、様式23を参照のこと						
		世帯		鉄道不通	箇所			考							
	一 部 破 損	棟		被害船舶	隻										
		世帯		水道	戸										
	床 上 浸 水	棟		電話	回線										
		世帯		電気	戸										
床 下 浸 水	棟		ガス	戸											
	世帯		ブロック塀等	箇所											
非 住 家	公 共 建 物	棟		り災世帯数	世帯										
	そ の 他	棟		り災者数	人										
				火災発生	建 物	件									
				危 険 物	件										
				そ の 他	件										

※即報の場合は、被害額は省略することができるものとする

様式 4

人的被害・建物被害調

(災 害 発 生 年 月 日)
 (災 害 対 策 本 部 設 置 年 月 日)

月 日 時現在

区 分			人 的 被 害			住 家 の 被 害												計			非住家被害				被害金額													
			死 者	行 方 不 明	負 傷			全壊 (焼) 流失			半壊 (焼)			一部破損			浸 水						棟 数	世 帯 数		人 員	左に準じた主たる被害 (棟数)											
重 傷	軽 傷	人 員			棟 数	世 帯 数	人 員	棟 数	世 帯 数	人 員	棟 数	世 帯 数	人 員	床 上			床 下			全 壊	半 壊	床 上					床 下											
発(受) 信者氏名	日時	地区名																																				

様式 5

救 助 の 実 施 状 況

月 日 時現在

区 分		避 難 所		応急仮設住宅		炊き出し	飲 料 水		被 服 ・ 寝 具 等				医 療 及 び 助 産 救 出				応急修理	学 用 品		埋葬	遺体の検索・処理	障害物の除法					
月 日 時 分 発(受)	信(受)者氏名	月 日 時 分 現在	箇所数(箇所)	収容人員(人)	設置戸数(戸)	完成戸数(戸)	給食実人員(人)	対象人員(人)	給水車台数(人)	世帯数(世帯)	被服(点)	寝具(点)	その他(点)	衛 生 班		医 療 機 関		分べん者数(人)	救出人員(人)	行方不明(人)	対象数(世帯)	小学生(人)	中学生(人)	埋葬数(体)	処 理 数(体)	対 象 世帯数(世帯)	
														(班)	(人)	(機関)	(人)										

様式6

医療施設被害

月 日 時現在

被害施設名	被害の程度									被害金額 (千円)
	全壊	半壊	全焼	半焼	流失	浸水	その他			
	m ²									
計										

廃棄物処理、環境衛生施設、水道施設被害

月 日 時現在
(金額単位 千円)

区分 施設名	被害内容	被害額
計		

注 被害内容には上水道、簡易水道、井戸、汚物処理施設ごとに、かつその被害程度を記入する。

様式 8-1

水 稻 被 害 (水害)

月 日 時現在

地区名	作付面積 ha	被 害 面 積		被 害 減 収 量 t	単 価 円	被害額 千円	埋没・決壊		土 砂 流 入		冠 水						浸水被害面積 ha	被 害 農 家 戸 数		
		計 ha	うち被害率30%以上 ha				被害面積 ha	被害量 t	被害面積 ha	被害量 t	冠 水 期 間 ha							被害量 t	戸	うち被害率30%以上の被害農家戸
											1日未満	1～2日	3～4日	5～6日	7～7以上	冠水中				
◎	△	◎		△	△	△	()		()		◎	()	()	()	()	()		◎		△

- (注) 1 第1報(災害発生後直ちに報告)は、◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。
 2 冠水期間については、明確になった面積については期間区分し、その時点で冠水中の面積は「冠水中」として報告する。浸水については、水が引いたあとでも差し引かず、「浸水被害面積」として報告する。
 3 被害面積等の上段()には、被害率を記入する。
 4 被害様相は次の区分による。
 ① 埋没・決壊……………土砂が畦畔の高さを超えて堆積したもの及び耕土が流失したもの
 ② 土 入……………土砂の流入が畦畔の高さまで達しないもの
 ③ 冠 水……………稲が全部水中に没したもの
 ④ 浸 水……………水が畦畔の高さを越えて、かつ浸水には至らないもの

様式 8-2

水 稻 被 害 (潮風害, 干害, 霜害, 風雪害等)

月 日 時現在

地区名	作付面積 ha	被 害 面 積		被害減収量 t	単 価 円	被害額 千円	被 害 程 度 別 面 積 内 訳				減 収 量				被害農家戸数 戸	戸
		計 ha	うち被害率30%以上 ha				30%未満 ha	30～49% ha	50～69% ha	70%以上 ha	30%未満 t	30～49% t	50～69% t	70%以上 t		
◎	△	◎		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

(注) 第1報(災害発生後直ちに報告)は、◎のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式9

りんご特産果樹被害

月 日 時現在

地区名	栽培面積	災害の種類	種目	被害面積 ha	程度別				被害量			被害金額 千円	備考
					30%未満	30~49%	50~69%	70%以上	減収 t	品質低下			
					ha	ha	ha	ha		落果 t	樹上損傷 t		
◎	△	1. 水害 2. 風害 3. 雹害 4. 雪害 5. 凍霜害 ◎	① 園地浸水 ② 樹冠浸水 ③ 土砂堆積埋没 ④ 樹の流失 ⑤ 樹体損傷 ① 落果、樹上損傷 ② 樹体損傷 (裂開折損含む) ◎	本 ha 本 ha 本 ◎	△	△	△	△	△	△	△	1の①は樹冠下浸水をいう。従って被害面積欄のみに記入。 1の②は樹冠の浸水割合によって程度別を記入。 1の③の被害程度は次の区分により記入する。 地表から50cm ~ 30%未満 51cmから樹冠下 ~ 30~49% 樹冠の半分 ~ 50~69% 樹冠の半分以上 ~ 70%以上	
合計													
被害戸数					戸	戸	戸	戸					

品種別被害割合

(単位 %)

地区名	区分	つがる	陸奥	ジョナ	北斗	王林	ふじ	その他
	減収							
	落果							
	樹上損傷							

- (注) 1. 減収量：各被害種目毎の被害程度別面積×(減収率×10a 当たり生産量)
 2. 品質低下量：各被害種目毎の被害程度別面積×(品質低下率×10a 当たり生産量)
 3. 減収額：減収量×1t 当たり単価
 4. 品質低下額：品質低下量×1t 当たり損害単価
 5. 樹体損傷額：樹体損傷本数×被害損傷率×1 樹当たり樹体損傷額(果樹共済算定方式)
 6. 第1報(火災発生後直ちに報告)は、◎印のみ報告する。
 第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。
 確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式10

畑作、野菜、花き、一般果樹園被害

月 日 時現在

地区名	品目名	作型	被害程度別面積 (ha)				被害減収量 (t)					単価 (千円)	被害額 (千円)	備考
			計	30% 未満	30~ 49%	50~ 69%	70% 以上	計	30% 未満	30~ 49%	50~ 69%			
◎	◎	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
合計														

(注) 1 作型の欄には、栽培暦等を参考のうえ、春巻き栽培、夏まき栽培及び露地、マルチ等の区分を記入する。

備考欄には、被害の態様及び別に定めるもの以外については、被害減収量算定根拠を記入する。

2 第1報（災害発生後直ちに報告）は、◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告は、すべての欄に記入し報告する。

様式11

果樹類樹体被害

月 日 時現在

地区名	樹種名	被害程度別面積 (ha)				単価 (円)	被害額 (千円)	備考
		30%未満	30~69%	70%以上	計			
◎	◎	△	△	△	◎	△	△	
合計								

(注) 1 被害額は、樹体損傷面積×被害損傷率×10a 当たり樹体損傷額（農畜産業用固定資産評価標準）－農林水産省－により算出する。

2 第1報（災害発生後直ちに報告）は、◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告は、すべての欄に記入し報告する。

様式12-1

畜産関係被害(家畜、畜産物等)

月 日 時現在

区分 地区名										備考
	被害数量 (頭羽数等)	単価 (円)	被害額 (千円)	被害数量 (頭羽数等)	単価 (円)	被害額 (千円)	被害数量 (頭羽数等)	単価 (円)	被害額 (千円)	
◎	◎ ()	△	△	◎ ()	△	△	◎ ()	△	△	
合計										

(注) 1 区分欄には乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬、綿羊、配合飼料、牧乾草、購入粗飼料、牛乳、卵等を記入。

被害数量欄の()内には個所数を記入し、備考欄には被害態様等を記入。

2 第1報(災害発生後直ちに報告)は、◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式12-2

畜産関係被害(牧草、飼料作物等)

月 日 時現在

地区名	品目名	被害の模様		被害程度別面積 (ha)					被害減収量 (t)					単価 (千円)	被害額 (千円)	備考
				計	30% 未満	30~ 49%	50~ 69%	70% 以上	計	30% 未満	30~ 49%	50~ 69%	70% 以上			
◎	◎	内 訳	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
合計																

(注) 1 被害の態様の欄には、枯死、牧草腐敗、埋没、決壊、倒木、冠水、流失等の、被害の態様を記入し、この態様別に被害面積、被害減収量を記入する。

2 備考欄に箇所数等を記入する。

3 牧草については、成育時期により生産量が異なるため、年間生産量に対する生育時期別割合は、次の数値を参考とされたい。

牧草の年間収穫量に占める生育時期別割合 1番草 50% 2番草 30% 3番草 20%

4 第1報(災害発生後直ちに報告)は、◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告は、すべての欄に記入する。

様式13-1

農業関係共同利用施設被害（農業協同組合及び同連合会所有のもの）

月 日 時現在
（金額単位 千円）

種類名	被害施設名	全 壊		大 破		中 破		小 破		計		備 考
		件数等	被害額									
◎	()											
	()											
	()											
	()											
	計									◎	△	
◎	()											
	()											
	()											
	()											
	計									◎	△	
合 計												

- (注) 1 種類名には「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「自然牧野」「一般施設」等の別を記入する。
 2 被害施設名欄の下段()内には所有者名を記入する。
 3 件数等には、件数・棟数・台数・㎡数等を記入する。
 4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については「農業関係被害の算定基準等」を参照。
 5 「件数等」には被害面積も記入する。
 6 第1報（災害発生後直ちに報告）は、◎印のみ報告する。第2報以降は把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告は、すべての欄に記入し報告する。

農業関係共同利用施設被害（その他の所有のもの）

月 日 時現在
(金額単位 千円)

種類名	被害施設名	全 壊		大 破		中 破		小 破		計		備 考
		件数等	被害額									
◎	()											
	()											
	()											
	()											
	計									◎	△	
◎	()											
	()											
	()											
	()											
	計									◎	△	
合 計												

- (注) 1 種類名には「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「自然牧野」「一般施設」等の別を記入する。
 2 被害施設名欄の下段()内には所有者名を記入する。
 3 件数等には、件数・棟数・台数・㎡数等を記入する。
 4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については「農業関係被害の算定基準等」を参照。
 5 「件数等」には被害面積も記入する。
 6 第1報(災害発生後直ちに報告)は、◎印のみ報告する。第2報以降は把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告は、すべての欄に記入し報告する。

様式14

農業関係非共同利用施設被害

月 日 時現在
(金額単位 千円)

(地方公共団体施設被害についても本様式をもってすること)

種類名	被害施設名	全 壊		大 破		中 破		小 破		計		備 考
		件数等	被害額									
◎	()											
	()											
	()											
	()											
	計									◎	△	
◎	()											
	()											
	()											
	()											
	計									◎	△	
合 計												

- (注) 1 種類名には「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「自然牧野」「一般施設」等の別を記入する。
 2 被害施設名欄の下段()内には所有者名を記入する。
 3 件数等には、件数・棟数・台数・㎡数等を記入する。
 4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については「農業関係被害の算定基準等」を参照。
 5 「件数等」には被害面積も記入する。
 6 第1報(災害発生後直ちに報告)は、◎印のみ報告する。第2報以降は把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告は、すべての欄に記入し報告する。

様式15

農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品被害

月 日 時現在
(金額単位 千円)

	種 類	数 量	単 位	単 価	被 害 額	備 考
生産 資材	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	計	◎			△	
そ の 他	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	計	◎			△	
合 計						

- (注) 1 在庫品とは、農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有または管理するものをいう。
 2 「種類」欄の()内には、農協等名を記入する。
 3 備考欄には被害の態様等を記入する。
 4 第1報(災害発生後直ちに報告)は、◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告は、すべての欄に記入し報告する。

様式16

農地、農業用施設関係被害

月 日 時現在
(単位 千円)

地区名	被害報告額	左 の 内 訳																				備考	
		農 地			農 業 用 施 設																		
		箇所	面 積 (ha)	金 額	頭 首 工		水 路		溜 池		揚 水 機		橋 梁		道 路		堤 防		農地保全		施設小計		
箇所	金 額				箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	
計																							

林業関係被害（林産関係）[概況、確定報告]

年 月 日 時現在

災害名

(金額単位 千円)

区分 地区名	林産施設等						林産物等						計			
	林産施設		苗畑施設		小計		林産物		種苗		林産物間接被害		小計		数量	損害額
	数量	損害額	数量	損害額	数量	損害額	数量	損害額	数量	損害額	数量	損害額	数量	損害額		
深 浦 町																
合計																

- (注) 1 「数量」欄には、被害の箇所数、面積等を記入する。
 2 「林産施設」被害とは、木材倉庫、貯水場、木材加工施設、木炭加工施設、わさび、しいたけ等育成・加工施設等の全壊、半壊等をいう。
 3 「苗畑施設」被害とは、畑地流出、畑地埋没、灌水施設破損、堆肥舎倒壊等をいう。
 4 「林産物」被害とは、立木、素材、製材等の木材被害、薪炭原木・木炭等の薪炭被害、わさび・しいたけ等の特用林産物被害と利用伐期令級未満の造林地被害の合計をいう。
 5 「苗畑」被害欄には、樹種・面積・本数（千本、年生）を記入する。
 6 「林産物間接被害」とは、道路の決壊、橋梁の破損、その他により運搬が不能となって滞貨した林産物等（木材・薪炭・特用林産物）をいう。

様式 17-2

林業関係被害（治山関係）〔速報、概況、確定報告〕

年 月 日 時現在

災害名

(金額単位 千円)

区分 地区名	林地				施設等								林野火災			備考		
	崩壊地		地すべり		海岸		治川		地すべり		小計		林道		件数		面積	被害額
	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額				
深 浦 町																		
	計	箇所 ha		箇所 ha		箇所 (M) ha		箇所 (M) ha		箇所 (M) ha		箇所 (M) ha		路線 箇所 ha		件	ha	

様式18

水産業関係被害

月 日 時現在
(金額単位 千円)

区分 地区名	水産業関係施設被害																			
	共同利用施設			非共同利用施設			地方公共団体施設			漁 船										
	施設名	数量	金額	施設名	数量	金額	施設名	数量	金額	規 模	減 失		大 破		中 破		小 破		計	
											隻数	金額	隻数	金額	隻数	金額	隻数	金額	隻数	金額
										無 動 力										
										動 力	5トン未満									
										5トン以上										
計																				

漁具・資材									(A) 施設等被害計	(B)水産物被害			(C)組合在庫品被害			(D)=(B)+(C) 水産物等被害計	水産業関係被害計 (A)+(D)
種類	数量	金額	種類	数量	金額	堆積物の種類	数量	金額		種類	数量	金額	種類	数量	金額		

様式19

海岸、漁港施設被害

月 日 現在

区分 漁港名	漁港施設			海岸			合計
	被災施設	延長 m	金額 千円	被災施設	延長 m	金額 千円	
計				計			

様式20

商工業、観光施設被害

月 日 時現在
(金額単位 千円)

区分 施設名	被害内容	被害額
計		

(注) 被害内容には、鉱山、商店、事業所ごとにかつその程度を記入すること。

様式21

土木施設被害(国、県、町別)

月 日 時現在
(金額単位 千円)

区分	被害箇所数	被害金額	主たる被害箇所及び内容
河川			
海岸			
砂防			
道路			
橋梁			
港湾			
下水道			
合計			

(注) 主たる被害箇所及び内容欄には被害箇所、河川名、路線名等区間及び延長等を概略記載すること。

様式22

文教関係被害

月 日 時現在
(金額単位 千円)

区分 地区名	児童・生徒(教職員・事務職員)被害					教科書被害	学校施設										社会教育施設				被害合計金額				
	死亡	行方不明	重傷	軽傷	計		幼稚園		小学校		中学校		高校		大学		各種学校		社会教育施設			社会体育施設		文化財	
							園数	金額	校数	金額	校数	金額	校数	金額	校数	金額	校数	金額	校数	金額		施設数	金額	施設数	金額
計																									

様式23

福祉施設被害

月 日 時現在
(金額単位 千円)

福祉施設種別	被害施設名	設置主体	建物延面積	被災延面積	被害の程度の内容	被害金額
計						

様式24

その他の公共施設被害

月 日 時現在
(金額単位 千円)

区分 施設名	被害内容	被害額
計		

深 第 号
年 月 日

青森県知事 殿

深浦町長

㊟

災 害 発 生 報 告

年 月 日 時 分ころ発生した災害状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 災害発生の場所
- 2 災害発生の日時
- 3 原 因
- 4 被害状況調 (別紙1による外、被害地域及び附近の平面図並びに被害別による損害見積額「住家、家財、被服、寝具、その他生活必需品に区分」を添付すること。)
- 5 応急対策及びとった処置
- 6 復 旧 対 策
- 7 世帯別被害等調査票 (別紙2)

被害状況調査

(年 月 日 時 現在)

人的被害	死者			
	行方不明			
	負傷	重傷		
		軽傷		
		小計		
計				
住家の被害	棟数	全壊、全焼及び流失		
		半壊及び半焼		
		一部破損		
		床上浸水		
		床下浸水		
	世帯数及び人員	全壊、全焼及び流失	世帯	
			人員	
		半壊及び半焼	世帯	
			人員	
		一部破損	世帯	
			人員	
		床上浸水	世帯	
	人員			
	床下浸水	世帯		
人員				
非住家の被害				
国有林材減額譲渡措置	木材所要数量	立方メートル		
	申請数量	立方メートル		
	譲渡数量	立方メートル		

[注] 1 棟（むね）とは、一つの建築物をいうものであること。

なお、主屋に、主屋よりも延面積の小さい附属建築物が付着している場合は1棟とし、渡り廊下の場合等、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の付属物とみなすものである。

2 国有林材の減額譲渡措置欄は、災害にかかり、応急仮設住宅設置にあたり、その減額措置を受けた場合のみ記載すること。

深 第 号
平成 年 月 日

青森県知事 殿

深浦町長 ㊟

災害決定報告について

令和 年 月 日 時 分頃発生した 災害について、
その被害状況を下記のとおり報告します。

記

1 災害発生の日時及び場所

- (1) 日時 令和 年 月 日 時 分
- (2) 場所

2 災害の原因及び災害の概要

3 被害状況調

(1) 人的被害及び住家の被害

人的被害					住家の被害														非住家の被害(棟)					
死者	行方不明	負傷			計	棟数					世帯数及び人員													
		重傷	軽傷	小計		全流焼(焼失)	半壊(焼)	一部破損	床下浸水	床上浸水	全壊(焼)流失		半壊(焼)		一部破損		床上浸水			床下浸水				
											世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員		世帯	人員			

(2) 世帯構成員別被害状況

区分		世帯構成員別										計	小児		中生		
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人世帯	七人世帯	八人世帯	九人世帯	十人世帯		学 校 童	学 校 徒			
世帯数	全焼(焼)流失																
	半壊(焼)																
	床上浸水																
人員	全焼(焼)流失																
	半壊(焼)																
	床上浸水																

4 すでにとった措置及びとろうとする措置

5 救助の種類別実施状況

(1) 避難所設置状況

月 日 時 分から 月 日 時 分まで 日間次の カ所に
 避難所を設置し延べ 人を収容し 月 日 時 分をもって閉鎖した。

避難場所	月 日	月 日	月 日	計
計				

(2) 炊出し実施状況

月 日より 公民館ほか カ所で延 名に対し、延 食の炊出しを
 実施した。

実施場所〇〇カ所

小学校

公民館

月 日
 朝食 }
 昼食 } 計 食
 夕食 }

月 日
 朝食 }
 昼食 } 計 食
 夕食 }

延 人

延 人

6 救助費概算額

区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 救 助 費		円	円	
(1) 収容施設給与費 避難所設置費 仮設住宅設置費	延 戸			
(2) 炊出しその他による 食品の給与費 炊出し費 その他食品給与費	延 人 延 入 延 人			
(3) 飲料水供給費				
(4) 被服寝具その他 生活必需品給与費 全壊（焼）流失分 半壊（焼）床上浸水分	世帯 世帯			
(5) 医療及び助産 医療費 助産費	延 人 延 人 延 人			
(6) 被災者救出費	世帯			
(7) 住宅の応急修理費	世帯			
(8) 生業資金貸与費				
(9) 学用品給与費 イ 教科書代 小 学 生 中 学 生 ロ その他学用品費 小 学 生 中 学 生	人 人 人 人 人 人			
(10) 埋 葬 費 大 人 小 人	体 体 体			
(11) 遺 体 捜 索 費	体			
(12) 遺 体 処 理 費 一 時 保 存 料 検 索 料				
(13) 障 害 物 撤 去 費				
(14) 輸 送 費				
(15) 人 夫 費				
(16) 実 費 弁 償 費				
2 事 務 費				
合 計				

7 その他必要事項

青森県知事 殿

深 第 号
平成 年 月 日

深浦町長

㊟

災害救助費市町村交付金交付申請書について

このことについて、次により市町村交付金を交付されたく関係書類を添えて申請いたしますので
よろしくお取り計らい願います。

記

1 申請金額 ¥ _____

2 災害の内容 年 月 日発生した 災害

3 添付書類

- (1) 請求書
- (2) 災害救助費総額内訳書
- (3) 事項別内訳書

別紙1

深 第 号
平成 年 月 日

青森県知事 殿

深浦町長 ⑩

請 求 書

¥ _____

ただし、 年 月 日発生した 災害に係る災害救助の実施に
要した費用として、別紙のとおり関係書類を添えて請求いたします。

別紙2

災害救助費総額内訳書

救助の種類	実支出額	算定基準額による算定額	事務費 実支出額	事務費 算定基準額	算定基準額 合 計	備 考
避難所設置費						
応急仮設 住宅設置費						
炊出し費						
飲料水供給費						
輸 送 費						
事 務 費						
救 済 用 物 資						
合 計						

事務費内訳書

費用	金額	備考
	円	
計		

- [注] 1 費目は、予算費目によるものとする事。
 2 旅費、時間外勤務手当及び通信費は、別紙明細書を添付すること。
 3 別紙明細書備考欄には、それぞれの救助種目名を記載しておくこと。

別紙1

旅 費 明 細

深 浦 町

旅行者氏名	旅行期間	用務地	金額	備考
			円	

別紙2

時 間 外 勤 務 手 当

深 浦 町

勤務年月日	従事者氏名	金額	備考
		円	

別紙3

通 信 費 明 細

深 浦 町

通信月日	通話先	金額	備考
		円	

班 名

救 助 実 施 記 録 日 計 票

救助の 種類	避	炊	水	救出
	修 理	学	死 搜	死 処
	障			

責任者（町職員）

㊟

地区の代表者

㊟

No. _____

年 月 日 時 分

員 数 (世 帯)

品 目 (数量金額)

受 入 先

払 出 先

場 所

方 法

法 事

様式30

救助の種目別物資受払状況

救助の種目別	年月日	品名	単位	摘要	受	払	残	備考
避難所用								
炊出しその他による 食品給与用								
給水用機械器具 燃料浄水用薬品資材								
被服寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用 機械器具燃料								
燃料及び消耗品								

- [注] 1 「摘要」欄に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物資等において、県よりの受入分及び町調達分がある場合にはそれぞれの別に受、払、残の計及び金額を明らかにしておくこと。
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。
 なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

様式31

避難所設置及び収容状況

避難所の名称	種別	開設期間 月日～ 月日	実人員 人	延人員 人	物品使用状況		実支出額 円	備考
					品名	数量		
計	既存建物 野外仮設 天幕							

- 注 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名、及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式 3 2

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保発令報告書

		深	第	号
		年	月	日
青森県知事	殿			
		深浦町長		印
災害対策基本法第 60 条の規定に基づき、次のとおり〇〇〇〇〇〇〇〇の発令をしたので報告する。				
1 災害等の規模及び状況				
2 避難を指示した日時				
3 指示した地域				
4 対象世帯数及び人員				
5 避難所開設予定箇所数				
6 そ の 他				

様式 3 3

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保解除報告書

		深	第	号
		年	月	日
青森県知事	殿			
		深浦町長		印
災害対策基本法第 60 条の規定に基づき、発令した〇〇〇〇〇〇〇〇を次のとおり解除したので報告する。				
1 〇〇〇〇〇〇〇〇を解除した日時				

様式34

避難所開設報告書

	深 第 号 年 月 日
青森県知事 殿	
	深浦町長 ⑩
○○災害に伴う避難所の開設状況について、次のとおり報告する。	
避難所開設の日時	
場所及び箇所数	
収容世帯数及び人員	
開設期間の見込み	
その他の	

様式35

避難所閉鎖報告書

	深 第 号 年 月 日
青森県知事 殿	
	深浦町長 ⑩
○○災害に伴う避難所を次のとおり閉鎖したので報告する。	
避難所の閉鎖した日時	
場所及び箇所数	
収容世帯数及び人員	
開設期間	
その他の	

様式36

避難所 日 誌

		避難所名	
月 日	記 事		責任者認印

様式37

避難所 収 容 者 名 簿

				避難所名		
氏 名	性 別	年 齢	住 所	収容期間		計
				自月日	至月日	日間

様式38

避難所 従 事 者 勤 務 状 況

			避難所名			
職 名	氏 名	所 属	到 着		退 出	
			月 日	時 分	月 日	時 分

様式42

給食者名簿

給食年月日	給食区分	給食対象者			給食数	備考
		世帯主氏名	世帯員数	住所		
計						

様式43

飲料水の供給簿

供給月日	対象人員	給水用機械器具							支出済額	備考	
		名称	借上			修繕					燃料費
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	故障の概要			

- [注] 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
 2 「故障の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

様式44

世帯構成員別被害状況

区分		年 月 日現在										計	小学校	中学校	
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯				
世帯	全壊(焼)・流失														
	半壊(焼)														
	床上浸水														
人	全壊(焼)・流失														
	半壊(焼)														
	床上浸水														

様式45

物資供給(貸与)受領簿

住宅被害 程度区分		給(貸)与の基礎 となった世帯 構成人員		(男 人) 人 (女 人)
--------------	--	----------------------------	--	---------------------

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

平成 年 月 日

住 所
世帯主氏名

印

給与年月日	品 名	数 量	備 考

(注) 被災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給(貸)与された物資の受領年月日とすること。

様式46

物資の給与状況

住家被害 程度区分	世帯主氏名	基礎となった 世帯構成人員	給与月日	物資給与の品名			実支出額	備考
				布団	毛布		
		人	月 日			円	
							
計	全壊	世帯					
	半壊	世帯					

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者氏名

- [注] 1 住家の被害程度に、全壊（焼）・流失又は半壊、床上浸水の別を記入すること。
 2 「物資給与の品名」欄に数量を記入すること。

様式47

	深 第 号 年 月 日
青森県知事 殿	
	深浦町長 (印)
災害救助法による応急仮設住宅設置供与申請 (住宅の応急修理) について	
平成 年 月 日の火災（水害）により全壊（全焼）（流失）（半壊）（半焼）した被災者のうち別紙の者は、みずからの資力では住宅を得ることができない者（みずからの資力では住宅の応急修理をすることができない者）でありますから関係書類を添えて申請します。	
[注] 関係書類は別紙様式（調書）によること。	

別紙1

応急仮設住宅設置供与を必要とする者の調書

設置供与を必要とする世帯主氏名	年令	職業	世帯人員	被災前の資産状況				収入状況	設置供与を必要とする理由	立退先の状況
				宅地	畑	山原 林野	家屋			

別紙2

応急仮設住宅敷地予定調書

設置供与を必要とする世帯主氏名	敷地予定地					その他参考事項
	地番	地目	地積	土地所有者氏名	抵当権設定有無	

別紙3

住宅の応急修理を必要とする者の調書

住宅の応急修理を必要とする世帯主氏名及び住所	年令	職業	世帯人員	修理を必要とする箇所	被災前の資産状況				その他参考事項
					宅地	畑	山原 林野	家屋	

様式48

	深 第 号 年 月 日
青森県知事 殿	深浦町長 ㊟
着 工 届	
1 工 事 名 2 建 築 戸 数 3 着 工 年 月 日	災害救助法による応急仮設住宅建築工事 棟 戸 建 棟 } 計 棟 戸 棟 戸 建 棟 }
上記のとおり着工したのでお届けします。	

- [注] 1 着工後5日以内に届出すること。
 2 住宅の応急修理も上記に準じて届出すること。

様式49

	深 第 号 年 月 日
青森県知事 殿	深浦町長 ㊟
竣 工 届	
1 工 事 名 2 建 築 戸 数 3 工 事 場 所 4 竣 工 年 月 日 5 工 事 費	災害救助法による応急仮設住宅建築工事 棟 戸 建 棟 } 計 棟 戸 棟 戸 建 棟 }
上記のとおり着工したのでお届けします。	

- [注] 1 竣工後5日以内に届出すること。
 2 住宅の応急修理も上記に準じて届出すること。

様式50

		深	第	号
		年	月	日
青森県知事	殿			
		深浦町長		印
	引	渡	書	
1	工	事	名	災害救助法による応急仮設住宅建築工事
2	設	置	場	所及び戸数
3	構	造	及	び面積
4	竣	工	年	月日
5	引	渡	年	月日
	上記のとおりでありますから、引き渡しいたします。			

様式51

		深	第	号
		年	月	日
青森県知事	殿			
		深浦町長		印
	請	求	書	
	¥	_____		
	ただし、応急仮設住宅設置の概算金として			
	上記のとおり請求します。			

[注] 上記請求書は、応急仮設住宅設置及び住宅の応急修理のため概算交付を必要とする場合に用いるものであること。

深 第 号
年 月 日

青森県知事 殿

深浦町長

印

請 算 書

科 目	実支出済額	県費受入額	差引過不足額	摘 要
応急仮設住宅 (住宅の応急修理)				工事費 円 事務費 円

上記のとおり精算いたしました。

〔注〕 精算書には、請負による見積書（写）、工事請負契約書（写）並びに設計書及び設計図のほか別紙 1 及び 3（入札を行った場合）の書類を添付すること。

別紙 1

工 事 費 及 び 事 務 費 内 訳 書

深 浦 町

科 目	経 費	算 定 基 礎
工 事 名 基 礎 工 事 木 工 事 屋 根 工 事 建 具 工 事 手 間 工 事 諸 経 費 事 務 費 設 計 料 旅 費 通 信 費 消 耗 品 費	円	
計		

別紙2

年 月 日 執行			入 札 執 行 者			立 会 人	
開 札 一 覧 表							
工事名 災害救助法による応急仮設住宅工事				施 工 地 域	深浦町大字 字 番地		
予定価格 一金		円也					
保 証 金	入札者氏名	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	備 考		

様式53

応急仮設住宅台帳

深浦町

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
										円	
~~~~~											
計	世帯										

- [注] 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置場所を明らかにした簡単な図面を作成し、添付すること。  
 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。  
 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建築したところの住所を記入すること。  
 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。  
 5 「敷地区分」欄は、公私有地別とし、有償無償の別をも明らかにすること。  
 6 「備考」欄は、入居時における経過を明らかにしておくこと。

様式54

住宅応急修理記録簿

深浦町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
			円	
~~~~~				
計	世帯			

[注] 別添として見取図を添付すること。

様式55

救護班活動状況

救護班

班長：医師 氏名

Ⓧ

月日	場所	患者数	措置の概要	遺体検案数	修繕費	備考
		人		人	円	
~~~~~						
計						

[注] 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。



様式59

障害物除去の状況

深浦町

住家被害 程度区分	氏名	除去に要 した期間	実支出額	除去を要する 状態の概要	備考
			円		
計	半壊(焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			

様式60

障害物除去関係物資受払状況

年月日	品名	単位	摘要	受	払	残	備考

- [注] 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。  
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。

様式61

奉仕団の協力要請書

殿	深 第 号 年 月 日  深浦町長
⑩	
○○災害の救助活動に次により御協力を要請します。	
要 請 の 理 由	
作 業 場 所	
作 業 内 容	
所 要 人 員	
従 事 期 間	
集 合 場 所	

様式62

奉仕団の活動状況記録簿

奉仕団名称		報告班名		
月日	奉仕期間	奉仕者氏名	作業内容	備考

様式63

人夫斡旋要請書

深 第 号  
 平成 年 月 日

五所川原公共職業安定所長 殿

深浦町長 ⑩

〇〇災害の救助活動の従事者を次により斡旋方をお願いします。

要 請 の 理 由	
作 業 場 所	
作 業 内 容	
所 要 人 員	
従 事 期 間	
集 合 場 所	

様式 6 4

人 夫 雇 上 台 帳

救助種目名

深 浦 町

住 所	氏 名	年 齢	日 額	月 分						基 本 賃 金		割 増 賃 金		計	備 考	
				日	日	日	日	日	日	日 数	金 額	時 間	金 額			
計	人															

- 〔注〕 1 本台帳は、救助種目ごとに作成すること。  
 2 各日別就労状況は、1日就労したものは上覧に「1」と表示し、時間外勤務に従事させた場合は、その時間数を下欄に記入しておくこと。

様式65

遺体の捜索状況記録簿

深浦町

年 月 日	捜 索 人 員	捜 索 用 機 械 器 具							実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上 料		修 繕 費			燃 料 費		
			数 量	所 有 者 (管理 者) 氏 名	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費			
~~~~~										
計										

- [注] 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、借上費は、「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式66

遺 体 捜 索 の 協 力 要 請 書

深 第 号
年 月 日

殿

深浦町長 ㊟

遺体捜索の協力方について（要請）

〇〇災害により、次の者が貴市（町村）へ漂着していると推定されるので、その捜索について協力を要請します。

遺体が漂着していると推定される地域						
死者の氏名等	氏 名		性 別	男	年 齢	才
				女		
	着衣・持物等					
	死者の特徴等					
その他の参考となる事項						
当町への連絡先						

様式 6 7

遺 体 処 理 台 帳

深 浦 町

処 理 年月日	遺体発見の 日時及び場所	死 亡 者			遺 族			洗 浄 等 の 処 理			遺体の 一 時 保管料	検索料	実 出	支 額	備 考
		氏 名	氏 名	死亡者との 関 係	氏 名	死亡者との 関 係	品 名	数 量	金 額	品 名					
											円	円	円	円	
〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰
計		人													

様式 6 8

埋 火 葬 台 帳

深 浦 町

死 亡 年月日	埋火葬 年月日	死 亡 者		埋火葬を行った者		洗 浄 等 の 処 理				備 考	
		氏 名	年 齢	死亡者との 関 係	氏 名	棺 (付属品 を含む)	埋葬又は 火 葬 科	骨 箱	計		
〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰	〰〰〰〰〰
計		人									

- [注] 1 埋火葬を行った者が町長である場合は、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 町長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。

様式 6 9

学 用 品 給 与 調

深 浦 町

区 分 学 校 名	全壊（焼）流出				半壊（焼）床上浸水				計				合計
	児 童 生 徒	教 科 書	児 童 生 徒	文 房 具 学 品 通 用	児 童 生 徒	教 科 書	児 童 生 徒	文 房 具 学 品 通 用	児 童 生 徒	教 科 書	児 童 生 徒	文 房 具 学 品 通 用	
小学校													
小学校													
小学校													
小 計													
中学校													
小 計													
小 中 学 校 合 計 校													

様式 7 0

学 用 品 購 入 計 画 書

学校名 区 分			全壊（焼）、流失				半焼（焼）床上浸水			合 計		備考
			児 童 生 徒	数 量	金 額	児 童 生 徒	数 量	金 額	数 量	金 額		
学年	品名	単価										

様式 7 2

学用品給与対象者調

保護者の 被害区分	児童 (生徒) 氏名	保護者 氏名	調 査 月 日	給与品の内訳						支出予定額	備 考
				教 科 書			そ の 他 学 用 品				
				国語	算数		鉛筆	ノート			
計	全壊(焼) 流失										
	半壊(焼) 床上浸水										

学用品の給与対象者は上記のとおりです。

平成 年 月 日

学校長

印

様式 7 3

輸 送 記 録 簿

輸 送 月 日	目 的	輸 送 区 間 (距離)	借 上 料			修 繕				燃 料 費	実支出額	備 考	
			使用車両等		金 額	故障車両等		修 理 月 日	修 繕 費				故障の 概 要
			種 類	台 数		名 称 番 号	所 有 者 氏 名						

- [注] 1 「目的」欄、主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 県又は町有の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

深浦町地域防災計画

【資料編】

令和7年3月作成

編集発行 深浦町防災会議

事務局 深浦町総務課

〒038-2324 青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢 84 番地 2

TEL 0173-74-2111 FAX 0173-74-4415

<http://www.towm.fukaura.lg.jp/>

